

平成 25 年度

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業  
(平成 24 年度第二次) 運営業務 (中国四国地方)

報 告 書

請負者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

平成 26 年 3 月

環境省中国四国地方環境事務所

平成 25 年度環境省請負業務報告書

「平成 25 年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業  
(平成 24 年度第二次) 運営業務 (中国四国地方) 報告書」

平成 26 年 3 月 20 日

発注者 環境省中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部

連絡先 : 03-6733-1023 (電話)

## <目次>

### I 平成 24 年度第二次実証事業について

第 1 実証事業概要.....	1
1 実証事業の目的.....	1
2 対象市町の概要.....	2
3 実証事業の実施計画 .....	6
4 住民への広報・啓発について .....	10
第 2 実証事業結果.....	11
1 対象市町ごとの回収方法別の回収数量の概要.....	11
2 品目別の組成調査の結果概要.....	13
第 3 実証事業結果の考察.....	16

### II 鳥取県実証事業に関する報告

### III 山口県実証事業に関する報告

### IV 香川県実証事業に関する報告

(注) 鳥取県、山口県、香川県の各県実証事業に関する報告の目次は、それぞれ II、III、IVに記載。



## I 平成 24 年度第二次実証事業について



## 第1 実証事業概要

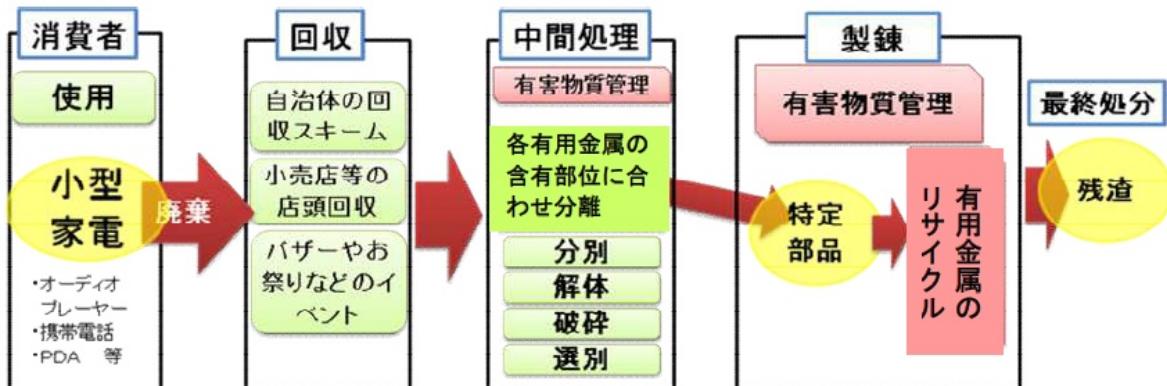
### 1 実証事業の目的

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成25年4月から施行されたことを受け、環境省、経済産業省及び地方公共団体においては、家庭より排出される使用済小型電子機器等(デジタルカメラ、ゲーム機等)の回収のための体制整備を順次行うこととしている。

このため、本事業は、住民から排出される使用済み小型電子機器等を効率的に回収する方法を検討することを目的とし、環境省で募集を行った「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(平成24年度第二次)において認定を受けた地域を対象として、実証事業を行ったものである。

また、本実証事業は、小型家電リサイクル法に基づくりサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定していることから、実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)を遵守するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び基本方針、使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引きに準用した運用を図った。

図表1 (参考) 小型電気電子機器の回収・中間処理・製錬のイメージ



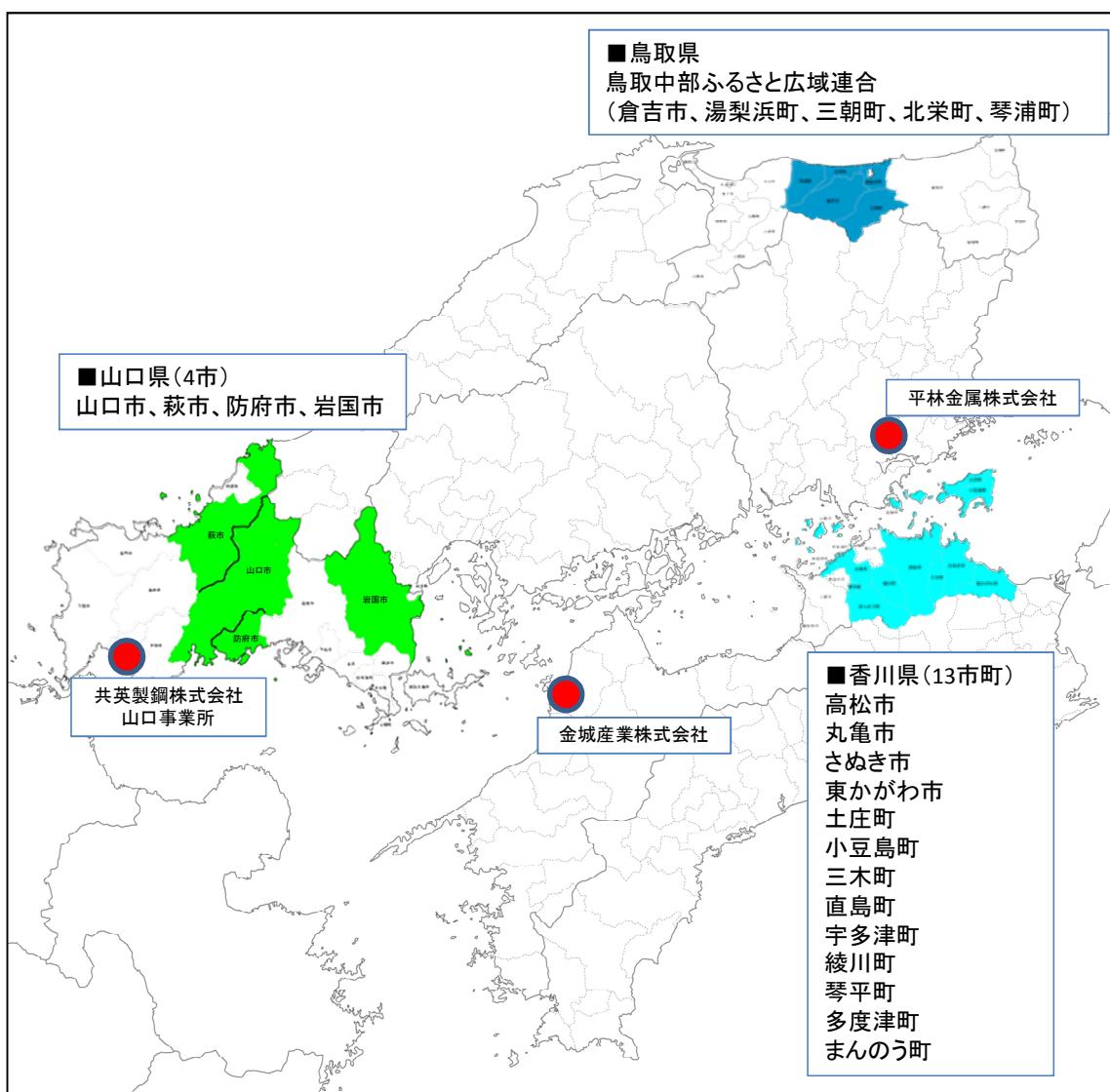
## 2 対象市町の概要

本実証事業は、鳥取県、山口県、香川県の3県で実施した。対象市町と中間処理事業者は以下の通りである。

- 鳥取県では、鳥取中部ふるさと広域連合（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、以上5市町）を対象に、中間処理事業者は平林金属株式会社（岡山県岡山市）の協力を得た。
- 山口県では、山口市、萩市、防府市、岩国市の4市を対象に、中間処理事業者は共英製鋼株式会社山口事業所（山口県山陽小野田市）の協力を得た。
- 香川県では高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の13市町を対象に、中間処理事業者は金城産業株式会社（愛媛県松山市）の協力を得た。

各市町と中間処理事業者の場所・立地状況は下記の通りである。

図表2 対象市町と中間処理事業者



## (1) 鳥取県

鳥取県では、鳥取中部ふるさと広域連合（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、以上 5 市町）を対象に、中間処理事業者は平林金属株式会社（岡山県岡山市）の協力を得た。

倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町の 5 市町合計の人口は約 10.5 万人、世帯数は約 3.7 万世帯である（図表 3）。

事業の実施期間は、平成 25 年 11 月 1 日より平成 26 年 2 月 28 日までとする。

図表 3 実証事業実施市町の人口・世帯数等（鳥取県）

		人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
鳥取県		577,857	214,083	3,507.31	164.8
1	倉吉市	49,508	18,180	272.15	181.9
2	三朝町	6,752	2,363	233.46	28.9
3	湯梨浜町	16,808	5,576	77.95	215.6
4	北栄町	14,998	4,843	57.15	262.4
5	琴浦町	17,870	5,849	139.92	127.7
上記、1 市 4 町合計		105,936	36,811	780.63	135.7

（注）人口・世帯数は鳥取県人口移動調査（平成 25 年 9 月 1 日）、面積は平成 24 年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より。人口密度は人口 ÷ 面積で算出。

図表 4 実証事業実施地域（鳥取県）



## (2) 山口県

山口県では、山口市、萩市、防府市、岩国市の4市を対象に、中間処理事業者は共英製鋼株式会社山口事業所（山口県山陽小野田市）の協力を得た。

4市合計の人口は約50.9万人、世帯数は約23.0万世帯である（図表5）。

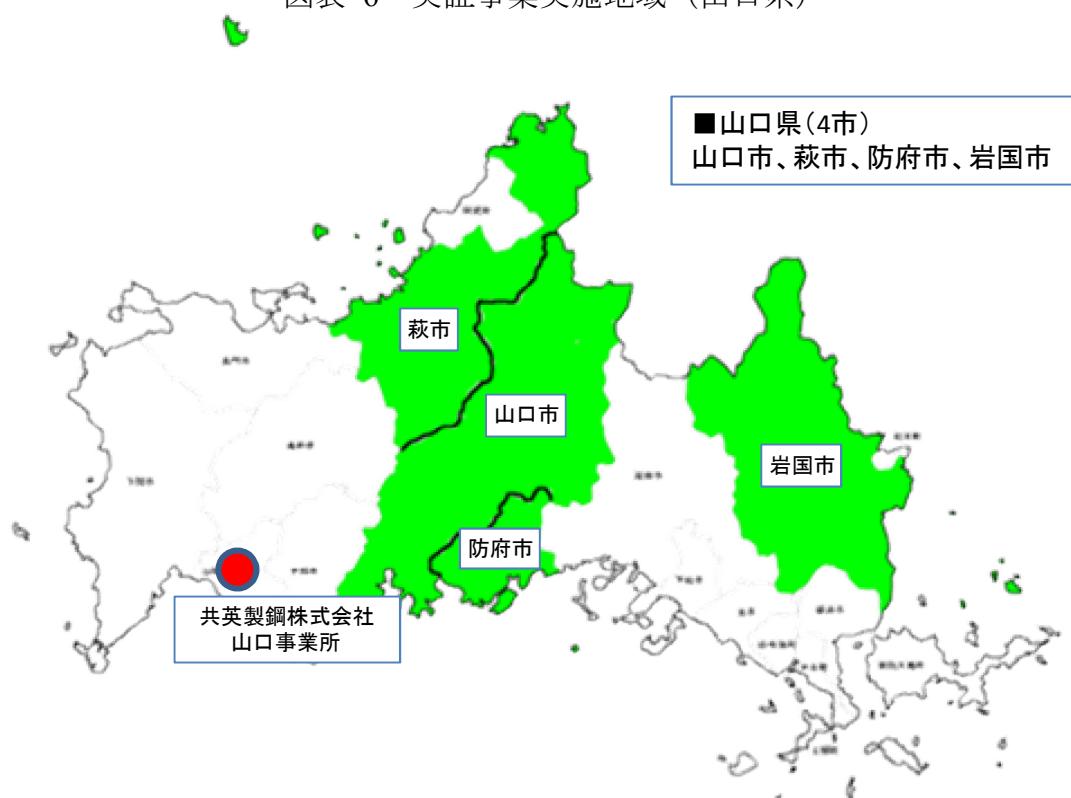
事業の実施期間は、平成25年11月1日より平成26年2月28日までとする。（ただし、防府市では、10月19日の愛情防府フリーマーケットよりイベント回収を実施、萩市のボックス回収は11月15日より開始。）

図表5 実証事業実施4市の人口・世帯数等（山口県）

自治体名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
山口県	1,447,499	654,718	6,114.13	236.7
1 山口市	194,640	85,249	1,023.31	190.2
2 萩市	52,909	24,209	698.79	75.7
3 防府市	117,897	53,710	188.59	625.1
4 岩国市	144,124	66,827	873.85	164.9
上記、4市合計	509,570	229,995	2,784.54	183.0

（注）住民基本台帳調査（総務省、平成25年3月31日現在）及び  
平成24年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）をもとに作成。

図表6 実証事業実施地域（山口県）



### (3) 香川県

香川県では高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の13市町を対象に、中間処理事業者は金城産業株式会社（愛媛県松山市）の協力を得た。

13市町の総人口は約77.2万人、世帯数は約31.6万世帯、人口密度は各市町によって差があるが平均すると $549.6\text{人}/\text{km}^2$ となっている（図表7）。

事業の実施期間は、平成25年10月1日より平成26年2月28日までとする。

図表7 実証事業実施市町の人口・世帯数等（香川県）

自治体名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
香川県	988,920	396,438	1,876.55	527.1
1 高松市	420,978	178,254	375.14	1,120.4
2 丸亀市	110,686	43,820	111.79	990.4
3 さぬき市	51,609	19,679	158.90	325.7
4 東かがわ市	32,579	12,835	153.35	213.0
5 土庄町	14,570	6,189	74.39	196.4
6 小豆島町	15,644	6,637	95.63	164.1
7 三木町	28,160	10,818	75.78	372.2
8 直島町	3,233	1,518	14.23	227.0
9 宇多津町	18,555	8,122	8.07	2,305.2
10 綾川町	24,090	8,492	109.67	220.2
11 琴平町	9,558	3,773	8.46	1,135.9
12 多度津町	23,280	9,283	24.34	956.5
13 まんのう町	18,809	6,528	194.33	97.0
上記、13市町合計	771,751	315,948	1,404.08	549.6

（注）香川県人口移動調査報告（平成25年1月1日現在）

図表8 実証事業実施地域（香川県）



### 3 実証事業の実施計画

使用済小型家電の回収は、「ボックス回収」「ピックアップ回収」「直接持ち込み回収」「イベント回収」の4つに大別される。市町別の回収方法を図表9に示す。

ボックス回収は21市町（鳥取県5市町、山口県4市、香川県12市町）、ピックアップ回収は8市町（鳥取県5市町、山口県2市町、香川県1町）、直接持ち込み回収は7市町（鳥取県5市町、香川県2市町）、イベント回収は4市町（鳥取県1町、山口県2市、香川県1市）で実施する。

図表9 市町別の回収方法

鳥取中部ふるさと 広域連合（5市町）	ボックス回収	ピックアップ 回収	直接持ち込み 回収	イベント回収
1 倉吉市	●	●	●	
2 三朝町	●	●	●	
3 湯梨浜町	●	●	●	
4 北栄町	●	●	●	●
5 琴浦町	●	●	●	
鳥取県実施市町数	5	5	5	1
山口県4市	ボックス回収	ピックアップ 回収	直接持ち込み 回収	イベント回収
1 山口市	○			
2 萩市	●	●		
3 防府市	○			○
4 岩国市	○	○		○
山口県実施市数	4	2	0	2
香川県13市町	ボックス回収	ピックアップ 回収	直接持ち込み 回収	イベント回収
1 高松市	○			
2 丸亀市	●		●	●
3 さぬき市	○			
4 東かがわ市	○			
5 土庄町	○			
6 小豆島町	○			
7 三木町	○			
8 直島町		○		
9 宇多津町	●			
10 綾川町	○			
11 琴平町	○			
12 多度津町	○		○	
13 まんのう町	○			
香川県実施市町数	12	1	2	1

(注1) ●印：制度対象品目を中心に回収対象品目を選定

○印：特定対象品目を中心に回収対象品目を選定

(注2) 詳細は、各県報告書を参照のこと。

## (1) 鳥取県

回収方法は大別して4つの方法で行う。ボックス回収は60箇所、ピックアップ回収、直接持ち込み回収はほうきリサイクルセンター1箇所で行う。イベント回収はそれぞれの実施場所で行う。いずれの市町でもちらし等を用いて、個人情報を消去した上で排出を促し、また携帯電話破壊工具を用いての物理的な破壊も行う。

本実証事業においては、施行令第1条に定められた制度対象品目28品目を基本に回収を行う。

### ○ボックス回収

鳥取県中部地域の住民が、公共施設、鳥取県中部地域の家電量販店等に設置した回収ボックスに小型電子機器等を直接持ち込む。

### ○ピックアップ回収

鳥取県中部市町のごみ収集委託業者が市町ごみステーションに出された不燃性粗大ごみを収集し、ほうきリサイクルセンターへ運搬する。ピックアップ回収委託業者がほうきリサイクルセンターのプラットホームで不燃性粗大ごみから小型電子機器等をピックアップにより回収する。

### ○直接持ち込み回収

鳥取県中部地域の住民がほうきリサイクルセンター敷地内に設置した回収ボックスに小型電子機器等を直接持ち込む。回収ボックス内の小型電子機器等は、ほうきリサイクルセンター運転管理委託業者が回収する。

### ○イベント回収

住民への普及啓発を兼ねて鳥取県中部地域で開催される各種イベントに回収ボックス（ボックス回収用と同じもの）を設置し、イベント参加者が持参した小型電子機器等を回収する。

図表 10 市町別の回収方法（鳥取県）

自治体名		ボックス回収	ピックアップ回収	直接持ち込み回収	イベント回収
1	倉吉市	○	○	○	
2	三朝町	○	○	○	
3	湯梨浜町	○	○	○	
4	北栄町	○	○	○	○
5	琴浦町	○	○	○	
実施市数		5	5	5	1

## (2) 山口県

回収方法は大別して3つの方法で行う。ボックス回収は4市(71箇所)、ピックアップ回収は萩市、岩国市の2市、イベント回収は4市で実施する。いずれの市でもちらし等を用いて、個人情報を消去した上での排出を促し、また山口市においては携帯電話破壊工具を用いての物理的な破壊も行う。

本実証事業においては、施行令第1条に定められた28品目およびガイドラインに示された特定対象品目を基本とし、各市が複数品目を選定する。

具体的には、山口市、防府市、岩国市がガイドラインに示された特定対象品目を基本として設定しており、萩市が施行令第1条に定められた制度対象品目28品目を基本として設定している。

### ○ボックス回収

4市で実施。小型家電の回収ボックスを設置し、投入された小型家電を定期的に回収する。主に公的施設に設置する。なお、盗難防止措置及びごみ等投入抑止措置を施す。設置箇所は合計71箇所。

### ○ピックアップ回収

萩市、岩国市の2市で実施。収集したごみから、小型家電のピックアップ作業を実施する。

### ○イベント回収

防府市、岩国市で実施。各種イベントにおいて、小型家電を回収する。

図表 11 市別の回収方法（山口県）

自治体名		ボックス 回収	ピックアップ 回収	イベント 回収
1	山口市	○		
2	萩市	○	○	
3	防府市	○		○
4	岩国市	○	○	○
実施市数		4	2	2

### (3) 香川県

回収方法は大別して4つの方法で行う。ボックス回収は12市町（68箇所）、ピックアップ回収は1町、持ち込み回収は2市町、イベント回収は1市で実施する。いずれも市町でもちらし等を用いて、個人情報を消去した上での排出を促し、また携帯電話破壊工具を用いての物理的な破壊も行う。

本実証事業においては、ガイドラインに示された特定対象品目を中心に、各市町が複数品目を選定する。

#### ○ボックス回収

高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町で実施する。庁舎（支所及び出張所含む。）、公民館、コミュニティセンター、その他市町管理施設にボックスを設置し、回収する。設置箇所は合計68箇所。

#### ○ピックアップ回収

直島町で実施。通常月1～2回定期収集している「不燃ごみ」を集積所に搬入後、その中から小型家電を回収する。

#### ○持ち込み回収

丸亀市及び多度津町で実施。保管場所において、小型家電の持ち込みを受け付ける。

#### ○イベント回収

丸亀市で実施。市及びコミュニティ主催のイベントにおいて、既存の回収ボックス（9個）を設置し、リサイクル啓発活動の一環として小型家電を回収する。

図表 12 市町別の回収方法（香川県）

自治体名		ボックス 回収	ピックアップ 回収	直接持ち込み 回収	イベント 回収
1	高松市	○			
2	丸亀市	○		○	○
3	さぬき市	○			
4	東かがわ市	○			
5	土庄町	○			
6	小豆島町	○			
7	三木町	○			
8	直島町		○		
9	宇多津町	○			
10	綾川町	○			
11	琴平町	○			
12	多度津町	○		○	
13	まんのう町	○			
実施市町数		12	1	2	1

#### 4 住民への広報・啓発について

対象市町にて実施いただいた住民への広報・啓発について図表 13 に整理する。のぼり、ちらし、ポスター等、本実証事業にて作成した広報・啓発資材を中心に、広報誌、各市町のウェブサイト、出前講座や住民向け説明会などの機会を活用して本実証事業について広報・啓発をしていただいた。

図表 13 対象市町にて実施した住民への広報・啓発活動

鳥取県		のぼり	ちらし	ポスター	その他の主な広報
1	鳥取中部ふるさと 広域連合（5市町）	76 本	50,000 枚	100 枚	・ウェブサイト、広報誌、出前講座
山口県 4 市		のぼり	ちらし	ポスター	その他の主な広報
1	山口市	30 本	81,875 枚	-	・ウェブサイト
2	萩市	25 本	24,500 枚	-	・広報誌
3	防府市	30 本	53,000 枚	300 枚	・広報誌、ウェブサイト、冊子作成および説明会の実施
4	岩国市	23 本	65,000 枚	-	・ウェブサイト、広報誌
香川県 13 市町		のぼり	ちらし	ポスター	その他の主な広報
0	香川県	2 本	4,000 枚	-	・四国新聞への広告掲載
1	高松市	30 本	160,000 枚	-	・広報誌、ウェブサイト、ケーブルテレビ、住民向け懇親会、市長定例会での紹介
2	丸亀市	44 本	47,000 枚	-	・広報誌、ウェブサイト、出前講座
3	さぬき市	10 本	21,000 枚	-	・ウェブサイト、ケーブルテレビ
4	東かがわ市	6 本	14,500 枚	-	・広報誌、ウェブサイト
5	土庄町	7 本	7,200 枚	-	・ウェブサイト
6	小豆島町	4 本	7,440 枚	-	・ウェブサイト、来庁者への説明
7	三木町	4 本	12,000 枚	-	・広報誌、ウェブサイト
8	直島町	5 本	1,500 枚	-	・ウェブサイト
9	宇多津町	6 本	9,000 枚	-	・広報誌、ウェブサイト
10	綾川町	4 本	8,150 枚	-	・広報誌
11	琴平町	1 本	4,000 枚	-	・ウェブサイト
12	多度津町	10 本	8,000 枚	-	・広報誌、ウェブサイト
13	まんのう町	8 本	7,500 枚	-	・ウェブサイト

(注) 詳細は、各県報告書を参照のこと。

## 第2 実証事業結果

### 1 対象市町ごとの回収方法別の回収数量の概要

実証事業を通じて回収された使用済み小型電子機器について、対象市町別、回収方法別に整理を行った。結果を図表 14 に示す。

回収期間、回収方法及び回収対象品目、本実証事業開始前の小型家電の回収状況などは、各市町において異なるため単純な比較は困難であるが、山口県萩市の回収が最も多く 28,247kg（4 カ月）、次いで鳥取中部ふるさと広域連合が 24,756kg（4 カ月）、山口県防府市が 6,140kg、山口県岩国市が 6,080kg、香川県丸亀市が 1,950kg と続く。

また、人口 1 人あたりの使用済小型電子機器等の回収量について、実証事業の回収期間から、年間回収数量を推計する（1 人当たりの回収量 [kg/人・年] = 回収量 [kg] ÷ 回収期間 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]）。1 人あたりの回収量 (kg/人・年) で見ると、山口県萩市が最も多く 1.60 kg/人・年、次いで鳥取中部ふるさと広域連合が 0.70 kg/人・年、香川県直島町が 0.28 kg/人・年、山口県防府市が 0.16 kg/人・年と続く。

回収方法別に比較すると、ピックアップ回収での回収量が、他の回収方法に比べて相対的に多くなっている。

図表 14 対象市町ごとの回収方法別の回収数量（鳥取県、山口県、香川県）

	市町村名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	回収方法	回収数量 (kg)	回収期間 (注1)	一人当たりの回収量 (kg/人・年) (注2)
鳥取県	鳥取中部ふるさと 広域連合（5 市町）	105,936	781	1) ボックス回収（60 カ所） 2) ピックアップ回収 3) 直接持ち込み回収 4) イベント回収	2,969 18,434 3,353 0 計 24,756	4 カ月	0.08 0.52 0.09 0.0 計 0.70
	市町村名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	回収方法	回収数量 (kg)	回収期間 (注1)	一人当たりの回収量 (kg/人・年) (注2)
山口県	山口市	194,640	1,023	1) ボックス回収（29 カ所）	1,640	4 カ月	0.03
	萩市	52,909	699	1) ボックス回収（7 カ所） 2) ピックアップ回収	365 27,882 計 28,247		0.02 1.58 計 1.60
	防府市	117,897	189	1) ボックス回収（13 カ所） 2) イベント回収	計 6,140		0.16

	市町村名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	回収方法	回収数量 (kg)	回収期間 (注1)	一人当たりの回収量 (kg/人・年) (注2)
	市町村名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	回収方法	回収数量 (kg)	回収期間 (注1)	一人当たりの回収量 (kg/人・年) (注2)
	岩国市	144,124	874	1) ボックス回収 (22 カ所) 2) イベント回収 3) ピックアップ回収	小計 3,860 2,220 計 6,080		0.08 0.05 計 0.13
香川県	高松市	420,978	375	1) ボックス回収 (15 カ所)	1,182	5 カ月	0.01
	丸亀市 (注3)	110,686	112	1) ボックス回収 (29 カ所) 2) イベント回収 3) 直接持ち込み回収	計 1,950		0.04
	さぬき市	51,609	159	1) ボックス回収 (5 カ所)	345		0.02
	東かがわ市	32,579	153	1) ボックス回収 (3 カ所)	311		0.02
	土庄町	14,570	74	1) ボックス回収 (7 カ所)	74		0.01
	小豆島町	15,644	96	1) ボックス回収 (2 カ所)	124		0.02
	三木町	28,160	76	1) ボックス回収 (2 カ所)	351		0.03
	直島町	3,233	14	1) ピックアップ回収	373		0.28
	宇多津町	18,555	8	1) ボックス回収 (3 カ所) 2) 直接持ち込み回収	計 301		0.04
	綾川町	24,090	110	1) ボックス回収 (2 カ所)	158		0.02
	琴平町	9,558	8	1) ボックス回収 (1 カ所)	56		0.01
	多度津町	23,280	24	1) ボックス回収 (4 カ所)	134		0.01
	まんのう町	18,809	194	1) ボックス回収 (4 カ所)	85		0.01

(注1) 人口・世帯数の出典は、鳥取県人口移動調査（平成 25 年 9 月 1 日）、山口県は総務省・住民基本台帳調査（平成 25 年 3 月 31 日現在）、香川県人口移動調査報告（平成 25 年 1 月 1 日現在）。面積の出典は、鳥取県、山口県は平成 24 年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）、香川県人口移動調査報告。

(注2) 鳥取県、山口県は平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月までの 4 カ月、香川県は平成 25 年 10 月～平成 26 年 2 月までの 5 カ月

(注3) 1 人当たりの回収量 [kg/人・年] = 回収量 [kg] ÷ 回収期間 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]。小数点第三位を四捨五入。

(注4) 丸亀市では平成 23 年 11 月から小型家電の回収・リサイクルを実施しており、本実証事業において回収ボックスの設置場所を増やしている（市独自で 9 カ所、本実証事業で 20 カ所を追加設置）。

(注5) 詳細は、各県報告書を参照のこと。

## 2 品目別の組成調査の結果概要

実証事業を通じて回収された使用済み小型電子機器のうち、2カ月間で回収されたものを対象に、品目別の個数・重量の計測を行った。それぞれ重量換算で上位に挙げられたものを整理し、結果を図表 15 に示す。

回収対象品目は、各市町において異なるため単純な比較は困難であるが、地域ごとの特徴は以下の通りである。なお、文章中では略称で記載しているが正確な分類は図表 15 を参照のこと。

### －鳥取中部ふるさと広域連合

- ・制度対象品目を中心に回収対象品目を設定している。
- ・ボックス回収では「パソコン」、「電話機・ファクリミリ等の有線通信機械」、「付属品」が上位となっている。
- ・ピックアップ回収、直接持ち込み回収では「炊飯器等の台所用電気器具」、「デジカメ・ビデオカメラなどの映像用機器」などが重量換算で上位となっている。

### －山口県

- ・山口市、岩国市、防府市が特定対象品目を中心に、萩市が制度対象品目を中心に回収対象品目を設定している。
- ・山口市、岩国市、防府市のボックス回収では傾向が似ており、「携帯電話、パソコン」、「映像用機器」、「電話機、ファクシミリ」、「付属品」が上位になっている。
- ・萩市のボックス回収では「電話機・ファクリミリ等の有線通信機械」、「電卓・その他事務用機器」、「プリンタ等の印刷機器」が上位になっている。
- ・ピックアップ回収では、萩市は「炊飯器等の台所用電気器具」、「アイロン、掃除機等の衣料用又は衛生用」、「オーディオ、ステレオなどの音響機械器具」が上位に、岩国市では「音響機器」「その他小型家電（制度対象品目）」「デジカメ・ビデオカメラなどの映像用機器」が上位になっている。

### －香川県

- ・丸亀市、宇多津町は制度対象品目を中心に、その他地域は特定対象品目を中心に回収対象品目を設定している。
- ・ボックス回収（丸亀市、宇多津町を除く 10 市町）では、「電話機、ファクシミリ」「付属品」、「音響機器」、「デジカメ・ビデオカメラなど」、「携帯電話、パソコン」が上位になっている。また、丸亀市では「パソコン」「ディスプレイその他」「付属品」が、宇多津町では「オーディオ、ステレオなどの音響機械器具」、「付属品」、「電話機・ファクリミリ等の有線通信機械」が上位になっている。
- ・ピックアップ回収（直島町）では、「付属品」「ゲーム機」「電話機、ファクシミリ」が上位になっている。

図表 15 対象市町ごとの回収方法別・品目別の組成調査の結果（重量の上位）

鳥取県		1位	2位	3位	4位	5位
1	鳥取中部ふるさと広域連合（5市町）					
	1) ボックス回収	パーソナルコンピューター	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	上記品目の付属品	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具
	2) ピックアップ回収	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	その他製品（金属製部分）	プリンターその他の印刷装置
2	3) 直接持ち込み回収	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセッタなどの電気音響機械器具	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械機器	プリンターその他の印刷装置	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具
	山口県 4市		1位	2位	3位	4位
	山口市 (ボックス回収)	映像用機器	電話機、ファクシミリ	これらの付属品	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	カー用品
3	萩市					
	1) ボックス回収	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	プリンターその他の印刷装置	パーソナルコンピュータ	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセッタなどの電気音響機械器具
	2) ピックアップ回収	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセッタなどの電気音響機械器具	プリンターその他の印刷装置	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具
4	防府市 (ボックス回収)	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	映像用機器	電話機、ファクシミリ	これらの付属品	ゲーム機
5	岩国市					
	1) ボックス回収	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	映像用機器	これらの付属品	電話機、ファクシミリ	ゲーム機
	2) ピックアップ回収	音響機器	その他小型家電（制度対象品目）	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	映像用機器	電話機、ファクシミリ
香川県 13 市町		1位	2位	3位	4位	5位
1	高松市 (ボックス回収)	電話機、ファクシミリ	これらの付属品	カー用品	音響機器	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ
2	丸亀市 (ボックス回収、直接持ち込み回収、イベント回収)	パーソナルコンピュータ	ディスプレイその他の表示装置	上記品目の付属品	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセッタなどの電気音響機械器具	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具
3	さぬき市 (ボックス回収)	電話機、ファクシミリ	これらの付属品	ゲーム機	音響機器	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ

香川県 13 市町		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
4	東かがわ市 (ボックス回収)	電話機、ファクシミリ	ラジオ	これらの付属品	ゲーム機	電子辞書、電卓
5	土庄町 (ボックス回収)	映像用機器	これらの付属品	電話機、ファクシミリ	ゲーム機	音響機器
6	小豆島町 (ボックス回収)	電話機、ファクシミリ	これらの付属品	ゲーム機	音響機器	映像用機器
7	三木町 (ボックス回収)	これらの付属品	電話機、ファクシミリ	音響機器	映像用機器	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ
8	直島町 (ピックアップ回収)	これらの付属品	ゲーム機	電話機、ファクシミリ	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	音響機器
9	宇多津町 (ボックス回収)	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	上記品目の付属品	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	パーソナルコンピュータ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具
10	綾川町 (ボックス回収)	電話機、ファクシミリ	映像用機器	これらの付属品	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	補助記憶装置
11	琴平町 (ボックス回収)	電話機、ファクシミリ	音響機器	これらの付属品	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ
12	多度津町 (ボックス回収、直接持ち込み回収)	これらの付属品	音響機器	電話機、ファクシミリ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ
13	まんのう町 (ボックス回収)	これらの付属品	電話機、ファクシミリ	音響機器	電子辞書、電卓	ラジオ

### 第3 実証事業結果の考察

実証事業結果を踏まえ、異物混入対策、個人情報保護への対策、回収量の増加対策についての考察を行った。

なお、回収対象製品が異なること、携帯電話破壊工具の設置の有無など、各市町で状況は異なるため、詳細な考察は各県報告書を参照のこと。

#### ○異物混入対策

##### (小型電子機器以外の混入)

- ・各対象市町で実施した品目別の重量・個数計測結果によれば、回収対象としていない品目の異物混入が認められた。ここでは、「回収対象ではない使用済み小型電子機器」、「小型電子機器以外のもの」のいずれも異物と考えられる。
- ・異物の割合は各市町で大きくことなり、重量換算で、ほぼ含まれない（数%以下）市町から4割近く含まれる市町までさまざまである。異物の割合が高い市町については、対象品目は特定対象品目を中心に選定しており、回収対象ではない使用済み小型電子機器が回収されたケースである。
- ・小型電子機器以外の異物については、例えば、乗用車のバッテリー充電器、非電子式のヘルスメーター、カセットテープ、プラスチック類や紙製のごみなどが確認されている。
- ・いずれの市町においても、ちらしや回収ボックス等において、回収対象品目を明示した上で回収を行っているが、住民からは回収対象品目かどうかの判断がつかない場合、または、回収ボックスに投入できるので入れてしまおう、といった心理も働いていることが想定される。

##### (携帯電話等での電池類の混入)

- ・各対象市町において、携帯電話の充電池やその他製品の乾電池が内蔵されたまま排出されている事例が確認されている。ちらしや回収ボックス等において、電池は外してから排出することを促しているが、徹底はされていない。
- ・電池類は回収時または中間処理施設での破碎時に火災・事故等に繋がる可能性もあり、取り外して排出していただくことを徹底していく必要がある。

##### (異物混入対策)

- ・実証事業においては、多くの市町の住民にとってはじめての試みであり、理解が十分に行き届いていない可能性がある。今後事業を本格実施していく中では、特に注意すべき異物を中心に、住民に情報提供、周知徹底を図ることで改善していくことが期待される。
- ・また、電池については、その後の火災・事故等にも繋がる可能性があることなどを含めて、情報提供していくことが効果的とも考えられる。

## ○個人情報保護への対策

- ・本実証事業ではいずれの地域においても「個人情報を消去の上、排出いただくこと」をちらし、回収ボックス・ちらしなどで明記・注意喚起した上で回収を行っている。
- ・住民からの問い合わせや、住民向けのアンケートなどでは、個人情報に関する管理状況についての質問や意見も挙げられており、市町が実施する事業ではあるが、排出時に個人情報の取り扱いについて懸念している住民が確認されている。
- ・携帯電話については、一部の市町では、携帯電話破壊工具を設置し、物理的な破壊を促しているが、利用状況は各市町でさまざまであった。例えば、鳥取県では、品目別の重量・数量の計測時の確認では、物理的破壊が行われているものはなかった。一方、香川県の品目別の重量・数量の計測時の確認では、全体の3～4割程度が物理的破壊をされて排出されていた。
- ・個人情報の削除は、住民の自らの責任で行うことが原則である。住民が排出した時点から、一次保管、中間処理事業者でのリサイクルの過程においては、回収された小型家電の管理徹底が行われているが、仮に住民が携帯電話等を排出する時点で個人情報の消去を行わなかった場合には、懸念・リスクが生じるため、引き続き住民に対する周知徹底していくことが望ましい。

## ○回収量の増加対策

- ・人口1人あたりの回収量(kg/人・年)について、小型家電リサイクル法の基本方針において、「市町村または認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標【平成27年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年(回収率約20%)】」とされている。
- ・各市町での回収数量は、回収方法及び回収対象品目が異なるため単純な比較は困難であるが、市町別・回収方法別の回収数量を前述図表14に整理している。
- ・全体的な傾向として、「ピックアップ回収」を実施している市町の回収量が多いことが確認されており、人口1人あたりの年間回収量(kg/人・年)では萩市が最も多く1.60kg/人・年(うちピックアップが1.58kg/人・年)となっている。
- ・萩市でのピックアップ回収量が多い理由としては、定性的な評価として、丁寧なピックアップ作業(有料ごみ袋で収集しているが、全ての袋を開封し、小型家電が排出されているか確認していること)、他に引取ってくれる事業者・店舗等が相対的に少ないこと、といったことが考えられる。本実証事業の開始前から小型家電製品のピックアップ・有価物としての売却を実施していたが、本実証事業を開始したことで回収量が増加している。増加している要因としては、本実証事業に合わせて市民への周知を行ったことに加え、ピックアップの対象品目を拡大し、制度対象品目(28品目)を対象とし、従来はピックアップしていなかった比較的小型な製品も丁寧にピックアップしたこと(品目の拡大については、例えば、全体重量の5%程度を占めるパソコンが回収対象に追加された)などが想定される。
- ・「ボックス回収」だけでは、回収数量の確保という点では十分な回収は困難であることが推察されるが、住民アンケート調査などからは、「また利用したい」との意見が大部分をしめており、住民にとって利用しやすい回収方法であることが伺える。住民

に対して利用促進を図るための啓発を継続し、定着させていくことも必要と思われる。

- ・効率的な回収という点では、いずれの地域においても、回収ボックスごとに回収数量の多少が確認されている。本実証事業での結果を踏まえて、回収頻度の見直しや各回収ボックスでの一次保管などの方策などを通じて、回収に要する手間・コストを削減していくことが望ましい。

## II 鳥取県実証事業に関する報告



## ＜鳥取県報告書 目次＞

第1 実証事業の目的 .....	2
第2 実証事業実施計画 .....	3
1 回収について .....	4
(1) 使用済小型電子器機等の回収方法 .....	4
(2) 回収対象品目 .....	9
2 収集運搬について .....	10
3 中間処理・金属回収について .....	11
4 住民への周知・啓発について .....	13
第3 実証事業結果 .....	19
1 収集搬出状況 .....	19
2 使用済小型電子機器等の回収結果 .....	22
(1) 回収数量 .....	22
(2) 品目別の回収状況 .....	27
(3) 中間処理の重量 .....	37
3 住民アンケート .....	39
(1) 北栄町のイベント実施時の住民アンケート .....	39
(2) ボックス回収横での住民アンケート .....	40
第4 実証事業結果の考察 .....	47

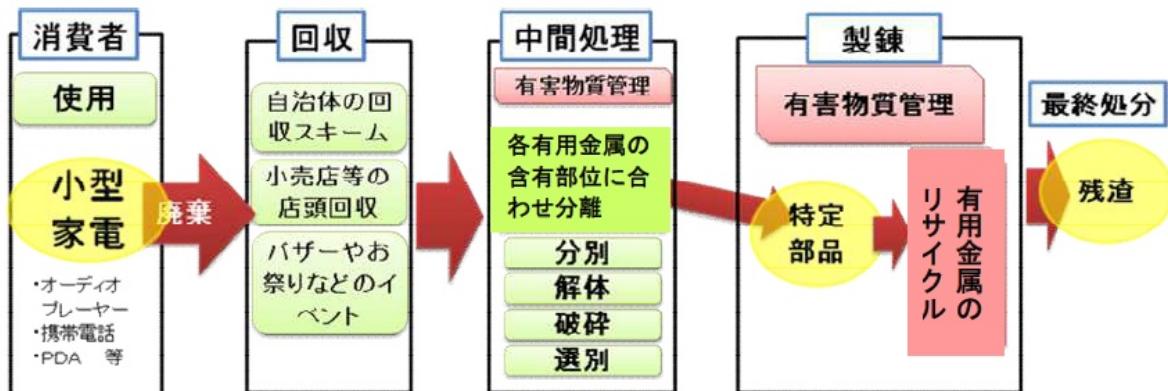
## 第1 実証事業の目的

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月から施行されたことを受け、環境省、経済産業省及び地方公共団体においては、家庭より排出される使用済小型電子機器等（デジタルカメラ、ゲーム機等）の回収のための体制整備を順次行うこととしている。

このため、本事業は、住民から排出される使用済み小型電子機器等を効率的に回収する方法を検討することを目的とし、環境省で募集を行った「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（平成24年度第二次）において認定を受けた地域を対象として、実証事業を行ったものである。

また、本実証事業は、小型家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定していることから、実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び基本方針、使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引きに準用した運用を図った。

図表1 (参考) 小型電気電子機器の回収・中間処理・製錬のイメージ



## 第2 実証事業実施計画

鳥取県では、鳥取中部ふるさと広域連合を構成する5市町全市町が、「平成24年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（第二次）」に参画している。倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町の5市町合計の人口は約10.5万人、世帯数は約3.7万世帯である。

事業の実施期間は、平成25年11月1日より平成26年2月28日までとする。

図表2 実証事業実施市町の人口・世帯数等（鳥取県）

		人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
鳥取県		577,857	214,083	3,507.31	164.8
1	倉吉市	49,508	18,180	272.15	181.9
2	三朝町	6,752	2,363	233.46	28.9
3	湯梨浜町	16,808	5,576	77.95	215.6
4	北栄町	14,998	4,843	57.15	262.4
5	琴浦町	17,870	5,849	139.92	127.7
上記、1市4町合計		105,936	36,811	780.63	135.7

（注）人口・世帯数は鳥取県人口移動調査（平成25年9月1日）、面積は平成24年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）をもとに作成。  
人口密度は人口÷面積で算出。

図表3 実証事業実施地域（鳥取県）



## 1 回収について

### (1) 使用済小型電子機器等の回収方法

回収方法は大別して5つの方法で行う。各回収方法の概要は下記の通り。ボックス回収は60箇所、ピックアップ回収、直接持ち込み回収はほうきリサイクルセンター1箇所で行う。イベント回収はそれぞれの実施場所で行う。いずれの市町でもちらし等を用いて、個人情報を消去した上での排出を促し、また携帯電話破壊工具を用いての物理的な破壊も行う。

#### ○ボックス回収

鳥取県中部地域の住民が、公共施設、鳥取県中部地域の家電販売店等に設置した回収ボックスに小型電子機器等を直接持ち込む。

#### ○ピックアップ回収

鳥取県中部市町のごみ収集委託業者が市町ごみステーションに出された不燃性粗大ごみを収集し、ほうきリサイクルセンターへ運搬する。ピックアップ回収委託業者がほうきリサイクルセンターのプラットホームで不燃性粗大ごみから小型電子機器等をピックアップにより回収する。

#### ○直接持ち込み回収

鳥取県中部地域の住民がほうきリサイクルセンター敷地内に設置した回収ボックスに小型電子機器等を直接持ち込む。回収ボックス内の小型電子機器等は、ほうきリサイクルセンター運転管理委託業者が回収する。

#### ○イベント回収

住民への普及啓発を兼ねて鳥取県中部地域で開催される各種イベントに回収ボックス（ボックス回収用と同じもの）を設置し、イベント参加者が持参した小型電子機器等を回収する。

図表4 市町別の回収方法（鳥取県）

		ボックス 回収	ピックアップ 回収	直接持ち込み 回収	イベント 回収
1	倉吉市	○	○	○	
2	三朝町	○	○	○	
3	湯梨浜町	○	○	○	
4	北栄町	○	○	○	○
5	琴浦町	○	○	○	
実施市数		5	5	5	1

(作成した回収ボックス)



(直接持ち込み回収拠点)



図表 5 回収ボックスの設置個数と設置場所（鳥取県）



図表 6 回収ボックスの設置個数と設置場所（倉吉市）

## 倉吉市 小型家電設置マップ

番号	設置場所	住所	電話番号
1	倉吉市役所本庁舎	倉吉市鏡町 722	22-8111
2	倉吉市役所北庁舎	倉吉市鏡町 435-1	22-8168
3	開金支所	倉吉市開金町大島屋 183-1	45-2111
4	交流プラザ（国際城）	倉吉市松原町 187-1	47-1183
5	上北条地区公民館	倉吉市新田 422-1	26-1763
6	上井地区公民館	倉吉市大平町 380-1	26-1736
7	西郷地区公民館	倉吉市下赤戸 118-1	26-2046
8	上郷地区公民館	倉吉市上郷町 8-1	22-0540
9	成瀬地区公民館	倉吉市成瀬町 77-1	22-1901
10	朝倉地区公民館	倉吉市南町 2 丁目 1674	22-0642
11	萬字地区公民館	倉吉市萬字原 500	22-5401
12	社地地区公民館	倉吉市園寺町 74-1	28-2155
13	北谷地区公民館	倉吉市西本 225-1	28-0969
14	高城地区公民館	倉吉市上高城 480	28-0860
15	小穂地区公民館	倉吉市中河原 722-5	28-0864
16	上小穂地区公民館	倉吉市上古川 216-3	28-0953
17	大久保電気店	倉吉市上井 268	26-1896
18	パックごとう	倉吉市西堀町 95	23-1151
19	タナカ電器	倉吉市木田町 708	22-7016
20	ニューウェーブ電機館	倉吉市明治町 2-45-1	22-1131
21	パックはやし	倉吉市寺町 519-6	23-0840
22	でんきのフジ	倉吉市東堀町 183	23-5008
23	松田電気店	倉吉市中河原 143-15	22-2480
24	モリモト電器	倉吉市中河原 143-15	22-5628

● 市役所・  
町役場 ● 公民館 ● 電器店



図表 7 回収ボックスの設置個数と設置場所（三朝町）



図表 8 回収ボックスの設置個数と設置場所（湯梨浜町）



図表 9 回収ボックスの設置個数と設置場所（北栄町）



図表 10 回収ボックスの設置個数と設置場所（琴浦町）



## (2) 回収対象品目

小型家電リサイクル法の制度対象品目は、消費者が通常家庭で使用する電気器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないもので施行令において定められているものである（28分類）。

本実証事業においては、施行令第1条に定められた28分類を基本とし、次の通りチラシにて例示した。

図表 11 実証事業での回収対象品目（ちらしにて例示）（鳥取県）



次の例示品目のうち、  
「縦：20cm未満×横：40cm未満」の投入口に入るもの  
回収ボックスで回収します

電話機等の有線通信機械器具	電話機、インターフォン等	パソコン コンピューター等	パソコン（ノートブック型・タブレット型）、モ뎀、ルーター、ハブ、周辺機器
携帯電話端末等の無線通信機械器具	携帯電話、PHS、スマートフォン、トランシーバー、カーナビゲーションシステム、ETC、VICSユニット、GPS、車載型レーダー探知機等	医療用 電気機械器具	補聴器、電子体温計、電子血圧計等
ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	小型ラジオ、ラジオ、小型テレビ（電源として乾電池や蓄電池を使用する液晶テレビのうち10型／10V型未満のもの） ※家電リサイクル対象商品を除く	カメラ	フィルム式カメラ、インスタントカメラ等
デジタルカメラ等の映像用機械器具	デジタルカメラ、デジタルビデオ、ビデオカメラ（VHS・β・8ミリ・Hi8）等	衣料用、理容用 電気機械器具等	電気アイロン、ドライヤー、電気カミソリ、電気式ヘアーアイロン、電気バリカン、電気カミソリ洗浄機、電動歯ブラシ、電気マッサージ器（ハンディータイプ）、電動マッサージ器（ハンディータイプ）等
デジタルオーディオプレーヤ等の電気音響機械器具	ラジカセ、CDプレーヤ、CDラジカセ、MDプレーヤ、MDラジカセ、カーナビ、カーメモ、カーチューナー、カーラジオ、カーステレオ、カーアンプ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、ヘッドホン、マイク等	電気照明器具 電子時計及び 電気時計 電子玩具、電動玩具	懐中電灯、携帯用電気ランプ等 腕時計、目覚まし時計、置時計等 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、ゲーム用コントローラ、ゲームソフト（カセット型）、ハイテク系トレンドトイ（ラジコン、変身ベルト、変身アイテム、武器、ロボット）等
電子書籍端末等	電子辞書、電子手帳、タブレット端末等	その他 これらの付属品	ACアダプタ、充電器、コントローラー、リモコン等
電子式卓上計算機等	電卓、電動鉛筆削り等		

## 2 収集運搬について

一時保管場所（ほうきリサイクルセンター）までの運搬は、各市町の収集委託業者にて実施する。一時保管場所での保管方法について、必要に応じてフレキシブルコンテナバックを中間処理事業者より貸与する。

### (1) ボックスからの収集運搬について

鳥取県中部地域の住民が、公共施設、鳥取県中部地域の家電量販店等に設置した回収ボックスに小型電子機器等を直接持ち込む。回収ボックス内の小型電子機器等はボックス回収物運搬業務委託業者が回収し、ほうきリサイクルセンターへ運搬する。

- 回収主体：ボックス回収物運搬業務委託業者
- 回収頻度：ボックスへの持ち込みは随時（設置先の営業時間内）  
ボックス内の小型電子機器等は2週間に1回程度。（ただし、設置先から依頼があった場合は都度。）
- 運搬先：ほうきリサイクルセンター
- 計量方法：回収したコンテナごとに計量を行う

### (2) ピックアップ回収について

鳥取県中部市町のごみ収集委託業者が市町ごみステーションに出された不燃性粗大ごみを収集し、ほうきリサイクルセンターへ運搬する。ピックアップ回収委託業者がほうきリサイクルセンターのプラットホームで不燃性粗大ごみから小型電子機器等をピックアップにより回収する。

- 回収業者：ピックアップ回収委託業者
- 回収頻度：鳥取県中部市町の不燃性粗大ごみ収集日程による
- 計量方法：回収したフレコンごとに計量を行う

### (3) 直接持ち込み回収について

鳥取県中部地域の住民がほうきリサイクルセンター敷地内に設置した回収ボックスに小型電子機器等を直接持ち込む。回収ボックス内の小型電子機器等は、ほうきリサイクルセンター運転管理委託業者が回収する。

- 回収業者：ほうきリサイクルセンター運転管理委託業者
- 回収頻度：随時
- 計量方法：回収したフレコンごとに計量を行う

#### (4) イベント回収について

住民への普及啓発を兼ねて鳥取県中部地域で開催される各種イベントに回収ボックス（ボックス回収用と同じもの）を設置し、イベント参加者が持参した小型電子機器等を回収する。

- 回収業者：ボックス回収運搬業務委託業者
- 回収頻度：随時
- 運搬先：ほうきリサイクルセンター
- 計量方法：回収したコンテナごとに計量を行う

### 3 中間処理・金属回収について

本実証事業では、認定事業者である平林金属株式会社（認定番号 第 19 号、認定年月日 平成 25 年 8 月 9 日）にて再資源化を行うこととする。同社が申請し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けた「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画」に基づいて再資源化を行うものとする。

実証事業においては、回収した使用済小型家電は中間処理事業者に無償で譲渡するものとする。

なお、実証事業期間中 2 ヶ月間（平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月）を対象とした「回収方法別、品目別の個数及び重量（28 分類を予定）」、「鳥取県中部地域全体での中間処理後の基板や鉄・非鉄スクラップ等の重量」を計測する。

#### (1) 中間処理施設への運搬

中間処理業者は実施地域の回収量に応じて、1 カ月に 1 回程度、保管場所（ほうきリサイクルセンター）に一時保管している使用済小型電子機器等を回収し、中間処理施設（岡山県岡山市）へ運搬した。

ほうきリサイクルセンターは、保管場所での保管状況を勘案し、1 週間程度の猶予を見て、中間処理事業者に回収を依頼する。ほうきリサイクルセンターから連絡を受けた中間処理事業者は、回収日時を調整の上、一時保管場所で計測を行った後、速やかに中間処理施設へ運搬を行った。

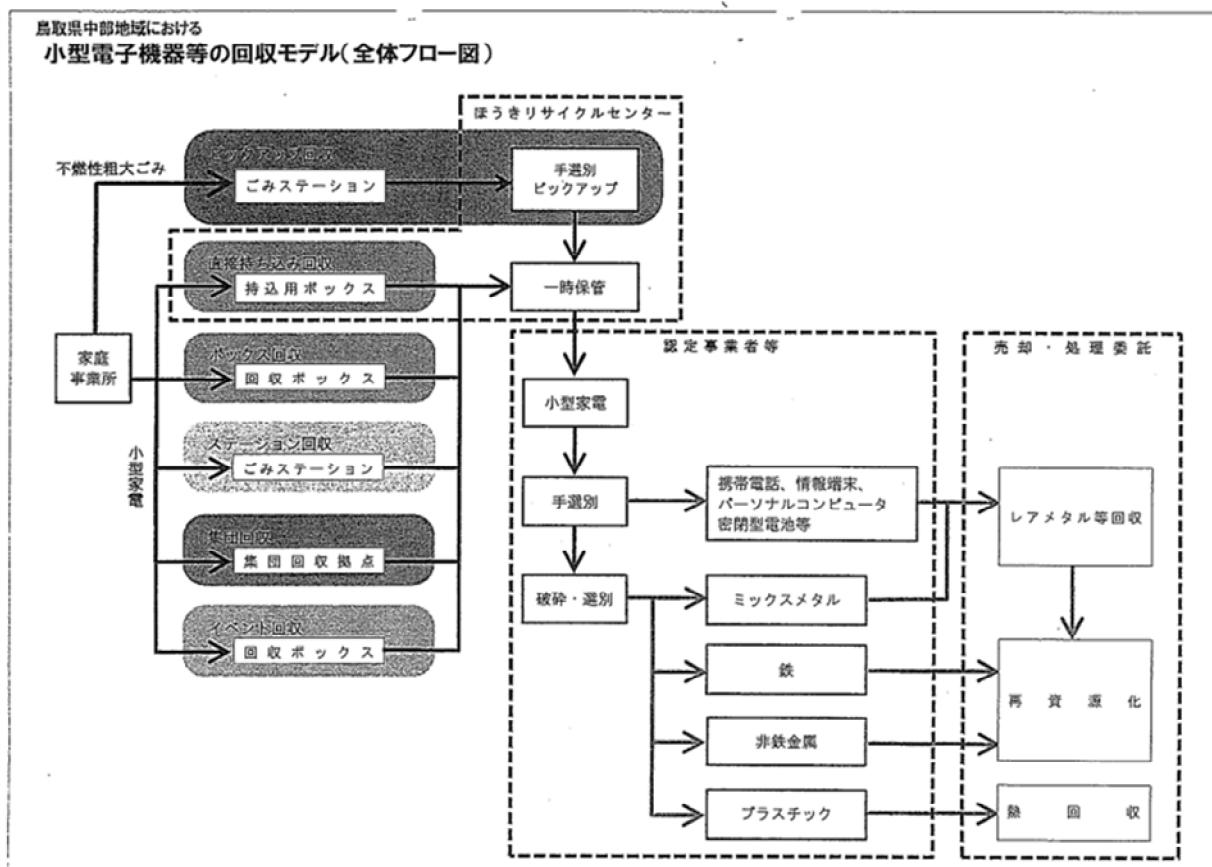
#### (2) 分別、解体、破碎、選別

ほうきリサイクルセンターに保管された小型家電は、回収方法ごとに重量を計測した後、中間処理業者のストックヤードに運搬した後、手選別工程において携帯電話端末、パソコン用コンピュータ、密閉型電池等の選別を行い、破碎、機械選別等の高度な選別工程を経て、有用金属等（鉄、非鉄金属、プラスチック、ミックスメタル等）を回収し、中間処理業者工場内に保管する。

### (3) 有用金属の回収

中間処理業者工場で回収された有用金属等は、再資源化等を業として行う者へ引き渡され、レアメタル等の金属回収、再資源化、熱回収が行われる。

本実証事業の概要、分別、解体、破碎、選別から有用金属回収に至るまでのフロー図を以下に示す。



#### 4 住民への周知・啓発について

各市の広報、ウェブサイト、情報誌での周知、啓発に加え、ちらしを住民に配布、のぼりを回収ボックスにあわせて掲示するなどの手段より、住民への啓発を図る。

①広報誌、ケーブルテレビ、インターネット、のぼり旗、ちらし配布による周知、啓発。

②環境学習、出前講座等の開催による周知、啓発。

③市町と広域連合のごみ分別区分を統一した冊子「ごみの区分と出し方」の見直しと、全戸配布による周知・啓発

図表 12 のぼり・ちらし・ポスター作成数量

のぼり	ちらし	ポスター
76 本 外観：W450×H1800mm 生地：防炎テトロンポンジ生地 仕上げ：左右辺ヒートカット 上下辺三巻縫製 ・上部3ヶ・横側5ヶ 白ヶチ付 ・昇華転写 ポール：3m タイプ（2段伸縮式、横棒85cm付き）	50,000枚 A4版、コート紙、73K 両面カラー	100枚 B2版、コート紙、135K カラー印刷

図表 13 のぼり、ポスター



図表 14 ちらし



回収品目			
次の例示品目のうち、「幅：20cm未溝 × 高：40cm未溝」の機器に入るものをお回収ボックスで回収します。			
携帯機器の内部構造部品類	電話機、インターフォン 等	パソコン用コンピューター等	パソコン（ノートブック型・タブレット型）、モニター、ルーター、バズ、周辺機器
携帯電話用機器の内部構造部品類	携帯電話、PDA、スマートフォン、トランシーバー、カーナビゲーションシステム、ETC、VICSユニット、GPS、半導型リーガー受信機 等	携帯用電気機器類	無線機、電子機器類、電子記録計等
ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	小型ラジオ、ラジオ、小型テレビ（画面として機能せず音楽再生専用する機器アレビティウム10型／10V型未満のもの） ※お問い合わせ用機器等も含む。	音響機器、通信機器等の機器類	電気マイクロ、ドライバー、電気工具ソリ、電気式ヘアードライヤー、無形アリカン、電気工具ソリ用保護帽、電動工具、電動工具用バッテリー、電気マッサージ器、ハンドドライヤー、電気マッサージ器（ハンドドライヤー）、電気マッサージ器（ハンドドライヤー）等
デジタルカメラ等の映像用機器類	デジタルカメラ、デジタルビデオ、ビデオカメラ（VHS・VHS-R等）等	映像用機器	映像用機器、映像用電源ランプ等
デジタルオーディオプレーヤー等の音響用機器類	ワイヤレス、CDプレーヤー、MDラジオ、MDプレーヤー、MDラジオカセット、カーラジオ、カーナビ、カーフルアダプター、カーラジオ、カーステレオ、カーブラック、デジタルオーディオプレーヤー、CDレコーダー、ヘッドホン、マイク 等	電子機器及び機器類	電子機器、回路基板、
電子機器類	電子辞書、電子手帳、タブレット端末 等	電子機器、電子機器類	電子部品（ゲーム機、携帯ゲーム機、ミニコンピュータ、ゲームコントローラー、ゲームソフト（セガネット型）、マイクロスケーリングトイ（ソニコン、家庭ヘルト、家庭アーム、家庭、ロボット）等
電子式地上計測装置	電波、電波測量機 等	その他	ACアダプタ、充電器、コンタローラー、リモコン 等



表面

裏面

## (倉吉市ウェブサイト)

The screenshot shows the official website of Kurayoshi City. At the top right, there's a search bar with 'Google' and '検索' (Search) buttons, and links for '文字サイズ 大文字 小文字 印刷'. Below the header, there are four main service sections:

- 市民生活 手続き情報**: 'お問い合わせへ'
- 観光情報**: '観光地の心音さへ'
- ビジネス・農林業・企業誘致情報**: '施工業・農林業・建設業者の登録へ'

On the left sidebar, there are several links:

- ① もしものときは**
  - 災害情報
  - 防犯・安心情報
  - 住民登録証明
  - 医療情報
- ようこそ倉吉市へ**
  - 倉吉市の概要
  - 人口・郷土
  - 公共施設地図
  - 商店街コアガイド
  - 倉吉市へのアクセス
- ② 市民生活相談室**
- ③ 電子サービス**
  - 西日本被災地支援・手帳
  - 中語書ダウンロード
  - 防犯・安心情報
  - ふるさと納税
  - 電子税金
  - メール配信サービス
  - くらしよ倉吉使用規
- ④ 各課のご案内**

In the center, there's a section titled '小型家電リサイクル' (Small Household Appliance Recycling) with a blue background. To its right, there are icons for '人生のできごと' (Life Events) and 'くらしのガイド' (Life Guide). On the far right, there's a 'イベント情報' (Event Information) section with various event thumbnails.

(<http://www.city.kurayoshi.lg.jp/p/gyousei/div/sangyoukankyou/kankyou/45/4/>)

(平成 26 年 2 月 12 日取得)

## (三朝町ウェブサイト)

The screenshot shows the official website of Misasa Town. At the top right, there's a search bar with 'サイト検索' (Site Search) and '検索' (Search) buttons, and language options for English, French, Chinese, and Japanese.

The main navigation menu includes:

- ホーム
- 観光情報
- 目的別で探す
- くらしのお手伝い
- 行政情報

Below the menu, there's a banner with the text: '三佛山とせき石道にトヨシイはこちら。' and '三朝町では三佛山の世界遺産登録に向けた運動を展開しています。' There's also a link to '三朝温泉旅館組合' and '三朝温泉観光協会'.

The central content area has several sections:

- 使用済み小型家電製品の回収について**: A large text block explaining the recycling program for small household appliances.
- 回収ボックス設置場所**: A list of locations where collection boxes are placed, including town offices, community centers, and convenience stores.
- 回収対象物**: A list of items accepted for recycling, such as mobile phones, cameras, game consoles, etc.
- バナー広告募集中**: An advertisement for banner ads.
- 三朝navi**: A map of the town with various landmarks.
- プランナルおまか**: A promotional banner for a service.
- 三朝温泉「旅館利用券」プレゼント**: Another promotional banner.

At the bottom, there's a link to the document: 'http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/326/764/15027.html'.

(<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/326/764/15027.html>)

(平成 26 年 2 月 12 日取得)

(湯梨浜町ウェブサイト)

(資料)「2013年広報ゆりはま11月号」

## (北栄町ウェブページ)

やさしい風のふくまち  
北栄町

ホーム | 北栄町について | 風力発電 | ふるさと納税 | お問い合わせ | 検索

ホーム > お問い合わせ > 生活生産課 > ごみリサイクル > 小型家電リサイクル

メニュー

- 環境・廃棄物
- 住民のご案内
- 各種の実施内容
- 専門窓口の内容
- 施設の状況
- 各種申請・認定書類ダウンロード
- 自治組織窓口
- 公社施設
- 空き家・企業・町有地の有効活用
- 農作物の加工・販路拡大
- 農業会・商工会
- 北栄物産館
- リンク集
- お問い合わせフォーム

使用済み小型家電のボックス回収が実現しました！

北栄町を含む1市4町と広域連合で、ごみの減量化とリサイクルをさらに推進するため、小型家電のリサイクルに取り組んでいます。ご家庭で不要になった家電製品がございましたら、以下のチラシや設置場所をご覧の上、回収ボックスをぜひご活用ください。

● 小型家電回収チラシ

● 北栄町回収ボックス設置所

([http://www.e-hokuei.net/mkpage/hyouzi\\_editor.php?sid=4772&listmode=](http://www.e-hokuei.net/mkpage/hyouzi_editor.php?sid=4772&listmode=))

(平成 26 年 2 月 12 日取得)

## (琴浦町ウェブページ)

kotoura town

いいね！

TOP > 相談 > 町民生活課  
TOP > 犯罪 > 犯罪・リサイクル・廃棄物

スマートフォンサイト モバイルサイト

検索 | お問い合わせ | サイトマップ

小型家電のBOX回収が始まります

2013年11月1日

平成25年1月から、琴浦町と中部の市町、中部広域連合でごみの減量とリサイクルのために、小型家電のBOX回収を行います。  
ご家庭で不要な家電製品などございましたら、以下の注意やチラシをご覧の上、最寄りの回収BOXをぜひご活用ください。

期間  
平成25年1月1日から

設置場所 [琴浦町ボックス設置場所.pdf\(1014KB\)](#)

琴浦町役場本庁舎、分庁舎  
各地区公民館（八幡、蒲原、下郷、上郷、古布庄、赤崎、成美、安田、以西）  
島山電気商会、鏡本電気店、林電気、ミツマル電気

回収対象  
電話、携帯、パソコン、デジカメ、据置型ゲーム機、携帯ゲーム機など  
(幅20cm×横40cmの投入口に入るサイズのもの)

注意事項  
携帯電話等、個人情報を含む家電を出される場合は、データの消去をした上で物理的に破壊するなど、個人情報漏洩対策をきちんと行ってください。  
町、連合とともに回収BOXや集積場所に施錠を行うなどの措置、情報漏えい対策は行いますが、万が一の場合の個人情報の保障はいたしかねます。

(<http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2013102300013/>)

(平成 26 年 2 月 12 日取得)

### 第3 実証事業結果

#### 1 収集搬出状況

平成 25 年 11 月 1 日から開始した本実証事業において、中間処理事業者（平林金属株式会社）による初回搬出時の状況を整理する。

ほうきリサイクルセンターに保管された小型電子機器の初回搬出は平成 25 年 12 月 20 日（金）に実施された。回収された小型電子機器は、ほうきリサイクルセンターの保管施設（リサイクルステーション）内に運び込まれ、回収方式別に場所を分けてフレコン内に保管されていた。また、保管施設は施錠管理されていた。搬出当日、平成 25 年 11 月までに回収された使用済小型電子機器が収納されているフレコンをフォークリフトで屋外に搬出し、トラックに詰め込んだ。以下、初回搬出の状況を写真で示した。



保管施設全景



室内正面（初回搬出前）



室内右奥側（初回搬出前）



室内右手前側（初回搬出前）



室内左奥側（初回搬出前）



室内左手前側（初回搬出前）



室内から屋外にフレコンを搬出



トラックへの積込み①



トラックへの積込み②



トラックへの積込み③



トラックでの搬出



室内正面（搬出後）



室内左手前（搬出後）



室内右奥側（搬出後）



室内右手前側（搬出後）

## 2 使用済小型電子機器等の回収結果

### (1) 回収数量

使用済小型電子機器等の回収は、平成 25 年 11 月 1 日より一斉に開始し、平成 26 年 2 月 28 日までとした。なお、北栄町では、11 月 3 日にイベント回収を実施した。

図表 15 使用済小型電子機器等の回収期間

	回収開始日	回収終了日 <sup>(注)</sup>	備考
倉吉市	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	
三朝町	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	
湯梨浜町	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	
北栄町	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・11 月 3 日にイベント回収
琴浦町	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	

(注) 実証事業としての回収を終了する日時

### ア 実証事業期間中の回収数量

平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月までの回収結果を下記に整理する。鳥取中部ふるさと広域連合合計で 11 月は 7,692kg、12 月は 6,378kg、1 月は 5,182kg、2 月 5,504kg となっている。

回収方法別にみると、ピックアップ回収が最も多く 4 カ月合計で 18,434kg、次いで直接持ち込み回収が 3,353kg、ボックス回収が 2,969kg の順となっている。

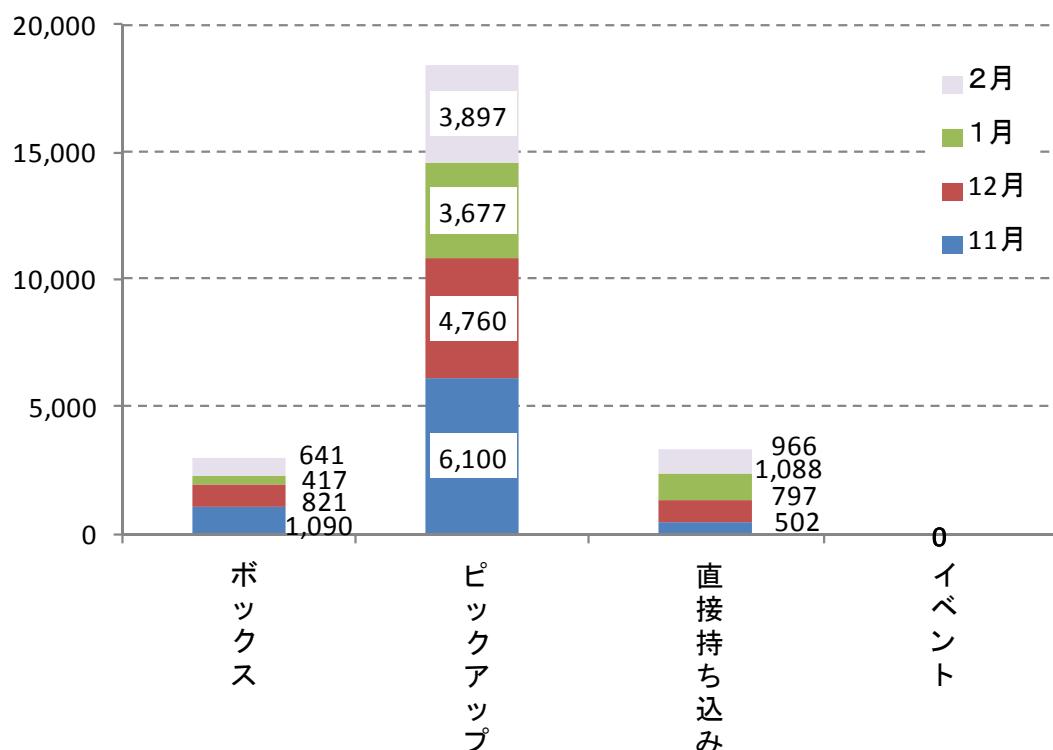
北栄町で実施したイベント回収は、小型電子機器回収直後であったこと、悪天候で会場が変更されたこと等の理由で、ほとんど小型電子機器の持ち込みはなかった。

図表 16 使用済小型電子機器等の回収結果 (単位 : kg)

	平成 25 年		平成 26 年		合計
	11 月	12 月	1 月	2 月	
ボックス回収	1,090	821	417	641	2,969
ピックアップ回収	6,100	4,760	3,677	3,897	18,434
直接持ち込み回収	502	797	1,088	966	3,353
イベント回収	0	-	-	-	0
合 計	7,692	6,378	5,182	5,504	24,756

(注) 11 月に実施したイベント回収での回収量は 1kg 以下であった。

図表 17 使用済小型電子機器等の回収結果（回収方式別）（単位：kg）



#### イ 人口 1 人あたりの排出量

人口 1 人あたりの使用済小型電子機器等の回収量について、実証事業の回収期間から、年間回収数量を推計する（1 人当たりの回収量 [kg/人・年] = 回収量 [kg] ÷ 4 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]）。また、設置したボックスあたりの回収数量（＝ボックスでの回数数量÷ボックス設置数）も合わせて図表 19 に整理する。

人口 1 人あたりの回数数量について、回収方式別にみると最も多いのはピックアップ回収の 0.52kg/人・年、次いで直接持ち込み回収の 0.09 kg/人・年、さらにボックス回収の 0.08 kg/人・年となっている。

鳥取中部ふるさと広域連合の数値を山口県、香川県の数値と比較してみると、鳥取県の回収方式合計の数値が 0.70kg/人・年に対し、山口県萩市は 1.60kg/人・年と 2 倍近く多くなっている。ただし、他の山口県の市、香川県の市町村の数値は、鳥取県の数値の 3 分の 1 以下となっている。

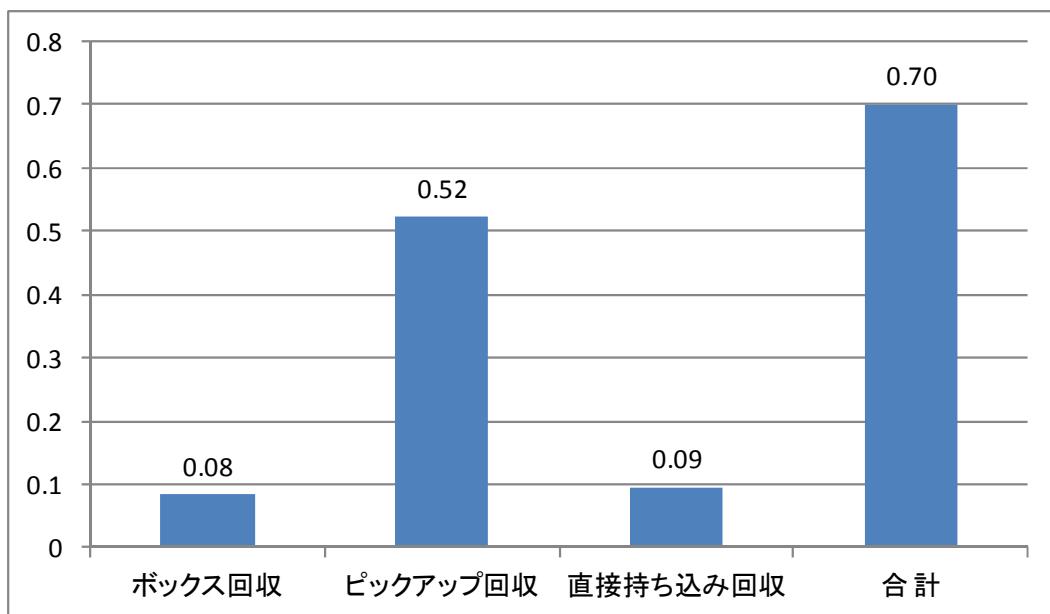
また、鳥取中部ふるさと広域連合のボックス回収の人口あたり回収数量は 0.08kg／人・年であるが、山口県防府市の 0.16kg/人・年よりも低い水準ではあるものの、他の山口県の市や香川県の市町村の数値を上回っている。

図表 18 住民1人あたり、回収ボックスあたりの使用済小型電子機器等の回収量

	①回収総量 (kg／人) (11～2月)	②人口あたり (kg／人)	③人口あたり (kg／人・年)	④ボックスあたり (kg／ボックス)
ボックス回収	2,969	0.028	0.084	49.5
ピックアップ回収	18,434	0.174	0.522	—
直接持ち込み回収	3,353	0.032	0.095	—
イベント回収	0	0	0	—
合 計	24,756	0.234	0.701	49.5

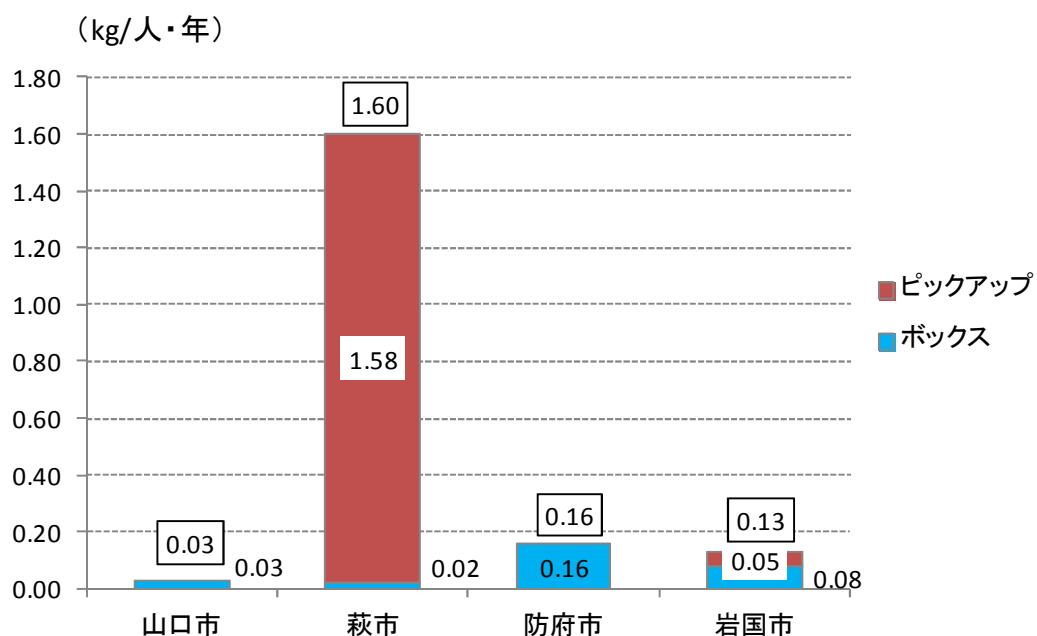
(注) 1人当たりの回収量[kg/人・年]=回収量 [kg] ÷ 4 [月] ×12 [月/年] ÷人口 [人]

図表 19 人口1人あたりの使用済小型電子機器等の回収量（推計）（単位：kg/人・年）



(注) 1人当たりの回収量[kg/人・年]=回収量 [kg] ÷ 4 [月] ×12 [月/年] ÷人口 [人]

(参考) 山口県実証事業での人口 1 人あたりの回収数量 (kg/年・人)



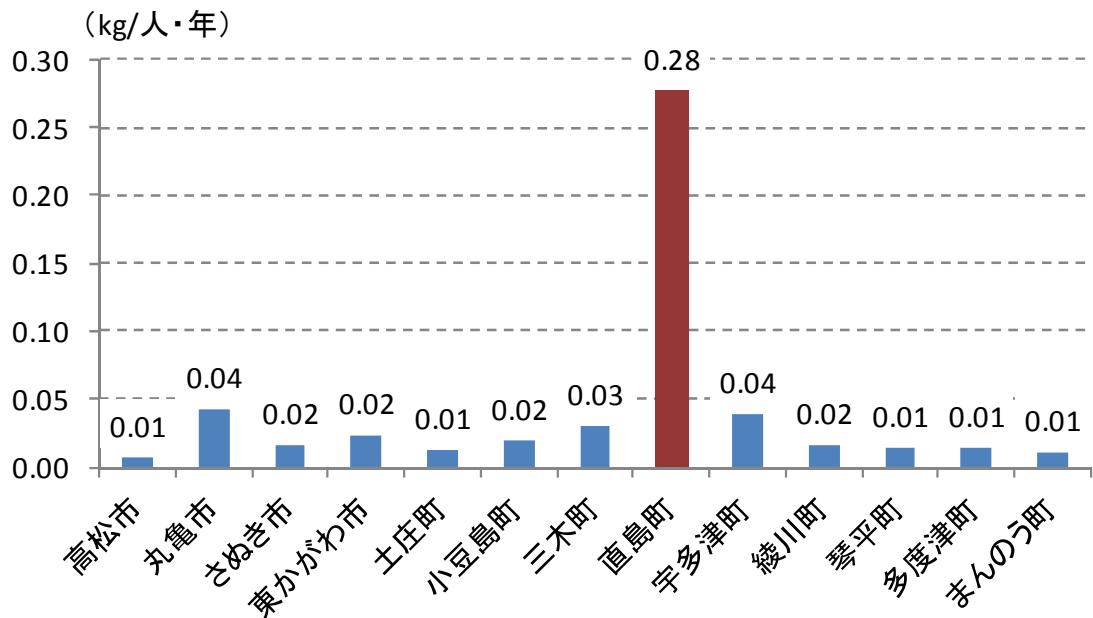
(注) 詳細は山口県報告書参照。

図表 20 山口県の実証事業実施市町村の基礎情報と回収方法

自治体名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	回収方法		
					ボックス (設置数)	ピック アップ	イベント
山口県	1,447,499	654,718	6114.13	236.7			
1 山口市	194,640	85,249	1,023.31	190.2	29		
2 萩市	52,909	24,209	698.79	75.7	7	○	
3 防府市	117,897	53,710	188.59	625.1	13		○
4 岩国市	144,124	66,827	873.85	164.9	22	○	○
上記、4 市合計	509,570	229,995	2,785	1,056	71	2	2

(注) 詳細は山口県報告書参照。

(参考) 香川県実証事業での人口 1 人あたりの回収数量 (kg/年・人)



(注 1) 直島町はピックアップ回収、他 12 市町はボックス回収を中心。

(注 2) 詳細は香川県報告書参照。

図表 21 香川県の実証事業実施市町村の基礎情報と回収方法

自治体名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	回収方法			
					ボックス (設置数)	ピック アップ	持込	イベ ント
香川県	988,920	396,438	1,876.55	527.1				
1 高松市	420,978	178,254	375.14	1,120.4	15			
2 丸亀市	110,686	43,820	111.79	990.4	20		○	○
3 さぬき市	51,609	19,679	158.90	325.7	5			
4 東かがわ市	32,579	12,835	153.35	213.0	3			
5 土庄町	14,570	6,189	74.39	196.4	7			
6 小豆島町	15,644	6,637	95.63	164.1	2			
7 三木町	28,160	10,818	75.78	372.2	2			
8 直島町	3,233	1,518	14.23	227.0	—	○		
9 宇多津町	18,555	8,122	8.07	2,305.2	3			
10 綾川町	24,090	8,492	109.67	220.2	2			
11 琴平町	9,558	3,773	8.46	1,135.9	1			
12 多度津町	23,280	9,283	24.34	956.5	4		○	
13 まんのう町	18,809	6,528	194.33	97.0	4			
上記、13 市町合計	771,751	315,948	1,404.08	549.6	68	1	2	1

(注) 詳細は香川県報告書参照。

## (2) 品目別の回収状況

平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月に回収された使用済小型電子機器等を品目別に分別し、その数量及び重量を品目別に計測する。

分別の区分は施行令第 1 条に定められた 28 分類に沿って行った。



各市町より収集された使用済小型電子機器類（フレコンで保管）



分別作業の様子①



分別作業の様子②

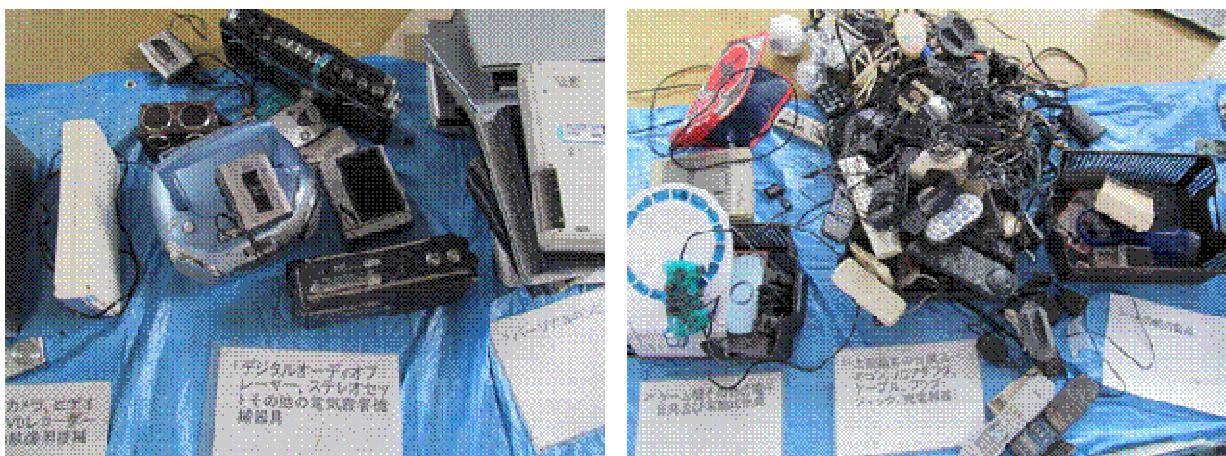
## ア ボックス回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月に回収された 2,230 個、1,238.3kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 分類）とし、「その他」は、製品、基板、金属部品、プラスチック製部品に分類し、計測した。

- ・個数では、「29 上記品目の付属品」が最も多く 800 個、次いで「2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 214 個、「30-3 その他製品(プラ製部品)」が 182 個、「1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 179 個、「6 パーソナルコンピュータ」が 100 個と続く。
- ・重量では、「6 パーソナルコンピュータ」が最も多く 272.4kg、次いで「1. 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 175.1kg、「29 上記品目の付属品」が 133.8kg、さらに、「8 プリンターその他の印刷装置」が 93.4kg、「4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具」が 82.7kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「9 ディスプレイその他の表示装置」が 3.00kg/個と最も多く、次いで「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が 2.98kg/個、「6 パーソナルコンピュータ」が 2.72kg/個、「12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具」が 2.59kg/個、「8 プリンターその他の印刷装置」が 2.28kg/個と続く。



対象品目ごとの分別①（ボックス回収）



対象品目ごとの分別②（ボックス回収）

図表 22 品目別の個数・重量の計測結果（ボックス回収）

	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	179	175.11	8.0%	14.1%	0.98
2 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	214	23.52	9.6%	1.9%	0.11
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	35	22.00	1.6%	1.8%	0.63
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	61	82.66	2.7%	6.7%	1.36
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	77	81.26	3.5%	6.6%	1.06
6 パーソナルコンピュータ	100	272.41	4.5%	22.0%	2.72
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	51	18.46	2.3%	1.5%	0.36
8 プリンターその他の印刷装置	41	93.36	1.8%	7.5%	2.28
9 ディスプレイその他の表示装置	4	11.98	0.2%	1.0%	3.00
10 電子書籍端末	2	0.18	0.1%	0.0%	0.09
11 電動ミシン	0	0.00	-	-	-
12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	7	18.10	0.3%	1.5%	2.59
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	30	54.02	1.3%	4.4%	1.80
14 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	17	10.32	0.8%	0.8%	0.61
15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	2	2.58	0.1%	0.2%	1.29
16 フィルムカメラ	19	10.68	0.9%	0.9%	0.56
17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	23	68.58	1.0%	5.5%	2.98
18 扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	7	11.14	0.3%	0.9%	1.59
19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	6	9.52	0.3%	0.8%	1.59
20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	19	23.74	0.9%	1.9%	1.25
21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	75	18.82	3.4%	1.5%	0.25
22 電気マッサージ器	2	1.56	0.1%	0.1%	0.78
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00	-	-	-
24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.00	-	-	-
25 蛍光灯器具その他の電気照明器具	21	13.54	0.9%	1.1%	0.64
26 電子時計及び電気時計	35	9.62	1.6%	0.8%	0.27
27 電子楽器及び電気楽器	0	0.00	-	-	-
28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	39	19.62	1.7%	1.6%	0.50
29 上記品目の付属品	800	133.76	35.9%	10.8%	0.17
30.1 その他の製品	51	17.16	2.3%	1.4%	0.34
30.2 その他製品(基盤)	91	18.26	4.1%	1.5%	0.20
30.3 その他製品(プラ製部品)	182	7.30	8.2%	0.6%	0.04
30.4 その他製品(金属製部品)	40	9.04	1.8%	0.7%	0.23
合計	2,230	1,238.3	100.0%	100.0%	0.56

(注 1) 「30.1 その他の製品」は小型家電製品以外のもの、混入物・異物。

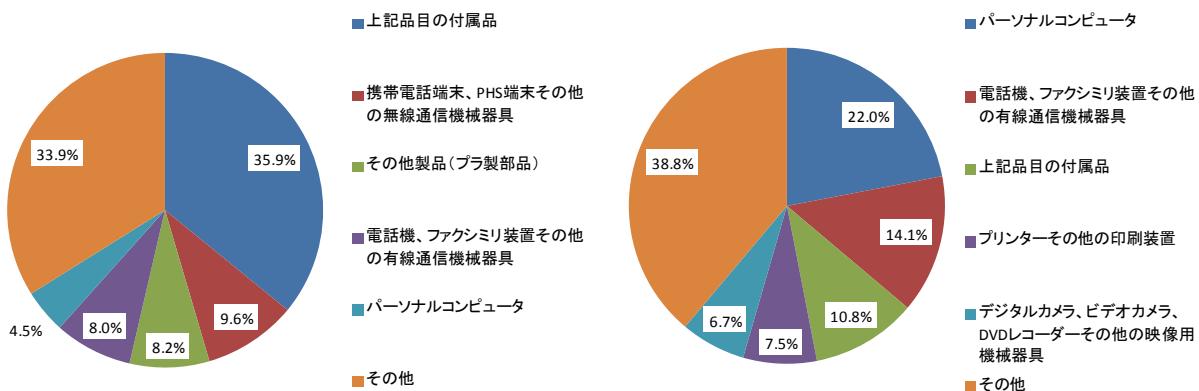
(注 2) ①個数、②重量、③1個当たり重量について、上位5品目について色つきのセルで表示。（「30.1」は除く）

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「29 上記品目の付属品」が最も多く全体の 35.9% を占め、次いで「2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 9.6%、「30-3 その他製品（プラ製部品）」が 8.2%、「1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 8.0%、「6 パーソナルコンピュータ」が 4.5% と続く。上位 5 品目で全体の 66.1% を占めている。
- ・重量では、「6 パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 22.0%、次いで「1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 14.1%、「29 上記品目の付属品」が 10.8%、さらに、「8 プリンターその他の印刷装置」が 7.5%、「4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具」が 6.7% となっている。上位 5 品目で全体の 61.2% を占めている。

図表 23 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（ボックス回収）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	上記品目の付属品	800	1	パーソナルコンピュータ	272.4
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	214	2	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	175.1
3	その他製品（プラ製部品）	182	3	上記品目の付属品	133.8
4	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	179	4	プリンターその他の印刷装置	93.4
5	パーソナルコンピュータ	100	5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具	82.7
	その他	755		その他	481.0



## イ ピックアップ回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月に回収された 6,752 個、8,436.7kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 分類）とし、「その他」は、製品、基板、金属部品、プラスチック製部品に分類、計測した。

- ・個数では、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く 914 個、次いで「30-4 その他製品（金属製部品）」が 717 個、「29 上記品目の付属品」が 686 個、「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 607 個、次いで「30-2 その他製品（基板）」が 442 個と続く。
- ・重量では、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く 2,024.3kg、次いで「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 1,256.2kg、「19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具」が 637.4kg、さらに、「30-4 その他製品（金属製部品）」が 594.4kg、「8 プリンターその他の印刷装置」が 561.0kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「10 電子書籍端末」が最も多く 6.28kg/個、次いで「11 電動ミシン」が 5.88kg/個、次いで「8. プリンターその他の印刷装置」が 4.79kg/個、「23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具」が 4.06kg/個と続く。



対象品目ごとの分別①（ピックアップ回収）



対象品目ごとの分別②（ピックアップ回収）

図表 24 品目別の個数・重量の計測結果（ピックアップ回収）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	334	349.41	4.9%	4.1%	1.05
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	181	97.52	2.7%	1.2%	0.54
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	116	137.54	1.7%	1.6%	1.19
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	182	465.06	2.7%	5.5%	2.56
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	607	1,256.22	9.0%	14.9%	2.07
6	パソコン	39	137.82	0.6%	1.6%	3.53
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	32	42.92	0.5%	0.5%	1.34
8	プリンターその他の印刷装置	117	561.00	1.7%	6.6%	4.79
9	ディスプレイその他の表示装置	12	17.46	0.2%	0.2%	1.46
10	電子書籍端末	1	6.28	0.0%	0.1%	6.28
11	電動ミシン	12	70.58	0.2%	0.8%	5.88
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	3	0.84	0.0%	0.0%	0.28
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	123	144.10	1.8%	1.7%	1.17
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	80	101.16	1.2%	1.2%	1.26
15	電動式吸引器その他の医療用電気機械器具	30	77.64	0.4%	0.9%	2.59
16	フィルムカメラ	34	16.22	0.5%	0.2%	0.48
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	914	2,024.34	13.5%	24.0%	2.21
18	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	232	434.49	3.4%	5.2%	1.87
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	303	637.40	4.5%	7.6%	2.10
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	140	189.88	2.1%	2.3%	1.36
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	407	130.58	6.0%	1.5%	0.32
22	電気マッサージ器	29	41.12	0.4%	0.5%	1.42
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	1	4.06	0.0%	0.0%	4.06
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.00	-	-	-
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	218	243.46	3.2%	2.9%	1.12
26	電子時計及び電気時計	108	34.38	1.6%	0.4%	0.32
27	電子楽器及び電気楽器	26	48.24	0.4%	0.6%	1.86
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	199	139.24	2.9%	1.7%	0.70
29	上記品目の付属品	686	119.96	10.2%	1.4%	0.17
30.1	その他の製品	104	117.58	1.5%	1.4%	1.13
30.2	その他製品(基盤)	442	131.52	6.5%	1.6%	0.30
30.3	その他製品(プラ製部品)	323	64.23	4.8%	0.8%	0.20
30.4	その他製品(金属製部品)	717	594.44	10.6%	7.0%	0.83
合計		6,752	8,436.7	100.0%	100.0%	1.25

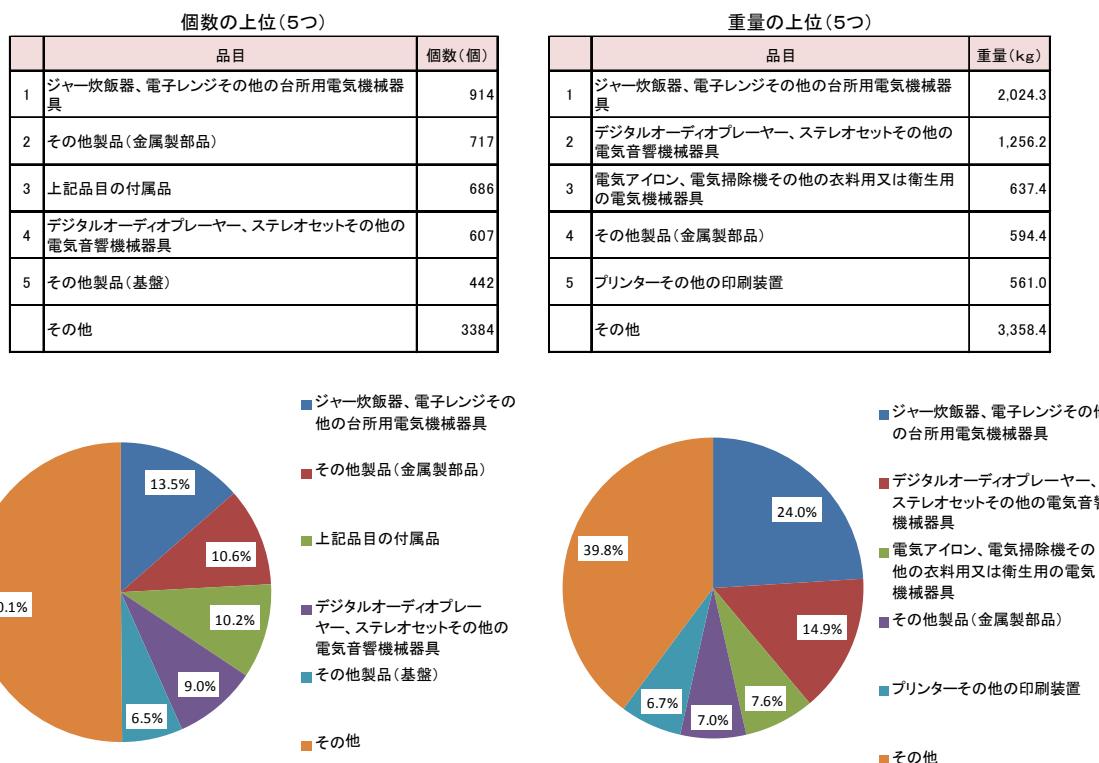
(注 1) 「30.1 その他の製品」は小型家電製品以外のもの、混入物・異物。

(注 2) ①個数、②重量、③1個当たり重量について、上位5品目について色つきのセルで表示。(「30.1」は除く)

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く全体の 13.5% を占め、次いで「30-4 その他製品（金属製部品）」が 10.6%、「29 上記品目の付属品」が 10.2%、「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 9.0%、次いで「30-2 その他製品（基板）」が 6.5% と続く。上位 5 品目で全体の 49.9% を占めている。
- ・重量では、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く全体の 24.0% を占め、次いで「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 14.9%、「19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具」が 7.6%、さらに、「30-4 その他製品（金属製部品）」が 7.0%、「8 プリンターその他の印刷装置」が 6.7% となっている。上位 5 品目で全体の 60.2% を占めている。

図表 25 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（ピックアップ回収）



## ウ 直接持ち込み回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月に回収された 1,426 個、1,885.4kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 分類）とし、「その他」は、製品、基板、金属部品、プラスチック製部品に分類、計測した。

- ・個数では、「29 上記品目の付属品」が最も多く 387 個、次いで「2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 106 個、「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 95 個、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が 94 個、「30-3 その他製品（プラ製部品）」が 94 個と続く。
- ・重量では、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く 334.6kg、「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 235.7kg、次いで「18 扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具」が 171.9kg、「8 プリンターその他の印刷装置」が 154.6kg、「4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具」が 139.8kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「22 電気マッサージ器」が最も多く 4.70kg/個、次いで「9 ディスプレイその他の表示装置」が 4.63kg/個、「8 プリンターその他の印刷装置」が 4.07kg、「4 パーソナルコンピュータ」が 3.95kg/個、「11 電動ミシン」が 3.94kg/個と続く。



対象品目ごとの分別①（直接持ち込み回収）



対象品目ごとの分別②（直接持ち込み回収）

図表 26 品目別の個数・重量の計測結果（直接持ち込み回収）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	50	38.46	3.5%	2.0%	0.77
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	106	77.28	7.4%	4.1%	0.73
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	10	5.88	0.7%	0.3%	0.59
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	39	139.75	2.7%	7.4%	3.58
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	95	235.72	6.7%	12.5%	2.48
6	パソコン	29	114.45	2.0%	6.1%	3.95
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	77	43.54	5.4%	2.3%	0.57
8	プリンターその他の印刷装置	38	154.55	2.7%	8.2%	4.07
9	ディスプレイその他の表示装置	11	50.90	0.8%	2.7%	4.63
10	電子書籍端末	1	0.10	0.1%	0.0%	0.10
11	電動ミシン	3	11.82	0.2%	0.6%	3.94
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	2	0.94	0.1%	0.0%	0.47
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	20	34.66	1.4%	1.8%	1.73
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	10	9.94	0.7%	0.5%	0.99
15	電動式吸引器その他の医療用電気機械器具	1	2.02	0.1%	0.1%	2.02
16	フィルムカメラ	16	4.60	1.1%	0.2%	0.29
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	94	334.56	6.6%	17.7%	3.56
18	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	47	171.92	3.3%	9.1%	3.66
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	30	89.96	2.1%	4.8%	3.00
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	51	132.91	3.6%	7.0%	2.61
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	42	11.12	2.9%	0.6%	0.26
22	電気マッサージ器	2	9.40	0.1%	0.5%	4.70
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	1	3.58	0.1%	0.2%	3.58
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.00	-	-	-
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	25	35.36	1.8%	1.9%	1.41
26	電子時計及び電気時計	17	8.68	1.2%	0.5%	0.51
27	電子楽器及び電気楽器	4	13.70	0.3%	0.7%	3.43
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	26	30.82	1.8%	1.6%	1.19
29	上記品目の付属品	387	69.20	27.1%	3.7%	0.18
30.1	その他の製品	15	18.18	1.1%	1.0%	1.21
30.2	その他製品(基盤)	43	12.50	3.0%	0.7%	0.29
30.3	その他製品(プラスチック部品)	94	5.68	6.6%	0.3%	0.06
30.4	その他製品(金属部品)	40	13.26	2.8%	0.7%	0.33
合計		1,426	1,885.4	100.0%	100.0%	1.32

(注1)「30.1 その他の製品」は小型家電製品以外のもの、混入物・異物。

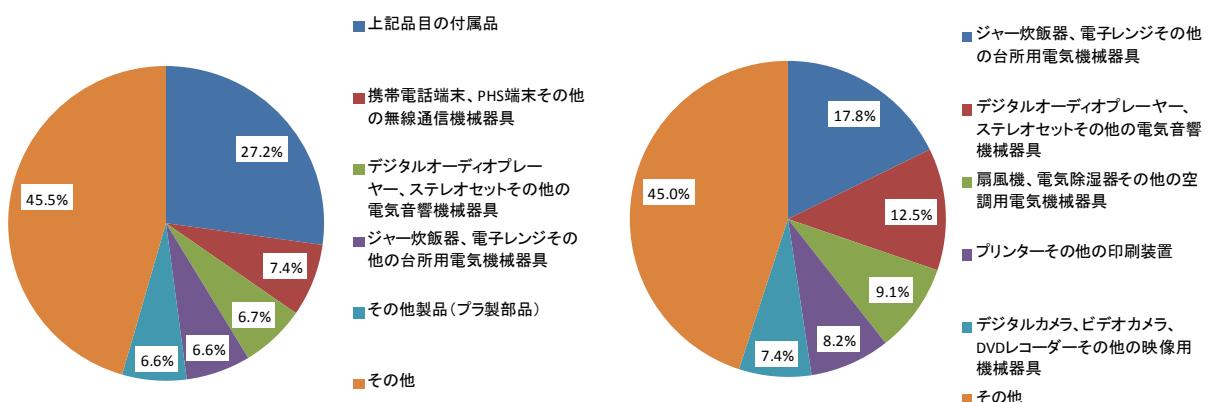
(注2) ①個数、②重量、③1個当たり重量について、上位5品目について色つきのセルで表示。（「30.1」は除く）

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「29 上記品目の付属品」が最も多く 27.2%、次いで次いで「2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 7.4%、「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 6.7%、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が 6.6%、「30-3 その他製品（プラ製部品）」が 6.6%と続く。上位 5 品目で全体の 54.5%を占めている。
- ・重量では、「17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く 17.8%、「5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 12.5%、次いで「18 扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具」が 9.1%、「8 プリンターその他の印刷装置」が 8.2%、「4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具」が 7.4%となっている。上位 5 品目で全体の 55.0%を占めている。

図表 27 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（直接持ち込み回収）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	上記品目の付属品	387	1	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	334.6
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	106	2	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	235.7
3	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	95	3	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	171.9
4	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	94	4	プリンターその他の印刷装置	154.6
5	その他製品（プラ製部品）	94	5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具	139.8
	その他	648		その他	847.9



### (3) 中間処理の重量

鳥取中部ふるさと広域連合で回収された使用済小型電子機器等のうち、平成 25 年 12 月から平成 26 年 1 月に回収されたものを中心に、有用金属類等の含有状況について整理を行った。

全体で 11,509kg の使用済小型電子機器について、平林金属株式会社の協力を得て中間処理した際の品種別の割合を見ると、「鉄」が最も多く 38.6%、「燃料プラスチック」が 11.9% と両者で全体の 5 割程度を占める。

次いで、「アルミ」が 3.6%、「被覆線」が 1.7%、「基板」が 1.5%、「長穴ミックス（機械回収した被覆線）」が 1.3% となっている。

有用資源にならない「残渣」の割合は 32.3% である。

平林金属株式会社における過去の製錬会社への出荷実績から貴金属の回収量を推計すると、金 (Au) が 11.1g、銀が 172.9 g、パラジウム (Pd) が 4.6 g、銅 (Cu) が 143.5kg となる。

図表 28 中間処理後の有用金属類等の重量（表）

回 収 品 目	回 収 量 [kg]	割 合 [wt%]	備 考
鉄	4,437	38.6	
非 鉄 系	アルミ	411	3.6
	銅	35	0.3
	真鍮	30	0.3
	砲金	5	0.0
	ステンレス	85	0.7
	丹入	17	0.1
	鉛	9	0.1
	鉱行銅	52	0.5
	鉱行	34	0.3
製 錬 向	基板	173	1.5
	製錬原料	24	0.2
	被覆線	195	1.7 手回収被覆線
	長穴ミックス	150	1.3 機械回収被覆線
	2次電池	1	0.0
	燃料プラスチック	1,375	11.9
	再加工品	764	6.6
	残渣	3,712	32.3
	計	11,509	100.0

非鉄製錬メーカーにて  
以下4元素を回収

Au	11.1 g
Ag	172.9 g
Pd	4.6 g
Cu	143.5 kg

\*過去の出荷実績より推計

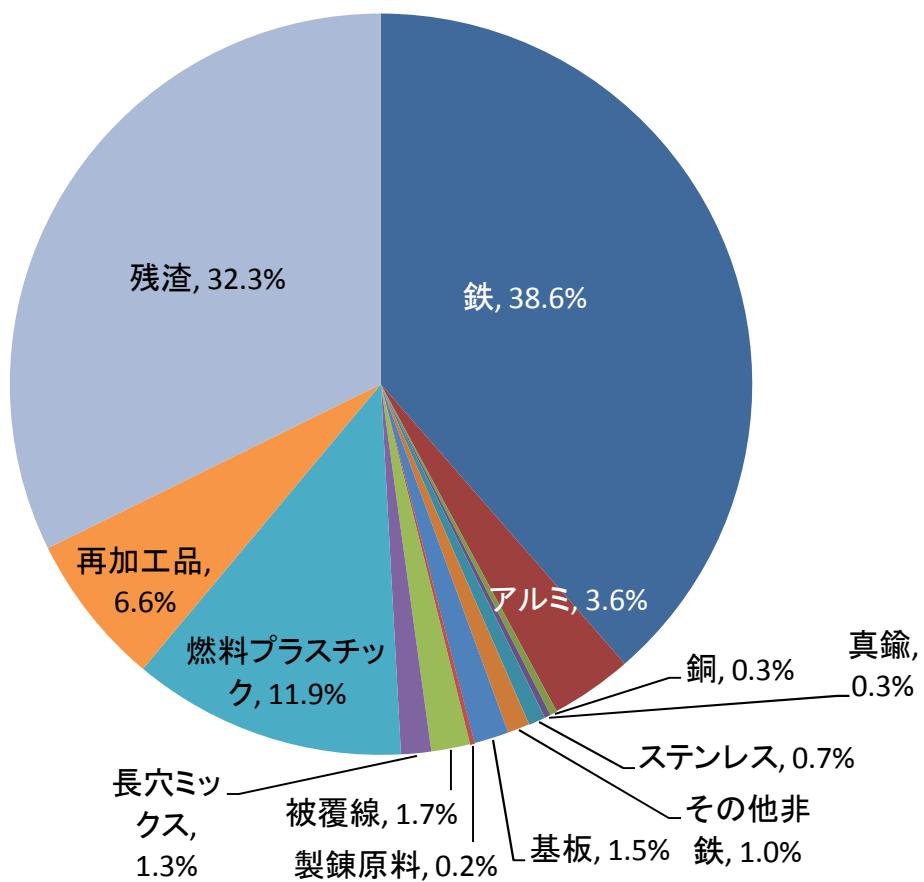
(注 1) 回収品目は平林金属での分類基準。

(注 2) 残渣は（投入量） - （他品目回収量）で算出。

(注 3) 基板と認識できるサイズで回収したものを「基板」区分で、基板や電子部品等がバラバラに細かくなつたものを「製錬原料」区分で整理。

(注 4) 「再加工品」区分は、破碎後回収したものが単体分離しておらず、再度破碎を行い素材ごとに分離する必要があるもの。

図表 29 中間処理後の有用金属類等の重量（グラフ）



### 3 住民アンケート

#### (1) 北栄町のイベント実施時の住民アンケート

##### ア 実施概要

平成 25 年 11 月 3 日（日）に開催された「GREEN ALWAYS 子どもと環境のための参加型イベント」において、来場した市民の方を対象に 2 種類のアンケート調査を実施した。1 つは小型電子機器を持参した方向けで、もう一つは小型電子機器を持参しない方向けである。アンケート調査票は来場者に町職員が手渡しで渡し、その場で回答・回収を行った。小型電子機器持参者向け、小型電子機器持参しない方向け、いずれも回答数は 2 件であった。

##### イ 小型電子機器持参者向けの結果概要

###### (ア) 小型電子機器のイベント回収の認知ルート

「小型家電のイベント回収をどのようなきっかけでご存知になりましたか？（問 1）」との設問に対し、2 件とも「市町村の広報紙」との回答であった。「ちらし」への回答も 1 件あった。

###### (イ) 持参した小型電子機器

「どの品目をイベントにお持ちになりましたか？（問 2）」との設問に対し、「電子玩具、電動玩具」（1 件）「衣料用、理容用電気機械器具」（1 件）との回答が得られた。

###### (ウ) 小型電子機器のイベント回収を利用しようと思った理由

「小型家電のイベント回収を利用しようと思った理由を教えてください（問 3）」との設問に対し、「広域連合や町が積極的に実施している事業であったから」（1 件）「ちらし等で引き取ってもらえる製品（品目）だと分かったから」（1 件）との回答が得られた。

###### (エ) 持参した小型電子機器の使用頻度

「小型家電回収のイベントにお持ちになった製品の直前までの使用頻度を教えてください（問 4）」との設問に対し、「電子玩具、電動玩具」持参者は「1 年以上使用していなかった」と回答している。「衣料用、理容用電気機械器具」持参者は「毎日使用していた」と回答している。

###### (オ) 利用したい小型電子機器の回収方式

「鳥取中部ふるさと広域連合では、引き続き小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後、小型家電の回収方式としてどのように利用したいと思いますか？（問 5）」との設問に対し、「ボックスでの回収」（2 件）「ほうきリサイクルセンターへの持ち込み」（1 件）との回答が得られた。

## ウ 小型電子機器を持参しない方向けの結果概要

### (ア)小型家電リサイクル法の認知状況

「本年4月に小型家電を回収、リサイクルする法律が施行されましたが、この制度の内容を知っていますか？（問1）」との設問に対し、2件とも「制度の内容をよく知っている」との回答であった。

### (イ)使用せず自宅に眠っている小型電子機器

「使用せず自宅に眠っている小型家電製品について回答ください（問2）」との設問に対し、「プリンター」「電子式卓上計算機」「ゲーム機」「付属品（リモコン、ケーブル、充電器、プラグ・ジャック、ACアダプタ）」との回答が得られた。

### (ウ)利用したい小型電子機器の回収方式

「鳥取中部ふるさと広域連合では、小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後、小型家電の回収方式としてどの方式を利用したいと思いますか？（問3）」との設問に対し、「イベントでの回収」（1件）「ボックスでの回収」（1件）「ステーションでの回収」（1件）との回答が得られた。

## (2) ボックス回収横での住民アンケート

### ア 実施概要

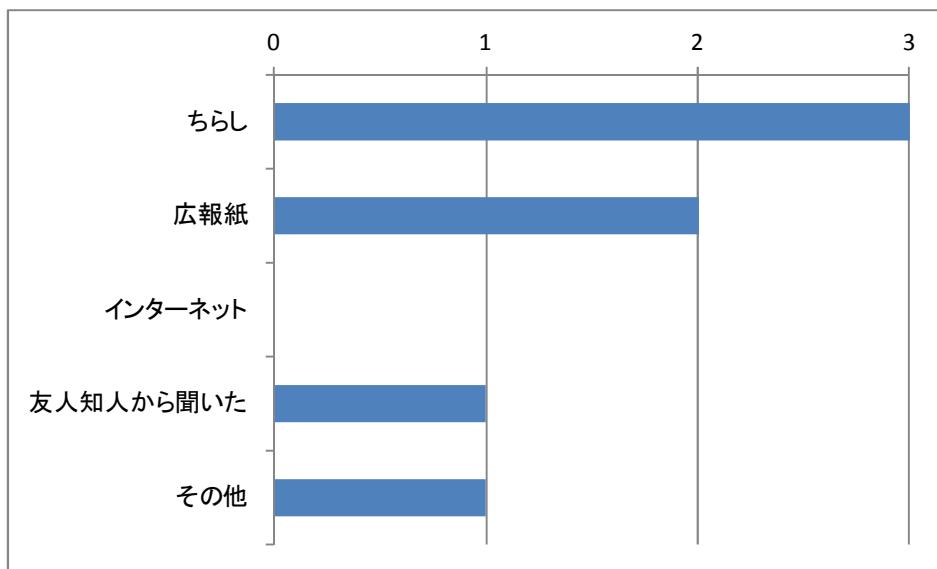
湯梨浜町及び琴浦町に設置した回収ボックス横に、アンケート調査回収箱を設置し、小型電子機器持参者に任意でアンケート調査に協力を求めたところ、合計で6件の回答が得られた。

## イ 小型電子機器持参者向けの結果概要

### (ア)小型電子機器の回収を知ったきっかけ

「小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？（問1）」との設問に対し、「ちらし」「広報紙」への回答が5件、「友人知人から聞いた」への回答が1件あった。その他として、「現物を見て（回収ボックスを見て）」との回答が1件あった。

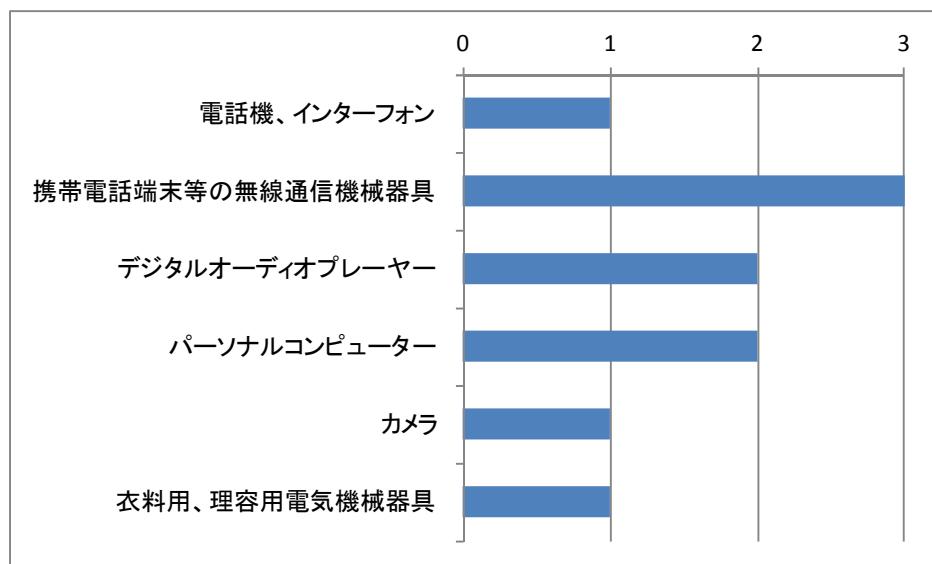
図表 30 小型電子機器の回収を知ったきっかけ (n=6)



#### (イ)持参した小型電子機器

「どの品目を小型家電回収ボックスに投入しましたか？（問2）」との設問に対し、「携帯電話端末等の無線通信機械器具」(3件)「デジタルオーディオプレーヤー」「パーソナルコンピュータ」(2件)「電話機、インターフォン」「カメラ」「衣料用、理容用電気機械器具」(1件)との回答が得られた。

図表 31 持参した小型電子機器 (n=6)

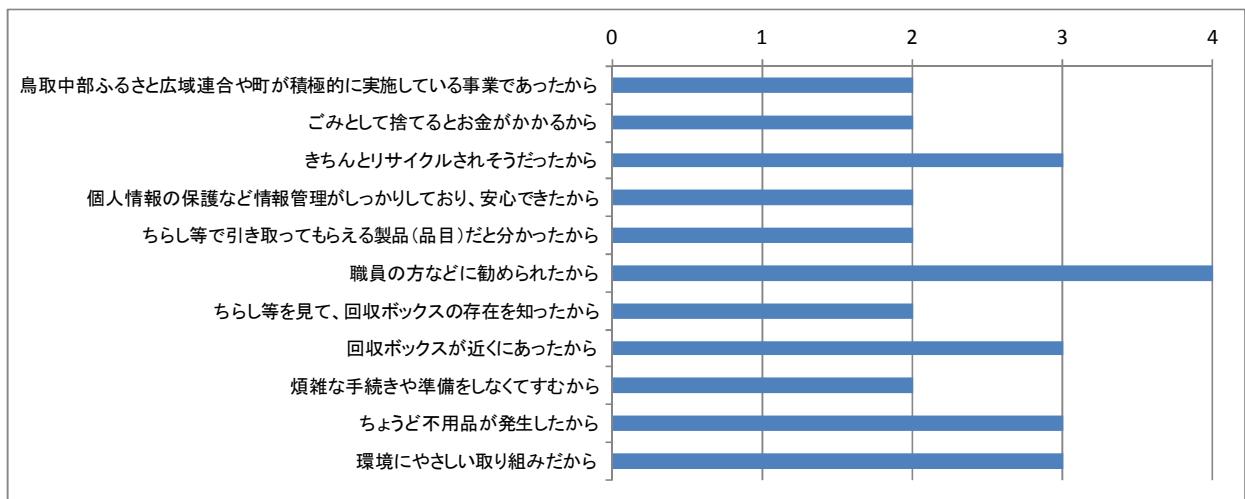


#### (エ)小型電子機器のボックス回収を利用しようと思った理由

「小型家電回収ボックスを利用しようと思った理由を教えてください（問3）」との設問に対し、「職員の方などに勧められたから」への回答が最も多く、4件の回答が得られた。3件の回答が得られたものとして、「きちんとリサイクルされそ

うだったから」「回収ボックスが近くにあったから」「ちょうど不用品が発生したから」「環境にやさしい取り組みだから」が挙げられた。

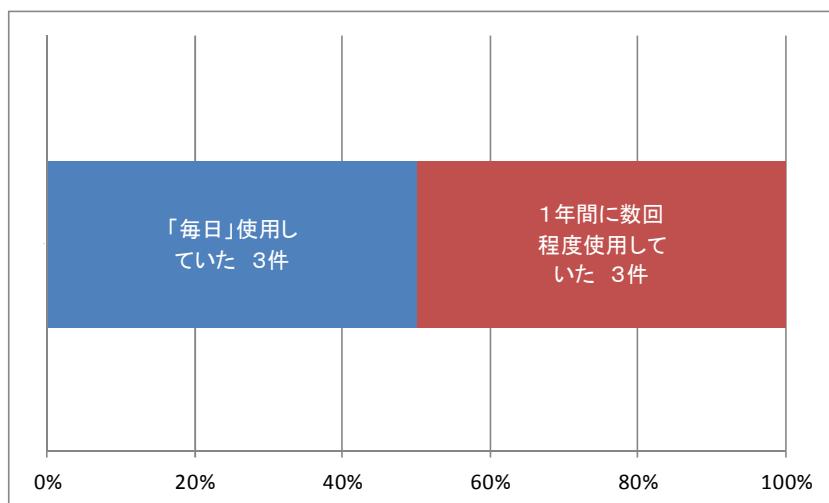
図表 32 小型電子機器のボックス回収を利用しようと思った理由 (n=6)



#### (才)持参した小型電子機器の使用頻度

「小型家電回収ボックスに投入した製品の直前までの使用頻度を教えてください（問4）」との設問に対し、「毎日使用していた」への回答が3件、「1年間に数回程度使用していた」への回答が3件であった。

図表 33 持参した小型電子機器の使用頻度 (n=6)



「毎日使用していた」への回答者は、携帯電話端末等の無線通信機械器具に加えパーソナルコンピュータや電話機、インターフォンを一括して持参した人、携帯電話端末等の無線通信機械器具及びパーソナルコンピュータを持参した人、携帯電話端末等の無線通信機械器具及びカメラを持参した人であった。

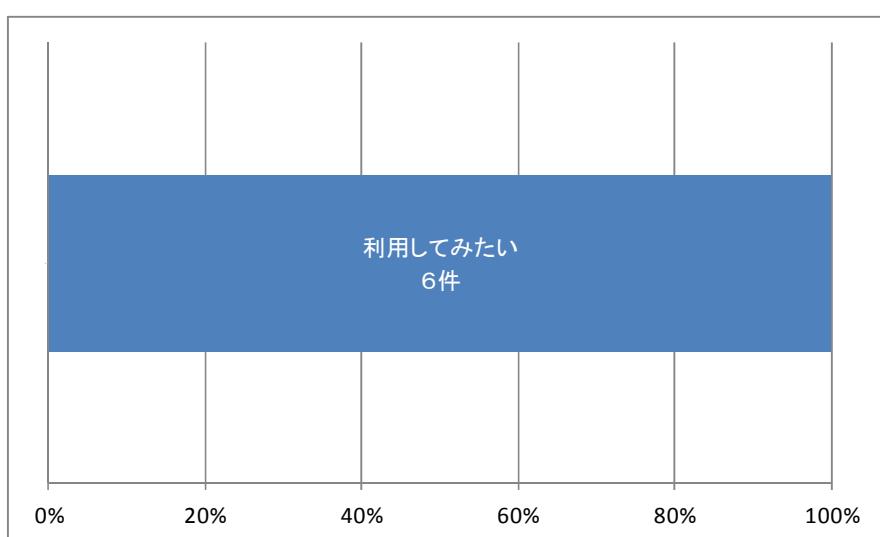
「1年間に数回程度使用していた」への回答者は、付属品を持参した人、デジ

タルオーディオプレーヤー及びパーソナルコンピュータを持参した人、デジタルオーディオプレーヤーを持参した人であった。

#### (力)ボックス回収方式の利用意向

「鳥取中部ふるさと広域連合として、小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後も、家電回収ボックスを利用したいと思いますか？（問5）」との設問に対し、「利用してみたい」への回答が6件であった。

図表 34 ボックス回収方式の利用意向 (n=6)



## 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。鳥取県中部ふるさと広連合は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、小型家電を持参いただいた皆様に、その状況や小型家電リサイクルの取組みに対するご意見をいただきたく、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

### 問1 小型家電のイベント回収をどのようなきっかけでご存知になりましたか？

(当てはまるものすべてに○)

- |            |            |            |        |            |
|------------|------------|------------|--------|------------|
| 1. ちらし     | 2. 市町村の広報紙 | 3. インターネット | 4. 口コミ | 5. イベントに来て |
| 6. その他 ( ) |            |            |        |            |

### 問2 どの品目をイベントにお持ちになりましたか？(当てはまるものすべてに○)

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1. 電話機、インターフォン       | 2. 携帯電話端末等の無線通信機械器具 |
| 3. ラジオ受信機及びテレビジョン受信機 | 4. デジタルカメラ          |
| 5. デジタルオーディオプレーヤー    | 6. 電子書籍端末           |
| 7. 電子式卓上計算機          |                     |
| 8. パーソナルコンピューター      | 9. 医療用電気機械          |
| 10. カメラ              |                     |
| 11. 衣料用、理容用電気機械器具    | 12. 電気照明器具          |
| 13. 電子時計及び電気時計       |                     |
| 14. 電子玩具、電動玩具        | 15. その他これらの付属品      |

### 問3 小型家電のイベント回収を利用しようと思った理由を教えてください。(当てはまるものすべてに○)

- 1) 広域連合や町が積極的に実施している事業であったから
- 2) ごみとして捨てるとお金がかかるから
- 3) きちんとリサイクルされそうだったから
- 4) 個人情報の保護など情報管理がしっかりとしており、安心できたから
- 5) ちらし等で引き取ってもらえる製品（品目）だと分かったから
- 6) 職員の方などに勧められたから
- 7) ちらし等を見て、回収イベントの存在を知ったから
- 8) イベントにもともと参加する予定であったから
- 9) 煩雑な手続きや準備をしなくてすむから
- 10) ちょうど不用品が発生したから
- 11) 環境にやさしい取り組みだから
- 12) その他 (具体的に )

### 問4 小型家電回収のイベントにお持ちになった製品の直前までの使用頻度を教えてください。

複数ある場合は、最も代表的なもの1つを想定してご回答ください。(当てはまるもの1つに○)

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1) 毎日使用していた       | 2) 1週間に数回程度使用していた |
| 3) 1か月に数回程度使用していた | 4) 1年間に数回程度使用していた |
| 5) 1年以上使用していなかった  |                   |

### 問5 鳥取県中部ふるさと広域連合では、引き続き小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後、小型家電の回収方式としてどのように利用したいと思いますか？(当てはまるものすべてに○)

- |               |             |                       |
|---------------|-------------|-----------------------|
| 1. イベントでの回収   | 2. ボックスでの回収 | 3. ほうきリサイクルセンターへの持ち込み |
| 4. ステーションでの回収 | 5. 集団回収     | 6. その他 ( )            |

### 問6 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

## 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。防府市は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、使用していない小型家電の状況や小型家電リサイクルに対するご意見をいただきたく、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

**問1** 本年4月に小型家電を回収、リサイクルする法律が施行されましたが、この制度の内容を知っていますか？（当てはまるもの1つに○）

- 1. 制度の内容をよく知っている
- 2. 制度の内容をある程度知っている
- 3. 法律が施行されたことは知っているが、制度の内容は知らない
- 4. 法律が施行されたことも、制度の内容も知らない

**問2** 使用せず自宅に眠っている小型家電製品について回答ください。（当てはまるものすべてに○）

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 電話機、ファクシミリ装置</li> <li>2. 携帯電話端末、PHS 端末</li> <li>3. ラジオ受信機及びテレビジョン受信機</li> <li>4. デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダー</li> <li>5. デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット</li> <li>6. パーソナルコンピュータ</li> <li>7. 磁気ディスク装置、光ディスク装置</li> <li>8. プリンター</li> <li>9. ディスプレイ</li> <li>10. 電子書籍端末</li> <li>11. 電動ミシン</li> <li>12. 電気グラインダー、電気ドリル</li> <li>13. 電子式卓上計算機</li> <li>14. ヘルスマーター</li> <li>15. 電動式吸入器</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>16. フィルムカメラ</li> <li>17. ジャー炊飯器、電子レンジ</li> <li>18. 扇風機、電気除湿機</li> <li>19. 電気アイロン、電気掃除機</li> <li>20. 電気こたつ、電気ストーブ</li> <li>21. ヘアドライヤー、電気かみそり</li> <li>22. 電気マッサージ器</li> <li>23. ランニングマシン</li> <li>24. 電気芝刈機</li> <li>25. 蛍光灯器具</li> <li>26. 電子時計及び電気時計</li> <li>27. 電子楽器及び電気楽器</li> <li>28. ゲーム機</li> <li>29. 付属品（リモコン、ケーブル、充電器、プラグ・ジャック、AC アダプタ）</li> </ul> |
|---|---|

(注) 品目の分類は、回収ボックスの天板に記載している「回収品目」、またはちらし等もご参照ください

**問3** 鳥取県中部ふるさと広域連合では、小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後、小型家電の回収方式としてどの方式を利用したいと思いますか？（当てはまるものすべてに○）

- 1. イベントでの回収
- 2. ボックスでの回収
- 3. ほうきリサイクルセンターへの持ち込み
- 4. ステーションでの回収
- 5. 集団回収
- 6. その他（ ）

**問4** 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

~以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございます~

## 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。鳥取中部ふるさと広域連合は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、小型家電を持参いただいた皆様に、小型家電リサイクルの取組みに対するご意見をいただきたく、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

問1 小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？

(当てはまるものすべてに○)

- 1. ちらし
- 2. 広報紙
- 3. インターネット
- 4. 友人知人から聞いた
- 6. その他 ( )

問2 どの品目を小型家電回収ボックスに投入しましたか？(当てはまるものすべてに○)

- 1. 電話機、インターフォン
- 2. 携帯電話端末等の無線通信機械器具
- 3. ラジオ受信機及びテレビジョン受信機
- 4. デジタルカメラ
- 5. デジタルオーディオプレーヤー
- 6. 電子書籍端末
- 7. 電子式卓上計算機
- 8. パーソナルコンピューター
- 9. 医療用電気機械
- 10. カメラ
- 11. 衣料用、理容用電気機械器具
- 12. 電気照明器具
- 13. 電子時計及び電気時計
- 14. 電子玩具、電動玩具
- 15. その他これらとの付属品

問3 小型家電回収ボックスを利用しようと思った理由を教えてください。

(当てはまるものすべてに○)

- 1. 鳥取中部ふるさと広域連合が積極的に実施している事業であったから
- 2. ごみとして捨てるとお金がかかるから
- 3. きちんとリサイクルされそうだったから
- 4. 個人情報の保護など情報管理がしっかりとしており、安心できたから
- 5. ちらし等で引き取ってもらえる製品（品目）だと分かったから
- 6. 職員の方などに勧められたから
- 7. ちらし等を見て、回収ボックスの存在を知ったから
- 8. 回収ボックスが近くにあったから
- 9. 煩雑な手続きや準備をしなくてすむから
- 10. ちょうど不用品が発生したから
- 11. 環境にやさしい取り組みだから
- 12. その他（具体的に）

問4 小型家電回収ボックスに投入した製品の直前までの使用頻度を教えてください。

(当てはまるもの1つに○) ※複数ある場合は、最も代表的なもの1つを想定してご回答ください。

- 1. 「毎日」使用していた
- 2. 「1週間に数回程度」使用していた
- 3. 「1か月に数回程度」使用していた
- 4. 「1年間に数回程度」使用していた
- 5. 「1年以上使用していなかった」

問5 鳥取中部ふるさと広域連合として、小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後も、小型家電回収ボックスを利用したいと思いますか？(当てはまるもの1つに○)

- 1. 利用してみたい
- 2. 利用しない
- 3. 分からない

問6 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

## 第4 実証事業結果の考察

前述の実証事業結果を踏まえ、異物混入対策、個人情報保護への対策、人口1人あたりの年間回収重量、今後の回収量の見込みについて考察を行った。

### ○異物混入対策

- ・品目別の重量・個数計測結果によれば、ボックス回収、ピックアップ回収、直接持ち込み回收いずれの回収方式においても、異物の混入が確認された。「その他の製品」として整理したものが異物であり、ボックス回収、ピックアップ回収では1.4%、直接持ち込み回収では1.0%を占めている（いずれも重量割合）。
- ・計測時に確認された異物として、乗用車のバッテリー充電器、小型電子機器用の電池、インターフォン、非常用ブザー、ポンプ、ヘルスマーター（非電子式）、家庭用殺虫剤（電気使用タイプ）が挙げられた。これらは施行令第1条に定める28品目には該当しないことから、平成26年度以降の小型電子機器回収に向けでは、回収ボックスでの回収可能物の表示に加え、回収不可な製品の具体的な表示を行うことが望ましい。直接持ち込み回収についても、ボックス回収方式と同様に、回収場所に回収不可な製品の具体的な表示を行うことが望ましい。ピックアップ回収については、不燃性粗大ごみからピックアップ回収を行う事業者に対し、回収不可な製品についての情報提供、周知徹底を図ることで、異物除去が図れるものと考えられる。
- ・また、鳥取環境大学廃棄物卯・リサイクル研究室調査結果からも、充電池や一次電池が内蔵された状態で排出されていることが多いことがわかつており、住民からの排出時点で充電池や電池を分別して排出するよう、ちらしや広報紙等を通じ普及啓発を図っていくことが望ましい。

### ○個人情報保護への対策

- ・住民アンケート調査からは、特段、個人情報保護に係る懸念表明は見られなかった。ボックス回収を利用しようと思った理由として、「個人情報の保護など情報管理がしっかりとしており、安心できたから」と回答した住民もみられる。
- ・本実証事業では「個人情報を消去の上、排出いただくこと」をちらし、回収ボックス等で明記した上で回収を行っている。また、回収ボックス周辺に携帯電話穴あけ処理機を設置し、個人情報を消去していない場合でも個人情報の流出防止が可能になるよう対処していた。しかし、回収された携帯電話の穴あけ状況を計測時に確認した限り、携帯電話への穴あけは全く行われていなかった。仮に、住民が携帯電話を排出する時点で個人情報の消去を行わなかった場合には、個人情報流出の懸念が生じることから、回収ボックスに携帯電話を排出する際には、必ず携帯電話穴あけ処理機で穴あけを行うよう住民に対して周知徹底していくことが望ましい。

### ○人口1人あたりの年間回収重量、今後の回収量の見込みについて

- ・人口1人あたりの回収量(kg/人・年)について、小型家電リサイクル法の基本方針

において、「市町村または認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標【平成 27 年度までに 14 万 t /年、1 人当たり 1 kg/年（回収率約 20%）】」とされている。

- ・鳥取中部ふるさと広域連合での実証事業期間中（11 月～2 月）までの回収数量から推計される人口 1 人あたり小型電子機器回収量は 0.70kg/人・年であり、本実証事業対象 18 市町の中では、山口県萩市の 1.6kg/人・年に次いで高い。
- ・平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月にかけての使用済小型電子機器の月別回収量の推移をみると、ボックス回収、ピックアップ回収とともに 11 月の回収量が多くなっており、住民への周知・啓発効果が発現した結果と捉えられる。直接持ち込み回収は増加傾向にあり、直接持ち込み回収方式が住民に認知されてきた結果と捉えられる。
- ・先行的にピックアップ回収方式で使用済小型電子機器を回収している自治体では、回収量が安定的に推移する傾向がみられることから、鳥取中部ふるさと広域連合においてもピックアップ回収方式での使用済小型電子機器の回収量は 4,000kg/月前後で推移していくものと予想される。
- ・また、今回の住民アンケート調査結果からも、ボックス回収方式を今後とも利用したいとの意見が得られており、先行的にボックス回収方式で使用済小型電子機器を回収している大牟田市などでもボックス回収方式での回収量は安定的に推移していることから、鳥取中部ふるさと広域連合においてもボックス回収方式での使用済小型電子機器の回収量は 500～1,000kg/月前後で推移していくものと予想される。
- ・鳥取中部ふるさと広域連合におけるピックアップ回収方式での使用済小型電子機器の回収量は 0.52kg/人・年と既に高水準にあるが、中国四国地域で高水準の地域として、萩市、宇和島市、和木町が挙げられる。いずれの市町でも、処理費用の支払いを住民に求めている粗大ごみ（大型ごみ）の中に、回収対象となる小型電子機器が含まれているため、使用済小型電子機器が「不燃ごみ」区分に排出されやすい状況にあるものと考えられる。萩市では、実証事業での実施よりもかなり前から「不燃ごみ」区分で使用済み小型電子機器を回収し、ピックアップ回収することを行ってきており、住民に使用済み小型電子機器の「不燃ごみ」区分での排出が浸透している状況があると考えられる。また、いずれの市町においても、中古電気製品買取店等、他に受入れる事業者・店舗等がないことで、市の回収ルートに出てきている可能性がある。

#### 1 人あたりの使用済み小型電子機器回収量が多い市町

	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	回収方法	1 人あたりの回収量 (kg/人・年)
萩市	52,909	698.79	ボックス回収(7 カ所) ピックアップ回収	1.6
宇和島市	82,843	469.58	ボックス回収 (50 カ所) ピックアップ回収 持ち込み回収	1.2
和木町	6,507	10.56	ボックス回収(3 カ所) ピックアップ回収	0.7

(注 1) 宇和島市及び和木町の回収量（推計値）は、本年度の実証事業（請負者：中電技術コンサルタント（株）による。人口、面積はそれぞれの市町のウェブサイトより（2014 年 3 月 12 日取得）。

(注 2) 小数点第二位を四捨五入した。

### 萩市の大型ごみの種類、処理手数料（小型電子機器関連）

大型ごみの種類	ステレオ、電子レンジ、こたつなど
大型ごみ処理手数料	1個につき 500 円 2個以上出された場合は、1個につき 300 円を加算

(資料) 萩市ホームページより作成

### 宇和島市の粗大ごみ持ち込み金額（小型電子機器関連）

品目	単価（円）
扇風機・炊飯器・ホットプレート・照明器具・オープンヒーター	300
ストーブ・パネルヒーター・冷風機・空気清浄機・除湿機・加湿器・こたつ（こたつ板含）・掃除機・布団乾燥機・レンジ台・ミシン台・ビデオデッキ・ズボンプレッサー・食器乾燥機・餅つき機・ラジカセ 他	500
ファンヒーター・家具調こたつ（こたつ板含）・食器洗い乾燥機・電子レンジ・ガスオーブン・ミシン（卓上式の物）・編み機・ホットカーペット・電気毛布 他	1,000
プリンター・ワープロ・スキヤナー 他	2,200

(資料) 宇和島市ホームページより作成

### 和木町の粗大ごみ戸別収集手数料（小型電子機器関連）

品目	単価（円）
オーディオスピーカー	
最大辺が 50cm 未満	300
最大辺が 50cm 以上	600
ステレオセット	
最大辺が 1m 未満	600
最大辺が 1m 以上	900
こたつ	
最大辺が 1m 未満	300
最大辺が 1m 以上	600
ストーブ・ズボンプレッサー・扇風機・布団乾燥機	300
編み機・オーブンレンジ・電子レンジ・ファンヒーター・空気清浄機	600
ミシン（卓上型を除く）・カラオケ演奏装置（モニターを除く）・ランニングマシン（電動機能有）	1,500
マッサージ機（チェアタイプ）	1,800
キーボード・ギター	300

(資料) 和木町ホームページより作成

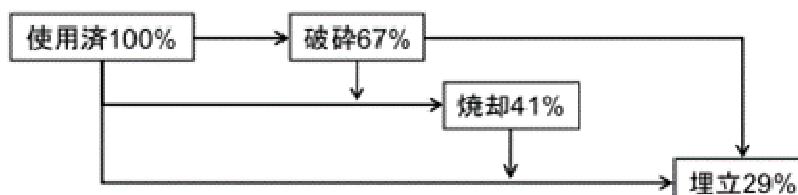
### ○ごみ減量化効果、埋立処分費用等削減便益

- ・本実証事業期間である平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月にかけて回収された小型電子機器の重量は 24,756kg であるが、このうち有用金属等で有効利用されたものが 67.7%（有用金属等の組成調査結果から、「残渣」の含有率が 32.3%）であるため、

有効利用された量は、 $24,756\text{kg} \times 67.7\% = 16,760\text{kg}$  と試算される。すなわち、平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月（4 カ月）における小型電子機器の回収に伴うごみ減量化効果は、 $16,760\text{kg}$ （年間計  $50,280\text{kg}$ ）と試算される。（※一般廃棄物最終処分量に占める割合は約 1.3%（平成 23 年度の最終処分量  $3,806\text{t}$  に対する割合））

- ・環境省、経済産業省「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver. 1.0）」（平成 25 年 3 月）において、埋立処分費用等削減便益を、破碎処理コスト削減効果、焼却処理コスト削減効果、埋立処分コスト削減効果の合算で算出できることが示されている。これに基づき、平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月（4 カ月間）における小型電子機器の回収に伴う埋立処分コスト削減効果は、1,091 千円（年間 3,274 千円）と試算されるが、来年度以降、回収量の増加により、一層の削減効果が期待できる。なお、使用済小型電子機器等の再資源化は、廃棄物の最終処分量の削減のみならず、再資源化の工程の中で有害物質が適切に処理されることにより、国内外における環境汚染の防止効果も期待される。

図表 35 埋立処分費用等削減便益について



上記割合はモデル事業で得られたデータ<sup>※</sup>により作成

※ 平成21年度使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会とりまとめP.3-17

$$\left. \begin{array}{l} \text{破碎処理コスト削減} = \text{破碎処理量(67\%)} \times \text{破碎処理単価}32\text{円/kg} \\ \text{焼却処理コスト削減} = \text{焼却処理量(41\%)} \times \text{焼却処理単価}22\text{円/kg} \\ \text{埋立処分コスト削減} = \text{埋立処分量(29\%)} \times \text{埋立処分単価}47\text{円/kg} \end{array} \right\} \text{合計が埋立処分費用等削減便益}$$

※処理・処分単価は処理・処分単価を公表しているモデル事業実施自治体の値を採用

※処理・処分単価には、施設整備費用等が含まれる

出典) 環境省、経済産業省「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver.1.0）」  
(平成 25 年 3 月)

#### 鳥取県における埋立処分コスト削減効果（4 カ月分）

	便益（千円）	算出式
破碎処理コスト削減効果(a)	531	$24,756\text{kg} \times 67\% \times 32\text{円/kg}$
焼却処理コスト削減効果(b)	223	$24,756\text{kg} \times 41\% \times 22\text{円/kg}$
埋立処分コスト削減効果(c)	337	$24,756\text{kg} \times 29\% \times 47\text{円/kg}$
合 計	1,091	(a)+(b)+(c)

(以上)

### III 山口県実証事業に関する報告



## ＜山口県報告書 目次＞

第 1	実証事業の目的	2
第 2	実証事業実施計画	3
1	回収について	4
(1)	使用済小型電子器機等の回収方法	4
(2)	回収対象品目	6
2	収集運搬について	8
(1)	ボックスからの収集運搬について	8
(2)	ピックアップ回収からの収集運搬について	9
(3)	イベント回収からの収集運搬について	9
3	中間処理・金属回収について	9
(1)	中間処理施設への運搬	10
(2)	中間処理・有用金属回収	10
4	住民への周知・啓発について	13
第 3	実証事業結果	20
1	収集運搬状況	20
2	使用済小型電子機器等の回収結果	23
(1)	回収数量	23
(2)	品目別の回収状況	28
(3)	中間処理の重量	42
3	住民アンケート	44
(1)	防府市でのイベント回収時の住民アンケート	44
第 4	実証事業結果の考察	48

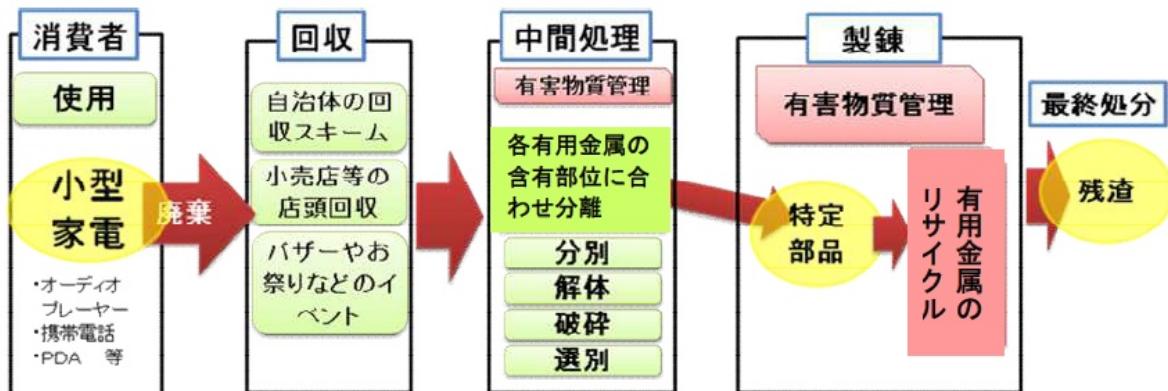
## 第1 実証事業の目的

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月から施行されたことを受け、環境省、経済産業省及び地方公共団体においては、家庭より排出される使用済小型電子機器等（デジタルカメラ、ゲーム機等）の回収のための体制整備を順次行うこととしている。

このため、本事業は、住民から排出される使用済み小型電子機器等を効率的に回収する方法を検討することを目的とし、環境省で募集を行った「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（平成24年度第二次）において認定を受けた地域を対象として、実証事業を行ったものである。

また、本実証事業は、小型家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定していることから、実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び基本方針、使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引きに準用した運用を図った。

図表1 (参考) 小型電気電子機器の回収・中間処理・製錬のイメージ



## 第2 実証事業実施計画

山口県では、山口市、萩市、防府市、岩国市の4市が「平成24年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（第二次）」に参加する。4市合計の人口は約50.9万人、世帯数は22.7万世帯である。

事業の実施期間は、平成25年11月1日より平成26年2月28日までとする。（ただし、防府市では、10月19日の愛情防府フリーマーケットよりイベント回収を実施、萩市のボックス回収は11月15日より開始。）

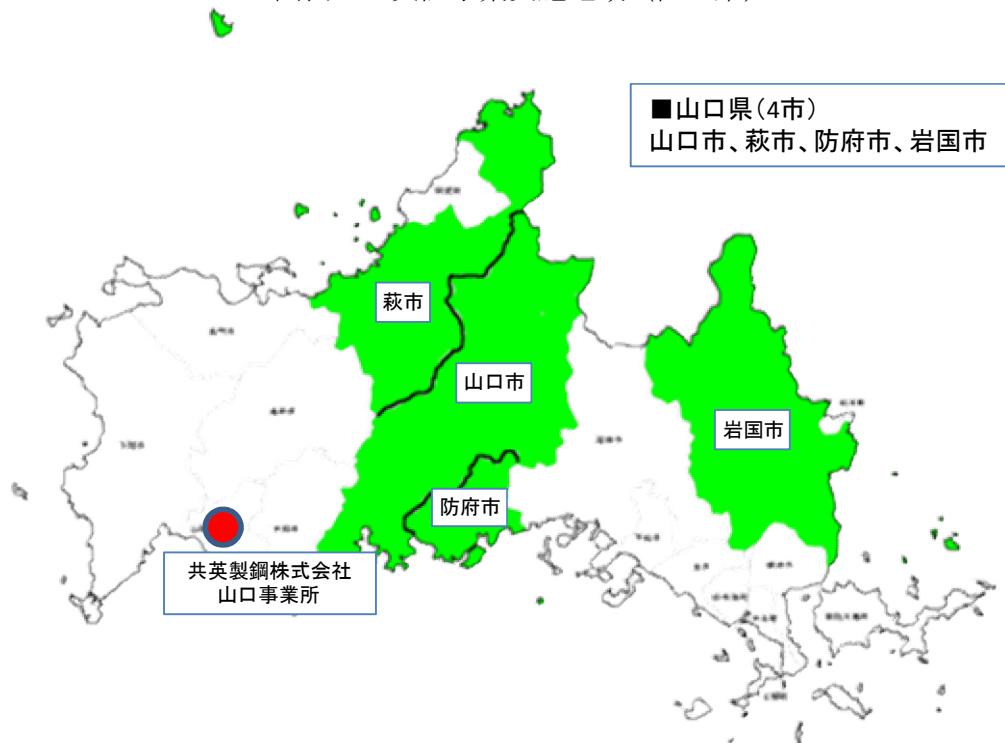
本実証事業では、認定事業者である共英製鋼株式会社（認定番号 第6号、認定年月日 平成25年6月28日）にて収集運搬・再資源化を行うこととする。同社が申請し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けた「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画」に基づいて再資源化を行う。

図表2 実証事業実施4市の人口・世帯数等（山口県）

自治体名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
山口県	1,447,499	654,718	6,114.13	236.7
1 山口市	194,640	85,249	1,023.31	190.2
2 萩市	52,909	24,209	698.79	75.7
3 防府市	117,897	53,710	188.59	625.1
4 岩国市	144,124	66,827	873.85	164.9
上記、4市合計	509,570	229,995	2,784.54	183.0

（注）住民基本台帳調査（総務省、平成25年3月31日現在）及び平成24年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）をもとに作成。

図表3 実証事業実施地域（山口県）



## 1 回収について

### (1) 使用済小型電子機器等の回収方法

回収方法は大別して3つの方法で行う。各回収方法の概要は下記の通り。ボックス回収は4市（71箇所）、ピックアップ回収は萩市、岩国市の2市、イベント回収は4市で実施する。いずれの市でもちらし等を用いて、個人情報を消去した上での排出を促し、また山口市においては携帯電話破壊工具を用いての物理的な破壊も行う。

#### ○ボックス回収

4市で実施。小型家電の回収ボックスを設置し、投入された小型家電を定期的に回収する。主に公的施設に設置する。なお、盗難防止措置及びごみ等投入抑止措置を施す。設置箇所は合計71箇所。

#### ○ピックアップ回収

萩市、岩国市の2市で実施。収集したごみから、小型家電のピックアップ作業を実施する。

#### ○イベント回収

防府市、岩国市で実施。各種イベントにおいて、小型家電を回収する。

図表4 市別の回収方法（山口県）

自治体名		ボックス 回収	ピックアップ 回収	イベント 回収
1	山口市	○		
2	萩市	○	○	
3	防府市	○		○
4	岩国市	○	○	○
実施市数		4	2	2

## (作成した回収ボックス)



回収ボックス



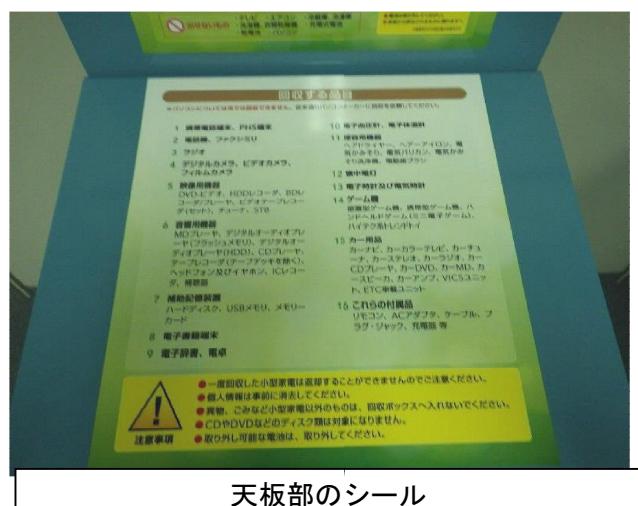
全面を開いた状態



のぼり設置場所（右側面）



案内版のシール



天板部のシール



正面投入口 (40cm×20cm)



内容器

図表 5 回収ボックスの設置個数と設置場所（山口県）

自治体名	ボックス 個数	設置場所	携帯電話 破壊工具
1 山口市	29	○山口市リサイクルプラザ ○山口総合支所、小郡総合支所、秋穂総合支所、阿知須 総合支所、徳地総合支所、阿東総合支所 ○大殿地域交流センター、白石地域交流センター、 湯田地域交流センター、仁保地域交流センター、 小鰐地域交流センター、大内地域交流センター、 宮野地域交流センター、吉敷地域交流センター、 平川地域交流センター、大歳地域交流センター、 徳地地域交流センター、阿東地域交流センター、 陶地域交流センター、鋸銭司地域交流センター、 名田島地域交流センター、二島地域交流センター、 嘉川地域交流センター、佐山地域交流センター、 小郡地域交流センター、秋穂地域交流センター、 阿知須地域交流センター	30
2 萩市	7	○萩第二リサイクルセンター ○川上総合事務所、田万川総合事務所、むつみ総合事務 所、須佐総合事務所、旭総合事務所、福栄総合事務所	-
3 防府市	13	○防府市役所 ○文化福祉会館 ○クリーンセンター ○牟礼出張所、向島出張所、中関出張所、華城出張所、 西浦出張所、右田出張所、野島出張所、富海出張所、 小野出張所、大道出張所	-
4 岩国市	22	○岩国市役所 ○由宇総合支所、玖珂総合支所、本郷総合支所、周東総 合支所、錦総合支所、美川総合支所、美和総合支所 ○岩国出張所、平田出張所、装港出張所、柱島出張所、 川下出張所、愛宕出張所、灘出張所、小瀬出張所、藤 河出張所、御庄出張所、北河内出張所、南河内出張所、 師木野出張所、通津出張所	-
合計	71	—	30

## (2) 回収対象品目

小型家電リサイクル法の制度対象品目は、消費者が通常家庭で使用する電気器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないもので施行令において定められているものである（28分類）。

また、国は、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目として、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」において特定対象品目を指定している（16分類）。

本実証事業においては、施行令第1条に定められた28品目及び特定対象品目を基本とし、各市が複数品目を選定、次の通りチラシにて例示した。

図表 6 実証事業での回収対象品目（ちらしにて例示）（山口県）

自治体名	回収対象品目（ちらしにて例示したもの）	備考
1 山口市	携帯電話端末、PHS 端末、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVD-ビデオ、HDD レコーダ、BD レコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）、音響機器（MD プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CD プレーヤ、テープレコーダ（テープデッキを除く）、ヘッドフォン及びイヤホン、IC レコーダ、補聴器）、補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）、懐中電灯、電子時計及び電気時計、ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）、カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCD プレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICS ユニット、ETC 車載ユニット）、これらの付属品（リモコン、AC アダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等）	特定対象品目（16 品目）を基本、パソコンは対象外
2 萩市	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具、携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具、ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七八号）第一条第二号に掲げるテレビジョン受信機を除く。）、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具、デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体、プリンターその他の印刷装置、ディスプレイその他の表示装置、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具、電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具、ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具、電動式吸入器その他の医療用電気機械器具、フィルムカメラ、ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第三号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。）、扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一号十八に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。）、電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）、電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具、ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具、電気マッサージ器、ランニングマシンその他の運動用電気機械器具、電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具、蛍光灯器具その他の電気照明器具、電子時計及び電気時計、電子楽器及び電気楽器、ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具、上記品目の付属品（リモコン、AC アダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）	制度対象品目（28 品目）を基本
3 防府市	携帯電話端末、PHS 端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む）（タブレット型情報端末を含む）、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVD-ビデオ、HDD レコーダ、BD レコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）、音響機器（MD プレーヤ、デジタ	特定対象品目（16 品目）を基本

自治体名	回収対象品目（ちらしにて例示したもの）	備考
	ルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CD プレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、IC レコーダ、補聴器）、補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）、電子書籍端末、電子辞書、電卓電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）、懐中電灯、電子時計及び電気時計、ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）、カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーコードプレーヤー、カーディスク、カーモーター、カースピーカー、カーアンプ、VICS ユニット、ETC 車載ユニット）、これらの付属品（リモコン、AC アダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等）	
4 岩国市	携帯電話端末、PHS 端末、パーソナルコンピューター（モニターを含む）（タブレット型情報端末を含む）、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVD-ビデオ、HDD レコーダー、BD レコーダー/プレーヤー、ビデオテープレコーダー（セット）、チューナー、STB）、音響機器（MD プレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CD プレーヤー、デッキ除くテープレコーダー、ヘッドフォン及びイヤホン、IC レコーダー、補聴器）、補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）、電子書籍端末電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）、懐中電灯、電子時計及び電気時計、ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）、カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーコードプレーヤー、カーディスク、カーモーター、カースピーカー、カーアンプ、VICS ユニット、ETC 車載ユニット）、これらの付属品（リモコン、AC アダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等）	特定対象品目（16 品目）を基本

## 2 収集運搬について

回収ボックスからの回収及び中間処理施設までの運搬は、認定事業者である共英製鋼株式会社から委託を受けた収集運搬事業者である国山株式会社が実施する。

### （1）ボックスからの収集運搬について

山口、萩、防府、岩国の4市で実施する。公的施設等に設置したボックスより使用済小型電子機器等を回収し、共英製鋼株式会社山口事業所内のストックヤードに運搬、計量する。

- 回収主体：中間処理業者
- 回収頻度：週1回（山口市、防府市、岩国市）、月1回（萩市）
- 運搬先：中間処理業者内ストックヤード
- 計量方法：中間処理業者の計量器で計量

## (2) ピックアップ回収からの収集運搬について

萩、岩国の2市で実施する。収集したごみから、小型家電のピックアップ作業を実施し、市の保管施設に集積する。中間処理業者が中間処理業者内のストックヤードに運搬、計量する。

- 回収主体：中間処理業者
- 回収頻度：週1回（岩国市）、月1回（萩市）
- 運搬先：中間処理業者内ストックヤード
- 計量方法：中間処理業者の計量器で計量

## (3) イベント回収からの収集運搬について

防府市、岩国市の2市で実施する。市主催の各種イベントにおいて、小型家電を回収し、市の保管施設に集積する。中間処理業者が中間処理業者内のストックヤードに運搬、計量する。

- 回収業者：中間処理業者
- 回収頻度：ボックス回収時に一緒に回収（防府市）、ピックアップ回収時に一緒に回収（岩国市）
- 運搬先：市の保管施設に集積し、中間処理業者の施設まで運搬する。
- 計量方法：中間処理業者の計量器で計量

## 3 中間処理・金属回収について

実証事業においては、回収した使用済小型家電は中間処理事業者に無償で譲渡するものとする。（回収ボックス及び各市の一時保管場所から中間処理施設までの運搬費用は、実証事業にて負担）

実証事業で測定する項目は以下の通りである。

- 実証事業の期間中（平成25年11月1日～平成26年2月28日）の測定項目
  - ・「市別、使用済小型電子機器等の重量」
- 実証事業期間中に設定する2ヶ月間の詳細測定項目
  - ・「市別、品目別の個数及び重量」
  - ・「山口県全体での中間処理後の基板や鉄・非鉄スクラップ等の重量」

## (1) 中間処理施設への運搬

中間処理業者は実施市の回収量に応じて、週1回～月1回程度、公的施設等に設置したボックス及び市の保管場所に集積した使用済小型電子機器等を回収し、中間処理施設（山口県山陽小野田市）へ運搬する。

回収ボックスからの回収は、中間処理事業者が、各市より借り受けた回収ボックスのカギを使用する。回収状況については、各市・運営業務事務局に定期的に連絡することとする。

各市における一時保管場所からの回収については、各市から連絡を受けた中間処理事業者が回収日時を調整の上、公的施設等に設置したボックス及び市の保管場所から中間処理施設内ストックヤードへ運搬を行う。

## (2) 中間処理・有用金属回収

中間処理施設内ストックヤードに搬入された小型家電は、分別、解体、破碎、選別を行う。具体的な回収対象品目、作業、回収品及び有用金属の回収は図表7、図表8を想定する。また、破碎施設の外観を図表9に示す。

図表7 分別、解体、破碎、選別の対象品目、作業及び回収品

対象品目	作業	回収品
制度対象品目	シュレッダー	鉄、非鉄金属、廃プラスチック、溶融メタル
特定対象品目	手選別解体、シュレッダー	基板、鉄、非鉄金属、廃プラスチック、溶融メタル

(注) 溶融メタル…ガス化溶融炉でシュレッダーダストを処理し抽出したもの

図表8 有用金属のリサイクル業者（想定）

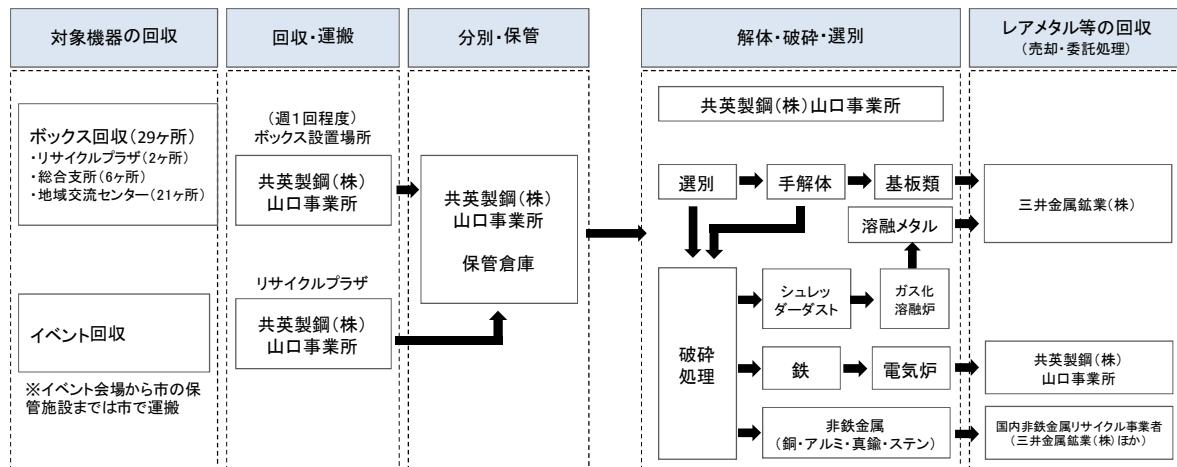
品目	事業者	回収品
溶融メタル・基板	三井金属鉱業(株)	金、銀、銅、パラジウム、鉛、亜鉛
鉄材	共英製鋼(株)山口事業所	鉄
非鉄金属	三井金属鉱業(株)	銅、真鍮
	(株)アルミネ	アルミニウム
	未定	ステンレス

図表 9 共英製鋼株式会社の破碎設備（外観）

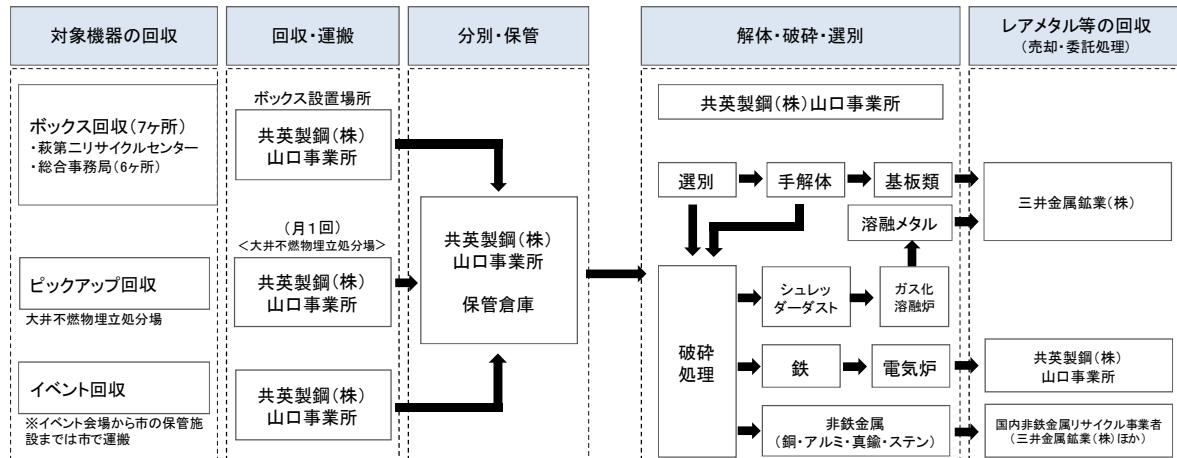


各市の実証事業の概要、分別、解体、破碎、選別から有用金属回収に至るまでのフロー図を以下に示す。

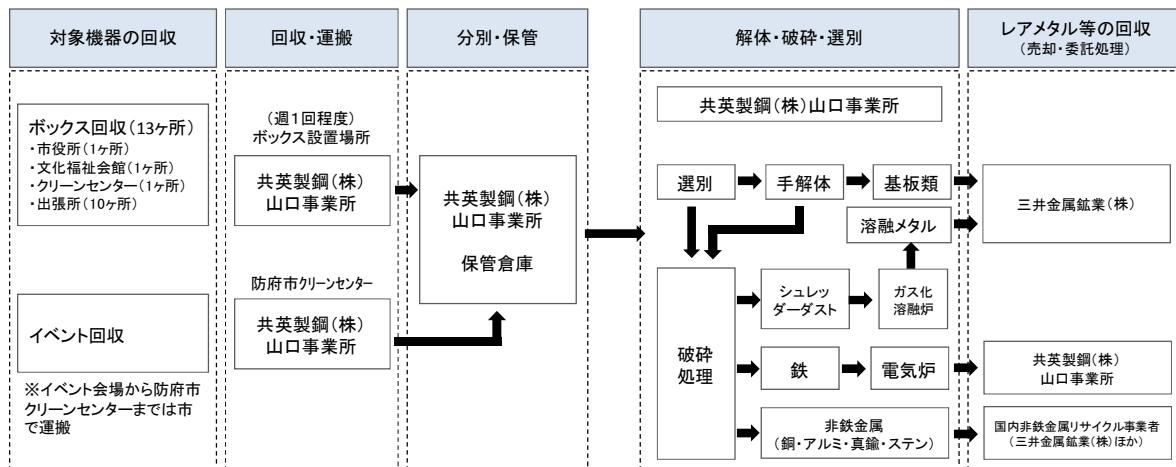
#### ア 山口市



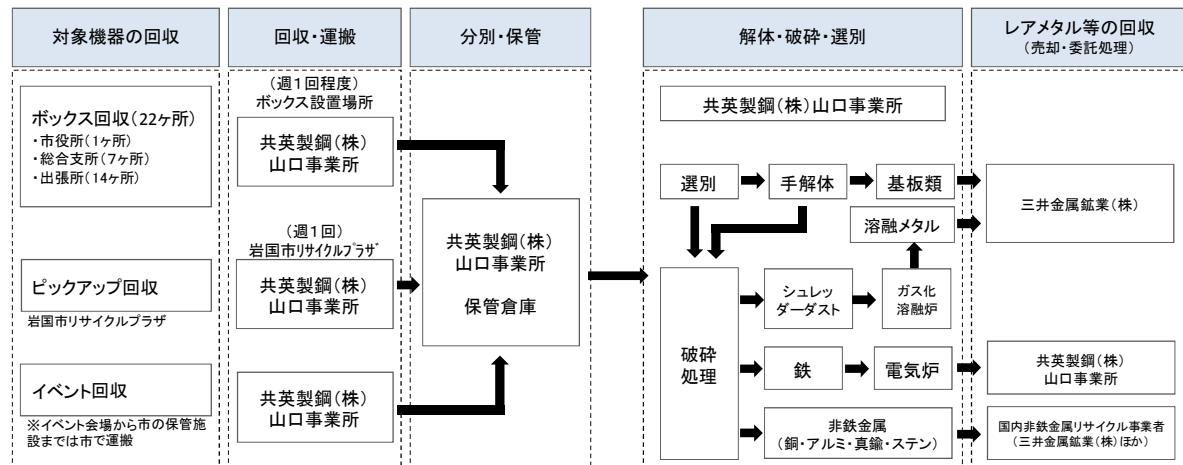
#### イ 萩市



## ウ 防府市



## エ 岩国市



#### 4 住民への周知・啓発について

各市の広報、ウェブサイト、情報誌での周知、啓発に加え、ちらしを住民に配布、のぼりを回収ボックスにあわせて掲示するなどの手段より、住民への啓発を図る。

- ① 広報、ホームページ、情報誌での提供
- ② ポスター、ちらし、パンフレット配布による周知、啓発
- ③ 環境学習、講座等での周知、啓発

図表 10 住民への広報・啓発活動の概要

自治体名	のぼり	ちらし	ポスター	その他の主な広報
山口市	30 本	81,875 枚	-	・ウェブサイト
萩市	25 本	24,500 枚	-	・広報誌
防府市	30 本	53,000 枚	300 枚	・広報誌、ウェブサイト ・住民説明会の開催 (延べ 455 回、20,211 人を対象)
岩国市	23 本	65,000 枚	-	・ウェブサイト、広報誌

(注) のぼりは回収ボックス設置場所にて掲示（回収ボックス正面右側に設置）

ちらしは各市とも全戸配布

図表 11 各市ののぼり（山口市、萩市、防府市、岩国市）



(山口市ちらし)

山口市

使用済

# 小型家電

を回収します

平成  
25年  
11月より

資源の有効利用と環境汚染の防止のため、  
小型家電の回収にご協力ください。

※ごみステーションでの金属・小型家電製品回収に加え、回収ボックスによる小型家電の回収を実施します

## 回収対象の小型家電(例)

回収ボックスの投入口 [40cm×20cm] に入るもの

詳しくは裏面へ

出せない  
もの  
・テレビ  
・エアコン  
・冷蔵庫、洗濯機  
・洗濯槽、衣類乾燥機  
・充電式電池  
・乾電池  
・パソコン

ご注意ください!  
●個人情報は、必ず消去してください。  
●充電式電池は、必ず充電器から外してください。  
●電池は必ず外してください。  
●家庭から持ち出さないでください。

※事務所からの別途回収対象外です

お問い合わせ先 山口市環境部資源循環推進課 TEL: 083-941-2185

# 回収場所・回収日時

## ●回収場所

回収施設名	所在地	回収施設名	所在地
山口市立サイクルプラザ	山口市大内郷489番地8	吉賀地域交流センター	山口市吉賀町畠一丁目4番1号
山口総合支所	山口市亀山町1番1号	平川地域交流センター	山口市平井1665番地
小郡総合支所	山口市小郡下郷60番地1	大島地域交流センター	山口市矢原1407番地5
萩原総合支所	山口市秋穂東6570番地	徳地地域交流センター	山口市徳地153番地
阿知須総合支所	山口市阿知須2743番地	阿東地域交流センター	山口市阿東徳佐中3425番地1
徳地総合支所	山口市徳地1744番地	陶地地域交流センター	山口市陶2595番地
阿東総合支所	山口市阿東徳佐中3417番地2	謙賀司地域交流センター	山口市謙賀司5435番地1
大藪地域交流センター	山口市大藪大路120番地4	名田地域交流センター	山口市名田本1218番地1
白石地域交流センター	山口市白石町1丁目1番25号	二日市地域交流センター	山口市秋穂二郷5990番地
湯田地域交流センター	山口市湯田温泉五丁目5番50号	嘉山地域交流センター	山口市嘉山14651番地1
仁保地域交流センター	山口市仁保中1041番地	佐田地域交流センター	山口市佐田山272番地1
小郡地域交流センター	山口市下小郡2519番地	小郡地域交流センター	山口市小郡下609番地1
大内郷地域交流センター	山口市大内郷511番地5	秋穂地域交流センター	山口市秋穂徳6238番地1
富野地域交流センター	山口市富野下3054番地	阿知須地域交流センター	山口市阿知須2743番地

●回収日時 リサイクルプラザ：9:00～16:30 (休館日：毎週曜日、年末年始(12/26～1/1)、祝日(例年) (ただし祝日の翌日が年末、初日にある場合は休館日) )  
その他 の 施 設：8:30～17:15 (休館日：土日祝日、年末年始(12/29～1/3))

## 回収品目

\* 下記の回収品目のうち、電子部材、電線、集中電灯、電子部品、補聴器、フィルムカメラについては、従来通り燃やせないごみとして提出していただくことになります。  
\* 上記以外のものについては従来通り金属・小型家電製品として提出していただくことができます。

\*パソコンについては市では回收できません。パソコンと一緒にごみとして提出していただくことをおすすめします。

### 1 携帯電話端末、PHS端末

### 2 電話機、ファクシミリ

### 3 ラジオ

### 4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ

### 5 映像用機器（DVDレコーダー、HDDレコーダー、BDレコーダー、ブルーレイプレーヤー、セッターチューナー、STB）

### 6 音響機器（MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー（ラジオメモ）、デジタルオーディオブレーカ（ラジオメモ）、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダー、コードレス電話等）

### 7 敦記憶装置（HDDモード、USBメモリ、メモリーカード）

### 8 電子基盤端末

### 9 電子辞書、電卓

### 10 電子血压計、電子体温計

### 11 理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）

### 12 懐中電灯

### 13 電子時計及び電気計量計

### 14 ゲーム機（任天堂ゲーム機、街並型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニニンテンドー）、ハイタク系ゲームード）

### 15 カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーアンプ、カーブル、カーメディア、カーナビゲーター、カーブル、カーナビゲーター、カーナビゲーター）

### 16 これらの付属品（JMCコン、ACアダプタ、ケーブル、フラグ・ジャック、充電器等）

回収した小型家電は有用な金属を抽出し、再生利用します

```

graph TD
    A[再生利用  
(金属材料)] --> B[使用済小型家電]
    B --> C[排出]
    C --> D[中間処理業者]
    D --> E[精錬業者]
    E --> F[再資源化]
    F --> G[金属回収]
  
```

The diagram illustrates the recycling process for small household electrical appliances. It starts with '再生利用 (金属材料)' (Recycling (Metal Materials)), which leads to '使用済小型家電' (Used Small Household Electrical Appliances). This leads to '排出' (Release), which leads to '中間処理業者' (Intermediate Treatment Operator). From there, it goes to '精錬業者' (Refining Operator), then '再資源化' (Re資源化), and finally '金属回収' (Metal Recovery).

(山口市ウェブサイト 平成26年11月7日更新)

日本語 English | 韓国語

文字の拡大・縮小 標準 大 最大 記録変更

Q サイト内検索

ホーム くらしの情報 観光情報 事業者向け情報 市政情報

▶ お知らせ ▶ 行事案内 ▶ 手続き・申請・業務 ▶ よくあるご質問 ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ ▶ 文字の拡大・縮小について

現在の位置： [トップ](#) > [お知らせ](#) > 使用済小型家電を回収します

最終更新日：2013年11月7日（木曜日）11時52分 ID : 2-16-849-1

## 使用済小型家電を回収します

情報発信元： 関連情報

平成25年11月1日から、回収ボックスによる小型家電の回収を実施します。

これまでの、ごみステーションでの金属・小型家電製品回収に加え、各総合支所、各地域交流センター、リサイクルプラザ(いずれも屋内)に設置する回収ボックスにより、使用済小型家電を回収します。

資源の有効利用と環境汚染の防止のため、小型家電の回収にご協力ください。

### ご案内

問い合わせ先	環境部資源循環推進課 電話番号 083-941-2185
--------	---------------------------------

※ダウンロードします。 ([関連書類をご覧になるには](#))

[使用済小型家電を回収します \(PDF形式 : 1,193KB\)](#)

### 関連書類

(萩市ちらし)

# 使用済 小型家電 を回収します

平成  
25年  
11月より

資源の有効利用と環境汚染の防止のため、  
小型家電の回収にご協力ください。

**回収対象の小型家電(例)**

**ご注意ください!**

- テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・充電式電池・乾電池・蛍光灯
- 出せないもの

**お問い合わせ先**  
萩市市民部環境衛生課廃棄物対策係  
TEL: 0838-25-3146

回収場所・回収日時

施設名	住所	電話番号	回収時間
萩第二リサイクルセンター	萩市大字椿東4703-49	0838-24-5300	8:30~16:30
川上総合事務所	萩市川上4462-1	0838-54-2121	8:30~17:00
田万川総合事務所	萩市大字下田万1036	08387-2-0300	8:30~17:00
むつみ総合事務所	萩市大字吉郷上3191-1	08388-6-0211	8:30~17:00
須佐総合事務所	萩市大字須佐4570-5	08387-6-2211	8:30~17:00
旭松総合事務所	萩市大字明木3174	0838-55-0211	8:30~17:00
福栄総合事務所	萩市大字福井下4013-1	0838-52-0121	8:30~17:00

●回収日時  
各回収場所とも、原則開館日(開館時間内)となります。詳しくは各回収場所にお問い合わせください。

**回収品目** ※下記の品目については、従来通り“燃やせないゴミ”として各ステーションでの排出も可能です。

1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具  
2 携帯電話機器、PHS端末その他の無線通信機械器具  
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第一十一条第一項第一号に掲げるテレビジョン受信機を除く。)  
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機器器具  
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機器器具  
6 パソコン用コンピュータ  
7 洗濯ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体  
8 プリンターその他の印刷装置  
9 ディスプレイその他の表示装置  
10 電子書籍端末  
11 電動ミシン  
12 電動グラインダー、電気ドリルその他の電動工具  
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具  
14 ヘルスメーターその他の計量又は測定用の電気機械器具  
15 電動式吸引器その他の医療用電気機械器具  
16 フィルムカメラ

17 ジャー飲器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第三項に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。)  
18 電気鍋、電気蒸し器その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第一項十一に掲げるユニット形エアコン等を除く。)  
19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第一条第四項に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。)  
20 電気ごたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具  
21 アンドロイド、電気かみそりその他の理容用電気機械器具  
22 電気マッサージ器  
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具  
24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具  
25 塗装用機器その他の電気照明器具  
26 電子時計及び電気時計  
27 電子楽器及び電気楽器  
28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具  
29 上記品目の村民(ヒヨコ)、ACアダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器等)

回収した小型家電は有用な金属を抽出し、再生利用します

(市報 HAGI 平成 25 年 11 月 15 日号)

平成25年4月から「使用済小型家電の再資源の促進に関する法律」が施行され、萩市も国の支援を受け、11月から小型家電リサイクルの事業を始めます。これは、市民の皆さんのが燃やせないごみや「大型ごみ」として出しあつたの中から、小型家電を回収し認定事業者に引き渡すことで、再資源化と適正処理を行う循環型社会の形成に役立てるために実施します。

として出しあつたの中から、小型家電を回収し認定事業者に引き渡すことで、再資源化と適正処理を行う循環型社会の形成に役立てるために実施します。

また、今までには回収できなかつたパソコンも小型家電に含まれますので、今後は「燃やせないごみ」として出すことができます。

これまで、今までには回収できなかつたパソコンも小型家電に含まれますので、今後は「燃やせないごみ」として出すことができます。

この事業を知つていただくため、小糸電索回収ボックスを次の施設に設置します。回収ボックスに入れる場合は無料ですので、そのまま投入料を入れてください。

ただし、投入口は幅40cm×高さ20cmのため、入らない場合は「燃やせないごみ」「大型ごみ」で出してください。

※パソコンなどのデータは消去して出してください。

設置場所 萩第二リサイクルセンター、各総合事務所

回収ボックス

回収品目

子レンジ、扇風機、電話機、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオ、DV、Dレコーダー、パソコン、プリンタ、ディスプレイ、電動メーター、電気ドリル、ヘルスケアマッサージ器、光灯器具、電子樂器、ラジオ、電気石鹼乾燥機、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、は、從来どおり市では回収しません。

(①問い合わせ)(25-3146)

**11月15日から小型家電のリサイクルを始めます**

- 山口県 15 -

(防府市ちらし)

# 使用済 小型家電 を回収します

資源の有効利用と環境汚染の防止のため、  
小型家電の回収にご協力ください。

## 回収対象の小型家電(例)

回収ボックスの投入口 [40cm×20cm] に入るもの

**出せないもの**

- ・テレビ・エアコン
- ・冷蔵庫・冷凍庫
- ・洗濯機・衣類乾燥機
- ・充電式電池

### ご注意ください!

- 個人情報は、必ず消去してください。
- 電線類は、必ず切断してから出してください。
- 電気の通路を外してください。
- 家庭から排出されるものに限りません。

※裏面から出る物はお断りです

従来通り「燃やせないごみ」として  
各ごみ集積場所での排出も可能ですが、(パソコン・  
携帯電話端末/タブレット/製品未発売など)については(裏面参照)  
各施設での回収にご協力ください。

### お問い合わせ先

福岡市 生活環境部 クリーンセンター  
TEL: 0835-22-4742

(防府市ポスター)

## 回収場所・回収日時

●回収場所

施設名	住所	開設日時
防府市役所	寿町7番1号	AM 8:15～PM 5:00 (月～金) *木曜日はPM7:00まで
文化福祉会館	綾町1丁目9番2号	AM 8:15～PM 10:00
クリーンセンター	大字新田364番地	AM 8:15～PM 4:30 (月～金)
牟礼出張所	大字江泊1802番地の1	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
向島出張所	大字向島636番地の7	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
中間出張所	大字田畠1434番地の2	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
華城出張所	西仁井呑2丁目26番1号	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
西浦出張所	大字西浦1457番地の3	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
右田出張所	大字高井614番地	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
野島出張所	大字野島679番地の11	AM 9:00～PM 4:00 (月～金)
富濱出張所	大字富濱1203番地の1	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
小野出張所	大字奈美126番地	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)
大道出張所	大字大道413番地の1	AM 8:15～PM 5:00 (月～金)

### 回收品目(詳細)

\*下記の品目については、從来通り「營業やしないごみ」として定期収集での排出も可能です。

\*個人情報の保護対策が必要なパソコン・携帯電話端末(ブレイブ製端末を含む)は、各ごみ集積場所に排出回収ボックスまたはクリーンセンター(TEL: 22-4742)にお持ち込みください。

パソコンについては、パソコン3R直達センター(TEL: 03-5282-7685)にお問い合わせください。

- 1 携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピューター(モニターを含む)(タブレット型情報端末を含む)
  - 2 電話機、ファクシミ
  - 3 ラジオ
  - 4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
  - 5 映像用機器(DVDビデオ、HDDレコーダー、BDレコーダー(ブルーレイ)、ハイブリッドレコーダー(セイバ、チューナー、STB))
  - 6 音響機器(MP3プレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー(ラッピングメモリ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤー、デッキ熱くねーるレコード、ヘッドフォン及びイヤホン、ICLスピーカー、補聴器)
  - 7 補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリカード)
  - 8 電子書籍端末
  - 9 電子辞書、電子卓
  - 10 電子血圧計、電子体温計
  - 11 理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気リップン)、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)
  - 12 撃電機器
  - 13 電子時計及び電気時計
  - 14 ゲーム機(家庭用ゲーム機、携帯用ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテク系(レッドバト)
  - 15 カード用(カートリッジ、カーカラビリ、カーフューチャー、カーステリス、カラーラボ、カラードリーパー、カーハード、カーハード、カースピーカー、カーブーン、VICSユニット、ETC車載ユニット)
  - 16 これらの付属品(リモコン、ACアダプター、ケーブル、フラッグ、チャック、充電器等)



(広報ほうふ 2013年10月1日号)

11月から使用済小型家電を回収します

限られた資源を有効に再利用するため、使用済小型家電の回収にご協力をお願いします。

なお、この事業に先立って10月19日(土)に開催される「愛情防府フリーマーケット」会場で回収ボックスを設置。期間を経た後で(2~3ヶ月)は又販売します。

設置し、回収を行ないます。(2・3ページをご覧ください。)  
※回収ボックス設置場所や、回収品目等の詳細については、この市広報と併せて配布したチラシでご確認ください。

問合せ クリーンセンター 腐棄物対策室(☎22-4775)

問合せ クリーンセンター 廃棄物対策室(☎22-4775)

## (防府市ウェブサイト (2013年10月17日更新))

防府市

はじめの方へ 携帯サイト サイトマップ English 中文 한국어  
色を変える 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準 Google®カスタム検索 検索

総合案内 暮らしの情報 観光情報 企業・事業者 市政情報

トップページ > 組織で探す > クリーンセンター > 使用済小型家電を回収します

### ❖ 使用済小型家電を回収します

印刷用ページを表示する 掲載日: 2013年10月17日更新

#### 小型家電リサイクル

これまで「燃やせないごみ」として処理していた小型家電には、金・銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれています。国では、この有用金属を適正にリサイクルするため、「小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)」を施行しました。

防府市では、国の「小型電子機器等リサイクルシステム構築事業」を活用し、ご家庭で不用となった小型家電のリサイクルに取り組むこととなりましたので、皆さまのご協力をお願いします。

\*小型家電リサイクル法について  
環境省: <http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/>

平成25年11月1日から小型家電の回収を開始します。

使用済小型家電の回収は、平成25年11月1日(金曜日)から回収します。  
また、平成25年10月19日(土曜日)に開催される『愛情防府フリーマーケット』において、先行して小型家電の回収を実施します。

#### 回収品目、回収場所等

回収品目、回収場所等の詳細については、下記のチラシをご参照ください。

使用済 小型家電 平成

<http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/16/kodenkaisyu.html> (平成26年2月3日取得)

### （「新しいごみの分け方・出し方」(18ページ)）

(注) 本冊子を用い住民向けの説明会を実施。その際、小型家電回収への協力依頼を行う。

### 小型家電の拠点回収にご協力ください

防府市では、使用済みの家電製品(家電リサイクル法対象となるエアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は除く。)について、小型家電リサイクル法に基づいた高度なリサイクルに取り組みます。特にリサイクルすべきとされている品目については、市の施設に回収ボックスを設置し、拠点回収を行っていますので、ご協力ください。

#### 対象になるもの(例)

パソコン 携帯電話 電話 フax機器 ラジオ カメラ ビデオカメラ 訓像用機器  
音響機器 補助記憶装置 電子書籍端末 電子辞書・電子辞書  
電子血圧計・体温計 懐中電灯 時計 ゲーム機 カー用品 付属品  
携帯電話  
個人情報の保護対策が必要なパソコン・携帯電話は、燃やせないごみには出さず、回収ボックスを利用するか、クリーンセンターへ持ち込んでください。

#### 回収ボックス

設置場所: 市役所、文化福祉社会館、出張所(牟礼、向島、中間、草城、西浦、右田、野島、富海、小野、大道)  
回収時間: 開館時間内

#### 出すときの注意点

パソコンは、メーカーに回収を申し込む方法もあります。(マークのついているパソコンは無料)  
・各メーカーのホームページやリサイクル相談窓口へお問い合わせください。  
・メーカーが不明のパソコンは、パソコンJR推進協会へお問い合わせください。TEL:03-5282-7685 <http://www.pcjr.jp>

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/uploaded/attachment/52492.pdf>)

#### <住民向け説明会の概要>

##### ■開催期間

- 平成25年10月1日～12月19日

##### ■対象自治会

- 264自治会

##### ■延べ開催回数

- 455回

##### ■参加人数

- 20,211人

(岩国市ちらし)

# 使用済 小型家電 を回収します

資源の有効利用と環境汚染の防止のため、  
小型家電の回収にご協力ください。

回収対象の小型家電(例)

回収ボックスの投入口 [40cm×20cm] に入るもの

ご注意ください!

●個人情報は必ず消去してください。  
●回収した小物類は返却できません。  
●電子機器は取り外してからご持参ください。  
※事務所からの出荷物は対象外です。

お問い合わせ先  
岩国市環境部環境事業課  
TEL: 0827-31-5304

※下記の品目については、従来通り“金属類及び破砕ごみ”として定期収集での排出も可能です。  
※パソコンは回収ボックスにお持ち込みいただくか、パソコンリサイクルセンター(TEL: 03-5282-7685)にお問い合わせください。

回収場所・回収日時

●回収場所

岩国市役所(本庁)	総合支所	出張所
1階ロビー	由宇総合支所	岩国出張所
	玖珂総合支所	小瀬出張所
	本郷総合支所	平田出張所
	周東総合支所	藤河出張所
	錦総合支所	装港出張所
	美川総合支所	御庄出張所
	美和総合支所	柱島出張所
		北河内出張所
		山南内出張所
		愛宕出張所
		師木野出張所
		瀬出張所
		津出張所

●回収日時  
各回収場所とも、**開館日・開館時間内**(8時30分～17時15分)となります。

回収品目

1 携帯電話端末、PHS端末、パーソナルコンピューター(モニターを含む) 9 電子辞書、電卓  
2 電話機、ファクシミリ 10 電子血圧計、電子体温計  
3 ラジオ 11 理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)  
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ 12 懐中電灯  
5 映像用機器(DVDビデオ、HDDレコーダー、BDレコーダー/ブルーレイ、ビデオテープレコーダー(セット)、チューナー、STB) 13 電子時計及び電気時計  
6 音響機器(MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー(ラジオ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤー、デッキ機、テープレコーダー、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダー、補聴器) 14 ゲーム機(携帯型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイスケス系トレンチ式)  
7 補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード) 15 カー用品(カーナビ、カーカラーレディ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーディスクプレーヤー、カーブル、カーモード、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット)  
8 電子書籍端末 16 これらの付属品(リモコン、ACアダプター、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等)

回収した小型家電は有用な金属を抽出し、再生利用します

(岩国市ウェブサイト)

ようこそ! 岩国市公式WEBサイトへ!

岩国市 IWAKUNI CITY

市 の概要・組織 市 のマップ 公共施設 イベントカレンダー パブリックコメント リンク集

サイト内検索 Google® 挿入 文字拡大・音声読み上げ 検索 文字を大きく

トップページ > ごみ・環境・住宅 > ごみ・リサイクル > 使用済小型家電のボックス回収を開始します

使用済小型家電のボックス回収を開始します

岩国市では、11月から使用済小型家電回収ボックスを設置し、貴重な金属資源の回収・リサイクルを始めました。資源の有効活用と環境汚染防止のため、小型家電の回収にご協力ください。

【回収場所】 市役所(本庁)1階ロビー・各総合支所・各出張所(岩国地域)

【回収日時】 各回収場所とも、開館日・開館時間内(8時30分～17時15分)

【注意】 ◆回収ボックスの投入口(20cm×40cm)に入るものに限ります。

◆『エアコン』『テレビ』『冷蔵庫・冷凍庫』『洗濯機・衣類乾燥機』(家電4品目)は対象外です。

◆個人情報は必ず消去してください。

◆回収した小型家電は返却できません。

◆電池は取り外してください。

◆家庭から排出されるものに限ります。(事業所からの排出物は対象外です。)

◆従来通り“金属類及び破砕ごみ”として定期収集(パソコンは除く)での排出も可能です。

ダウンロード

ちらし

- お問い合わせ -  
環境部 環境事業課  
[tel] 0827-31-5304  
[fax] 0827-31-9910  
[mail] kenjigyou@city.iwakuni.lg.jp

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。

(<http://www.city.iwakuni.lg.jp/www/contents/1383201846086/index.html>) (平成 26 年 2 月 3 日取得)

(広報いわくに 2013年11月15日号)

使用済小型家電の回収

市では、11月から使用済小型家電回収ボックスを設置し、貴重な金属資源の回収・リサイクルを始めました。

資源の有効活用と環境汚染防止のため、小型家電の回収にご協力ください。

回収日時　開庁（館）日、開庁（館）時間内  
(8時30分～17時15分)

回収場所　市役所本庁1階ドロビー、各総合支所、各出張所（旧岩国市エリア）

◆回収ボックスの投入口（20cm×40cm）に入るものに限ります。

◆個人情報は、必ず消去してください。

◆回収した小型家電は返却できません。

◆電池は取り外してください。

◆家庭から排出されるものに限ります。

◆従来通り「金属類及び破碎ごみ」として定期収集（パソコン不可）での排出も可能です。

■ 二級護理家計簿

減量効果		9月分(前年同月比)
増	処理費用換算	+344万円
減	排出量(1人1日当たり)	853g(+24g)

※処理費用は、処理に要する経費と排出量から単純に計算したもので、実際の金額とは異なります。

# ごみ

問環境事業課☎315304  
総合支所



#### ▲使用済小型家電回収ボックス

### 第3 実証事業結果

#### 1 収集運搬状況

山口市での収集運搬の状況について整理する。平成25年11月1日から開始した本実証事業において、中間処理事業者による初回回収時の状況を整理する。収集運搬は中間処理事業者（共英製鋼株式会社）から委託を受けた収集運搬事業者（国山株式会社）が実施している。

山口市での初回回収は11月6日（水）に実施され、山口市リサイクルプラザを皮切りに、順次回収ボックスから回収を行った。各回収ボックスは施錠管理されており、開錠後、ボックス内部に設置された内容器から使用済小型家電を回収、収集運搬車両に人力で詰め込む。量に応じて、回収車両は適宜選択されているが、初回回収時はワゴン車にて運搬を行った。

以下、山口市リサイクルプラザ、山口総合支所、白石地域交流センターでの回収の状況を整理する。

(山口市リサイクルプラザ)



- ・リサイクルプラザに入館して10mほど先のロビー真ん中に2台設置
- ・来館者の目に付く場所に2台並んで設置されている



内容器の内部



収集運搬車両への詰め込み（フレコン）

- ・2箱とも内容器の1／3程度の量が回収されている。
- ・回収された品目としては、テプラ、FAX、電話子機、電卓、携帯電話、リモコン（テレビやビデオデッキ等）、懐中電灯など
- ・携帯電話が数個投入されていたが、破碎処理は行われていなかった。

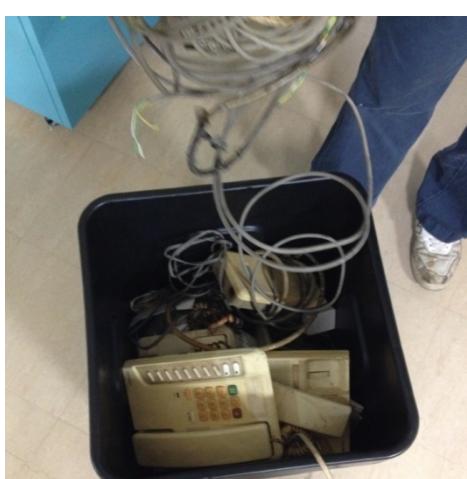
#### （山口総合支所）



ボックス設置状況



回収の様子



内容器の内部

- ・内容器のいっぱいの量が回収されている。
- ・回収された品目としては、電話機、扇風機、リモコン、携帯電話、ケーブルなど。
- ・新聞紙、ビデオテープなどの異物が混入。
- ・携帯電話は、半分に割られているが破碎機は使用されていなかった。

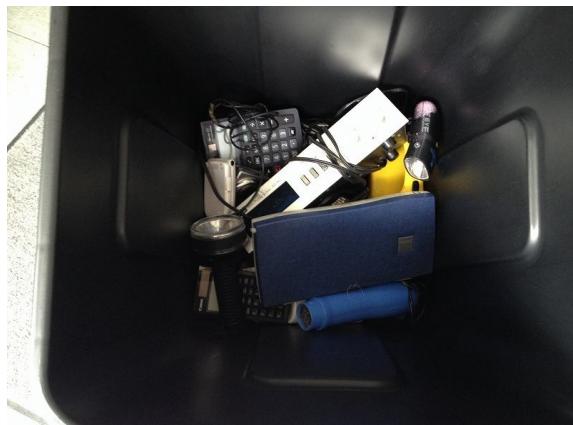
(白石地域交流センター)



ボックス設置状況



回収の様子



内容器の内部

- ・内容器の1／3程度の量が回収されている。
- ・回収された品目としては、小型のワープロ機、懐中電灯、オーディオ機の一部、電卓、デジカメ、携帯電話など
- ・携帯電話は、破碎処理は行われていなかつ

## 2 使用済小型電子機器等の回収結果

### (1) 回収数量

使用済小型電子機器等の回収は、平成 25 年 11 月 1 日より一斉に開始し、平成 26 年 2 月 28 日までとした。なお、萩市のボックス回収は 11 月 15 日より開始している。

防府市では、10 月 19 日に「愛情防府フリーマーケット」でイベント回収を実施、岩国市では、11 月 16 日に「エコフレンズまつり 2013」でイベント回収を実施している。

図表 12 使用済小型電子機器等の回収期間

自治体名	回収開始日	回収終了日 <sup>(注)</sup>	備考
山口市	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	
萩市	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ボックス回収は 11 月 15 日から
防府市	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・10 月 19 日にイベント回収
岩国市	平成 25 年 11 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・11 月 16 日にイベント回収

(注) 実証事業としての回収を終了する日時

### ア 実証事業期間中の回収数量

平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月までの回収結果を図表 13 および図表 14 に整理する。4 市合計で 42,107kg、うちボックスでの回収が 4 市合計で 12,005kg、ピックアップが 2 市合計で 30,102kg となっている。

萩市が最も多く 28,247kg、次いで防府市が 6,140kg、岩国市が 6,080kg、山口市が 1,640kg となっている。回収方法別にみると、萩市のピックアップ回収が最も多く 27,882kg、次いで防府市のボックス回収が 6,140kg、岩国市のボックス回収 3,860kg、ピックアップ回収が 2,220kg と続く。

図表 13 使用済小型電子機器等の回収結果

(単位:kg)

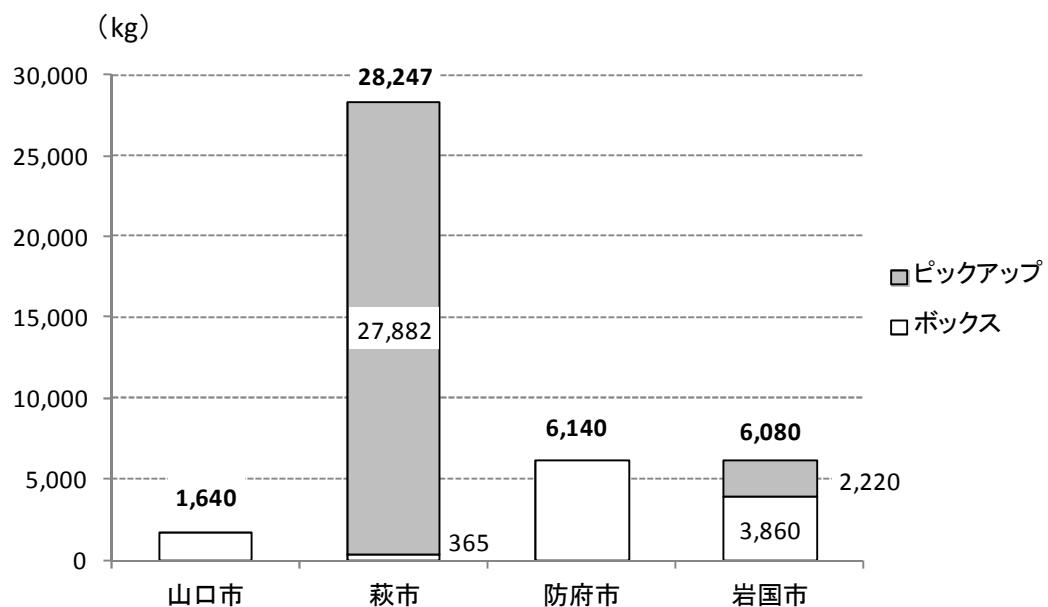
		平成25年		平成26年		合計	
		11月	12月	1月	2月	(方法別)	(市別)
山口市	ボックス	540	400	400	300	1,640	1,640
萩市	ボックス	5	180	100	80	365	28,247
	ピックアップ	6,713	9,434	6,070	5,664	27,882	
防府市	ボックス	1,460	2,100	1,420	1,160	6,140	6,140
岩国市	ボックス	1,240	1,240	980	400	3,860	6,080
	ピックアップ	460	1,300	400	60	2,220	
合計		10,418	14,654	9,370	7,664	42,107	
(うちボックス)		3,245	3,920	2,900	1,940	12,005	
(うちピックアップ)		7,173	10,734	6,470	5,724	30,102	

(注 1) 萩市のボックス回収は 11 月 15 日より開始。11 月実績は半月分の回収実績。

(注 2) 防府市：10 月 19 日にイベント回収を実施（愛情防府フリーマーケット）。11 月実績に含む。

(注 3) 岩国市：11 月 16 日にイベント回収を実施（エコフレンズまつり 2013）。11 月実績に含む。

図表 14 使用済小型電子機器等の回収結果（市別）

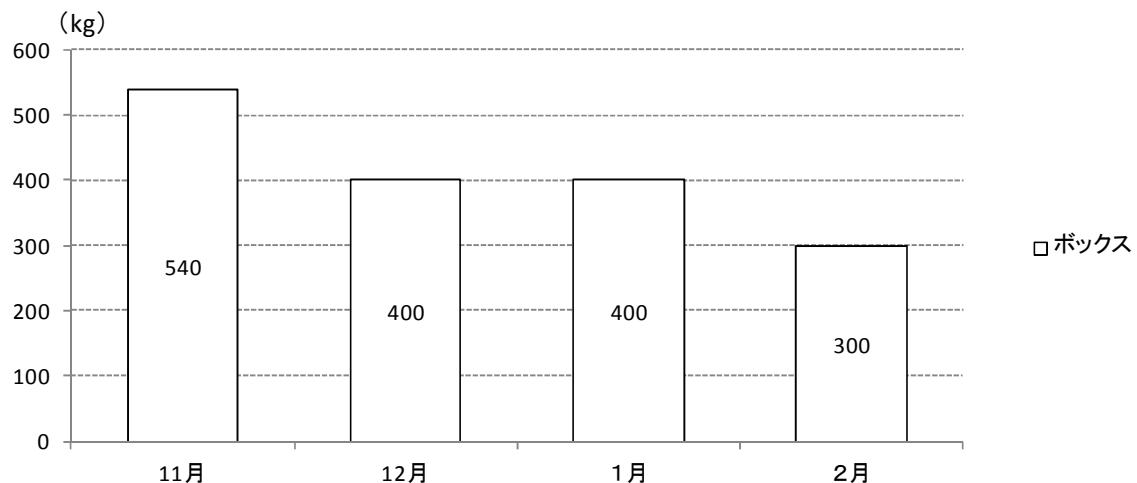


#### イ 月別の回収数量の推移

各市での月別・回収方法別の回収数量の推移を図表 15 から図表 16 に整理する。

山口市での月別の回収実績を図表 15 に整理する。実証事業開始の 11 月が 540kg と最も多い。次いで、12 月、1 月がそれぞれ 400kg、2 月が 300kg となっており、回収量は減少する傾向がみられる。

図表 15 山口市での月別の回収実績（ボックス回収）

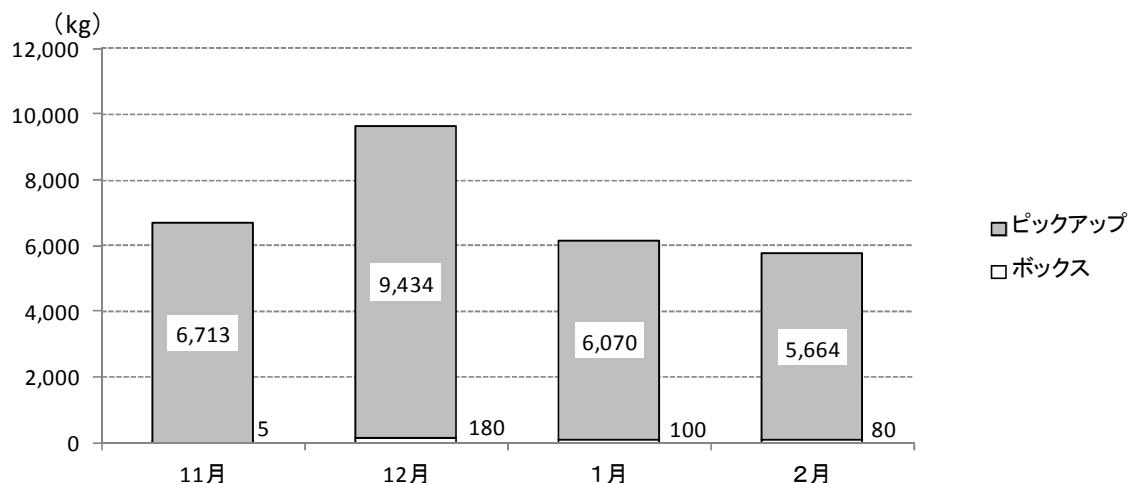


萩市での月別の回収実績を図表 16 に整理する。

ピックアップ回収について、12 月が 9,434kg と最も多い。次いで、11 月が 6,713kg、1 月が 6,070kg、2 月が 5,664kg となっており、回収量は減少する傾向がみられる。

ボックス回収については、ピックアップ回収同様、12 月が 180kg と最も多い。次いで、1 月が 100kg、2 月が 80kg となっており、回収量は減少する傾向がみられる。

図表 16 萩市での月別の回収実績（ボックス回収、ピックアップ回収）

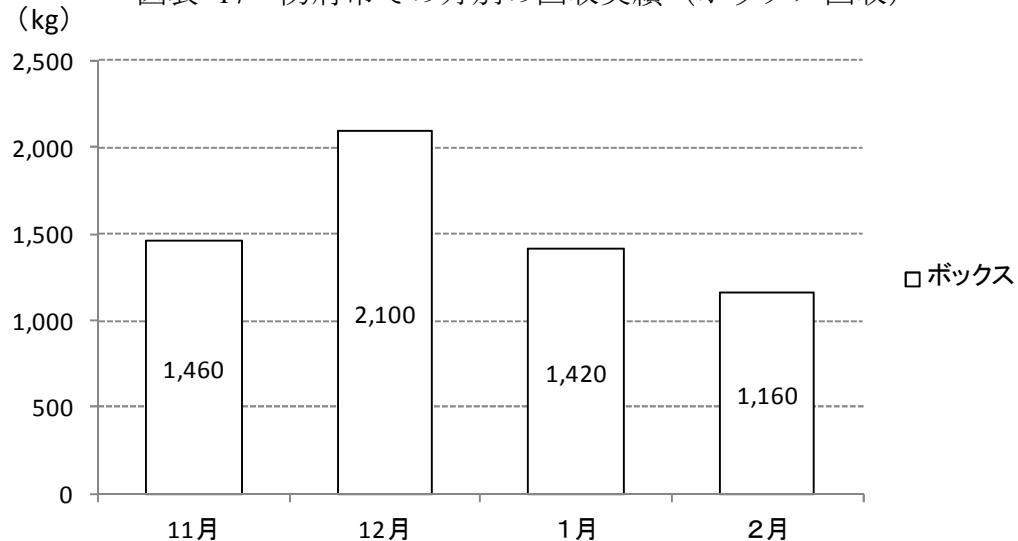


(注) 萩市のボックス回収は 11 月 15 日より実施。

防府市での月別の回収実績を図表 17 に整理する。

実証事業開始の 12 月が 2,100kg と最も多い。次いで、11 月が 1,460kg、1 月が 1,420kg、2 月が 1,160kg となっており、回収量は減少する傾向がみられる。

図表 17 防府市での月別の回収実績（ボックス回収）



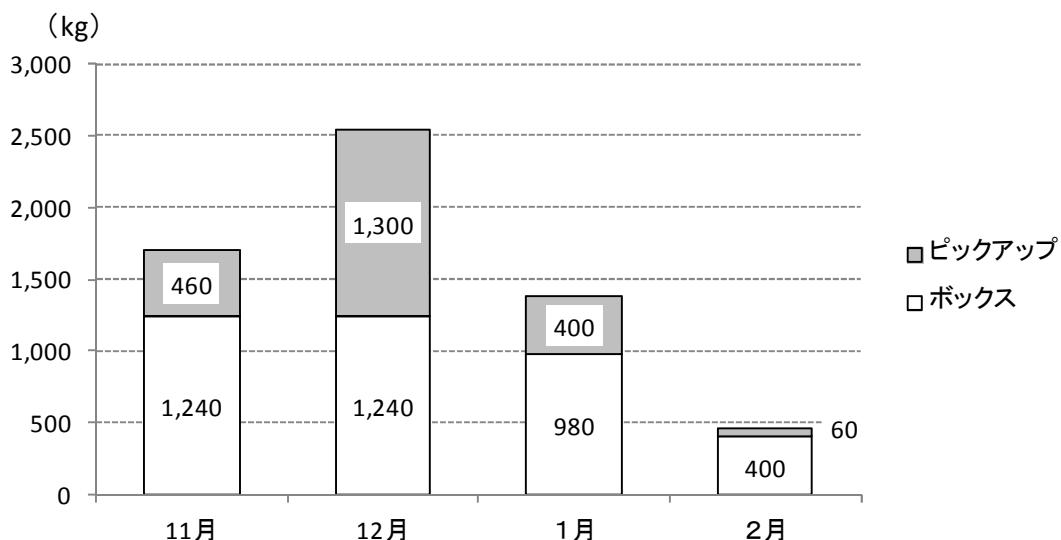
(注) 防府市のボックス回収には 10 月 19 日のイベント回収を含む

岩国市での月別の回収実績を図表 18 に整理する。

ボックス回収について、実証事業開始の 11 月と 12 月が 1,240kg と同数で多くなっている。次いで、1 月が 980kg、2 月が 400kg となり、回収量は減少する傾向がみられる。

ピックアップ回収について、12 月が 1,300kg と最も多い。次いで、11 月が 460kg、1 月が 400kg、2 月は 60kg となっており、回収量は減少する傾向がみられる。

図表 18 岩国市での月別の回収実績（ボックス回収、ピックアップ回収）



#### ウ 人口 1 人あたりの排出量

人口 1 人あたりの使用済小型電子機器等の回収量について、実証事業の回収期間から、年間回収数量を推計する（1 人当たりの回収量 [kg/人・年] = 回収量 [kg] ÷ 4 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]）。また、設置したボックスあたりの回収数量（= ボックスでの回数数量 ÷ ボックス設置数）も合わせて図表 19 および図表 20 に整理する。

人口 1 人あたりの回収数量について、図表 20 によると、最も多いのは萩市の 1.60kg/人・年、次いで防府市 0.16kg/人・年、岩国市 0.13 kg/人・年、山口市の 0.03 kg/人・年となっている。ボックス回収及びピックアップ回収を実施している萩市が他市と比較して圧倒的に多く回収されており、ボックス回収のみである山口市、防府市、ボックス回収及びピックアップ回収を並行実施している岩国市よりも人口 1 人あたりの回収数量が多くなっている。

また、図表 19 によると、ボックスあたりの回収数量は、防府市が最も多く 472kg/ボックス、岩国市 175kg/ボックス、山口市 57kg/ボックス、萩市 52kg/ボックスとなっている。

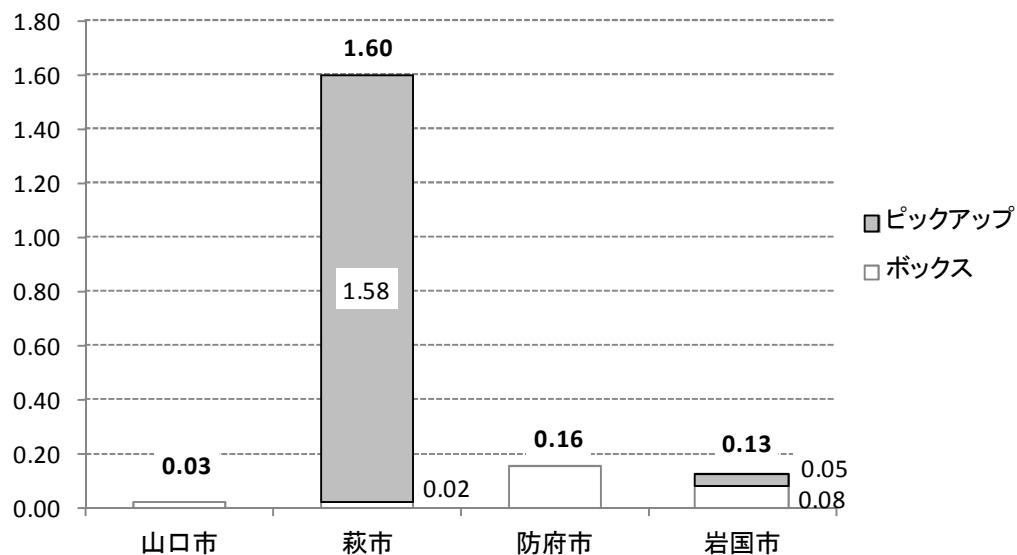
図表 19 住民1人あたり、回収ボックスあたりの使用済小型電子機器等の回収量

自治体名		①回収総量(kg) (11~2月)	②人口あたり (kg/人)	②'人口あたり (kg/人・年)	③ボックスあたり (kg/ボックス)
山口市	ボックス	1,640	0.01	0.03	57
萩市	ボックス	365	0.01	0.02	52
	ピックアップ	27,882	0.53	1.58	-
防府市	ボックス	6,140	0.05	0.16	472
岩国市	ボックス	3,860	0.03	0.08	175
	ピックアップ	2,220	0.02	0.05	-
合計		42,107	0.08	0.25	-
(うちボックス)		12,005	0.02	0.07	169
(うちピックアップ)		30,102	0.06	0.18	-

(注) 1人当たりの回収量[kg/人・年]=回収量 [kg] ÷ 4 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]  
合計については4市合計の人口で除している

図表 20 人口1人あたりの使用済小型電子機器等の回収量（推計）

(kg/人・年)



(注) 1人当たりの回収量[kg/人・年]=回収量 [kg] ÷ 4 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]

## (2) 品目別の回収状況

平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月に回収された使用済小型電子機器等を品目別に分別し、その数量及び重量を品目別に計測する。

分別の区分は施行令第 1 条に定められた 28 品目およびガイドラインに示された特定対象品目 16 分類に沿って行った。



各市より収集された使用済小型電子機器類（フレコンで保管）



対象品目ごとの分別 1



対象品目ごとの分別 2



分別作業の様子 1



分別後の様子 2



計測の様子（品目ごと）

## ア 山口市ボックス回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 12 月から平成 26 年 1 月に回収された 962 個、806.3kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」（なお、山口市ではパーソナルコンピュータの回収は行っていない）が最も多く 163 個、次いで「11.理容用機器」が 116 個、「16.これらの付属品」が 97 個と続く。
- ・重量では、「5.映像用機器」が最も多く 102.3kg、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 79.8kg、「16 これらの付属品」が 70.8kg と続く。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も多く 2.84kg/個、次いで「15.カ一用品」が 1.48kg/個と続く。

図表 21 品目別の個数・重量の計測結果（山口市ボックス回収）

	品目	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	163	57.5	16.9%	7.1%	0.35
2	電話機、ファクシミリ	81	79.8	8.4%	9.9%	0.98
3	ラジオ	45	3.4	4.7%	0.4%	0.07
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	49	16.1	5.1%	2.0%	0.33
5	映像用機器	36	102.3	3.7%	12.7%	2.84
6	音響機器	28	5.7	2.9%	0.7%	0.20
7	補助記憶装置	34	12.2	3.5%	1.5%	0.36
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	65	10.9	6.8%	1.3%	0.17
10	電子血圧計、電子体温計	14	11.5	1.5%	1.4%	0.82
11	理容用機器	116	29.4	12.1%	3.6%	0.25
12	懐中電灯	55	12.0	5.7%	1.5%	0.22
13	時計	38	21.8	4.0%	2.7%	0.57
14	ゲーム機	31	12.5	3.2%	1.6%	0.40
15	カ一用品	22	32.6	2.3%	4.0%	1.48
16	これらの付属品	97	70.8	10.1%	8.8%	0.73
17	その他(上記分類が困難なもの)	88	327.2	9.1%	40.6%	3.72
合計		962	805.3	100.0%	100.0%	0.84

(注1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（その他を除く）

(注2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 16.9%を占め、次いで「理容用機器」が 12.1%、「これらの付属品」が 10.1%と続く。「電話機・ファクシミリ」「電子製品、電卓」を含め、上位 6 品目で全体の 54.3%を占めている。
- ・重量では、「映像用機器」が最も多く全体の 12.7%、「電話機、ファクシミリ」が 9.9%と。「これらの付属品」が 8.8%と続く「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」「カー用品」を含め、上位 5 品目で全体の 42.6%を占める。

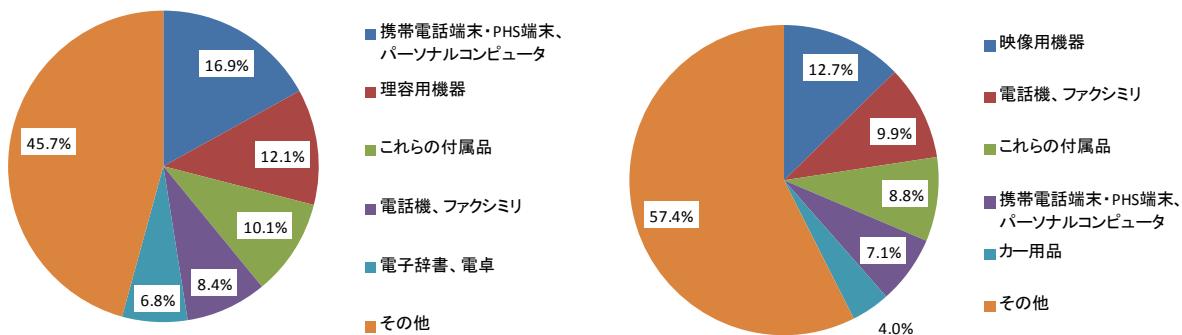
図表 22 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（山口市ボックス回収）

個数の上位(5つ)

	品目	個数(個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	163
2	理容用機器	116
3	これらの付属品	97
4	電話機、ファクシミリ	81
5	電子辞書、電卓	65
	その他	440

重量の上位(5つ)

	品目	重量(kg)
1	映像用機器	102.3
2	電話機、ファクシミリ	79.8
3	これらの付属品	70.8
4	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	57.5
5	カー用品	32.6
	その他	462.4



## イ 萩市ボックス回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 12 月から平成 26 年 1 月に回収された 52 個、183.5kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 品目）とし、「上記品目の付属品」、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具」が最も多く 10 個、次いで「1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 9 個、「8 プリンターその他の印刷装置」が 5 個と続く。
- ・重量では、「1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が最も多く 56.4kg、次いで「13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具」が 38.2kg と続く。
- ・1 個当たり重量では、「1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が最も多く 6.27kg、次いで「8 プリンターその他の印刷装置」が 4.40kg/個、「24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具」が 4.20kg/個と続く。

図表 23 品目別の個数・重量の計測結果（萩市ボックス回収）

	品目	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	9	56.4	17.3%	30.7%	6.27
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	4	0.4	7.7%	0.2%	0.10
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	0	0.0	-	-	-
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	1	0.2	1.9%	0.1%	0.20
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	2	8.2	3.8%	4.5%	4.10
6	パーソナルコンピュータ	3	11.2	5.8%	6.1%	3.73
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	1	0.2	1.9%	0.1%	0.20
8	プリンターその他の印刷装置	5	22.0	9.6%	12.0%	4.40
9	ディスプレイその他の表示装置	2	6.6	3.8%	3.6%	3.30
10	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
11	電動ミシン	0	0.0	-	-	-
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.0	-	-	-
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	10	38.2	19.2%	20.8%	3.82
14	ヘルスマーターその他の量測用又は測定用の電気機械器具	0	0.0	-	-	-
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
16	フィルムカメラ	0	0.0	-	-	-
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
18	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	1	1.4	1.9%	0.8%	1.40
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	1	1.7	1.9%	0.9%	1.70
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	2	0.6	3.8%	0.3%	0.30
22	電気マッサージ器	0	0.0	-	-	-
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	1	4.2	1.9%	2.3%	4.20
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	0	0.0	-	-	-
26	電子時計及び電気時計	0	0.0	-	-	-
27	電子楽器及び電気楽器	0	0.0	-	-	-
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	2	0.6	3.8%	0.3%	0.30
29	上記品目の付属品	1	4.2	1.9%	2.3%	4.20
30	その他(上記分類が困難なもの)	7	27.4	13.5%	14.9%	3.91
合計		52	183.5	100.0%	100.0%	3.53

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（その他を除く）

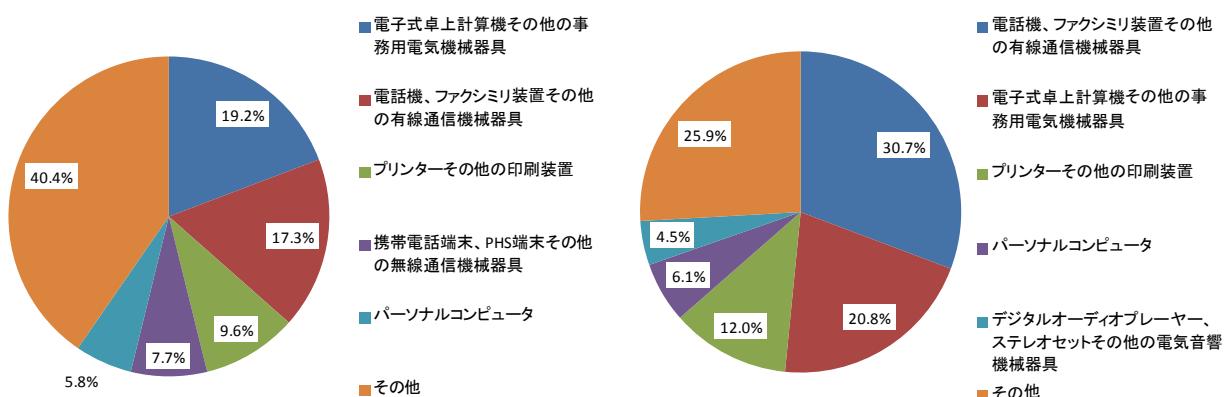
(注 2) 品目は制度対象品目 28 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具」が最も多く全体の 19.2%を占め、次いで「電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 17.3%、「プリンターその他の印刷装置」が 9.6%と続く。「携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」「パーソナルコンピュータ」を含め、上位 5 品目で全体の 59.6%を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が最も多く全体の 30.7%、「電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具」が 20.8%、「プリンターその他の印刷装置」が 12.0%と続く。「パーソナルコンピュータ」「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」を含め、上位 5 品目で全体の 74.1%を占める。

図表 24 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（萩市ボックス回収）

個数の上位(5つ)		重量の上位(5つ)			
	品目		品目		
1	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	10	1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	56.4
2	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	9	2	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	38.2
3	プリンターその他の印刷装置	5	3	プリンターその他の印刷装置	22.0
4	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	4	4	パーソナルコンピュータ	11.2
5	パーソナルコンピュータ	3	5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	8.2
	その他	21		その他	47.5



## ウ 萩市ピックアップ回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 12 月から平成 26 年 1 月に回収されたものを中心に 5,499 個、9573.5kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 品目）とし、「上記品目の付属品」、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く 914 個、次いで「上記品目の付属品が」 811 個、「携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 785 個と続く。
- ・重量でも、「ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く 2,736.5kg、次いで「電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具」 737.5kg と、「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」 652.4kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「9. ディスプレイその他の表示装置」が 9.21kg/個が最も多く、次いで「8. プリンターその他の印刷装置」が 7.26kg/個と続く。

図表 25 品目別の個数・重量の計測結果（萩市ピックアップ回収）

	品目	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	258	260.9	4.7%	2.7%	1.01
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	785	92.2	14.3%	1.0%	0.12
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	108	88.8	2.0%	0.9%	0.82
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	138	517.7	2.5%	5.4%	3.75
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	270	652.4	4.9%	6.8%	2.42
6	パーソナルコンピュータ	184	495.1	3.3%	5.2%	2.69
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	56	31.4	1.0%	0.3%	0.56
8	プリンターその他の印刷装置	84	610.0	1.5%	6.4%	7.26
9	ディスプレイその他の表示装置	38	349.9	0.7%	3.7%	9.21
10	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
11	電動ミシン	14	71.0	0.3%	0.7%	5.07
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	42	62.7	0.8%	0.7%	1.49
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	34	90.6	0.6%	0.9%	2.66
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	21	31.0	0.4%	0.3%	1.48
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	24	29.1	0.4%	0.3%	1.21
16	フィルムカメラ	43	21.1	0.8%	0.2%	0.49
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	914	2,736.5	16.6%	28.6%	2.99
18	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	156	487.4	2.8%	5.1%	3.12
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	390	737.5	7.1%	7.7%	1.89
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	199	355.9	3.6%	3.7%	1.79
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	391	111.4	7.1%	1.2%	0.28
22	電気マッサージ器	33	79.8	0.6%	0.8%	2.42
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	4	13.9	0.1%	0.1%	3.48
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	367	505.1	6.7%	5.3%	1.38
26	電子時計及び電気時計	0	0.0	-	-	-
27	電子楽器及び電気楽器	9	34.2	0.2%	0.4%	3.80
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	126	80.4	2.3%	0.8%	0.64
29	上記品目の付属品	811	257.9	14.7%	2.7%	0.32
30	その他(上記分類が困難なもの)	-	769.8	-	8.0%	-
	合計	5,499	9,573.5	100.0%	100.0%	1.74

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（その他を除く）

(注 2) 品目は制度対象品目 28 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

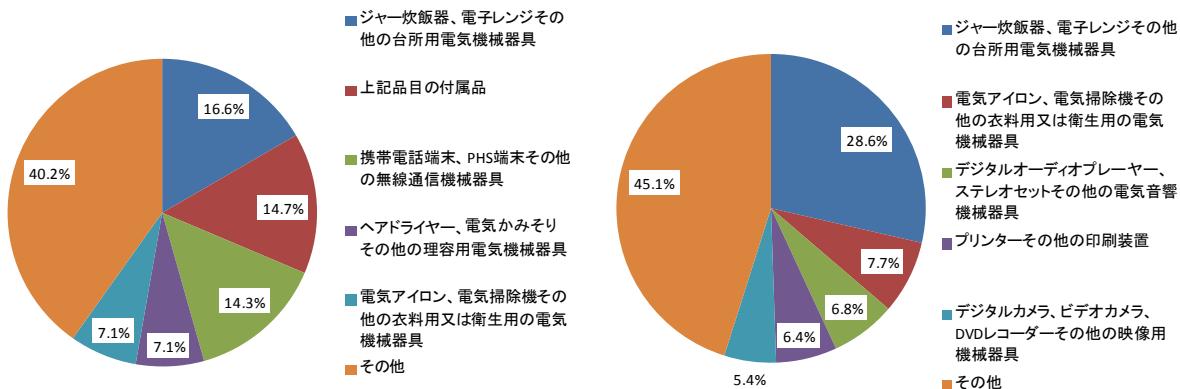
(注3) 萩市では、本実証事業の開始前より小型家電のピックアップ回収を行っており、本実証事業において11月以前に回収された小型家電も搬出している。平成25年12月回収分のうち、一部について、回収後に他の月の回収分と12月回収分との区別が付かなくなり、一部他の月の組成調査結果で補完して示している。(12月回収分の一部、1月回収分の全数、2月の回収分の一部より集計)

個数、重量のそれぞれ上位5品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く全体の16.6%を占め、次いで「上記項目の付属品」が14.7%、「携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具」の14.3%となっており、「ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具」「電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具」と含め、上位品目で全体の59.8%を占めている。
- ・重量では、「ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が最も多く全体の28.6%を占め、「電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具」が7.7%、デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具の6.8%と続く。「プリンターその他の印刷装置」「デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具」を含め、上位5品目で全体の54.9%を占める。

図表26 品目別の個数・重量の上位5品目の構成比（萩市ピックアップ回収）

個数の上位(5つ)		重量の上位(5つ)			
	品目		品目		
1	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	914	1	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	2,736.5
2	上記品目の付属品	811	2	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	737.5
3	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	785	3	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	652.4
4	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	391	4	プリンターその他の印刷装置	610.0
5	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	390	5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	517.7
	その他	2208		その他	4,319.4



## エ 防府市ボックス回収

品目別の個数・重量の計測は、平成25年11～12月に回収された2,476個、4,107.9kgを対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「1.携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く802個、次いで「11.理容用機器」が166個、「14.ゲーム機」の150個と続く。
- ・重量では、「1.携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ」が2,495.0kgと多く、次いで「5.映像用機器」237.3kg、「2.電話、ファクシミリ」の190.9kgとなっている。
- ・1個当たり重量では、「5.映像用機器」最も多く3.16kg/個、「1.携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ」が3.11kg/個となっている。

図表 27 品目別の個数・重量の計測結果（防府市ボックス回収）

	品目	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	802	2,495.0	32.4%	60.7%	3.11
2	電話機、ファクシミリ	110	190.9	4.4%	4.6%	1.74
3	ラジオ	51	20.9	2.1%	0.5%	0.41
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	109	33.7	4.4%	0.8%	0.31
5	映像用機器	75	237.3	3.0%	5.8%	3.16
6	音響機器	47	8.1	1.9%	0.2%	0.17
7	補助記憶装置	49	21.7	2.0%	0.5%	0.44
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	58	8.1	2.3%	0.2%	0.14
10	電子血圧計、電子体温計	15	3.6	0.6%	0.1%	0.24
11	理容用機器	166	45.9	6.7%	1.1%	0.28
12	懐中電灯	53	10.6	2.1%	0.3%	0.20
13	時計	118	46.4	4.8%	1.1%	0.39
14	ゲーム機	150	99.4	6.1%	2.4%	0.66
15	カ一用品	52	54.8	2.1%	1.3%	1.05
16	これらの付属品	90	175.2	3.6%	4.3%	1.95
17	その他(上記分類が困難なもの)	531	656.8	21.4%	16.0%	1.24
合計		2,476	4,107.9	100.0%	100.0%	1.66

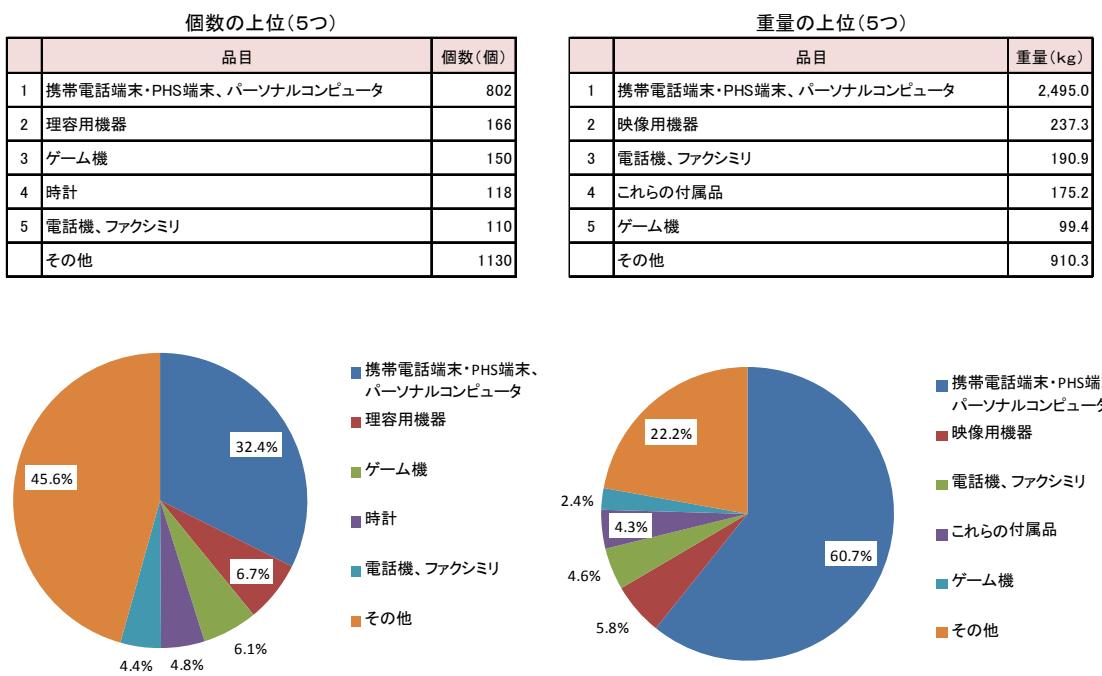
(注1) ①個数、②重量、③1個当たり重量について、上位5品目について色つきのセルで表示（その他を除く）

(注2) 品目は特定対象品目16品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 32.4%を占め、次いで「理容用機器」が 6.7%、「ゲーム機」が 6.1%、と続く。  
「時計」「電話機、ファクシミリ」を含め、上位 5 品目で全体の 54.4%を占めている。
- ・重量では、「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 60.7%、「映像用機器」が 5.8%、「電話機、ファクシミリ」が 4.6%と続く。  
「これらの付属品」「ゲーム機」を含め、上位 5 品目で全体の 77.8%を占める。

図表 28 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（防府市ボックス回収）



## 才 岩国市ボックス回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11～12 月に回収された 1,358 個、1959.8.kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く 349 個、次いで「14.ゲーム機」が 105 個、「2.電話機・ファクシミリ」が 101 個と続く。
- ・重量では、「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が多く 611.0kg、次いで「5.映像用機器」が 352.2kg、「16.これらの付属品」が 180.4kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が 4.17kg/個、次いで「16.これらの付属品」が 2.86kg/個、「1. 携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 1.75kg/個と続く。

図表 29 品目別の個数・重量の計測結果（岩国市ボックス回収）

	品目	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	349	611.0	25.7%	31.2%	1.75
2	電話機、ファクシミリ	101	137.9	7.4%	7.0%	1.36
3	ラジオ	38	11.4	2.8%	0.6%	0.30
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	64	24.4	4.7%	1.2%	0.38
5	映像用機器	78	325.2	5.7%	16.6%	4.17
6	音響機器	22	10.9	1.6%	0.6%	0.49
7	補助記憶装置	10	3.1	0.7%	0.2%	0.31
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	44	6.4	3.2%	0.3%	0.14
10	電子血圧計、電子体温計	8	2.5	0.6%	0.1%	0.31
11	理容用機器	84	18.3	6.2%	0.9%	0.22
12	懐中電灯	56	13.9	4.1%	0.7%	0.25
13	時計	54	18.0	4.0%	0.9%	0.33
14	ゲーム機	105	38.1	7.7%	1.9%	0.36
15	カ一用品	13	19.8	1.0%	1.0%	1.52
16	これらの付属品	63	180.4	4.6%	9.2%	2.86
17	その他(上記分類が困難なもの)	269	538.9	19.8%	27.5%	2.00
合計		1,358	1,959.8	100.0%	100.0%	1.44

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（その他を除く）

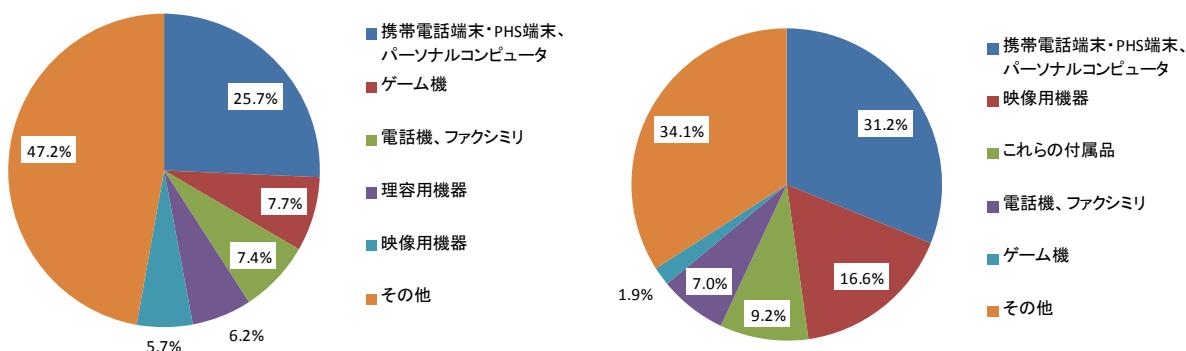
(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 25.7% を占め、次いで「ゲーム機」が 7.7%、「電話機、ファクシミリ」が、7.4% と続く。「理容用機器」「映像用機器」を含め、上位 5 品目で全体の 52.8% を占めている。
- ・重量では、「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 31.2%、「映像用機器」が 16.6%、「これらの付属品」が 9.2% と続く。「電話機、ファクシミリ」「ゲーム機」を含め、上位 5 品目で全体の 65.9% を占める。

図表 30 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（岩国市ボックス回収）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	349	1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	611.0
2	ゲーム機	105	2	映像用機器	325.2
3	電話機、ファクシミリ	101	3	これらの付属品	180.4
4	理容用機器	84	4	電話機、ファクシミリ	137.9
5	映像用機器	78	5	ゲーム機	38.1
	その他	641		その他	667.4



## 力 岩国市ピックアップ回収

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 885 個、1,438.7kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が最も多く 127 個、次いで「6.音響機器」が 115 個、「17.1 その他小型家電（制度対象品目）」が 112 個、「1. 携帯電話端末・PHS 端末、パソコンコンピュータ」が 107 個と続く。
- ・重量では、「6.音響機器」が 347.5kg で最も多く、次いで「17.1 その他小型家電（制度対象品目）」が 240.3kg、「4. デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」が 210.4kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5. 映像用機器」が最も重く 3.47kg/個、次いで「6. 音響機器」が 3.02kg/個、「4. デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」が 2.86kg/個と続く。

図表 31 品目別の個数・重量の計測結果（岩国市ピックアップ回収）

	品目	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パソコンコンピュータ	107	82.9	12.1%	5.8%	0.77
2	電話機、ファクシミリ	88	123.2	9.9%	8.6%	1.40
3	ラジオ	27	29.5	3.0%	2.1%	1.09
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	74	210.4	8.3%	14.6%	2.86
5	映像用機器	59	202.9	6.6%	14.1%	3.47
6	音響機器	115	347.5	13.0%	24.2%	3.02
7	補助記憶装置	6	5.2	0.7%	0.4%	0.86
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	20	5.0	2.3%	0.3%	0.25
10	電子血圧計、電子体温計	8	3.5	0.9%	0.2%	0.43
11	理容用機器	52	13.6	5.9%	0.9%	0.26
12	懐中電灯	4	5.0	0.5%	0.3%	1.24
13	時計	4	1.6	0.5%	0.1%	0.39
14	ゲーム機	61	59.7	6.9%	4.1%	0.98
15	カー用品	0	0.0	-	-	-
16	これらの付属品	127	14.7	14.3%	1.0%	0.12
17	その他小型家電(制度対象品目)	112	240.3	12.7%	16.7%	2.14
17	その他(上記分類が困難なもの)	22	94.0	2.5%	6.5%	4.27
合計		885	1,438.7	100.0%	100.0%	1.62

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（その他を除く）

(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

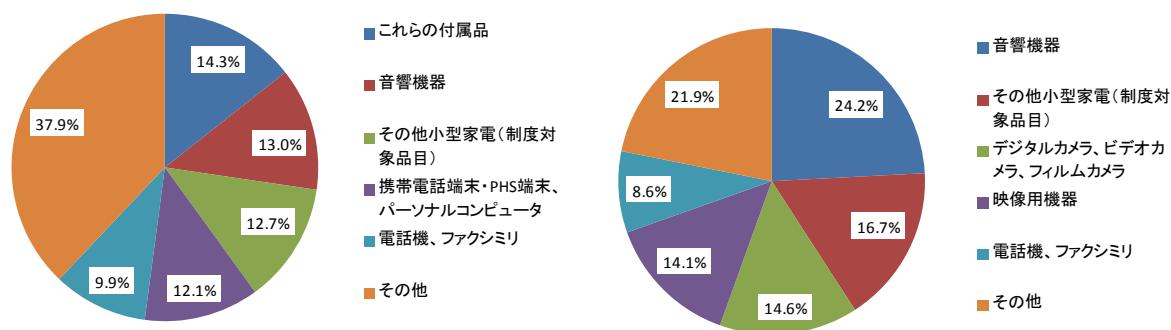
(注 3) 実際の組成調査では、制度対象品目の 28 分類を実施しており、その結果を特定対象品目の分類に再集計している。分類の都合により、「15. カー用品」については、「17.1 その他小型家電」に含まれている。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 14.3% を占め、次いで「音響機器」が 13.0%、「その他小型家電（制度対象品目）」が 12.7% と続く。「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」「電話機、ファクシミリ」を含め、上位品目で全体の 62.1% を占めている。
- ・重量では、「音響機器」が最も多く全体の 24.2% を占め、「その他小型家電（制度対象品目）」が 16.7%、「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」が 14.6% と続く。「映像用機器」「電話機、ファクシミリ」を含め、上位 5 品目で全体の 78.1% を占める。

図表 32 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（岩国市ピックアップ回収）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	127	1	音響機器	347.5
2	音響機器	115	2	その他小型家電(制度対象品目)	240.3
3	その他小型家電(制度対象品目)	112	3	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	210.4
4	携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピュータ	107	4	映像用機器	202.9
5	電話機、ファクシミリ	88	5	電話機、ファクシミリ	123.2
	その他	336		その他	314.5



### (3) 中間処理の重量

山口市、萩市、防府市、岩国市4市から回収された使用済小型電子機器等のうち、12月に回収されたものを中心に、中間処理後の金属類等の含有状況について整理を行った。

全体で15,420kgを共英製鋼株式会社の協力を得て中間処理した際の品種別の割合を見ると「シュレッダーA(鉄)」が最も多く43.7%、「ダスト」が40.9%と両者で全体の8割以上を占める。次いで、「アルミ主」が4.3%、「モーターコア」が4.0%、「リターン」が2.7%、「ハーネス」が2.3%、「ステンレス主」と「基板」がそれぞれ1.0%となる。

鉄材(シュレッダーA)は、共英製鋼山口事業所において再度鉄材として利用、非鉄金属(アルミ、ステンレス、ハーネスなど)は有用金属として他の事業者に販売、基板及びダストを溶融した後に得られる溶融メタルは製錬にて金属回収される。

図表 33 中間処理後の金属類等の重量(表)

品種	重量(kg)	割合(%)
シュレッダーA	6,740	43.7%
アルミ主	660	4.3%
ステンレス主	160	1.0%
モーターコア	620	4.0%
ハーネス	360	2.3%
リターン	420	2.7%
ダスト	6,300	40.9%
基板	160	1.0%
合計	15,420	100%

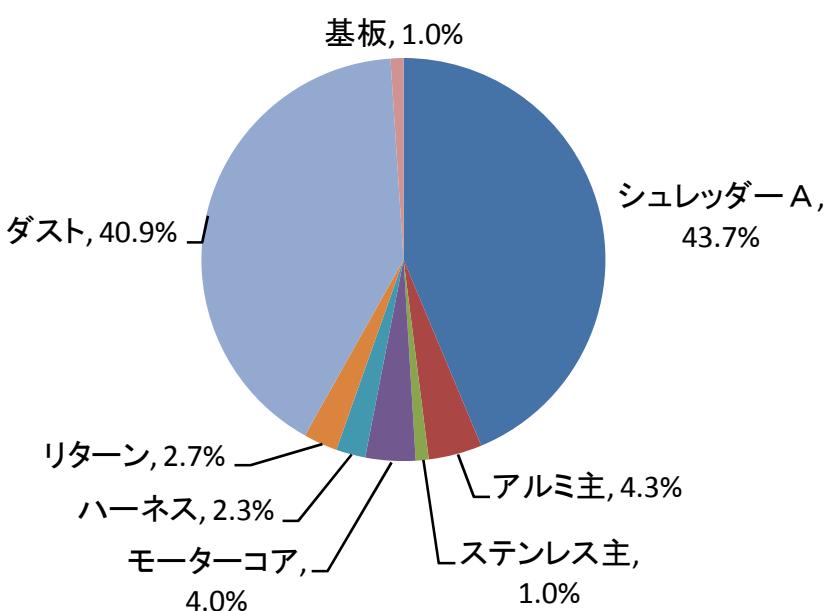
(注1) 品種は共英製鋼株式会社での分類基準

(注2) シュレッダーAは、具体的な内容物は鉄。モーターコアはモーターの中核部品であり銅を含む有価物。ハーネスは、主に電線等のケーブルであり銅を含む有価物。

(注3) リターンは中間処理において回収しきれなかった残さ等。再度リサイクル工程に戻される。(ダストとは区別される)

(注4) ダストは、ガス化溶融炉に入れ、溶融メタル及び溶融スラグ(40%)となる。残り(60%)はガス化され熱回収する。

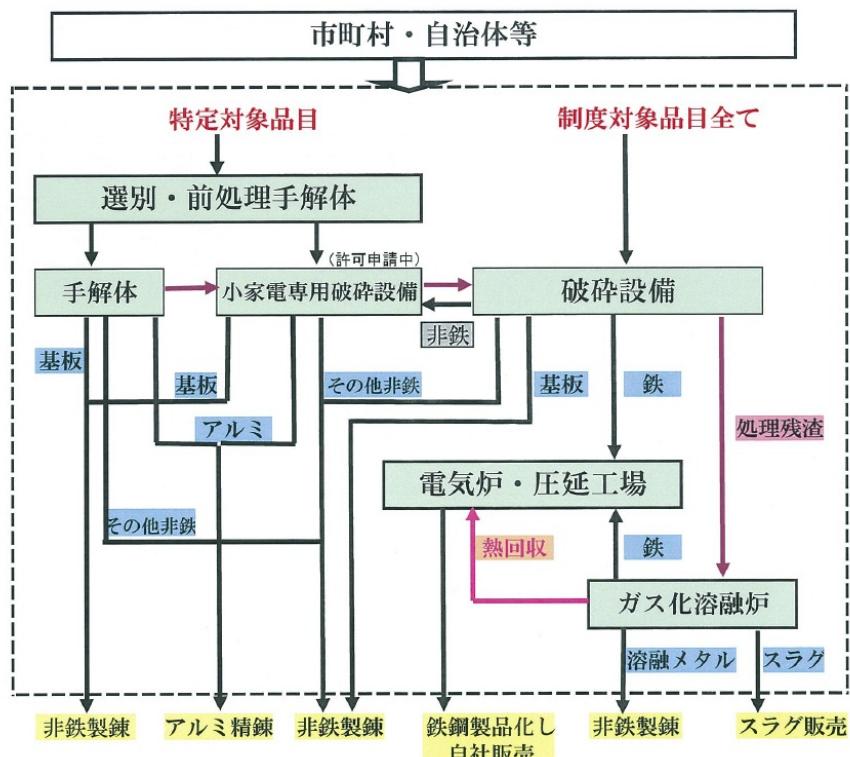
図表 34 中間処理後の金属類等の重量(グラフ)



なお、同社では平成 26 年 12 月に、手選別ラインを備えた小型家電専用の破碎設備を新たに設置し、本格稼働に向けての調整を進めている。今後、同専用破碎設備において破碎することで、より効率的なリサイクルが実施できるようになる。

小型家電専用の破碎設備が本格稼働した際の分別・解体・破碎・選別のフロー及びその概観を以下に示す。

図表 35 小型家電の分別・解体・破碎・選別のフロー（共英製鋼）



(出典) 共英製鋼提供資料

図表 36 小型家電専用の破碎装置（本格稼働に向けて実証中）



(設備外観)

(破碎後の状況)

### 3 住民アンケート

#### (1) 防府市でのイベント回収時の住民アンケート

##### ア 実施概要

平成 25 年 10 月 19 日（土）に開催された「愛情防府フリーマーケット」において、来場した市民の方を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査票は市職員が手渡しし、その場で回答・回収を行った。

回答数は 22 件であった。

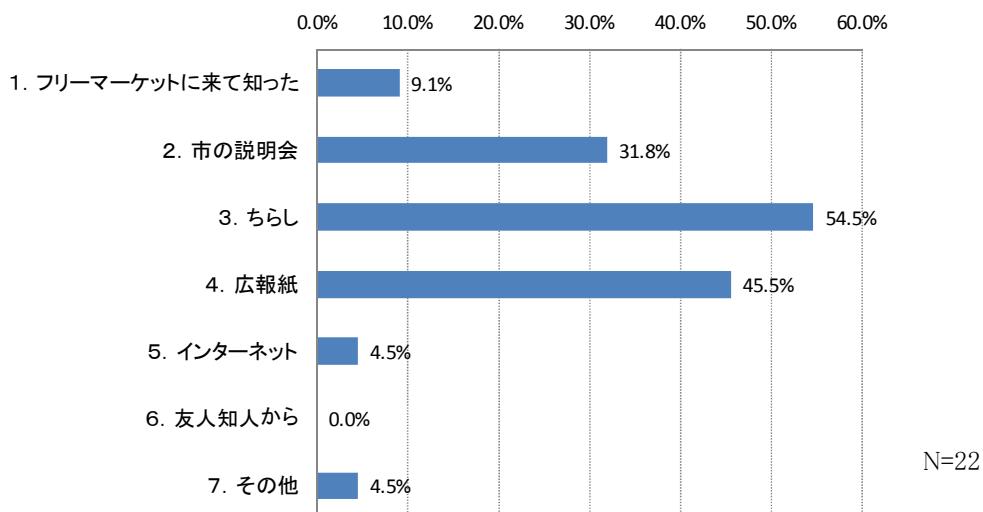
##### イ 結果概要

###### (ア) 小型家電回収の認知状況

「「愛情防府フリーマーケット」で使用済小型家電の回収を実施していることをどのように知りましたか？（問 1）」との設問に対し、「ちらし」との回答が最も多く 54.5%（12 件）、次いで「広報紙」が 45.5%（10 件）、「市の説明会」が 31.8%（7 件）と続く。

「その他」（4.5%、1 件）では、“新聞”といった回答が挙げられている。

図表 37 小型家電回収の認知状況（防府市）



（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は 100% とならない。

###### ◆ 「その他」の具体的な回答

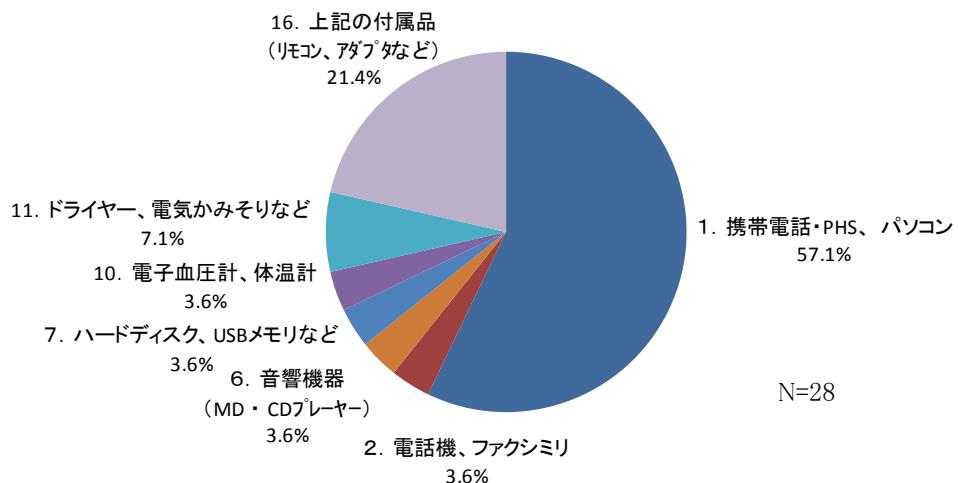
・新聞

## (イ)持参した製品・使用期間について

回収ボックスに持参してもらった製品及びその使用期間について、アンケートに回答してくれた方（22人）からの回収数は28件であった。

品目別には、「携帯電話・PHS、パソコン」が最も多く57.1%（16件）、次いで「付属品（リモコン、アダプタなど）」が21.4%（6件）、「ドライヤー、電気かみそりなど」が7.1%（2件）と続く。

図表 38 アンケート回答者からの回収品目（防府市）



回収ボックスに排出するまでの使用年数について、「携帯電話・PHS、パソコン」（N=15）は平均10.0年、最大15年、最小3年となっている。「付属品（リモコン、アダプタなど）」（N=6）は平均6.8年、最大15年、最小2年となっている。

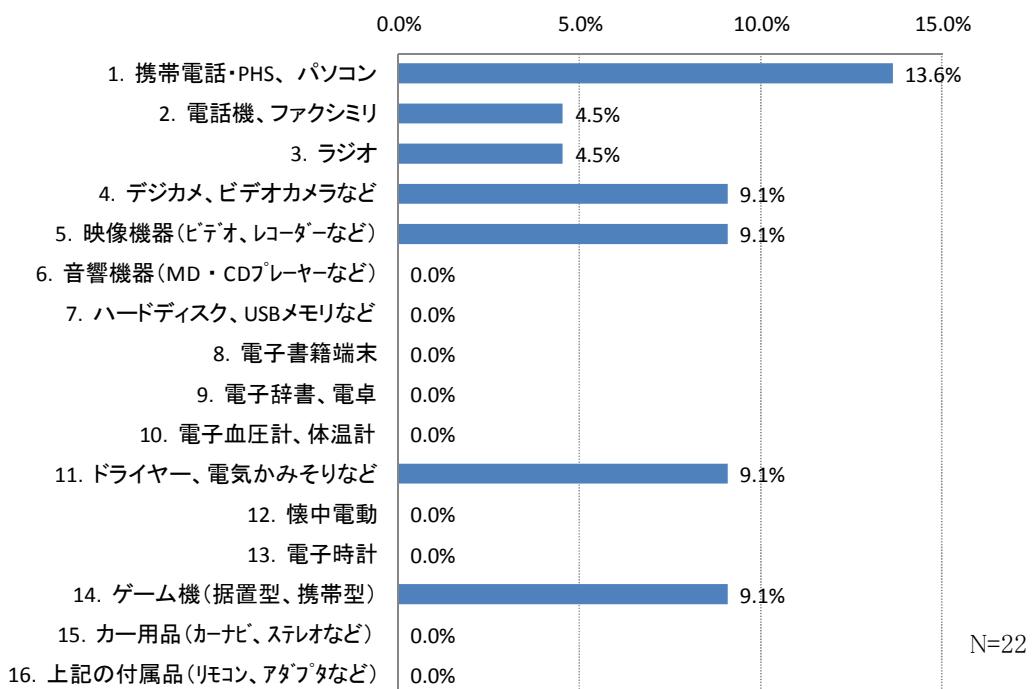
図表 39 アンケート回答者からの回収品目・使用年数（防府市）

	品目別回収数		使用状況(年)			
	回答数	(割合)	平均	最大	最小	回答数
1. 携帯電話・PHS、パソコン	16	57.1%	10.0	15	3	15
2. 電話機、ファクシミリ	1	3.6%	10.0	10	10	1
3. ラジオ	0	0.0%	-	-	-	-
4. デジカメ、ビデオカメラなど	0	0.0%	-	-	-	-
5. 映像機器(ビデオ、レコーダーなど)	0	0.0%	-	-	-	-
6. 音響機器(MD・CDプレーヤーなど)	1	3.6%	8.0	8	8	1
7. ハードディスク、USBメモリなど	1	3.6%	5.0	5	5	1
8. 電子書籍端末	0	0.0%	-	-	-	-
9. 電子辞書、電卓	0	0.0%	-	-	-	-
10. 電子血圧計、体温計	1	3.6%	10.0	10	10	1
11. ドライヤー、電気かみそりなど	2	7.1%	4.3	5	3	3
12. 懐中電動	0	0.0%	-	-	-	-
13. 電子時計	0	0.0%	-	-	-	-
14. ゲーム機(据置型、携帯型)	0	0.0%	-	-	-	-
15. カー用品(カーナビ、ステレオなど)	0	0.0%	-	-	-	-
16. 上記の付属品(リモコン、アダプタなど)	6	21.4%	6.8	15	2	6
合計	28	100.0%	-	-	-	-

## (ウ)自宅で眠っている製品について

「使用せず自宅で眠っている製品について」当てはまる製品を回答してもらった。「携帯電話・PHS、パソコン」との回答が最も多く13.6%（3件）となっており、「デジカメ、ビデオカメラなど」「映像機器（ビデオ、レコーダーなど）」「ドライヤー、電気かみそりなど」「ゲーム機（据置型、携帯型）」がそれぞれ9.1%（2件）、「電話機、ファクシミリ」「ラジオ」がそれぞれ4.5%（1件）となっている。

図表 40 自宅で眠っている製品について（防府市）

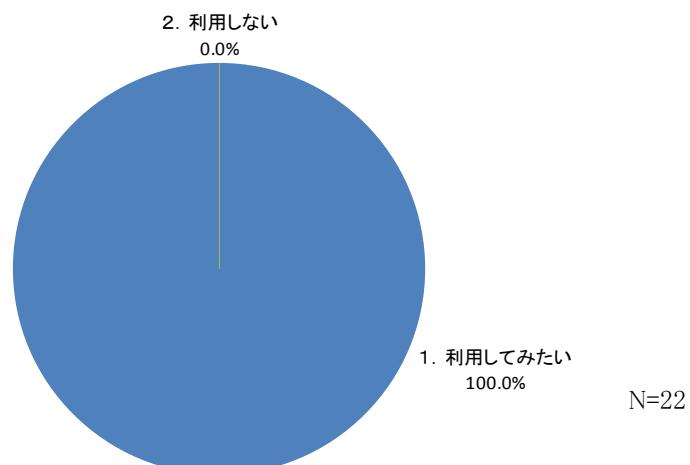


（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、また、該当するものがない場合には無回答となる。上記回答の合計は100%とならない。

## (エ)今後の小型家電回収ボックスの利用意向

小型家電回収ボックスの今後の利用意向について、全ての人が「利用してみたい」（100.0%、22件）との回答であり、「利用しない」との回答はなかった。

図表 41 小型家電の回収ボックスの利用意向（防府市）



## 防府市 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。防府市は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、小型家電を持参いただいた皆様に、その状況や小型家電リサイクルの取組みに対するご意見をいただきたく、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

**問1** 「愛情防府フリーマーケット」で使用済小型家電回収を実施していることをどのように知りましたか？（当てはまるものすべてに○）

- |                               |           |        |            |
|-------------------------------|-----------|--------|------------|
| 1. フリーマーケットに来て知った（事前には知らなかった） | 2. 市の説明会  | 3. ちらし | 4. 広報紙     |
| 6. 友人知人から                     | 7. その他（ ） |        | 5. インターネット |

**問2** 持参いただいた製品、その使用期間、使用せず自宅に眠っている製品について回答ください。

※「1」には、本日持参した小型家電について、該当する製品すべてに○を付けてください。

「2」には、その製品をどの程度の期間使っていたか、おおよその年数を記入してください。

「3」には、使用せず自宅で眠っている製品について、該当するものすべてに○を付けてください。

	1. 持参した製品	2. 使っていた期間	3. 自宅で眠っている製品
(記入例) 1. 携帯電話・PHS、パソコン	○	6年くらい	○
1. 携帯電話・PHS、パソコン		年くらい	
2. 電話機、ファクシミリ		年くらい	
3. ラジオ		年くらい	
4. デジカメ、ビデオカメラなど		年くらい	
5. 映像機器（ビデオ、レコーダーなど）		年くらい	
6. 音響機器（MD・CDプレーヤーなど）		年くらい	
7. ハードディスク、USBメモリなど		年くらい	
8. 電子書籍端末		年くらい	
9. 電子辞書、電卓		年くらい	
10. 電子血圧計、体温計		年くらい	
11. ドライヤー、電気かみそりなど		年くらい	
12. 懐中電動		年くらい	
13. 電子時計		年くらい	
14. ゲーム機（据置型、携帯型）		年くらい	
15. カー用品（カーナビ、ステレオなど）		年くらい	
16. 上記の付属品（リモコン、アダプタなど）		年くらい	

※品目の分類は、回収ボックスの天板に記載している「回収品目」、またはちらし等もご参照ください

**問3** 防府市では、今後も小型家電回収ボックスを使った回収事業を進めていく予定です。

今後も、小型家電回収ボックスを利用したいと思いますか？（当てはまるもの1つに○）

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 1. 利用してみたい | 2. 利用しない | 3. 分からない |
|------------|----------|----------|

**問4** 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

~以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございます~

## 第4 実証事業結果の考察

前述の実証事業結果を踏まえ、異物混入対策、個人情報保護への対策、人口1人あたりの年間回収重量、効率的な回収方法について考察を行った。

### ○異物混入物への対策

- ・回収ボックスでの回収を中心に、異物混入状況について整理する（ここでは、回収対象ではない使用済み小型電子機器、小型家電以外のもの）。前述「品目別の回収状況」（28～40 ページ）にて報告したうち、「その他」（山口市、防府市、岩国市では「17 その他」、萩市では「30 その他」）に整理されたものが異物となり、各市でその割合は異なるが、1割～4割確認されている（いざれも重量割合）。
- ・具体的な異物の内容について、品目別の回収状況の計測時の確認では、「使用済み小型家電以外のもの」の異物混入は限定的であったが、本実証事業での回収対象でない使用済み小型家電が一定量含まれていた。例えば、小型家電以外の異物としては、プリンタの交換カードリッジ、カセットテープ、ゲームソフト、ケーブル類、プラスチック類・紙類（特に家庭から持参する際に用いた紙袋・ビニール袋など）のごみなどが確認されている。
- ・回収ボックスからの回収を担当した事業者への聞き取りからは「異物としては、弁当の容器包装、新聞・雑誌など、一般的なごみが多くかった。場合によってはごみ箱と間違えて入れてしまった人もいるのではないかと感じている。」とのことであった。
- ・他の地域での実証事業でも一定量の異物混入が確認されており、ちらしや回収ボックスでの案内等で丁寧に説明はしていても、住民にとっては、いざれが回収対象なのか判断が難しい、または、“回収ボックスの投入口に入れば回収してもらえるのである”、“せっかく持ってきたから入れてしまおう”という心理が働いていることも推測される。
- ・また、携帯電話の充電式であるリチウムイオン電池、時計などの一次電池などが内蔵された状態で排出されることも多く確認された。ちらしや回収ボックスでの案内等で「出せないもの」の例として「充電式電池」「乾電池」を明記し、取り出してからの排出を依頼しているが十分に対応されたとは言い難い状況である。電池類は回収時または中間処理施設での破碎時に火災・事故等に繋がる可能性もあり、取り外して排出していくことを徹底していく必要がある。
- ・回収ボックスに入りきらない小型家電が置き去りにされている事例が数件確認されている。例えば、音響機器やデスクトップPCが回収ボックス周辺に置き去りにされている事例、回収ボックスの投入口（40cm×20cm）に入りきらないのに無理矢理デスクトップPCを投入している事例などが報告されている。
- ・これらは不適切な事案であり、住民への周知徹底とともに、合わせて、それら機器の排出方法を丁寧に案内していくことが必要と考えられる。ちらし等には回収ボックス以外の排出方法（燃えないごみ、金属ごみ等で排出することも可能な旨）を案内しているが、徹底していくことが求められる。

## ○個人情報保護への対策

- ・本実証事業では「個人情報は必ず消去してください」という注意事項をちらし、回収ボックス等で明記した上で回収を行っている。特に、パソコン、携帯電話において個人情報保護が求められる。
- ・パソコンに関しては、「例え、自らがデータを削除しても、専門の業者であればデータを復旧させることができあり、漏洩する可能性はゼロではないのではないか」との問い合わせが寄せられている。
- ・また、山口市においては、回収ボックスに携帯電話破壊工具を設置し、必要に応じて利用してもらうよう促している。事業実施当初には、携帯電話破壊工具の使用方法等に関して問い合わせがあると想定されていたがほとんど寄せられることはなく、また携帯電話破壊工具を利用しているケースも一部にとどまった。
- ・問い合わせが少ないこと、または同工具の利用が少ないという事実に対して、“市民自らが排出時点で個人情報を消去しているので問題ない”とか、“市が回収するのだから安心であろう”とか、または違う考え方に基づくものか判断は困難であるが、万全を期して回収していくことが必要である。
- ・個人情報の削除は、住民の自らの責任で行うことが原則である。住民が排出した時点から、中間処理事業者での回収・保管・リサイクルの過程において、回収された小型家電の管理徹底が行われているが、仮に住民が携帯電話を排出する時点で個人情報の消去を行わなかった場合には、懸念・リスクはゼロにはならないため、引き続き住民に対しての周知徹底していくことが望ましい。

## ○人口1人あたりの年間回収重量、効率的な回収方法について

- ・人口1人あたりの回収量(kg/人・年)について、小型家電リサイクル法の基本方針において、「市町村または認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標【平成27年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年(回収率約20%)】」とされている。

### (ボックス回収について)

- ・1人あたりの年間回収量(kg/人・年)では、防府市が最も多く0.16kg/人・年、岩国市が0.08kg/人・年、山口市が0.03kg/人・年、萩市が0.02kg/人・年となっている。
- ・このボックス回収での回収量の大小は、「排出対象となる人口」、「回収対象品目(例えは、パソコンを含めるか)」、「ボックスの設置位置・利便性(例えは、設置施設の開館時間など)」、「使用済み小型電子機器等の他の回収方法(例えは、金属ごみなど)」などによって変わることが想定される。
- ・また、いずれの市でも回収量は実証事業開始当初よりも、減少する傾向にある。(24ページなど)
- ・各市でのボックス回収の特徴を整理する。
  - ・山口市では、「金属・小型家電製品」として従来から小型家電製品を明記して回収を行っていること、対象品目からパソコンを対象外としていることなどが特徴としてあげられる。
  - ・萩市では、ピックアップ回収も行っていること、制度対象品目全般を対象に回収を

行っていること、「燃やせないごみ」として従来から回収を行っていること（ただし、パソコンは本実証事業から回収対象となる）ことが特徴としてあげられる。

－防府市では、「燃やせないごみ」として従来から回収を行っていること、平成26年4月からごみの分別区分の見直しに合わせて「新しいごみ分け方・出し方」を作成・配布、小型家電の回収を位置づけている。同冊子をもとに住民への説明会を開催するなど、他の地域よりも積極的な市民への周知を行っている。（なお、住民アンケートにおいても、認知機会として「ちらし」（54.5%）、「広報紙」（45.5%）に次ぎ、「市の説明会」（31.8%）が挙げられている。（詳細は44ページ参照））

－岩国市では、ピックアップ回収も行っていること、「金属類及び破碎ごみ」として従来から回収を行っていることが特徴としてあげられる。（ただし、パソコンはボックス回収のみ）

- ・実証事業の開始時（11月～12月頃）の回収量が相対的に多くなっているのは、市民への広報・啓発の結果と考えられる。防府市において、他の地域に比べて回収量が多くなっているのは住民への説明会開催ということも1つの要因として考えられる。住民からの排出を促すという観点では、ライフスタイルとして定着するまで、定期的・継続的な広報・啓発が求められる。

#### （ピックアップ回収について）

- ・1人あたりの年間回収量（kg/人・年）では、萩市が1.58kg/人・年、岩国市が0.05kg/人・年となっている。
- ・両市での違いとしては、萩市では制度対象品目全般を対象に、岩国市では特定対象品目のみを対象としている点がある。
- ・萩市は、他地域での実証事業の結果と比しても、回収量が多くなっているが、定性的には、丁寧なピックアップ作業（有料ごみ袋で収集しているが、全ての袋を開封し、小型家電が排出されているか確認していること）、他に引取ってくれる事業者・店舗等が相対的に少ないこと、といったことが理由として考えられる。
- ・また、萩市では、本実証事業の開始前から小型家電製品のピックアップを実施しており、実証事業開始前である平成24年1月～平成25年5月までの回収量は81,210kg、1カ月あたりに換算すると4,512kg/月となっている。本実証事業の期間中（4カ月）の平均回収量は6,970kg/月であり、約1.5倍に増加している。増加している要因としては、本実証事業に合わせて市民への周知を行ったことに加え、①ピックアップの対象品目を拡大し、制度対象品目（28品目）を対象とし、従来はピックアップしていなかった比較的小型な製品も丁寧にピックアップしたこと（品目の拡大については、例えば、全体重量の5%程度を占めるパソコンが回収対象に追加された（詳細は図表25））、②実証事業では他の月と比べて回収量が多いと考えられる12月を含んだ4カ月の平均値であること、などが想定されるが、詳細については、今後小型家電の回収を継続し1年程度の実績蓄積を待って検討する必要がある。

#### （効果的・効率的な回収について）

- ・本実証事業において山口県で実証した方式は、中間処理事業者が各市に設置された

回収ボックスから回収を行っている点が特徴である（他の地域での実証事業では、回収ボックスから各市の一次保管場所までの運搬は各市が実施するケースが多い）。

- ・回収ボックスからの回収を担当した事業者への聞き取りからは「毎週回収を行ったが、市街地や人口の多い地点に設置された回収ボックスからは毎回一定量が回収されたが、山間部で設置された回収ボックスでは全く入っていない、または1つだけということもあった。効率的な回収としては、設置場所の特性に応じて回収頻度を見直すことも必要ではないか。」とのことであった。
- ・本実証事業においても、萩市では、ボックス内の数量が少ない場合には事前に回収事業者に連絡をいれ、当該週は回収しなくて良いとの指示を出しており、設置場所の特性に応じて回収頻度を工夫していた。
- ・本実証事業において山口県で実証した方式は、各市で回収ボックスからの回収体制を構築することなく、中間処理事業者に委託することで効率的な小型家電の回収が期待されるが、一方で、中間処理事業者で収集運搬コストが発生しており、場合によつてはその収集運搬費用を市から支払うケースも想定される。これは、各市と中間処理事業者との契約内容であり、回収された小型家電の数量や品目を考慮した資源価値によつても異なるが、いずれが各市で望ましいのかは地域の実情に応じての検討が必要となる。
- ・山口県で実証した中間処理事業者が各回収ボックスから回収を行う方式、または他の地域で実証した各市が一次保管場所まで運搬する方式、いずれにせよ、各回収ボックスによって投入される小型家電の量は異なり、回収ボックスごとの回収頻度については効率化を図つていくことが必要である（多い回収ボックスは週に1回、少ないところは2週に1回など）。

(以上)



## **IV 香川県実証事業に関する報告**



## ＜香川県報告書 目次＞

第1 実証事業の目的 .....	2
第2 実証事業実施計画 .....	3
1 回収について .....	4
(1) 使用済小型電子器機等の回収方法 .....	4
(1) 回収対象品目 .....	8
2 収集運搬について .....	10
(1) ボックスからの収集運搬について .....	10
(2) ピックアップについて .....	10
(3) 持ち込み回収について .....	10
(4) イベント回収について .....	10
3 中間処理・金属回収について .....	11
(1) 中間処理施設への運搬 .....	11
(2) 中間処理・有用金属回収 .....	11
4 住民への周知・啓発について .....	16
第3 実証事業結果 .....	35
1 収集運搬状況 .....	35
(1) 高松市 .....	35
(2) 丸亀市 .....	37
2 使用済小型電子機器等の回収結果 .....	40
(1) 回収数量 .....	40
(2) 品目別の回収状況 .....	45
(3) 中間処理の重量 .....	73
3 住民アンケート .....	75
(1) 高松市の住民アンケート結果（回収ボックス） .....	75
(2) 東かがわ市の住民アンケート結果（回収ボックス） .....	81
(3) 丸亀市の住民アンケート結果（イベント開催時） .....	86
第4 実証事業結果の考察 .....	92

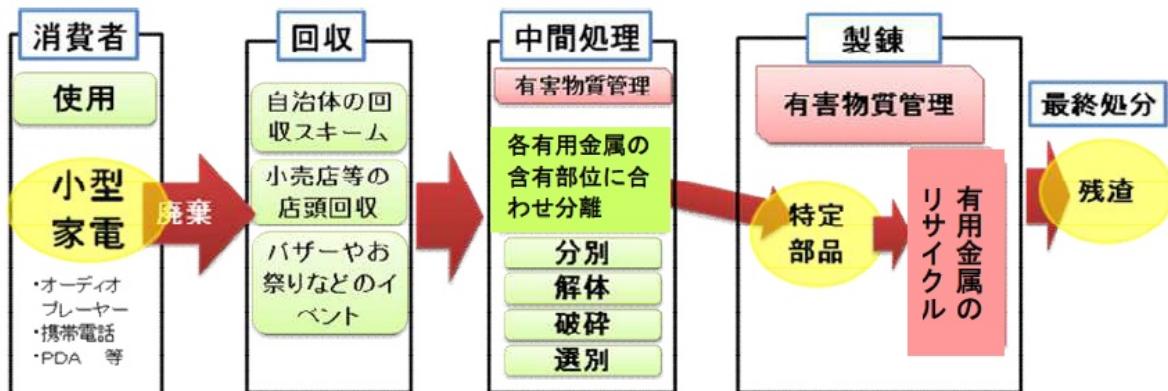
## 第1 実証事業の目的

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月から施行されたことを受け、環境省、経済産業省及び地方公共団体においては、家庭より排出される使用済小型電子機器等（デジタルカメラ、ゲーム機等）の回収のための体制整備を順次行うこととしている。

このため、本事業は、住民から排出される使用済み小型電子機器等を効率的に回収する方法を検討することを目的とし、環境省で募集を行った「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（平成24年度第二次）において認定を受けた地域を対象として、実証事業を行ったものである。

また、本実証事業は、小型家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定していることから、実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）を遵守するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び基本方針、使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引きに準用した運用を図った。

図表1 (参考) 小型電気電子機器の回収・中間処理・製錬のイメージ



## 第2 実証事業実施計画

香川県では、17市町全市町において、小型電子機器等リサイクルシステムの構築に取り組む意向がある。そのうち「平成24年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業（第二次）」に参加する市町は13市町（高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）である。13市町の総人口は77.2万人、世帯数は31.6万世帯、人口密度は各市町によって差があるが平均すると549.6人/km<sup>2</sup>となっている。

当該地域には、都市部、山間部、離島が含まれ、地理的条件もさまざまであることから、各市町の地域特性に応じた回収方法を採用することとする。

事業の実施期間は、平成25年10月1日より平成26年2月28日までとする。

本実証事業では、認定事業者である金城産業株式会社（認定番号 第8号、認定年月日 平成25年6月28日）にて再資源化を行うこととする。同社が申請し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けた「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画」に基づいて再資源化を行うものとする。

図表2 実証事業実施市町の人口・世帯数等（香川県）

自治体名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
香川県	988,920	396,438	1,876.55	527.1
1 高松市	420,978	178,254	375.14	1,120.4
2 丸亀市	110,686	43,820	111.79	990.4
3 さぬき市	51,609	19,679	158.90	325.7
4 東かがわ市	32,579	12,835	153.35	213.0
5 土庄町	14,570	6,189	74.39	196.4
6 小豆島町	15,644	6,637	95.63	164.1
7 三木町	28,160	10,818	75.78	372.2
8 直島町	3,233	1,518	14.23	227.0
9 宇多津町	18,555	8,122	8.07	2,305.2
10 綾川町	24,090	8,492	109.67	220.2
11 琴平町	9,558	3,773	8.46	1,135.9
12 多度津町	23,280	9,283	24.34	956.5
13 まんのう町	18,809	6,528	194.33	97.0
上記、13市町合計	771,751	315,948	1,404.08	549.6

（注）香川県人口移動調査報告（平成25年1月1日現在）

図表 3 実証事業実施地域（香川県）



## 1 回収について

### (1) 使用済小型電子器機等の回収方法

回収方法は大別して4つの方法で行う。各回収方法の概要は下記の通り。ボックス回収は12市町（68箇所）、ピックアップ回収は1町、持ち込み回収は2市町、イベント回収は1市で実施する。いずれの市町でもちらし等を用いて、個人情報を消去した上で排出を促し、また携帯電話破壊工具を用いての物理的な破壊も行う。

なお、丸亀市では平成23年11月から小型家電の回収・リサイクルを実施しており、本実証事業において回収ボックスの設置場所を増やしている（市独自で9カ所、本実証事業で20カ所を追加設置）。

#### ○ボックス回収

高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町で実施する。庁舎（支所及び出張所含む。）、公民館、コミュニティセンター、その他市町管理施設にボックスを設置し、回収する。設置箇所は合計68箇所。

#### ○ピックアップ回収

直島町で実施。通常月1～2回定期収集している「不燃ごみ」を集積所に搬入後、その中から小型家電を回収する。

#### ○持ち込み回収

丸亀市及び多度津町で実施。保管場所において、小型家電の持ち込みを受け付ける。

○イベント回収

丸亀市で実施。市及びコミュニティ主催のイベントにおいて、既存の回収ボックス（9個）を設置し、リサイクル啓発活動の一環として小型家電を回収する。

図表 4 市町別の回収方法（香川県）

自治体名		ボックス 回収	ピックアップ 回収	直接持ち込み 回収	イベント 回収
1	高松市	○			
2	丸亀市	○		○	○
3	さぬき市	○			
4	東かがわ市	○			
5	土庄町	○			
6	小豆島町	○			
7	三木町	○			
8	直島町		○		
9	宇多津町	○			
10	綾川町	○			
11	琴平町	○			
12	多度津町	○		○	
13	まんのう町	○			
実施市町数		12	1	2	1

(作成した回収ボックス（上部からの投入型）)

- ・高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、まんのう町
- ・投入口 40cm×20cm



回収ボックス全体

前面を開いた状態

のぼり設置場所、内容器

(作成した回収ボックス（側面からの投入型）)

- ・丸亀市、多度津町
- ・投入口 25cm×15cm



回収ボックス全体

前面を開いた状態、内容器

図表 5 回収ボックスの設置個数と設置場所（香川県）

		ボックス 個数	設置場所	携帯電話 破壊工具
1	高松市	15	○高松市役所（一階ロビー） ○山田支所、塩江支所、牟礼支所、庵治支所、 香川支所、香南支所、国分寺支所 ○太田出張所、古高松出張所、林出張所、 仏生山出張所、香西主張所、一宮出張所 ○環境業務センター	15
2	丸亀市	20	○丸亀市役所 ○綾歌市民総合センター ○飯山市民総合センター ○本島・広島市民センター ○各コミュニティセンター ○クリーンセンター丸亀	20
3	さぬき市	5	○さぬき市役所本庁 ○津田支所、長尾支所、寒川支所、大川支所	5
4	東かがわ市	3	○引田庁舎、白鳥庁舎、大内庁舎	3
5	土庄町	7	○土庄町役場（一階ロビー） ○戸形公民館、北浦公民館、四海公民館、 豊島公民館、大部公民館、アクティブ大鐸	7
6	小豆島町	2	○小豆島町役場（内海庁舎南館1階） ○小豆島町役場（池田庁舎1階）	2
7	三木町	2	○三木町役場 ○サンサン館みき	2
8	直島町	—	（ピックアップ回収）	1
9	宇多津町	3	○宇多津町役場 ○ユープラザうたづ ○やすらぎプラザ	3
10	綾川町	2	○綾川町役場 ○綾上支所	2
11	琴平町	1	○琴平町役場一階（東側入口付近）	1
12	多度津町	4	○多度津町役場一階 ○豊原農村婦人の家 ○四箇地区公民館 ○白方地区公民館	4
13	まんのう町	4	○まんのう町役場本庁舎 ○琴南支所 ○仲南支所 ○美合出張所	4
上記、13 市町合計		68	—	69

## (1) 回収対象品目

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の制度対象品目は、消費者が通常家庭で使用する電気器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないもので施行令において定められているものである(28分類)。

また、制度対象品目とは別に、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目として、国が特定対象品目を「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」において指定している(16分類)。

本実証事業においては、ガイドラインに示された特定対象品目を中心に、各市町が複数品目を選定、次の通りチラシにて例示した。なお、丸亀市、宇多津町は制度対象品目を中心に選定している。

図表 6 実証事業での回収対象品目（ちらしにて例示）（香川県）

		回収対象品目（ちらしにて例示したもの）	備考
1	高松市	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤ、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
2	丸亀市	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む）※これらには、タブレット型情報通信端末を含む、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダー、BDレコーダー/プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）、音響機器（MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器）、補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血压計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）、懐中電灯、時計、ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）、カード用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーエンターテインメント）、カーディスク、カーマルチメディア、カーナビ、VICSユニット、ETC車載ユニット）、これらの付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）	制度対象品目すべて
3	さぬき市	携帯電話、公衆用PHS端末、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ、（デッキ除く）、ICレコーダ、電子辞書、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、VICSユニット、ETC車載ユニット、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、電卓、カーナビ、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
4	東かがわ市	デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
5	土庄町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
6	小豆島町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
7	三木町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
8	直島町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	ピックアップ回収 パソコンは対象外
9	宇多津町	○携帯電話端末：1. 携帯電話（PHS） ○電話機・FAX他：2. パソコン部品 3. パソコン周辺機器 4. 電話機 5. ファクシミリ 6. 電話端末 7. 無線LAN 8. ラジオ 9. デジタルカメラ 10. ビデオカメラ ○映像用機器：11. CD, MD, MPプレーヤー ○音響機器：12. DVDデッキ 13. チューナー ○車両設備機器等：14. カーナビ 15. カーテレビ 16. 外付け内臓HDドライブ 17. CDドライブ 18. カーオーディオ 19. DVDドライブ 20. ETC車載器 21. GPS関係装置 22. インターホン 23. カードリーダー 24. ワープロ 25. 電子体温計 26. 電子手帳 27. 電子辞書 28. トランシーバー 29. 電卓 30. ゲーム機（ソフト含む） 31. 小型液晶テレビ 32. 防犯用監視カメラ 33. 時計 34. 理容用機器（ドライヤー・電気カミソリ等） ○付属品等：35. 充電器 36. ACアダプター 37. 接続コード 38. リモコン 39. ヘッドホン 40. イヤホン 41. USBメモリー 42. コンパクトフラッシュ 43. スマートメディア 44. SDカード 45. メモリースティック	制度対象品目を中心 パソコン本体は対象外 (部品・周辺機器は対象)
10	綾川町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
11	琴平町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
12	多度津町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外
13	まんのう町	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機、電話機、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤ（HDD）、CDプレーヤー、テープレコーダ（デッキを除く）、ICレコーダ、電子辞書、電卓、カーナビゲーションシステム、VICSユニット、ETC車載ユニット、携帯電話（情報通信端末を含む）、公衆用PHS端末、電子機器付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）	パソコンは対象外

## 2 収集運搬について

一時保管場所（クリーンセンターなど）までの運搬は、各市町にて実施する。一時保管場所での保管方法について、必要に応じてフレキシブルコンテナバックを中間処理事業者より貸与する。

### (1) ボックスからの収集運搬について

高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町で実施する。庁舎（支所及び出張所含む。）、公民館、コミュニティセンター、その他市町管理施設に設置したボックスより使用済小型電子機器等を回収、各市町の保管場所に運搬し一時保管し、その後中間処理事業者に引き渡す。

- 回収主体：各市町の職員が回収する。なお、綾川町については、シルバー人材センターに委託して回収する。
- 回収頻度：1～2箇月に1回。ただし、回収量に応じて、適宜、回数を調整する。
- 運搬先：実施自治体の各保管場所（クリーンセンター等）に運搬し、一時保管する。
- 計量方法：回収したコンテナごとに計量を行う。

### (2) ピックアップについて

直島町で実施する。通常月1～2回定期収集している「不燃ごみ」を集積所に搬入後、その中から小型家電を回収する。従来から使用済小型電子機器を回収しており、町民は従来どおり専用袋を用いて「不燃ごみ」として排出する。

- 回収業者：廃棄物収集運搬委託業者（「不燃ごみ」の収集運搬を委託している業者）
- 回収頻度：1箇月に1～2回（通常の「不燃ごみ」の回収に合わせる。）
- 運搬先：リサイクル施設に搬入された後、小型家電をピックアップし、一時保管する。
- 計量方法：小型家電のみをトラックスケールで計量する。

### (3) 持ち込み回収について

丸亀市はクリーンセンターで、多度津町はリサイクルプラザで、隨時、持込みを受け付ける。

### (4) イベント回収について

丸亀市で実施する。市及びコミュニティ主催のイベントにおいて、回収ボックス（9個）を設置し、リサイクル啓発活動の一環として小型家電を回収する。

- 回収業者：職員が回収する。
- 回収頻度：年10回程度のイベントにおいて回収する。  
(平成25年10月27日(日)にイベント回収実施)
- 運搬先：市の保管場所（クリーンセンター）に運搬し、一時保管する。
- 計量方法：回収したコンテナごとに計量を行う。

### 3 中間処理・金属回収について

実証事業においては、回収した使用済小型家電は中間処理事業者に無償で譲渡するものとする（一時保管場所から中間処理施設までの運搬費用は、実証事業にて負担）。実証事業で測定する項目は以下の通りである。

○実証事業の期間中（平成25年10月1日～平成26年2月28日）の測定項目

- ・「市町別、使用済小型電子機器等の重量」

○実証事業期間中に設定する2ヶ月間の詳細測定項目

- ・「市町別、品目別の個数及び重量」
- ・「香川県全体での中間処理後の基板や鉄・非鉄スクラップ等の重量」

#### (1) 中間処理施設への運搬

中間処理事業者は実施市町の回収量に応じて、1～6カ月に1回程度、保管場所（クリーンセンター等）に一時保管している使用済小型電子機器等を回収し、中間処理施設（愛媛県松山市）へ運搬する。なお、島嶼部においては、期間中に数回の回収とする。

各市町は、一時保管場所での保管状況を勘案し、1週間程度の猶予を見て、中間処理事業者に回収を依頼する。各市町から連絡を受けた中間処理事業者は、回収日時を調整の上、一時保管場所から中間処理施設へ運搬を行う。

#### (2) 中間処理・有用金属回収

中間処理施設内ストックヤードに搬入された小型家電は、分別、解体、破碎、選別を行う。

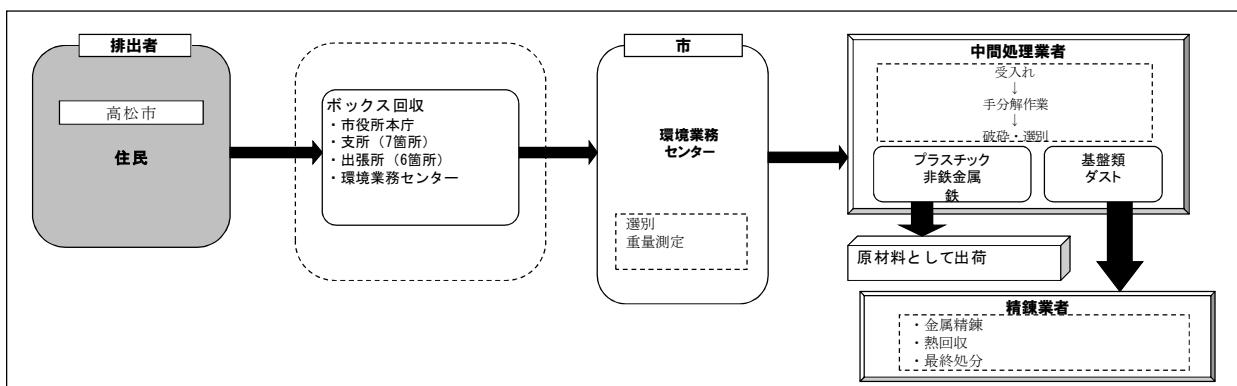
中間処理施設に搬入された小型家電は、市町ごとに重量を計測し、ストックヤードで分別・保管し、一定量がまとまった段階で中間処理を行う。有用なレアメタル等が含まれている基盤類等は手選別により分別する。それ以外のものについては、破碎・選別処理を行い、リサイクル可能な資源ごとに分別する。

精錬所、非鉄金属回収業者等において、ベースメタル、貴金属、レアメタル等に分類して精錬し、金属として再資源化、材料化を行い、資源の循環利用を図る。

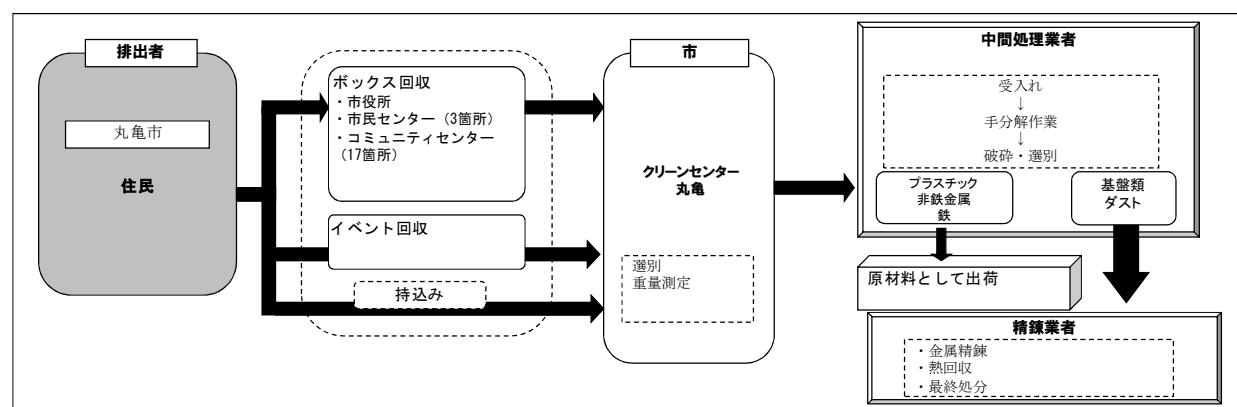
プラスチック、非鉄金属、鉄については、それぞれ原材料として再資源化する。また、レアメタルを含有する基盤類、ダスト類は、精錬所へ搬出し、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル、最終処分を行う。

各市町の実証事業の概要、分別、解体、破碎、選別から有用金属回収に至るまでのフロー図を以下に示す。

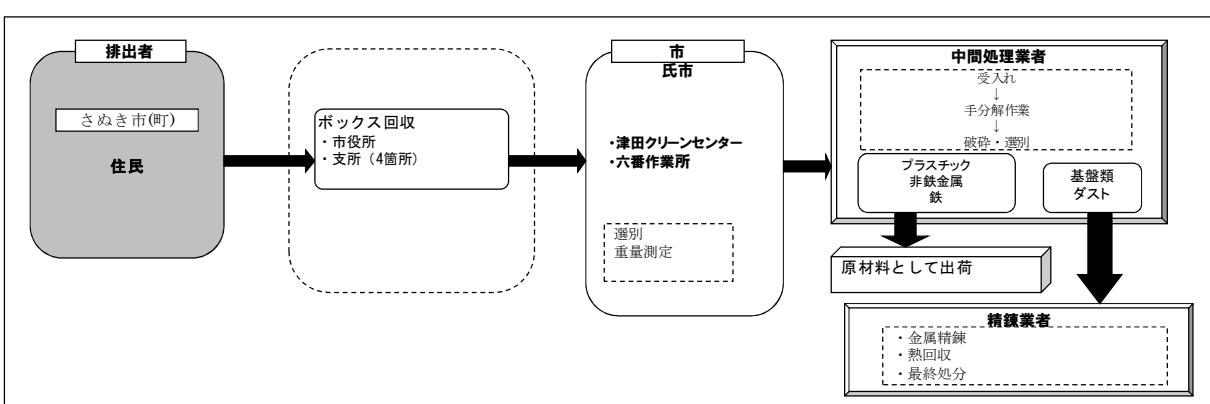
### ア 高松市



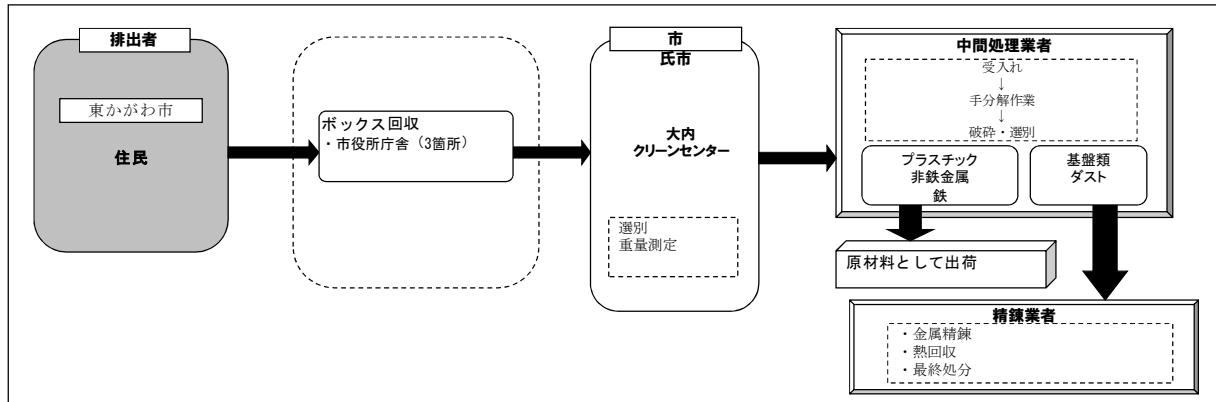
### イ 丸亀市



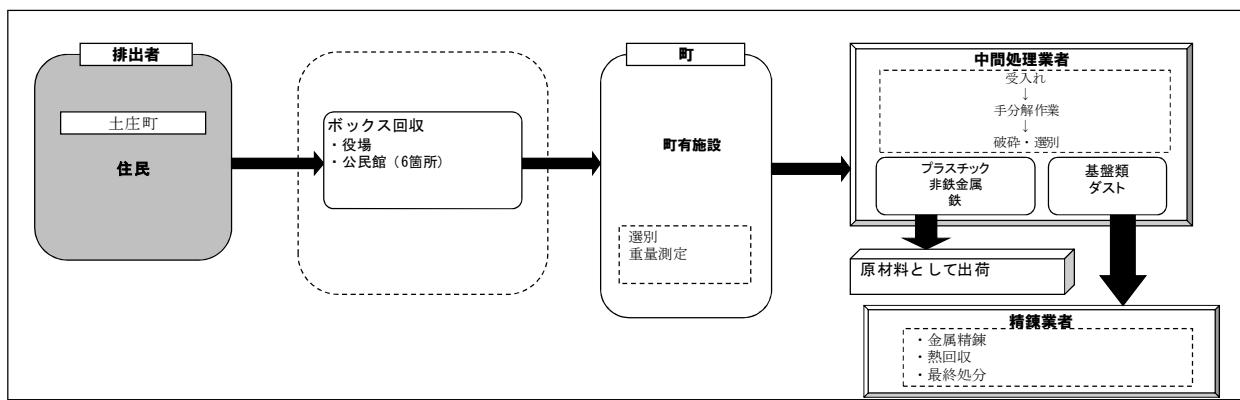
### ウ さぬき市



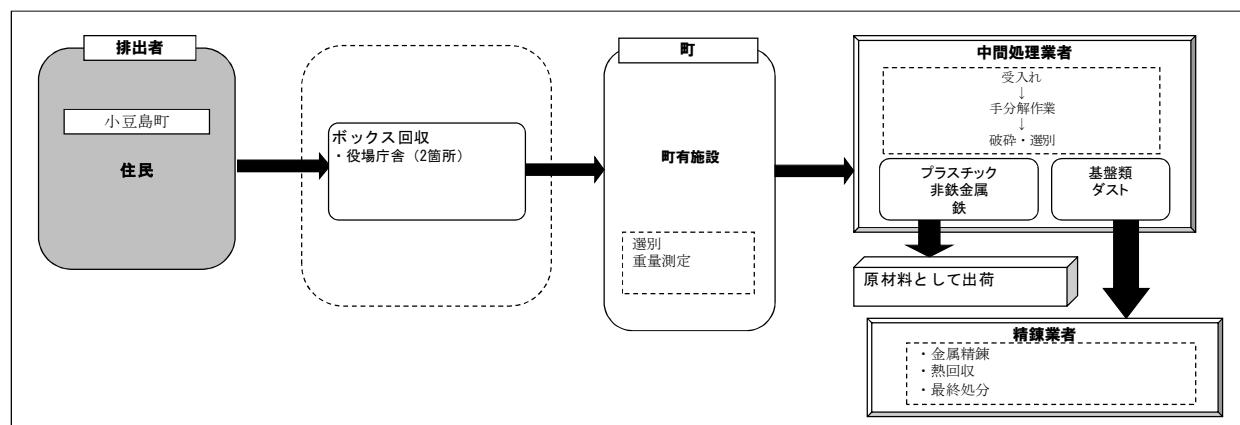
## 工 東かがわ市



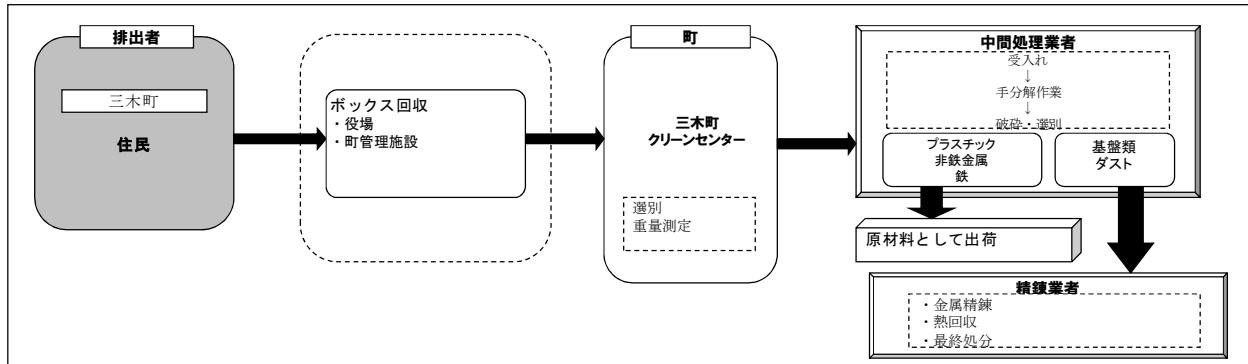
## 才 土庄町



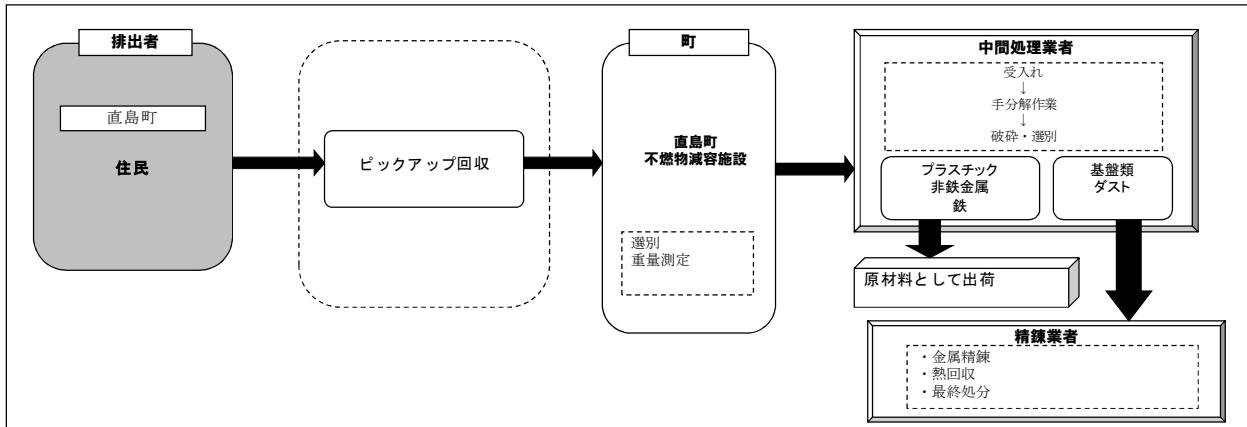
## 力 小豆島町



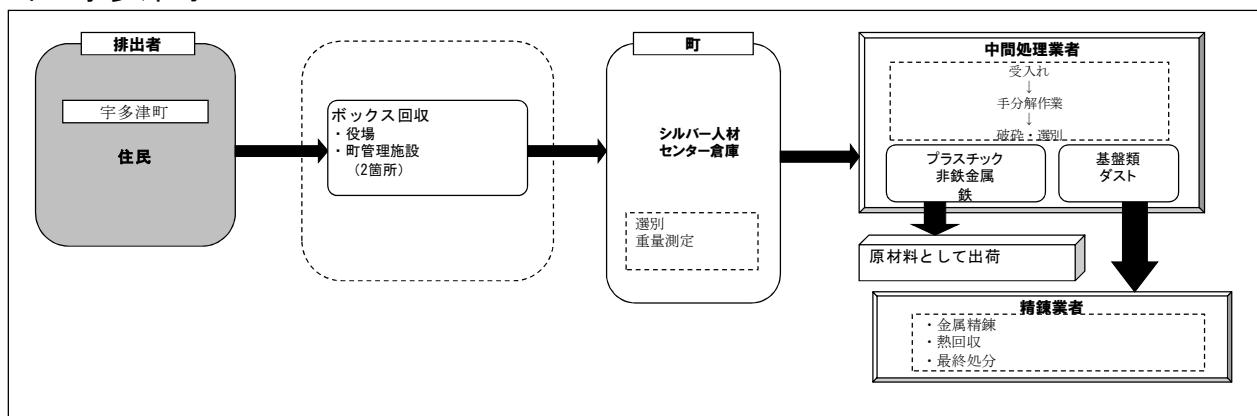
## キ 三木町



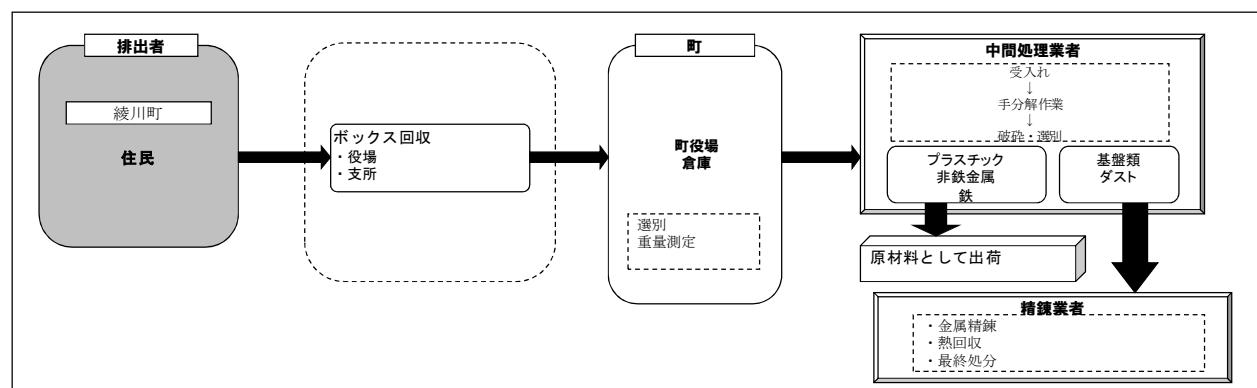
## ク 直島町



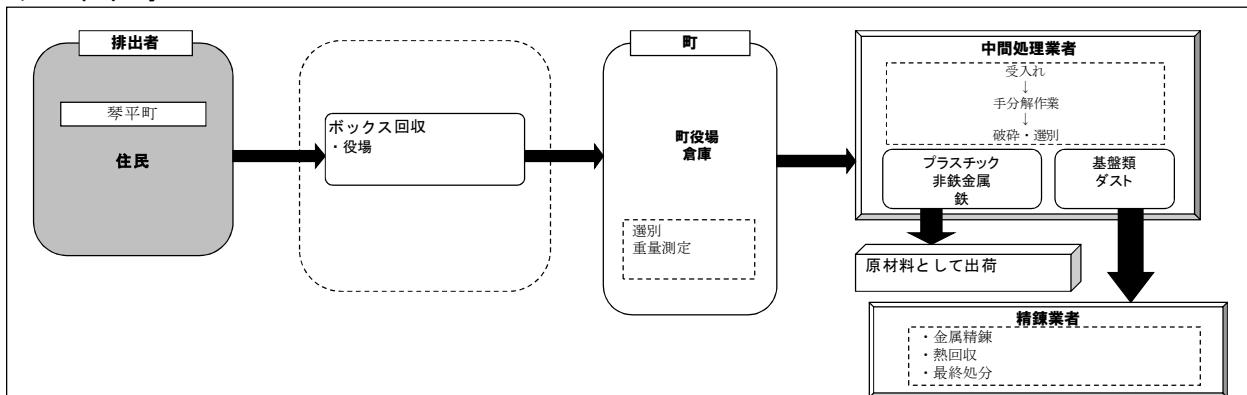
## ケ 宇多津町



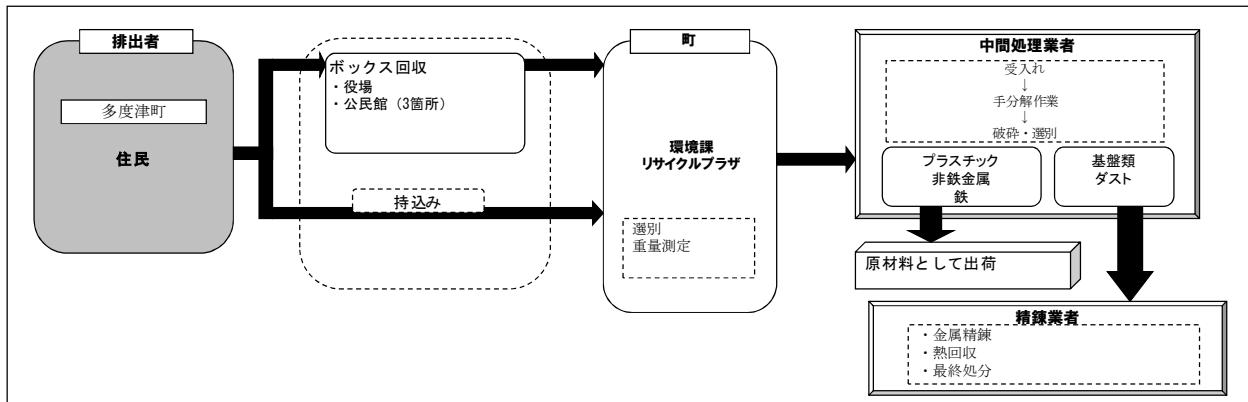
## コ 綾川町



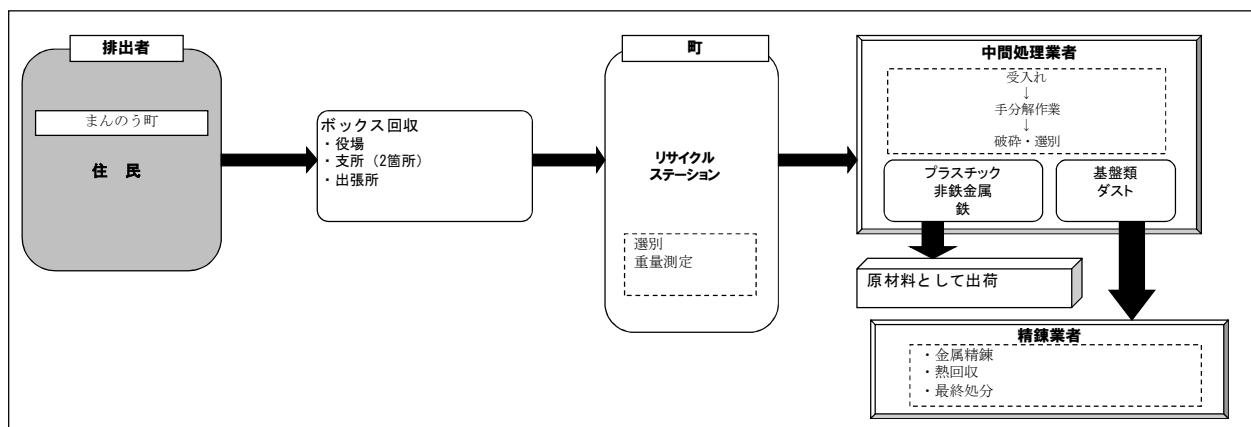
## サ 琴平町



## シ 多度津町



## ス まんのう町



#### 4 住民への周知・啓発について

各市町の広報、ウェブサイト、CATV 等での周知、啓発に加え、ちらしを住民に配布、のぼりを庁舎や公民館等にて掲示などの手段より、住民への啓発を図る。

また、平成 25 年 10 月 5 日（土）に四国新聞において広告を掲載した。

- ①広報、ホームページ、CATV 等での周知、啓発。
- ②ポスター、チラシ配布による周知、啓発。
- ③メディア（CATV、行政放送等）の活用による情報発信等。
- ④役場、公民館等でのぼり旗を掲示。
- ⑤新聞広告

図表 7 各市ののぼり・ちらし作成数量

		のぼり	ちらし
0	香川県	2	4,000
1	高松市	30	160,000
2	丸亀市	44	47,000
3	さぬき市	10	21,000
4	東かがわ市	6	14,500
5	土庄町	7	7,200
6	小豆島町	4	7,440
7	三木町	4	12,000
8	直島町	5	1,500
9	宇多津町	6	9,000
10	綾川町	4	8,150
11	琴平町	1	4,000
12	多度津町	10	8,000
13	まんのう町	8	7,500
合計		141	307,290

(注1) のぼりは回収ボックス設置場所にて掲示（デザインは各市町共通）

(注2) らしは各市とも全戸配布

図表 8 のぼり (デザインは各市町共通)



(香川県ちらし)

# 使用済 小型家電の回収・リサイクルにご協力お願いします!

**主な回収品目**

- 回収対象品目は市町によって異なります。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電リサイクル法対象品目は回収できません。
- 個人情報は、必ず事前に消去してください。



**回収する方法**

市町によって回収方法が異なりますが、以下のようないかたで回収します。

- ボックス回収**
- ビッグアップ回収**
- ステーション回収**

香川県



**リサイクルの流れ**

消費者 → 市町 → リサイクル事業者 (認定事業者など) → 分解・破砕・選別 → 金属資源 → 金属製錬事業者 → メーカー → 原材料として使用 → 再び消費者へ

**小型家電リサイクルに関する市町間合せ先**

市町名	担当課	電話番号	FAX
高松市	環境業務課	087-834-0389	087-837-1458
丸亀市	クリーン課	0877-58-7453	0877-28-2351
坂出市	生活課	0877-46-4503	0877-46-4534
普通寺市	環境課	0877-63-2808	0877-63-5778
観音寺市	生活環境課	0875-25-2698	0875-25-2867
さぬき市	生活環境課	087-894-1119	087-894-3000
東かがわ市	環境衛生室	0879-26-1226	0879-26-1336
三豊市	環境衛生課	0875-73-3007	0875-73-3020
土庄町	住民環境課	0879-62-7010	0879-64-6105
小豆島町	環境衛生課	0879-82-7008	0879-82-3600
木町	環境保全課	087-891-3309	087-898-1994
直島町	環境水道課	087-892-2225	087-892-3888
宇多津町	住民生活課	0877-49-8000	0877-49-8026
綾川町	住民生活課	087-876-1114	087-876-3120
琴平町	住民サービス課	0877-75-6707	0877-73-2140
多度津町	環境課	0877-33-4425	0877-33-4430
まんのう町	住民生活課	0877-73-0101	0877-73-0111

※市町によって回収品目や回収方法が異なっていますので、詳しくはお住まいの市役所や町役場担当課におたずねください。

香川県環境森林部廃棄物対策課  
TEL 087-832-3223 FAX 087-831-1273 E-mail haitai@pref.kagawa.lg.jp

(四国新聞への広告掲載 (平成 25 年 10 月 5 日 (土))

# 使用済 小型家電の回収・リサイクルにご協力お願いします!

**主な回収品目**

- 回収対象品目は市町によって異なります。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電リサイクル法対象品目は回収できません。
- 個人情報は、必ず事前に消去してください。



**回収する方法**

市町によって回収方法が異なりますが、右のようないかたで回収します。

- ボックス回収**
- ビッグアップ回収**
- ステーション回収**

香川県



**リサイクルの流れ**

消費者 → 市町 → リサイクル事業者 (認定事業者など) → 分解・破砕・選別 → 金属資源 → 金属製錬事業者 → メーカー → 原材料として使用 → 再び消費者へ…

**小型家電リサイクルに関する市町間合せ先**

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
高松市	環境業務課	087-834-0389	小豆島町	環境衛生課	0879-82-7008
丸亀市	クリーン課	0877-58-7453	木町	環境保全課	087-891-3309
坂出市	生活課	0877-46-4503	直島町	環境水道課	087-892-2225
普通寺市	環境課	0877-63-2808	宇多津町	住民生活課	087-876-1114
観音寺市	生活環境課	0875-25-2698	綾川町	住民サービス課	0877-75-6707
さぬき市	生活環境課	087-894-1119	琴平町	住民生活課	0877-33-4425
東かがわ市	環境衛生室	0879-26-1226	多度津町	環境課	0877-73-0101
三豊市	環境衛生課	0875-73-3007	まんのう町	住民生活課	0877-73-0111
土庄町	住民環境課	0879-62-7010			

※市町によって回収品目や回収方法が異なっていますので、詳しくはお住まいの市役所や町役場担当課におたずねください。

香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3223 FAX 087-831-1273 E-mail haitai@pref.kagawa.lg.jp

- 香川県 18 -

## ア 高松市

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸へ配布
広報誌を用いた広報周知	・「広報たかまつ 2013.9.15 号」で紹介
ホームページを用いた広報周知	・高松市ウェブサイト
ケーブルテレビ	・高松市ケーブルテレビで紹介
住民向け懇談会	・小型家電リサイクル事業の紹介
市長定例記者会見	・9月5日の記者会見で小型家電リサイクル事業の紹介

(広報・周知用に作成したちらし)

# 使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!

**使用済小型家電は、大切な資源です。**

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、鉄やアルミを除き、埋立処分されています。そこで、高松市では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 家庭用ゲーム機  
電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDプレーヤー MDプレーヤー  
デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ) デジタルオーディオプレーヤー(HDD)  
CDプレーヤー ICレコード(テッキを除く) ICレコード 電子辞書  
電子辞書 カーナビゲーションシステム VICSユニット ETC車載ユニット  
携帯電話(情報通信端末を含む) 公衆用PHS端末  
VICSユニット ETC車載ユニット 携帯電話 PHS 付属品  
ICレコード

★回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**開始時期** 平成25年 10月1日から

**回収ボックス設置場所**

- 高松市役所(1階ロビー)
- 山田支所、塩江支所、庵治支所、香川支所、香南支所、国分寺支所
- 太田出張所、古高松出張所、林出張所、仏生山出張所、香西出張所、一宮出張所
- 環境業務センター

※各施設の開館日・開館時間内での投入をお願いします。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 高松市 環境業務課 TEL:087-834-0389 / 087-861-4524

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電等を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報を事前に消去してください。
- 異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入(投入口40cm×20cmに入るもの)**

- デジタルカメラ ●ビデオカメラ ●携帯型ゲーム機 ●据置型ゲーム機
- 電話機 ●ポータブルラジオ ●ポータブルDVDビデオ ●MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ) ●デジタルオーディオプレーヤー(HDD)
- CDプレーヤー ●テープレコード(テッキを除く) ●ICレコード ●電子辞書
- 電子辞書 ●カーナビゲーションシステム ●VICSユニット ●ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む) ●公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

※家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

(広報たかまつ 2013.9.15 号)

対象は携帯電話やデジタルカメラなど21品目

## 使用済み小型家電のリサイクルにご協力お願いします

お問い合わせ 環境業務課 ☎834・0389

本市では、10月1日から、使用済み小型家電21品目を回収するボックスを、市役所や支所・出張所などに設置します。ご協力をお願いします。

### ●レアメタルなどの有用な金属を資源化するために

これまで、使用済み小型家電は、破碎ごみとして収集し、ごみ処理施設で鉄やアルミは資源化できていますが、レアメタルなどの有用な金属は、埋立処分となっていました。

そこで、有用な金属の再資源化などに取り組むため、使用済み小型家電を回収するモデル事業を実施します。

### ●回収の対象となる小型家電は21品目

デジタルカメラ	ビデオカメラ	携帯型ゲーム機
据置型ゲーム機	電話機	ポータブルラジオ
ポータブルDVDビデオ	デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)	デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
MDプレーヤ	CDプレーヤ	ICレコーダ
電子辞書	電卓	テープレコーダ(テッキを除く)
VICSユニット	ETC車載ユニット	公衆用PHS端末
カーナビゲーションシステム	携帯電話(情報通信端末含む)	電子機器付属品(リモコン・ACアダプタ・ケーブル・充電器など)



### ●回収ボックスは15か所に設置します

市役所1階ロビー、各支所(山田・塩江・牟礼・庵治・香川・香南・国分寺)、6つの出張所(太田・古高松・林・仏生山・香西・一宮)、環境業務センター



#### 注意事項

※回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものが対象になります。

※個人情報は、事前に消去してください。

※取り外し可能な電池は、取り外してください。

※各施設の開館日・開館時間内で投入してください。

### 不法投棄は犯罪です！

ごみ(廃棄物)を定められた日時・場所以外、例えば山林や河川敷などに不法に捨てるとは、美しい景観を損ねるだけでなく、汚水の発生など、環境にも悪影響を及ぼします。



不法投棄禁止違反をした場合、個人には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が、法人には、3億円以下の罰金が課せられます。ご理解・ご協力をお願いします。

不法投棄連絡先

環境指導課 適正処理対策室(☎839・2370)

## イ 丸亀市

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸へ配布
広報誌を用いた広報周知	・「広報丸亀 10月号」で紹介
ホームページを用いた広報周知	・丸亀市ウェブサイト ( <a href="http://www.city.marugame.kagawa.jp/itwinfo/i16963/">http://www.city.marugame.kagawa.jp/itwinfo/i16963/</a> )
出前講座	・まちづくり出前講座にて小型家電リサイクルを紹介

(広報・周知用に作成したちらし)

## 使用済 小型家電の回収・リサイクルにご協力お願いします!

**使用済小型家電は、大切な資源です。**

小型家電には、レジナルなどの有用な金属が含まれていますが、鉄やアルミニウムなどの一部の金属を除き、その大半が堆積処理されています。

そこで、丸亀市では、平成23年11月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを実施しています。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口  
(25cm×15cm)に入るもの

主な対象品目

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**回収ボックス設置場所**

- 丸亀市役所
- 綾歌市民総合センター
- 飯山市民総合センター
- 本島・広島市民センター
- 各コミュニティセンター
- クリーンセンター丸亀

※各施設の開館日・閉館時間内での投入をお願いします。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 丸亀市 クリーン課 TEL:0877-58-7453

ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(25cm×15cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報を事前に消去してください。
- 異物、ごみなど小型家電以外のものは回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・閉館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

回収ボックスへの投入(投入口25cm×15cmに入るもの)

[主な対象品目]

- 携帯電話端末・PHS端末・パソコン用コンピュータ(モニターを含む)※これらには、タブレット型情報端末端末を含む
- 電話機、ファックス機
- ラジオ
- デジタルカメラ、ビデオカメラ、フルムカム
- 映像用機器(DVDビデオ、HDDレコーダー、BDレコーダー/プレーヤ、ビデオテープレコーダー(セット)、チューナ、STB)
- 音響機器(MDプレーヤー、ジャケットレスCDプレーヤー、USBメモリ、スマートフォン(フラッシュメモリ)、デジタルオーディオプレーヤ(HDD)、CD-RWドライブ、ドッキングステーション、ブルーレイ・ハイブリッド・ドライブ、MP3プレーヤー、イヤホン、ヘッドホン)
- 補助記録装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)
- 電子書籍端末
- 電子辞書、電子辞書
- 電子血压計、電子体温計
- 理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)
- 積中電灯
- 時計
- ゲーム機(筐体型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテク系トレンドトイ)
- カー用品(カーナビ、カーカーテーテレビ、カーチーナ、カーステアラー、カーラジオ、カーコーナー、カーリモコン、カーブル、カーナビ、カーナビ、VICSユニット、ETC車載ユニット)
- これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等)

**リサイクルの流れ**

※家庭リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

## すべてのコミュニティセンターで 小型家電を回収します

クリーン課 ☎ 58-7453

市では、ごみを減らし、資源として再利用するため、平成23年11月1日から一部のコミュニティセンターなどで小型家電の試験回収を行ってきました。

今月からは、市内すべてのコミュニティセンターにも小型家電回収ボックスを設置し、回収を実施します。

### 《回収場所》

市役所、綾歌・飯山市民総合センター、各コミュニティセンター、クリーンセンター丸亀

### 《回収品目》

携帯電話、デジタルカメラ、携帯音楽プレイヤー、電卓、USBメモリーなど回収ボックスの投入口(25cm×15cm)に入る小型家電



## ウ さぬき市

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸へ配布
ホームページを用いた広報周知	・さぬき市ウェブサイト ( <a href="http://www.city.sanuki.kagawa.jp/18824">http://www.city.sanuki.kagawa.jp/18824</a> )
ケーブルテレビでの紹介	・平成25年9月24日(火)、ケーブルテレビ文字放送にて事業開始の紹介。 ・平成25年11月1日(金)、19時から、ケーブルテレビで事業の紹介

(広報・周知用に作成したちらし)

# 使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!

使用済小型家電は、大切な資源です。

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、鉄やアルミニウムを除き、資源として再利用されません。そこで、さぬき市では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 手提型ゲーム機  
電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDビデオ MDプレーヤー  
デジタルオーディオプレーヤ(HDD) CDプレーヤー テープレコーダー<sup>※</sup>  
ICレコード 電子辞書 据置型ゲーム機 ポータブルラジオ  
VICSユニット ETC車載ユニット ポータブルDVDビデオ 電卓 カーナビ  
ポータブルDVDビデオ VHSビデオ機器 PHS 付属品  
VICSユニット ETC車載ユニット 携帯電話 PHS 付属品  
<sup>※回収対象品目は、裏面をご覧ください。</sup>

**開始時期** 平成25年 10月1日から

**回収ボックス設置場所**

- さぬき市役所本庁
- 津田支所
- 寒川支所
- 長尾支所
- 大川支所

<sup>※各施設の開館日・開館時間内での投入をお願いします。</sup>

**回収ボックスへの投入** (投入口40cm×20cmに入るもの)

- 携帯電話
- ビデオカメラ
- デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
- ICレコード
- VICSユニット
- ポータブルDVDビデオ
- 電子機器附属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器、デジタルチューナー等)
- 公衆用PHS端末
- MDプレーヤー
- CDプレーヤー
- 電子辞書
- ETC車載ユニット
- 電卓
- カーナビ
- 電話機
- デジタルカメラ
- デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)
- テープレコーダー(デッキ除く)
- ポータブルラジオ
- 据置型ゲーム機
- 携帯型ゲーム機
- ボーネルラジオ

**リサイクルの流れ**

家庭 → 市 → リサイクル業者 → 金属製錬事業者 → 資源

<sup>※家庭リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。</sup>

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 さぬき市 生活環境課 TEL:087-894-1119

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

小型家電リサイクルのマークが目印

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口にいらないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報は事前に消去してください。
- 異物、みなどい小型家電以外のものは、回収ボックスに入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入** (投入口40cm×20cmに入るもの)

**リサイクルの流れ**

## 工 東かがわ市

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布(広報東かがわ10月号に同時配布)
ポスター掲示等での広報周知	・引田庁舎、白鳥庁舎、大内庁舎など3箇所でポスター掲示、のぼり設置
広報誌を用いた広報周知	・「広報東かがわ 7月号」で紹介
ホームページを用いた広報周知	・東かがわ市ウェブサイト ( <a href="https://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i5932/index.shtml">https://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i5932/index.shtml</a> )

(広報・周知用に作成したちらし)

## 使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!

使用済小型家電は、大切な資源です。

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、鉄やアルミを除き、資源として再利用されています。

そこで、東かがわ市では、平成25年10月から家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**開始時期**  
平成25年  
10月1日から

**回収ボックス設置場所**

- 東かがわ市 引田庁舎
- 東かがわ市 白鳥庁舎
- 東かがわ市 大内庁舎

※各施設の開館日・閉館時間内での投入をお願いします。

**回収ボックスへの投入**(投入口40cm×20cmに入るもの)

- デジタルカメラ
- ポータブルビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 据置型ゲーム機
- 電話機
- ポータブルラジオ
- ポータブルDVDビデオ
- MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)
- デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
- CDプレーヤ
- テープレコード(テッキを除く)
- ICカード
- 電子辞書
- 電卓
- カーナビゲーションシステム
- VICSユニット
- ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む)
- 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

※回収リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

お問い合わせ先 東かがわ市 環境衛生室 TEL:0879-26-1226

ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんので注意ください。
- 個人情報を事前に消去してください。
- 異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・閉館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象外ではありません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入**(投入口40cm×20cmに入るもの)

- デジタルカメラ
- ポータブルビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 据置型ゲーム機
- 電話機
- ポータブルラジオ
- ポータブルDVDビデオ
- MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)
- デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
- CDプレーヤ
- テープレコード(テッキを除く)
- ICカード
- 電子辞書
- 電卓
- カーナビゲーションシステム
- VICSユニット
- ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む)
- 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

※回収リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。

裏面をご覧ください

(広報東かがわ 7月号)

**回収方法**

市役所各庁舎(3カ所)に専用の回収BOXを設置します。(収集物は、廃棄物処理法などに基づいた適切な方法により処理することになりますが、電子機器内の個人情報は各人の責任で消去してから投入していただきます。)

**回収品目**

- 携帯電話・電話機・デジタルカメラ・電子辞書
- CDプレーヤ・携帯型ゲーム機・MDプレーヤ・データカメラ
- ETC車載ユニット・ポータブルビデオカメラ
- 電卓・カーナビゲーションシステム
- など

**小形家電製品の回収がスタート**

市では使用済小型家電製品について、  
レアメタル(希少金属)などの再資源化と  
ごみの減量化を図る目的で、回収体制の  
整備を進めています。回収の実施は、今  
年秋から始める予定ですが、具体的な開  
始時期及び詳しい回収方法などは、順次  
お知らせしていきます。

## オ 土庄町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布 (広報 25 年 10 月号に折込)
ポスター掲示等での広報周知	・庁舎に掲示 (1ヶ所)
ホームページを用いた広報周知	・土庄町ウェブサイト ( <a href="http://www.town.tonosho.kagawa.jp/tns/info127.html">http://www.town.tonosho.kagawa.jp/tns/info127.html</a> )

(広報・周知用に作成したちらし)

**使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!**

**使用済小型家電は、大切な資源です。**

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、その大半が埋立処分されています。そこで、土庄町では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**  
回収ボックスの投入口 (40cm×20cm)に入るもの

- デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 携帯型ゲーム機
- 電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDビデオ MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤ (ラジュメモリ) デジタルオーディオプレーヤ (HDD)
- CDプレーヤー テープレコーダー (テッキを除く) ICレコーダー 電子辞書
- 電卓 カーナビゲーションシステム VICSユニット ETC車載ユニット
- 携帯電話 (情報通信端末を含む) 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品 (リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

★回収対象品目は、裏面をご覧ください。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 土庄町 住民環境課 TEL:0879-62-7010

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口 (40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報を事前に消去してください。
- 異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・閉館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象外になります。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入 (投入口40cm×20cmに入るもの)**

- デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 携帯型ゲーム機
- 電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDビデオ MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤ (ラジュメモリ) デジタルオーディオプレーヤ (HDD)
- CDプレーヤー テープレコーダー (テッキを除く) ICレコーダー 電子辞書
- 電卓 カーナビゲーションシステム VICSユニット ETC車載ユニット
- 携帯電話 (情報通信端末を含む) 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品 (リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

※家電リサイクル法対象品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

## 力 小豆島町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・広報 10月号にちらしを折込
ポスター掲示等での広報周知	・内海庁舎・池田庁舎の計 2箇所でポスターを掲示
ホームページを用いた広報周知	・小豆島町ウェブサイト ( <a href="http://www.town.shodoshima.lg.jp/kurashi/kurashi_kankyo/gomi_sinyou_recycle.html#kogatakaden-recy">http://www.town.shodoshima.lg.jp/kurashi/kurashi_kankyo/gomi_sinyou_recycle.html#kogatakaden-recy</a> )
その他	・来庁された住民の方に口頭で説明

(広報・周知用に作成したちらし)

# 使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!

## 使用済小型家電は、大切な資源です。

ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします!

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 家庭用ゲーム機

電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDビデオ MDプレーヤー

デジタルオーディオプレイヤー(HDD) CDプレーヤー テープレコード

ICレコーダー 電子辞書 薄卓 カーナビ

VICSユニット ETC車載ユニット 携帯電話 PHS 付属品

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものには回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは、環境衛生課か池田窓口センターまで持込してください。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報を事前に消去してください。
- ごみなど小型家電以外ものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の朝晩日・開館時間内にお願いします。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収ボックス設置場所**

- 小豆島町役場 (内海庁舎南館 1階)
- 小豆島町役場 (池田庁舎 1階)

※各施設の開館日・開館時間内での投入をお願いします。

小豆島町役場のマークが印

投入口サイズ 40cm×20cm

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入(投入口40cm×20cmに入るもの)**

- デジタルカメラ ●ビデオカメラ ●携帯型ゲーム機 ●据置型ゲーム機
- 電話機 ●ポータブルラジオ ●ポータブルDVDビデオ ●MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤー(ラッシャメモリ) ●デジタルオーディオプレーヤー(HDD)
- CDプレーヤー ●テープレコード(テッキを除く) ●ICLコード ●電子辞書
- 電卓 ●カーナビゲーションシステム ●VICSユニット ●ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む) ●公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

※家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)及びパソコンは対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 小豆島町 環境衛生課 TEL:0879-82-7008

ごくべきべりーと  
ごくべきべりーと

EcoCycle  
EcoCycle

## キ 三木町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布
ポスター掲示等での広報周知	・三木町庁舎内、サンサン館みき
広報誌を用いた広報周知	・広報みき 10月号
ホームページを用いた広報周知	・三木町ウェブサイト ( <a href="http://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1684">http://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1684</a> )

(広報・周知用に作成したちらし)



**使用済 小型家電は、大切な資源です。**

小型家電には、レーベルなどの有効な金属が含まれていますが、該当アルミを除き、資源として再利用されています。  
そこで、三木町では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らす、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

- デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 面接型ゲーム機
- 電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDビデオ MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤ(ラッシュメモリ) デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
- CDプレーヤー テープレコーダ(テッキを除く) ICレコーダー 電子辞書
- 電卓 カーナビゲーションシステム VICSユニット ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報端末を含む) 公用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**開始時期**  
**平成25年10月1日から**

**回収ボックス設置場所**

- 三木町役場
- サンサン館みき

※各施設の開館日・開館時間内の投入をお願いします。

小物家電リサイクルのマークが印字

投入口サイズ 40cm×20cm

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 三木町 環境保全課 TEL:087-891-3309

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報等に事前に消去してください。
- 回収ボックスへ投入する際は、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

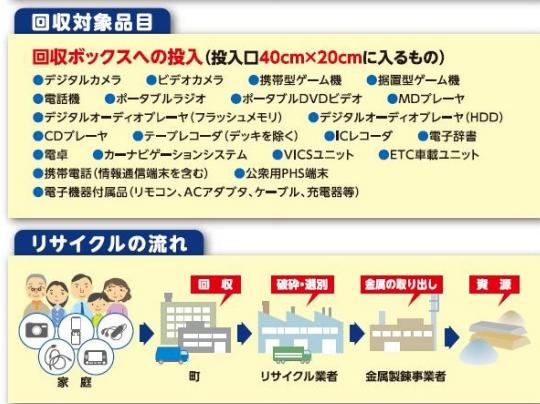
小物家電リサイクルのマークが印字

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入(投入口40cm×20cmに入るもの)**

- デジタルカメラ ●ビデオカメラ ●携帯型ゲーム機 ●据置型ゲーム機
- 電話機 ●ポータブルラジオ ●ポータブルDVDビデオ ●MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤ(ラッシュメモリ) ●デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
- CDプレーヤー ●テープレコーダ(テッキを除く) ●ICレコーダー ●電子辞書
- 電卓 ●カーナビゲーションシステム ●VICSユニット ●ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報端末を含む) ●公用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**



※家庭リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

小物家電リサイクルのマークが印字

(広報みき 10月号)

**It's New!**

**10月1日から三木町可燃ごみ指定袋が変わります**

三木町可燃ごみ指定袋を従来の形から取っ手付きのレジ袋タイプに変更します。ごみ袋の容量や価格は従来のごみ袋から変更はありません。

なお、従来のごみ袋はこれからも利用可能です。

**10月1日から使用済小型電子機器等リサイクルが始まります**

ご家庭で不要になった使用済小型電子機器等を三木町役場とサンサン館みきで回収します。対象機器(20品目+付属品)については、以下のとおりです。個人情報は、必ず消去して出してください。

**20品目:**携帯電話、公用PHS端末(タブレット型情報通信端末を含む)、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤ(ラッシュメモリ、HDD)、CDプレーヤー、テープレコーダ(テッキを除く)、ICレコーダー、電子辞書、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、VICSユニット、ETC車載ユニット、ポータブルラジオ、ポータブルDVDビデオ、電卓、カーナビ

**付属品:**電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器、デジタルチューナー等)

問い合わせ先

環境保全課(清掃係) ☎ 891-3309

ク 直島町

#### (主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布 10月
ポスター掲示等での広報周知	・役場庁舎 1箇所でポスター掲示
その他 (のぼりの設置)	・役場庁舎、ピックアップ回収場所

(広報・周知用に作成したちらし)

ケ 宇多津町

#### (主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・広報 10月号折込みにて全戸配布
ポスター掲示等での広報周知	・庁舎内と他回収場所に貼付して周知
広報誌を用いた広報周知	・広報うたづ 7月号から 10月号まで毎月掲載にて周知
ホームページを用いた広報周知	・宇多津町ウェブサイト ( <a href="http://town.utazu.kagawa.jp/news/">http://town.utazu.kagawa.jp/news/</a> ) 「おしらせ：使用済み小型家電の回収・リサイクルを始めています（10月4日）」

(広報・周知用に作成したちらし)

(広報うたづ 10月号)

**小型電子機器リサイクル実証事業 本月スタート**

使用済小型電子機器の收集を10月1日より開始します。

▼回収方法  
町内3か所（町役場、ユーラザうたづ、やすらぎフーラザ）に専用ボックスを設置。青いのぼりが目印。

▼回収品目  
携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など45品目。

▼その他  
今月号の広報折り込みチラシを参考に円滑な收集にご協力をお願いします。

問 町住民生活課  
(49-8000)



投入口サイズ  
40cm×20cm

## コ 綾川町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布
広報誌を用いた広報周知	・広報あやがわ 2013年10月号にて事業開始の紹介 ・広報あやがわ 2013年12月号にて回収状況の紹介

(広報・周知用に作成したちらし)

## 使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!

使用済小型家電は、大切な資源です。

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、鉄やアルミニウムを除き、埋立処分されています。そこで、綾川町では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 綾川町 住民生活課 TEL:087-876-1114

こみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報は事前に消去してください。
- ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象にないません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入(投入口40cm×20cmに入るもの)**

●デジタルカメラ	●ビデオカメラ	●携帯型ゲーム機	●据置型ゲーム機
●電話機	●ポータブルラジオ	●ポータブルDVDビデオ	●MDプレーヤ
●デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)	●デジタルオーディオプレーヤ(HDD)		
●CDプレーヤ	●テープレコード(ディスクを除く)	●ICレコーダ	●電子辞書
●電卓	●カーナビゲーションシステム	●VICSユニット	●ETC車載ユニット
●携帯電話(情報通信端末を含む)	●公用用PHS端末		
●電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)			

**リサイクルの流れ**

※豪華リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施されています。 裏面をご覧ください

(広報あやがわ 10月号)

## 使用済みの小型家電の回収を10月1日から始めます。

大切な資源を無駄にしないため小型家電はリサイクルを！

電気や電池で動く小型家電には、金、銀、白金などの貴金属やレアメタル（地球上に少量しか存在していない貴重な金属）が含まれています。従来は破碎ごみとして処分されていたこれらの機器を、貴重な資源として生まれ変わらせるため、小型家電の回収にご協力ください。

### 回収方法

小型家電リサイクルのマークが目印



投入口サイズ  
40cm×20cm

綾川町役場と綾上支所の  
1階フロアに設置する回収  
ボックスに、不要になった  
小型家電を入れてください。  
(10月1日より回収開始)

回収ボックスは綾川町役場、  
綾上支所に設置

回収する品目は下記の品に限られます。

### 回収する品目

回収ボックスの投入口  
(40cm×20cm)に入るもの



機器内の個人情報は消去してお持ちください。

●問い合わせ先●  
役場住民生活課 ☎ 876-1114

(広報あやがわ 12月号)

## 小型家電の回収リサイクルがはじまり、 10月は183個54kgが回収できました。

10月1日より貴金属やレアメタルを資源として再利用するため、役場本庁、綾上支所1階フロアに回収ボックスを設置し、小型家電（電子機器）の回収が始まりました。

回収品目は右記の品目に限られます。

### 回収ボックス設置場所

本庁会計室横



支所1階ロビー正面



### 回収できないもの

据置型のオーディオ、ビデオ機器（例：  
ステレオコンポ、ビデオデッキ等）、  
パソコンは回収対象外の品目です。

従来の定められた処理方法で処分して  
ください。

### 回収する品目

回収ボックスの投入口  
(40cm×20cm)に入るもの



機器内の個人情報は消去してお持ちください。



●問い合わせ先● 役場住民生活課 ☎ 876-1114

## サ 琴平町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布
ポスター掲示等での広報周知	・本庁舎に1ヶ所ポスター掲示
ホームページを用いた広報周知	・琴平町ウェブサイトにてちらし等を公開 ( <a href="http://www.town.kotohira.kagawa.jp">http://www.town.kotohira.kagawa.jp</a> )

(広報・周知用に作成したちらし)

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものの投入口に入らないものは回収できません。

**対象品目**

- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 家庭用ゲーム機
- 電話機
- ポータブルラジオ
- ポータブルDVDビデオ
- MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤー(ラッシャムモリ)
- CDプレーヤー
- テープレコーダー(テッキを除く)
- 電卓
- カーナビ
- ICレコード
- VICSユニット
- ETC車載ユニット
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 琴平町 住民サービス課 TEL:0877-75-6707

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るものは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報は事前に消去してください。
- 貴重物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・閉館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入(投入口40cm×20cmに入るもの)**

- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 据置型ゲーム機
- 電話機
- ポータブルラジオ
- ポータブルDVDビデオ
- MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤー(ラッシャムモリ)
- デジタルオーディオプレーヤー(HDD)
- CDプレーヤー
- テープレコーダー(テッキを除く)
- ICレコーダー
- 電子辞書
- 電卓
- カーナビゲーションシステム
- VICSユニット
- ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む)
- 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

家庭 → 回収 → 鑑別・選別 → 金属の取り出し → 資源

※家庭リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

## シ 多度津町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・自治会を通じた全戸配布
ポスター掲示等での広報周知	・町環境課事務所入口付近にポスター掲示
広報誌を用いた広報周知	・広報たどつ 10月号で紹介
ホームページを用いた広報周知	・多度津町ウェブサイト ( <a href="http://www.tadotsu.kagawa.jp/">http://www.tadotsu.kagawa.jp/</a> )

(広報・周知用に作成したちらし)

**使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!**

### 使用済小型家電は、大切な資源です。

小物家電には、レジメタなどの中貴金属が含まれていますが、鉄やアルミなどの一部の金属を除き、その大半が立派な資源です。

そこで、多度津町では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(25cm×15cm)に入るもの

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**開始時期**  
平成25年 10月1日から

回収ボックス設置場所

- 多度津町役場1階 (月～金曜日 8:30～17:15開館)
- 豊原農村婦人の家 (8:30～17:00開館・月曜日休館)
- 四箇地区公民館 (8:30～17:00開館・月曜日休館)
- 白方地区公民館 (8:30～17:00開館・月曜日休館)

※各施設の開館日・開館時間内での投入をお願いします。

投入口サイズ 25cm×15cm

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 裏面をご覧ください

お問い合わせ先 多度津町 環境課 TEL:0877-33-4425

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

**回収方法**

以下の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(25cm×15cm)に入るものには回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報は事前に消去してください。
- 異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置時間の開館日・開館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

**回収対象品目**

回収ボックスへの投入(投入口25cm×15cmに入るもの)

- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 振動型ゲーム機
- 電話機
- ポータブルラジオ
- ポータブルDVDビデオ
- MDプレーヤ
- デジタルオーディオプレーヤ(ラッピングメモリ)
- デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
- CDプレーヤ
- テープレコーダ(ダッキを除く)
- ICレコーダ
- 電子辞書
- 電卓
- カーナビゲーションシステム
- VICSユニット
- ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む)
- 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

※家庭リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

(広報たどつ 10月号)

### お知らせ・募集

**問い合わせ**

多度津町環境課

TEL: 0877-33-4425

【お知らせ】  
**使用済み小型家電の回収について**

多度津町では、有用金属の再資源化や埋め立て処分量の削減のため、粗大ごみとは別に10月1日より、家庭にある使用済み小型家電(携帯電話、デジタルカメラ等)の回収を予定しています。

回収ボックスを、町役場1階・豊原農村婦人の家・四箇地区公民館・白方地区公民館の4か所に設置する予定です。皆さんのご協力をお願いします。

なお、島しょ部については各出張所にて回収を行います。

【お問い合わせ】  
多度津町環境課  
TEL: 0877-33-4425

## ス まんのう町

(主な住民への周知活動について)

項目	具体的な内容
ちらしを用いた広報周知	・全戸配布
ホームページを用いた広報周知	・まんのう町ウェブサイト ( <a href="http://www.town.manno.lg.jp/">http://www.town.manno.lg.jp/</a> )

(広報・周知用に作成したちらし)

## 使用済 小型家電の回収・リサイクルを始めます!

**使用済小型家電は、大切な資源です。**

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、鉄やアルミなどの一部の金属を除き、その大半が埋立処分されています。

そこで、まんのう町では、平成25年10月からご家庭の使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めます。ごみを減らし、資源として再利用するため、みなさまのご協力をお願いします。

**回収する品目**

回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの

デジタルカメラ ビデオカメラ 携帯型ゲーム機 家庭用ゲーム機  
電話機 ポータブルラジオ ポータブルDVDビデオ MDプレーヤー  
デジタルオーディオプレーヤー(フランクメモリ) デジタルオーディオプレーヤー(HDD)  
CDプレーヤー テープレコーダー(テックを除く) ICレコーダー 電子辞書  
電卓 カーナビゲーションシステム VICSユニット ETC車載ユニット  
携帯電話(情報通信端末を含む) 公衆用PHS端末  
電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

※回収対象品目は、裏面をご覧ください。

**開始時期** 平成25年 10月1日から

**回収ボックス設置場所**

- まんのう町役場本庁舎
- 琴南支所
- 仲南支所
- 美合出張所

※各施設の開館日・開館時間内での投入をお願いします。

投入口サイズ 40cm×20cm

**ごみの減量・資源の有効活用のため  
みなさまのご理解・ご協力をお願いします!**

**回収方法**

下記の回収対象品目のうち、  
★回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもののは回収ボックスへ直接入れてください。  
★回収ボックスの投入口に入らないものは持ち込みできません。

**注意事項**

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報を事前に消去してください。
- 異物、ごみなどご容赦電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- 回収ボックスへの投入は、設置施設の開館日・開館時間内にお願いします。
- CDやDVDなどのディスク類は対象外なりません。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。

小型家電リサイクルのマークが目印

**回収対象品目**

**回収ボックスへの投入(投入口40cm×20cmに入るもの)**

- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 据置型ゲーム機
- 電話機
- ポータブルラジオ
- ポータブルDVDビデオ
- MDプレーヤー
- デジタルオーディオプレーヤー(フランクメモリ)
- デジタルオーディオプレーヤー(HDD)
- CDプレーヤー
- テープレコーダー(テックを除く)
- ICレコーダー
- 電子辞書
- 電卓
- カーナビゲーションシステム
- VICSユニット
- ETC車載ユニット
- 携帯電話(情報通信端末を含む)
- 公衆用PHS端末
- 電子機器付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等)

**リサイクルの流れ**

家庭 → 町 → リサイクル業者 → 破碎・選別 → 金属の取り出し → 資源

※家庭リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は対象外ですので、定められた方法による処理をお願いします。

この事業は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として実施しています。 [裏面をご覧ください](#)

お問い合わせ先 まんのう町 住民生活課 TEL:0877-73-0101

ご当地リサイクルマークを採用しています。

### 第3 実証事業結果

#### 1 収集運搬状況

平成 25 年 10 月 1 日から開始した本実証事業において、中間処理事業者による初回回収時の状況を整理する。収集運搬は中間処理事業者（金城産業株式会社）が実施、高松市、丸亀市での初回回収は 11 月 6 日（水）に実施された。

##### (1) 高松市

高松市における中間処理事業者による初回回収は 11 月 6 日（水）10 時から行われた。

高松市の一次保管場所は、高松市環境業務センター（高松市木太町 2282 番地 1）であり、各回収ボックスから集められた使用済小型家電を庁舎 1 階に施錠して保管している。セキュリティ対策として、民間の警備会社と契約している。

回収した使用済小型家電は、回収ボックス設置場所別（15ヶ所別）に、品目別の重量及び個数を計測して、品目別に分けて保管されている。分類しやすいよう、イラストのついたプレートをつけて保管している。

中間処理事業者による収集は、各カゴから、品目別にフレコンに移し替えて回収を行った。



一次保管場所入口



セキュリティ設定・解除の装置



品目別の保管の様子





品目別保管の例（ポータブルDVDビデオ）



品目別保管の例（携帯電話）



破壊機で破壊された携帯電話



破壊機で破壊された携帯電話



収集車両



中間処理事業者の収集の様子

## (2) 丸亀市

丸亀市における中間処理事業者による初回回収は11月6日(水)14時から行われた。

丸亀市の一次保管場所は、クリーンセンター丸亀（丸亀市川西町南乙 66-1）であり、各回収ボックスから集められた使用済小型家電及び市民から持ち込みがあった使用済小型家電を施錠できる駐車場の一角を利用して保管している。当初は事務所の2階にて保管をしていたが、作業効率化のために移動させた。

なお、パソコンについては、ハードディスクを取り出し、物理的な破壊を行っている。

中間処理事業者による収集は、フレコンに移し替えて、フォークリフトを用いて車両に積み込んだ。



一次保管場所（施錠できる駐車場の一角）



回収された使用済小型家電



積み込みの様子



また、各回収ボックスからの回収の状況について下記に整理する。（例として、丸亀市庁舎、城南コミュニティセンター）

### （丸亀市庁舎）



ボックス設置状況



回収の様子



内容器の内部



携帯破壊装置（受付に設置）

- ・市庁舎入口に回収ボックスを設置。左側は丸亀市が本実証事業前に独自に作成した回収ボックス（木製）
- ・携帯電話、ひげそり、音響機器など。ビニールに入れられた状態での排出もあり。
- ・入口の総合受付において、携帯電話破壊機を設置。市民からの質問にも応じている。

(城南コミュニティセンター（ふれあい南))



ボックス設置状況



回収の様子



内容器の内部

- ・コミュニティセンターの開館時間に入口付近に設置、閉館とともに室内で保管。
- ・回収された品目としては、音響機器、電卓、アダプターなど。
- ・ビニール袋に入れられた状態の製品あり。

## 2 使用済小型電子機器等の回収結果

### (1) 回収数量

使用済小型電子機器等の回収は、平成 25 年 10 月 1 日より 13 市町で一斉に開始し、平成 26 年 2 月 28 日までとした。なお、丸亀市では、10 月 27 日にイベント回収を実施している。

図表 9 使用済小型電子機器等の回収期間

	回収開始日	回収終了日 <sup>(注)</sup>	備考（収集運搬実施日）
高松市	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 11/6、12/10、1/10、2/10、3/11
丸亀市	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 11/6、1/10、3/11
さぬき市	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/10、1/10、3/11
東かがわ市	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/10、1/10、3/11
土庄町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 1/8、3/12
小豆島町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 1/8、3/12
三木町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/10、1/10、3/11
直島町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 11/16、1/22、3/11
宇多津町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/10、1/10、3/11
綾川町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/13、1/8、1/10、3/12
琴平町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/13、1/8、3/12
多度津町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/10、1/10、3/11
まんのう町	平成 25 年 10 月 1 日	平成 26 年 2 月 28 日	・ 12/13、1/8、3/12

(注) 実証事業としての回収を終了する日時

### ア 実証事業期間中の回収数量

平成 25 年 10 月から平成 26 年 2 月までの回収結果を図表 10、図表 11 に整理する。13 市町合計で 5,444kg、うちボックスを中心とした回収が 12 市町合計で 5,071kg、ピックアップが 1 町（直島町）で 373kg となっている。

市町別の回収量を見ると、丸亀市が最も多く 1,950kg、次いで高松市が 1,182kg、直島町が 373kg、三木町が 351kg、さぬき市が 345kg となっている。

図表 10 使用済小型電子機器等の回収結果（市町別、期間別）

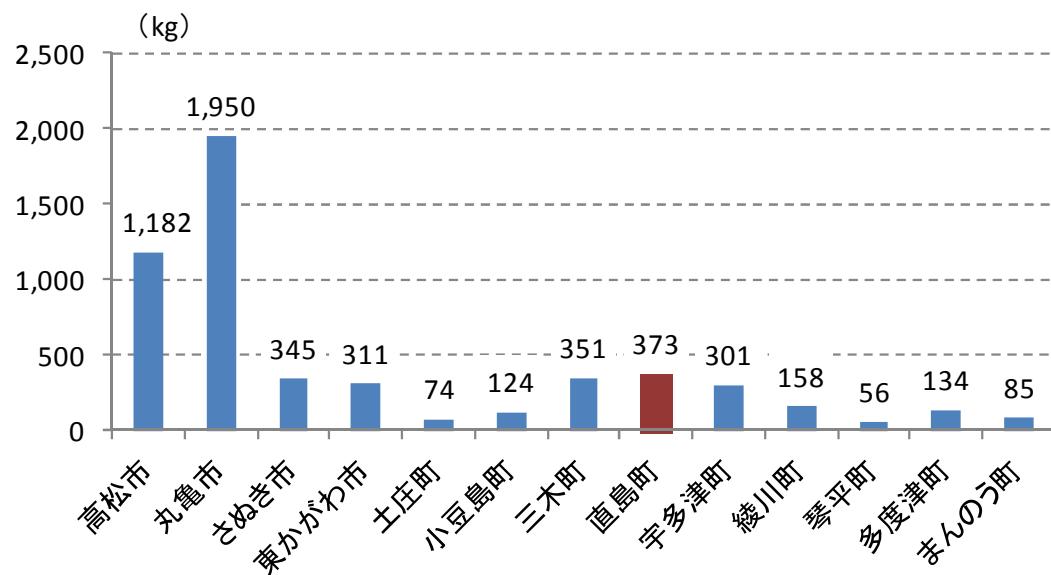
自治体名	回収総量(kg) (10~2月)	平成25年			平成26年	
		10月	11月	12月	1月	2月
1 高松市	1,182	501	232	191	124	134
2 丸亀市	1,950	444		955		551
3 さぬき市	345	147		144		54
4 東かがわ市	311	127		107		77
5 土庄町	74			57		17
6 小豆島町	124			77		47
7 三木町	351		147	107		97
8 直島町	373	97		92	87	97
9 宇多津町	301		167	77		57
10 綾川町	158	47	47	27		37
11 琴平町	56		37	2	9	9
12 多度津町	134	37	-	40		57
13 まんのう町	85		54	7	17	7
13市町合計	5,444					

(注1) 直島町はピックアップ回収、その他12市町はボックス回収を中心に回収。

丸亀市はイベント回収及び直接持ち込み回収を、宇多津町では直接持ち込み回収を実施。

(注2) 期間別の回収量は、中間処理事業者による収集運搬のタイミングに合わせて集計。

図表 11 使用済小型電子機器等の回収結果（市町別）



(注) 直島町はピックアップ回収、その他12市町はボックス回収を中心。

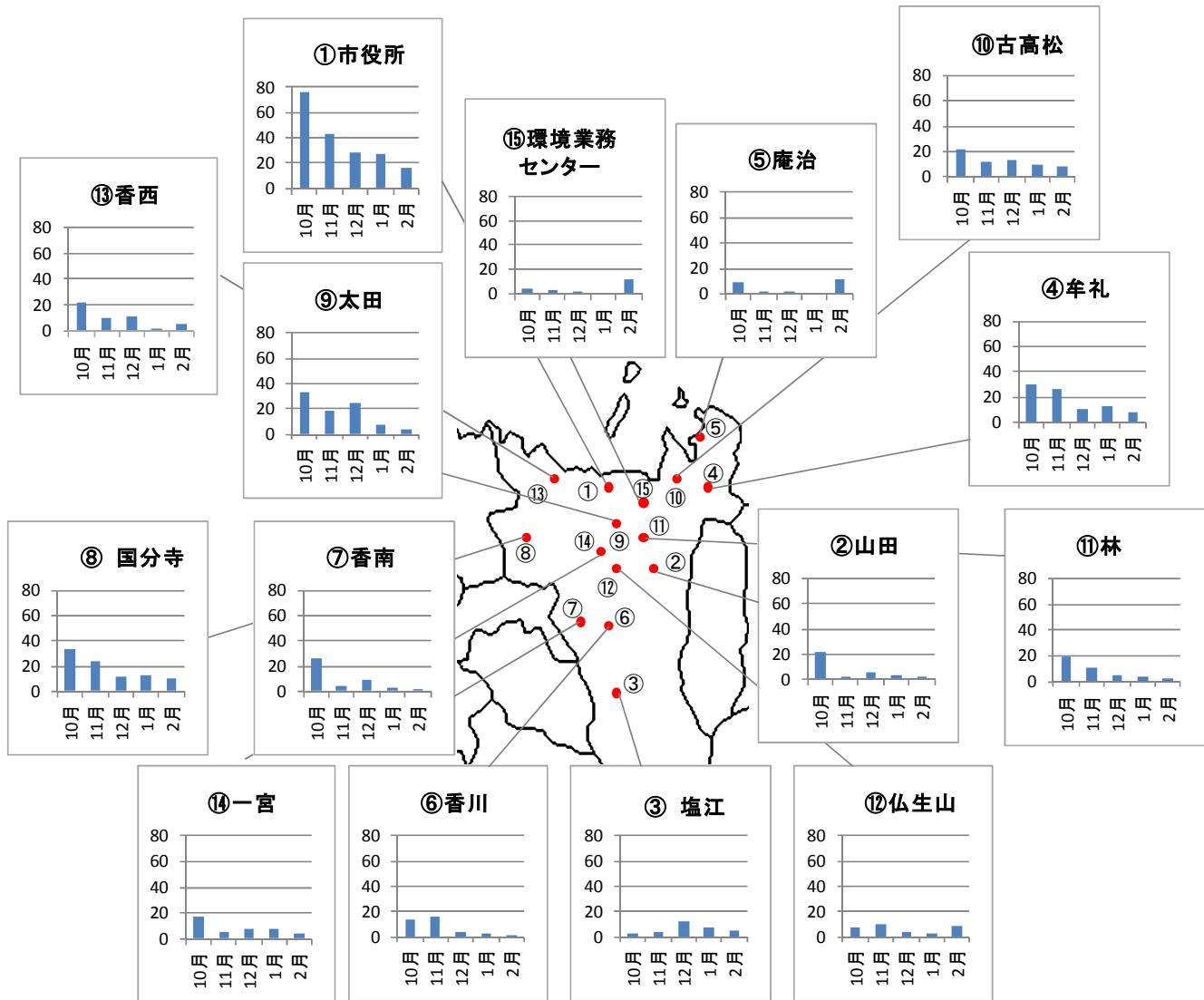
丸亀市はイベント回収及び直接持ち込み回収を、宇多津町では直接持ち込み回収を実施。

(参考) 高松市における回収ボックスごとの月別回収数量の推移

高松市では、市内 15 カ所に設置している回収ボックスごとに、回収数量・重量、品目別の組成調査を実施している。高松市環境業務センターにご提供いただいた資料をもとに、回収ボックスごとの月別回収数量を図表 12 に整理する。

回収ボックスによって回収数量は異なり、「①市役所」が最も多く、「④牟礼」「⑧国分寺」「⑨太田」「⑩古高松」などが他のボックスに比して多い。回収数量の比較的多い回収ボックス（①、④、⑧、⑨、⑩）を中心に、実証事業を開始した 10 月の回収数量が最も多く、徐々に減少していく傾向が確認される。

図表 12 回収ボックスごとの月別回収数量（高松市）（単位 kg）



(注) 図中では略称で表記している。①高松市役所、②山田支所、③塩江支所、④牟礼支所、⑤庵治支所、⑥香川支所、⑦香南支所、⑧国分寺支所、⑨太田出張所、⑩古高松出張所、⑪林出張所、⑫仏生山出張所、⑬香西主張所、⑭一宮出張所、⑮高松市環境業務センター。

(出典) 高松市環境業務センター提供資料をもとに作成

## イ 人口1人あたりの排出量

人口1人あたりの使用済小型電子機器等の回収量について、実証事業の回収期間から、年間回収数量を推計する（1人当たりの回収量 [kg/人・年] =回収量 [kg] ÷ 5 [月] ×12 [月/年] ÷ 人口 [人]）。また、設置したボックスあたりの回収数量（=ボックスでの回数数量÷ボックス設置数）も合わせて図表13に整理する。

人口1人あたりの回収数量について、最も多いのは直島町0.277kg/人・年、次いで丸亀市の0.042kg/人・年、宇多津町が0.039kg/人・年、三木町0.030kg/人・年となっている。

また、直島町を除く地域について、ボックスあたりの回収数量は、三木町が最も多く176kg/ボックス、東かがわ市が104kg/ボックス、宇多津町が100kg/ボックス、高松市、宇多津町が79kg/ボックスとなっている。ただし、丸亀市、宇多津町はイベント回収、直接持ち込み回収等も実施しているため、単純な比較はできないことに留意が必要である。

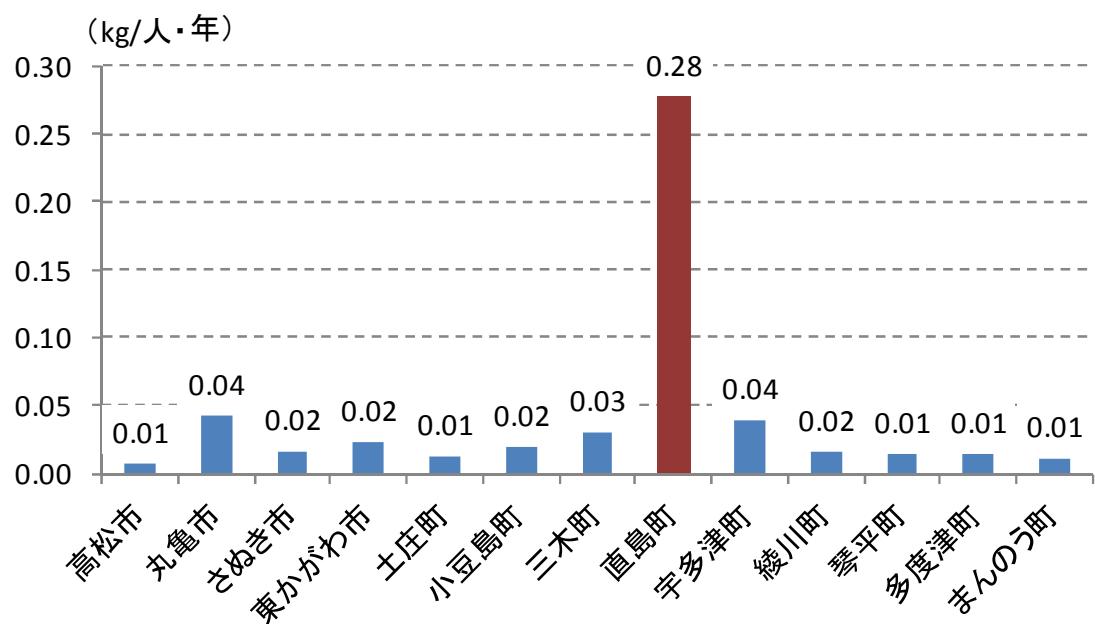
図表13 住民1人あたり、回収ボックスあたりの使用済小型電子機器等の回収量

自治体名		①回収総量(kg) (10~12月)	②人口あたり (kg/人)	②'人口あたり (kg/人・年)	③ボックスあたり (kg/ボックス)
1	高松市	1,182	0.003	0.007	79
2	丸亀市	1,950	0.018	0.042	67
3	さぬき市	345	0.007	0.016	69
4	東かがわ市	311	0.010	0.023	104
5	土庄町	74	0.005	0.012	11
6	小豆島町	124	0.008	0.019	62
7	三木町	351	0.012	0.030	176
8	直島町	373	0.115	0.277	-
9	宇多津町	301	0.016	0.039	100
10	綾川町	158	0.007	0.016	79
11	琴平町	56	0.006	0.014	56
12	多度津町	134	0.006	0.014	34
13	まんのう町	85	0.005	0.011	21
上記、13市町合計		5,444	0.007	0.017	66

(注1) ボックスあたりの回収量について、丸亀市は市独自に設置している9カ所及び本実証事業で追加設置した20カ所の合計29カ所で除して算出している。

(注2) ボックスあたりの回収量について、丸亀市はイベント回収及び直接持ち込み回収、宇多津町は直接持ち込み回収を実施しており、その回収数量も含めて推計しているため、単純な比較はできないことに留意が必要。

図表 14 人口 1 人あたりの使用済小型電子機器等の回収量（推計）



(注) 1 人当たりの回収量[kg/人・年] = 回収量 [kg] ÷ 5 [月] × 12 [月/年] ÷ 人口 [人]

## (2) 品目別の回収状況

平成 25 年 11 月～12 月（土庄町、小豆島町、三木町、琴平町、多度津町は 10 月～12 月）に回収された使用済小型電子機器等を品目別に分別し、その数量及び重量を品目別に計測する。

分別の区分は施行令第 1 条に定められた 28 品目およびガイドラインに示された特定対象品目 16 分類に沿って行った。



収集された使用済小型電子機器類（フレコンの状態で、施錠できるコンテナ内で保管）



分別計測作業の様子 1



分別計測作業の様子 2



分別後の様子 1



分別後の様子 2 (左:携帯電話、右:ゲーム機)



分別後の様子 3 (左:電話機、右:理容機器)

## ア 高松市

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 1,227 個、426.7kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 537 個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 256 個、「2.電話機、ファクシミリ」が 113 個と続く。
- ・重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も多く 111.4kg、次いで「16.これらの付属品」が 84.2kg、「15.カー用品」が 51.9kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「15.カー用品」が最も重く 1.85 kg/個、次いで「14.ゲーム機」が 1.43kg/個、「2.電話機、ファクシミリ」が 0.99kg/個と続く。

図表 15 品目別の個数・重量の計測結果（高松市）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	256	30.4	20.9%	7.1%	0.12
2	電話機、ファクシミリ	113	111.4	9.2%	26.1%	0.99
3	ラジオ	33	10.6	2.7%	2.5%	0.32
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	57	20.0	4.6%	4.7%	0.35
5	映像用機器	1	0.7	0.1%	0.2%	0.74
6	音響機器	56	41.7	4.6%	9.8%	0.75
7	補助記憶装置	1	0.5	0.1%	0.1%	0.48
8	電子書籍端末	1	0.6	0.1%	0.1%	0.62
9	電子辞書、電卓	36	5.1	2.9%	1.2%	0.14
10	電子血圧計、電子体温計	2	1.7	0.2%	0.4%	0.87
11	理容用機器	17	3.4	1.4%	0.8%	0.20
12	懐中電灯	4	0.8	0.3%	0.2%	0.21
13	時計	5	1.8	0.4%	0.4%	0.37
14	ゲーム機	18	25.8	1.5%	6.0%	1.43
15	カー用品	28	51.9	2.3%	12.2%	1.85
16	これらの付属品	537	84.2	43.8%	19.7%	0.16
17	その他(上記分類が困難なもの)	62	36.0	5.1%	8.4%	0.58
合計		1,227	426.7	100.0%	100.0%	0.35

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

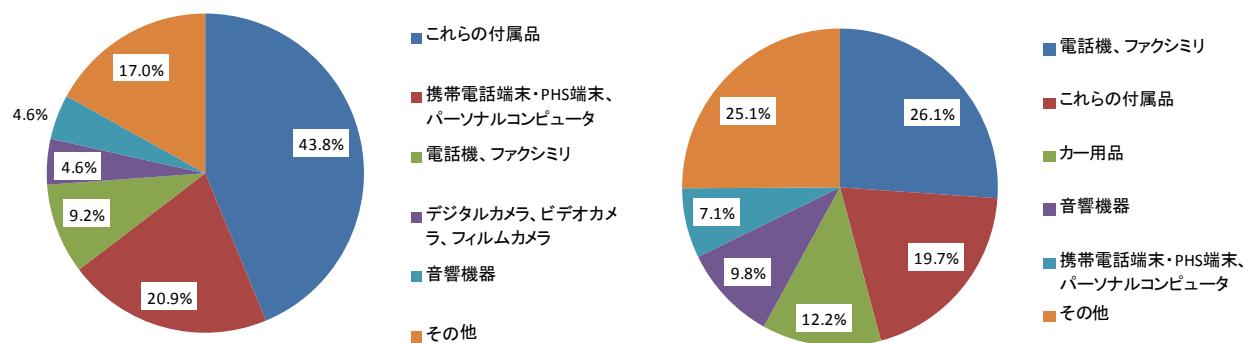
(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 43.8% を占め、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 20.9%、「電話機、ファクシミリ」が 9.2% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 83.0% を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ」が最も多く全体の 26.1%、「これらの付属品」が 19.7%、「カー用品」が 12.2% と続く。「音響機器」「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」を含め、上位 5 品目で全体の 74.9% を占める。

図表 16 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（高松市）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	537	1	電話機、ファクシミリ	111.4
2	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	256	2	これらの付属品	84.2
3	電話機、ファクシミリ	113	3	カー用品	51.9
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	57	4	音響機器	41.7
5	音響機器	56	5	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	30.4
	その他	208		その他	107.1



## イ 丸亀市

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 1,611 個、939.1kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 品目）とし、「上記品目の付属品」、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「29. 上記品目の付属品」が最も多く 926 個、次いで「1. 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 109 個と続く。
- ・重量では、「6. パーソナルコンピュータ」が 252.9kg と最も多く、次いで「9. ディスプレイその他の表示装置」が 138.5kg と続く。
- ・1 個当たり重量では、「9. ディスプレイその他の表示装置」が最も重く 7.29 kg/個、次いで「17. ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具」が 5.13kg/個と続く。

図表 17 品目別の個数・重量の計測結果（丸亀市）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	109	54.9	6.8%	5.8%	0.50
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	1	0.2	0.1%	0.0%	0.16
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	25	9.4	1.6%	1.0%	0.38
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	37	62.9	2.3%	6.7%	1.70
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	64	64.9	4.0%	6.9%	1.01
6	パーソナルコンピュータ	47	252.9	2.9%	26.9%	5.38
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	17	7.5	1.1%	0.8%	0.44
8	プリンターその他の印刷装置	44	61.5	2.7%	6.6%	1.40
9	ディスプレイその他の表示装置	19	138.5	1.2%	14.7%	7.29
10	電子書籍端末	2	0.5	0.1%	0.1%	0.24
11	電動ミシン	0	0.0	-	-	-
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	1	1.0	0.1%	0.1%	1.04
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	55	26.7	3.4%	2.8%	0.48
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	5	4.1	0.3%	0.4%	0.82
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
16	フィルムカメラ	13	4.1	0.8%	0.4%	0.31
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	7	35.9	0.4%	3.8%	5.13
18	扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	2	4.4	0.1%	0.5%	2.21
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	8	17.0	0.5%	1.8%	2.13
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	1	0.8	0.1%	0.1%	0.76
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	56	12.1	3.5%	1.3%	0.22
22	電気マッサージ器	1	1.0	0.1%	0.1%	0.96
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	3	0.3	0.2%	0.0%	0.09
26	電子時計及び電気時計	43	6.5	2.7%	0.7%	0.15
27	電子楽器及び電気楽器	0	0.0	-	-	-
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	23	17.0	1.4%	1.8%	0.74
29	上記品目の付属品	926	134.8	57.5%	14.4%	0.15
30	その他(上記分類が困難なもの)	102	20.4	6.3%	2.2%	0.20
	合計	1,611	939.1	100.0%	100.0%	0.58

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（30. その他は除く）

(注 2) 「2. 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」について、他の品目とは別に施錠・一時保管しており、本調査の際には対象外となっている。丸亀市の調査では、11~12 月に 180 個排出されている。

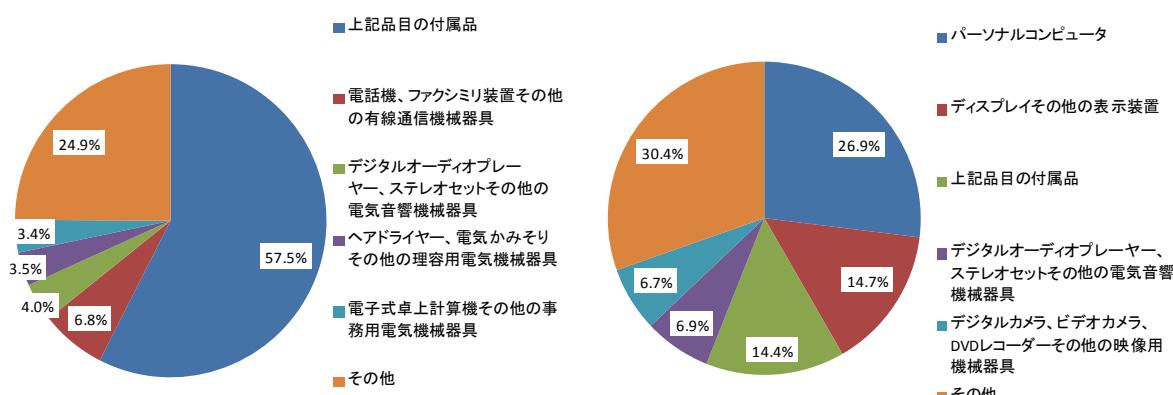
(注 3) 品目は制度対象品目 28 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「上記品目の付属品」が最も多く全体の 57.5% を占め、次いで「電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 6.8%、「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 4.0% と続く。「ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具」「電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具」を含め、上位 5 品目で全体の 75.1% を占めている。
- ・重量では、「パーソナルコンピュータ」が最も多く全体の 26.9%、「ディスプレイその他の表示装置」が 14.7%、「上記品目の付属品」が 14.4% と続く。「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」「デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具」を含め、上位 5 品目で全体の 69.6% を占める。

図表 18 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（丸亀市）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	上記品目の付属品	926	1	パーソナルコンピュータ	252.9
2	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	109	2	ディスプレイその他の表示装置	138.5
3	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	64	3	上記品目の付属品	134.8
4	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	56	4	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	64.9
5	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	55	5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	62.9
	その他	401		その他	285.1



(注2) 「2.携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」について、他の品目とは別に施錠・一時保管しており、本調査の際には対象外となっている。丸亀市の調査では、11~12 月に 180 個排出されている。

## ウ さぬき市

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11～12 月に回収された 522 個、137.7kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 279 個と最も多く、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 50 個、「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 36 個と続く。
- ・重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も多く 42.9kg、次いで「16.これらの付属品」が 35.9kg、「14.ゲーム機」が 12.9kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く 1.54 kg/個、次いで「15.カ一用品」が 1.52kg/個、「2.電話機、ファクシミリ」が 0.86kg/個と続く。

図表 19 品目別の個数・重量の計測結果（さぬき市）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	36	3.6	6.9%	2.6%	0.10
2	電話機、ファクシミリ	50	42.9	9.6%	31.2%	0.86
3	ラジオ	7	3.3	1.3%	2.4%	0.47
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	24	6.5	4.6%	4.7%	0.27
5	映像用機器	3	4.6	0.6%	3.4%	1.54
6	音響機器	23	10.9	4.4%	7.9%	0.47
7	補助記憶装置	7	4.0	1.3%	2.9%	0.58
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	18	2.0	3.4%	1.5%	0.11
10	電子血圧計、電子体温計	2	0.7	0.4%	0.5%	0.33
11	理容用機器	3	0.8	0.6%	0.6%	0.28
12	懐中電灯	3	0.5	0.6%	0.4%	0.17
13	時計	3	0.7	0.6%	0.5%	0.23
14	ゲーム機	16	12.9	3.1%	9.3%	0.80
15	カ一用品	1	1.5	0.2%	1.1%	1.52
16	これらの付属品	279	35.9	53.4%	26.0%	0.13
17	その他(上記分類が困難なもの)	47	6.9	9.0%	5.0%	0.15
	合計	522	137.7	100.0%	100.0%	0.26

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 53.4% を占め、次いで「電話機、ファクシミリ」が 9.6%、「携帯電話端末・PHS 端末・パーソナルコンピュータ」が 6.9% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 78.9% を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ」が最も多く全体の 31.2%、「これらの付属品」が 26.0%、「ゲーム機」が 9.3% と続く。「音響機器」「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」を含め、上位 5 品目で全体の 79.2% を占める。

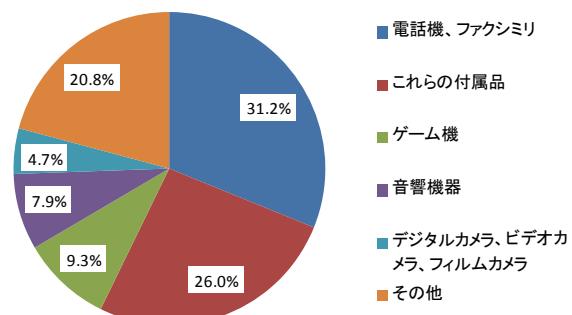
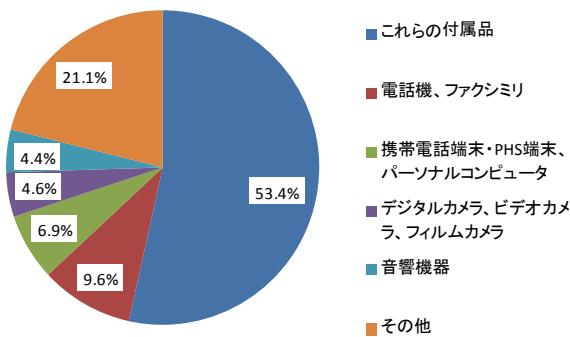
図表 20 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（さぬき市）

個数の上位(5つ)

	品目	個数(個)
1	これらの付属品	279
2	電話機、ファクシミリ	50
3	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	36
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	24
5	音響機器	23
	その他	110

重量の上位(5つ)

	品目	重量(kg)
1	電話機、ファクシミリ	42.9
2	これらの付属品	35.9
3	ゲーム機	12.9
4	音響機器	10.9
5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6.5
	その他	28.7



## 工 東かがわ市

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 255 個、114.9kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 84 個と最も多く、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 36 個、「9.電子辞書、電卓」が 20 個と続く。
- ・重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も多く 21.4kg、次いで「3.ラジオ」が 16.8kg、「16.これらの付属品」が 15.7kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く 2.27 kg/個、次いで「3.ラジオ」が 1.40kg/個、「15.カー用品」が 0.88kg/個と続く。

図表 21 品目別の個数・重量の計測結果（東かがわ市）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	15	1.3	5.9%	1.1%	0.09
2	電話機、ファクシミリ	36	21.4	14.1%	18.6%	0.59
3	ラジオ	12	16.8	4.7%	14.6%	1.40
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	9	4.8	3.5%	4.2%	0.54
5	映像用機器	3	6.8	1.2%	5.9%	2.27
6	音響機器	1	0.2	0.4%	0.1%	0.16
7	補助記憶装置	0	0.0	-	-	-
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	20	6.9	7.8%	6.0%	0.35
10	電子血圧計、電子体温計	0	0.0	-	-	-
11	理容用機器	5	1.2	2.0%	1.1%	0.25
12	懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13	時計	3	1.0	1.2%	0.9%	0.35
14	ゲーム機	12	9.4	4.7%	8.2%	0.79
15	カー用品	1	0.9	0.4%	0.8%	0.88
16	これらの付属品	84	15.7	32.9%	13.6%	0.19
17	その他(上記分類が困難なもの)	54	28.5	21.2%	24.8%	0.53
合計		255	114.9	100.0%	100.0%	0.45

(注1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（17.その他は除く）

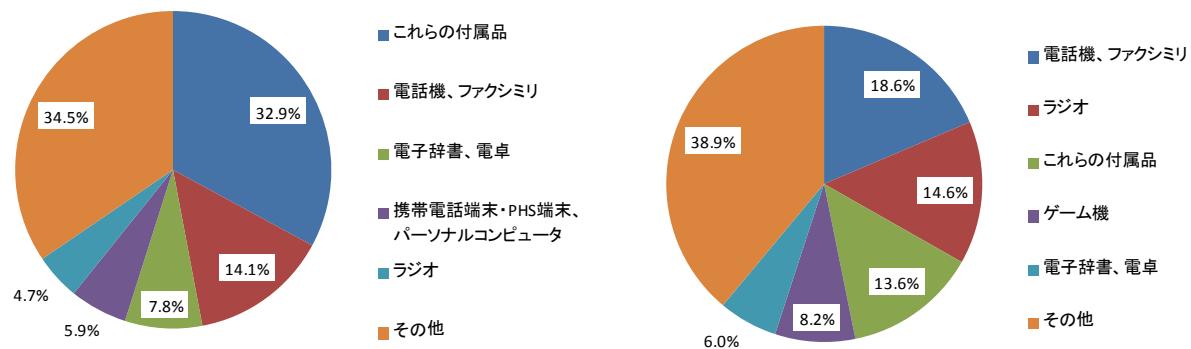
(注2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 32.9% を占め、次いで「電話機、ファクシミリ」が 14.1%、「電子辞書、電卓」が 7.8% と続く。「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」「ラジオ」を含め、上位 5 品目で全体の 65.5% を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ」が最も多く全体の 18.6%、「ラジオ」が 14.6%、「これらの付属品」が 13.6% と続く。「ゲーム機」「電子辞書、電卓」を含め、上位 5 品目で全体の 61.1% を占める。

図表 22 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（東かがわ市）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	84	1	電話機、ファクシミリ	21.4
2	電話機、ファクシミリ	36	2	ラジオ	16.8
3	電子辞書、電卓	20	3	これらの付属品	15.7
4	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	15	4	ゲーム機	9.4
5	ラジオ	12	5	電子辞書、電卓	6.9
	その他	88		その他	44.7



## オ 土庄町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 10~12 月に回収された 151 個、59.8kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 76 個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 30 個、「2.電話機、ファクシミリ」が 12 個と続く。
- ・重量では、「5.映像用機器」が最も多く 14.4kg、次いで「16.これらの付属品」が 12.6kg、「2.電話機、ファクシミリ」が 11.5kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く 2.40 kg/個、次いで「音響機器」が 1.94kg/個、「14.ゲーム機」が 1.05kg/個と続く。

図表 23 品目別の個数・重量の計測結果（土庄町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	30	3.1	19.9%	5.1%	0.10
2	電話機、ファクシミリ	12	11.5	7.9%	19.2%	0.96
3	ラジオ	4	1.1	2.6%	1.8%	0.27
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	8	3.0	5.3%	4.9%	0.37
5	映像用機器	6	14.4	4.0%	24.1%	2.40
6	音響機器	3	5.8	2.0%	9.7%	1.94
7	補助記憶装置	0	0.0	-	-	-
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	4	0.8	2.6%	1.3%	0.20
10	電子血圧計、電子体温計	0	0.0	-	-	-
11	理容用機器	0	0.0	-	-	-
12	懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13	時計	1	0.3	0.7%	0.5%	0.28
14	ゲーム機	7	7.3	4.6%	12.3%	1.05
15	カ一用品	0	0.0	-	-	-
16	これらの付属品	76	12.6	50.3%	21.0%	0.17
17	その他(上記分類が困難なもの)	0	0.0	-	-	-
	合計	151	59.8	100.0%	100.0%	0.40

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 50.3% を占め、次いで「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 19.9%、「電話機、ファクシミリ」が 7.9% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「ゲーム機」を含め、上位 5 品目で全体の 88.1% を占めている。
- ・重量では、「映像用機器」が最も多く全体の 24.1%、「これらの付属品」が 21.0%、「電話機、ファクシミリ」が 19.2% と続く。「ゲーム機」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 86.3% を占める。

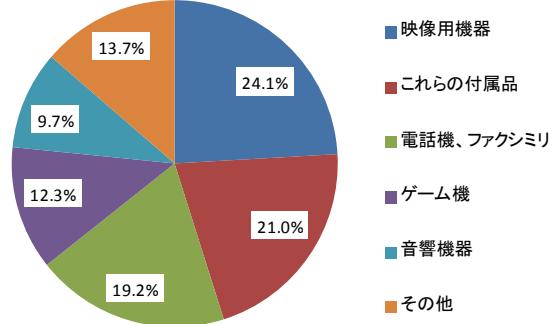
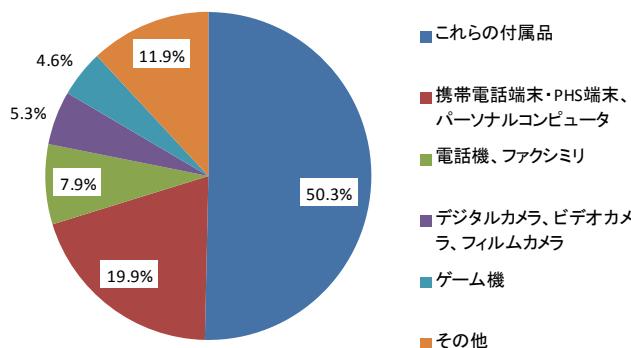
図表 24 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（土庄町）

個数の上位(5つ)

	品目	個数(個)
1	これらの付属品	76
2	携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピュータ	30
3	電話機、ファクシミリ	12
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	8
5	ゲーム機	7
	その他	18

重量の上位(5つ)

	品目	重量(kg)
1	映像用機器	14.4
2	これらの付属品	12.6
3	電話機、ファクシミリ	11.5
4	ゲーム機	7.3
5	音響機器	5.8
	その他	8.2



## 力 小豆島町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 10~12 月に回収された 127 個、70.2kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 53 個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 23 個、「2.電話機、ファクシミリ」が 15 個と続く。
- ・重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も多く 25.9kg、次いで「16.これらの付属品」が 8.7kg、「14.ゲーム機」が 6.8kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も重く 1.73kg/個、次いで「6.音響機器」が 1.63kg/個、「5.映像用機器」が 1.42kg/個と続く。

図表 25 品目別の個数・重量の計測結果（小豆島町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	23	2.3	18.1%	3.3%	0.10
2	電話機、ファクシミリ	15	25.9	11.8%	36.9%	1.73
3	ラジオ	2	0.2	1.6%	0.3%	0.11
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	5	2.6	3.9%	3.8%	0.53
5	映像用機器	2	2.8	1.6%	4.0%	1.42
6	音響機器	3	4.9	2.4%	7.0%	1.63
7	補助記憶装置	5	2.3	3.9%	3.2%	0.45
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	0	0.0	-	-	-
10	電子血圧計、電子体温計	0	0.0	-	-	-
11	理容用機器	0	0.0	-	-	-
12	懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13	時計	1	0.1	0.8%	0.1%	0.08
14	ゲーム機	5	6.8	3.9%	9.7%	1.36
15	カ一用品	0	0.0	-	-	-
16	これらの付属品	53	8.7	41.7%	12.4%	0.16
17	その他(上記分類が困難なもの)	13	13.5	10.2%	19.3%	1.04
合計		127	70.2	100.0%	100.0%	0.55

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 41.7% を占め、次いで「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 18.1%、「電話機、ファクシミリ」が 11.8% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「補助記憶装置」を含め、上位 5 品目で全体の 79.5% を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ」が最も多く全体の 36.9%、「これらの付属品」が 12.4%、「ゲーム機」が 9.7% と続く。「音響機器」「映像用機器」を含め、上位 5 品目で全体の 70.1% を占める。

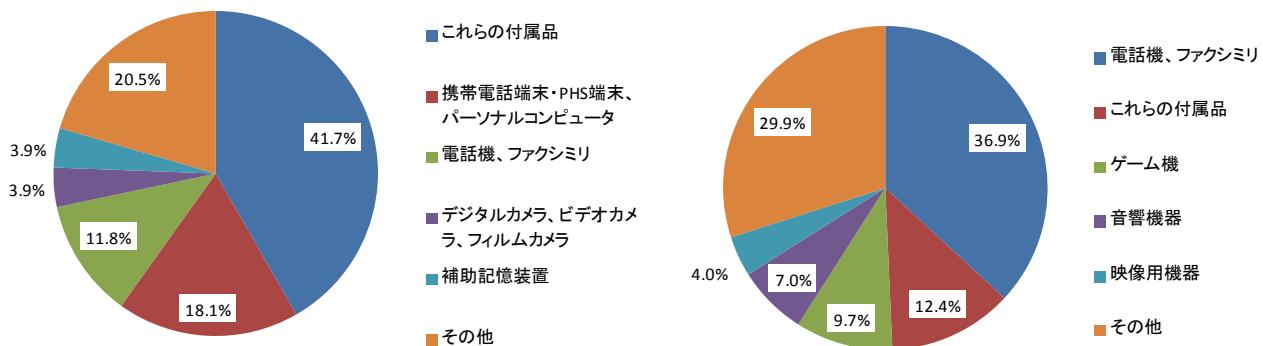
図表 26 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（小豆島町）

個数の上位(5つ)

	品目	個数(個)
1	これらの付属品	53
2	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	23
3	電話機、ファクシミリ	15
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	5
5	補助記憶装置	5
	その他	26

重量の上位(5つ)

	品目	重量(kg)
1	電話機、ファクシミリ	25.9
2	これらの付属品	8.7
3	ゲーム機	6.8
4	音響機器	4.9
5	映像用機器	2.8
	その他	21.0



## キ 三木町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 10~12 月に回収された 1,048 個、275.9kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 575 個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 120 個、「2.電話機、ファクシミリ」が 58 個と続く。
- ・重量では、「16.これらの付属品」が最も多く 57.0kg、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 53.3kg、「6.音響機器」が 49.0kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く 3.70kg/個、次いで「6.音響機器」が 1.75kg/個、「15.カ一用品」が 1.46kg/個と続く。

図表 27 品目別の個数・重量の計測結果（三木町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	120	17.0	11.5%	6.2%	0.14
2	電話機、ファクシミリ	58	53.3	5.5%	19.3%	0.92
3	ラジオ	16	5.9	1.5%	2.1%	0.37
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	28	11.2	2.7%	4.0%	0.40
5	映像用機器	5	18.5	0.5%	6.7%	3.70
6	音響機器	28	49.0	2.7%	17.8%	1.75
7	補助記憶装置	19	15.3	1.8%	5.6%	0.81
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	19	2.2	1.8%	0.8%	0.12
10	電子血圧計、電子体温計	0	0.0	-	-	-
11	理容用機器	14	3.4	1.3%	1.2%	0.24
12	懐中電灯	2	0.6	0.2%	0.2%	0.32
13	時計	10	1.1	1.0%	0.4%	0.11
14	ゲーム機	16	10.9	1.5%	4.0%	0.68
15	カ一用品	4	5.8	0.4%	2.1%	1.46
16	これらの付属品	575	57.0	54.9%	20.7%	0.10
17	その他(上記分類が困難なもの)	134	24.5	12.8%	8.9%	0.18
合計		1,048	275.9	100.0%	100.0%	0.26

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（17.その他は除く）

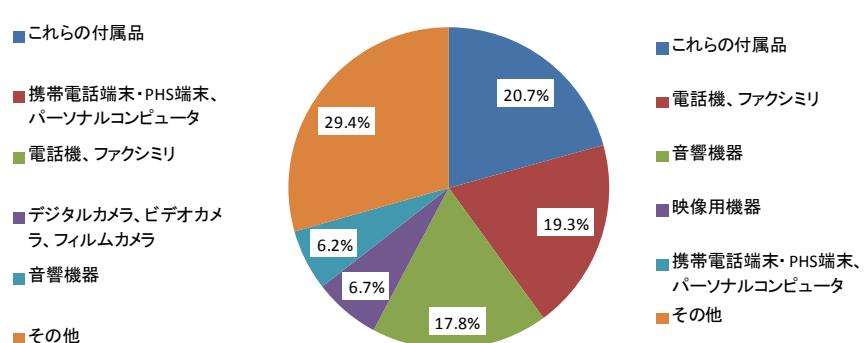
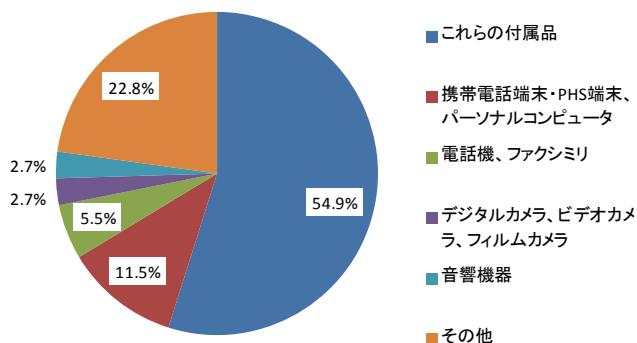
(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 54.9% を占め、次いで「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 11.5%、「電話機、ファクシミリ」が 5.5% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 77.2% を占めている。
- ・重量では、「これらの付属品」が最も多く全体の 20.7%、「電話機、ファクシミリ」が 19.3%、「音響機器」が 17.8% と続く。「映像用機器」「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」を含め、上位 5 品目で全体の 70.6% を占める。

図表 28 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（三木町）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	575	1	これらの付属品	57.0
2	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	120	2	電話機、ファクシミリ	53.3
3	電話機、ファクシミリ	58	3	音響機器	49.0
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	28	4	映像用機器	18.5
5	音響機器	28	5	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	17.0
	その他	239		その他	81.0



## ク 直島町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収されたものを中心に 359 個、56.2kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 250 個と最も多く、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 23 個、「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 16 個と続く。
- ・重量では、「16.これらの付属品」が最も多く 23.8kg、次いで「14.ゲーム機」が 6.2kg、「2.電話機、ファクシミリ」が 6.1kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く 1.52kg/個、次いで「14.ゲーム機」が 0.89kg/個、「7.補助記憶装置」が 0.66kg/個と続く。

図表 29 品目別の個数・重量の計測結果（直島町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	16	3.7	4.5%	6.6%	0.23
2	電話機、ファクシミリ	23	6.1	6.4%	10.9%	0.27
3	ラジオ	5	2.3	1.4%	4.0%	0.45
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	4	0.7	1.1%	1.3%	0.18
5	映像用機器	1	1.5	0.3%	2.7%	1.52
6	音響機器	8	2.3	2.2%	4.1%	0.29
7	補助記憶装置	1	0.7	0.3%	1.2%	0.66
8	電子書籍端末	1	0.4	0.3%	0.8%	0.44
9	電子辞書、電卓	7	0.7	1.9%	1.3%	0.11
10	電子血圧計、電子体温計	3	1.2	0.8%	2.2%	0.41
11	理容用機器	9	1.6	2.5%	2.8%	0.18
12	懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13	時計	2	0.4	0.6%	0.7%	0.19
14	ゲーム機	7	6.2	1.9%	11.1%	0.89
15	カ一用品	1	0.1	0.3%	0.2%	0.14
16	これらの付属品	250	23.8	69.6%	42.3%	0.10
17	その他(上記分類が困難なもの)	21	4.4	5.8%	7.9%	0.21
合計		359	56.2	100.0%	100.0%	0.16

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（17.その他は除く）

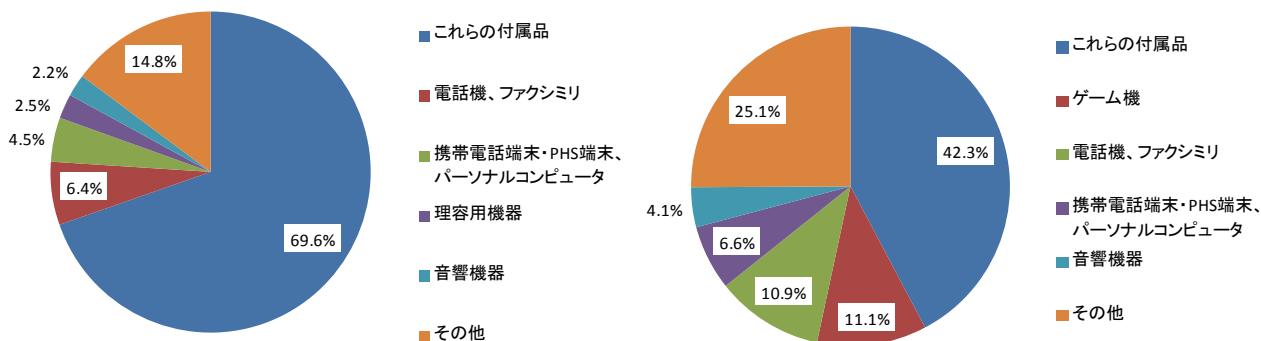
(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 69.6%を占め、次いで「電話機、ファクシミリ」が 6.4%、「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 4.5%と続く。「理容用機器」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 85.2%を占めている。
- ・重量では、「これらの付属品」が最も多く全体の 42.3%、「ゲーム機」が 11.1%、「電話機、ファクシミリ」が 10.9%と続く。「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 74.9%を占める。

図表 30 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（直島町）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	250	1	これらの付属品	23.8
2	電話機、ファクシミリ	23	2	ゲーム機	6.2
3	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	16	3	電話機、ファクシミリ	6.1
4	理容用機器	9	4	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	3.7
5	音響機器	8	5	音響機器	2.3
	その他	53		その他	14.1



## ケ 宇多津町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 664 個、248.6kg を対象に実施した。品目の分類は、施行令第一条に示された制度対象品目（28 品目）とし、「上記品目の付属品」、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「29. 上記品目の付属品」が最も多く 310 個、次いで「2.携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 53 個と続く。
- ・重量では、「5.デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が 42.4kg と最も多く、次いで「29.上記品目の付属品」が 40.9kg と続く。
- ・1 個当たり重量では、「8.プリンターその他の印刷装置」が最も重く 4.97kg/個、次いで「9.ディスプレイその他の表示装置」が 3.94kg/個と続く。

図表 31 品目別の個数・重量の計測結果（宇多津町）

	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	33	28.3	5.0%	11.4%	0.86
2 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	53	6.4	8.0%	2.6%	0.12
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	4	3.2	0.6%	1.3%	0.79
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	17	22.6	2.6%	9.1%	1.33
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	27	42.4	4.1%	17.0%	1.57
6 パーソナルコンピュータ	10	23.0	1.5%	9.3%	2.30
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶媒体	7	3.6	1.1%	1.5%	0.52
8 プリンターその他の印刷装置	3	14.9	0.5%	6.0%	4.97
9 ディスプレイその他の表示装置	1	3.9	0.2%	1.6%	3.94
10 電子書籍端末	1	0.2	0.2%	0.1%	0.22
11 電動ミシン	0	0.0	-	-	-
12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.0	-	-	-
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	12	13.1	1.8%	5.3%	1.09
14 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	3	0.6	0.5%	0.2%	0.19
15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
16 フィルムカメラ	0	0.0	-	-	-
17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	1	2.0	0.2%	0.8%	2.00
18 扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具	1	1.5	0.2%	0.6%	1.46
19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	0	0.0	-	-	-
20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	21	5.6	3.2%	2.3%	0.27
22 電気マッサージ器	0	0.0	-	-	-
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.0	-	-	-
25 蛍光灯器具その他の電気照明器具	2	1.2	0.3%	0.5%	0.61
26 電子時計及び電気時計	15	5.4	2.3%	2.2%	0.36
27 電子楽器及び電気楽器	0	0.0	-	-	-
28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	48	14.4	7.2%	5.8%	0.30
29 上記品目の付属品	310	40.9	46.7%	16.5%	0.13
30 その他(上記分類が困難なもの)	95	15.3	14.3%	6.1%	0.16
合計	664	248.6	100.0%	100.0%	0.37

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示（30.その他は除く）

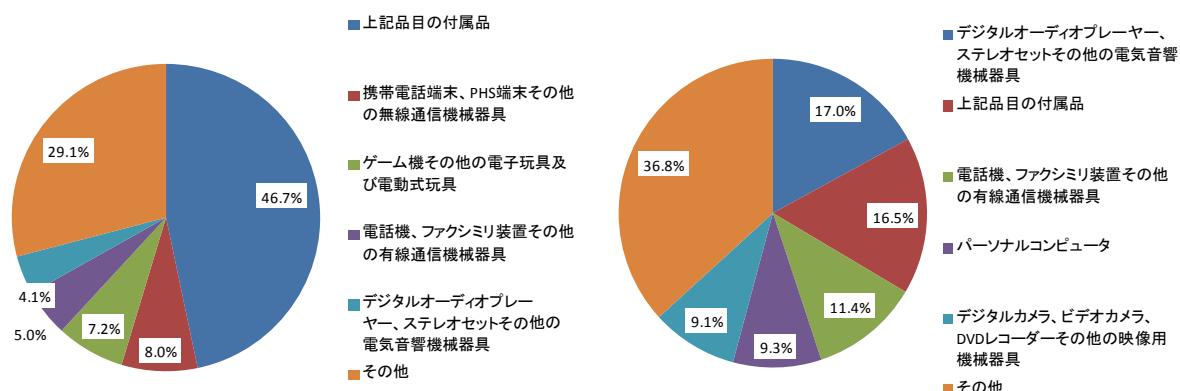
(注 2) 品目は制度対象品目 28 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「上記品目の付属品」が最も多く全体の 46.7% を占め、次いで「携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」が 8.0%、「ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具」が 7.2% と続く。「電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」を含め、上位 5 品目で全体の 70.9% を占めている。
- ・重量では、「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」が最も多く全体の 17.0%、「上記品目の付属品」が 16.5%、「電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具」が 11.4% と続く。「パーソナルコンピューター」「デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機械器具」を含め、上位 5 品目で全体の 63.2% を占める。

図表 32 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（宇多津町）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	上記品目の付属品	310	1	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	42.4
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	53	2	上記品目の付属品	40.9
3	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	48	3	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	28.3
4	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	33	4	パーソナルコンピュータ	23.0
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	27	5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	22.6
	その他	193		その他	91.4



## コ 綾川町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 248 個、74.8kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 121 個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 48 個、「2.電話機、ファクシミリ」が 22 個と続く。
- ・重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も多く 32.9kg、次いで「5.映像用機器」が 10.9kg、「16.これらの付属品」が 10.4kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く 2.72 kg/個、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 1.50kg/個、「7.補助記憶装置」が 1.13kg/個と続く。

図表 33 品目別の個数・重量の計測結果（綾川町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピュータ	48	4.2	19.4%	5.7%	0.09
2	電話機、ファクシミリ	22	32.9	8.9%	44.0%	1.50
3	ラジオ	4	0.6	1.6%	0.7%	0.14
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6	0.9	2.4%	1.2%	0.15
5	映像用機器	4	10.9	1.6%	14.5%	2.72
6	音響機器	5	1.4	2.0%	1.9%	0.28
7	補助記憶装置	3	3.4	1.2%	4.5%	1.13
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	15	1.9	6.0%	2.5%	0.13
10	電子血圧計、電子体温計	1	0.3	0.4%	0.4%	0.32
11	理容用機器	4	0.7	1.6%	0.9%	0.17
12	懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13	時計	0	0.0	-	-	-
14	ゲーム機	4	1.8	1.6%	2.4%	0.46
15	カ一用品	0	0.0	-	-	-
16	これらの付属品	121	10.4	48.8%	13.9%	0.09
17	その他(上記分類が困難なもの)	11	5.4	4.4%	7.2%	0.49
合計		248	74.8	100.0%	100.0%	0.30

(注1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

(注2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 48.8% を占め、次いで「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 19.4%、「電話機、ファクシミリ」が 8.9% と続く。「電子辞書、電卓」「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」を含め、上位 5 品目で全体の 85.5% を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ」が最も多く全体の 44.0%、「映像用機器」が 14.5%、「これらの付属品」が 13.9% と続く。「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」「補助記憶装置」を含め、上位 5 品目で全体の 82.7% を占める。

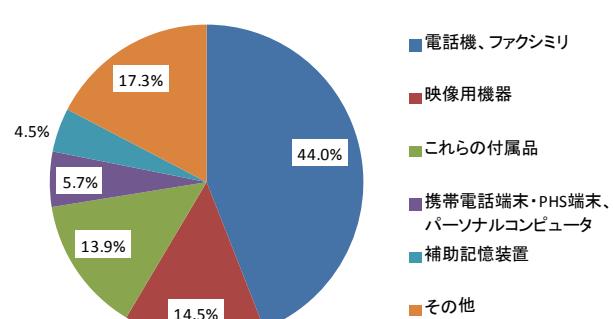
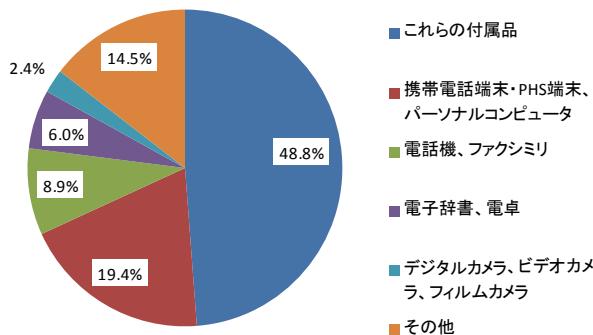
図表 34 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（綾川町）

個数の上位(5つ)

	品目	個数(個)
1	これらの付属品	121
2	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	48
3	電話機、ファクシミリ	22
4	電子辞書、電卓	15
5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6
	その他	36

重量の上位(5つ)

	品目	重量(kg)
1	電話機、ファクシミリ	32.9
2	映像用機器	10.9
3	これらの付属品	10.4
4	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	4.2
5	補助記憶装置	3.4
	その他	13.0



## サ 琴平町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 10~12 月に回収された 113 個、48.2kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 39 個と最も多く、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 22 個、「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 7 個と続く。
- ・重量では、「2.電話機、ファクシミリ」が最も多く 23.3kg、次いで「6.音響機器」が 8.7kg、「16.これらの付属品」が 4.7kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「6.音響機器」が最も重く 1.45kg/個、次いで「5.映像用機器」が 1.32kg/個、「2.電話機、ファクシミリ」が 1.06kg/個と続く。

図表 35 品目別の個数・重量の計測結果（琴平町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	7	2.2	6.2%	4.6%	0.32
2	電話機、ファクシミリ	22	23.3	19.5%	48.3%	1.06
3	ラジオ	3	0.6	2.7%	1.3%	0.21
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6	2.6	5.3%	5.4%	0.43
5	映像用機器	1	1.3	0.9%	2.7%	1.32
6	音響機器	6	8.7	5.3%	18.0%	1.45
7	補助記憶装置	3	1.9	2.7%	4.0%	0.64
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	5	0.8	4.4%	1.7%	0.16
10	電子血圧計、電子体温計	0	0.0	-	-	-
11	理容用機器	0	0.0	-	-	-
12	懐中電灯	1	0.1	0.9%	0.3%	0.14
13	時計	0	0.0	-	-	-
14	ゲーム機	1	0.2	0.9%	0.5%	0.24
15	カ一用品	0	0.0	-	-	-
16	これらの付属品	39	4.7	34.5%	9.7%	0.12
17	その他(上記分類が困難なもの)	19	1.7	16.8%	3.5%	0.09
合計		113	48.2	100.0%	100.0%	0.43

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 34.5% を占め、次いで「電話機、ファクシミリ」が 19.5%、「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」が 6.2% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「音響機器」を含め、上位 5 品目で全体の 70.8% を占めている。
- ・重量では、「電話機、ファクシミリ」が最も多く全体の 48.3%、「音響機器」が 18.0%、「これらの付属品」が 9.7% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ」を含め、上位 5 品目で全体の 86.0% を占める。

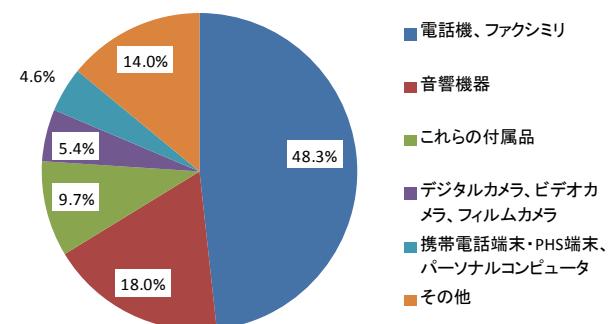
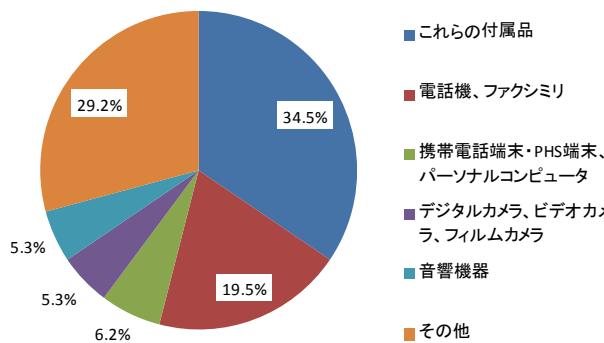
図表 36 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（琴平町）

個数の上位(5つ)

	品目	個数(個)
1	これらの付属品	39
2	電話機、ファクシミリ	22
3	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	7
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6
5	音響機器	6
	その他	33

重量の上位(5つ)

	品目	重量(kg)
1	電話機、ファクシミリ	23.3
2	音響機器	8.7
3	これらの付属品	4.7
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	2.6
5	携帯電話端末・PHS 端末、パソコン用コンピュータ	2.2
	その他	6.8



## シ 多度津町

品目別の個数・重量の計測は、平成25年10~12月に回収された408個、76.7kgを対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が137個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピュータ」が55個、「6.音響機器」が31個と続く。
- ・重量では、「16.これらの付属品」が最も多く24.6kg、次いで「6.音響機器」が11.6kg、「2.電話機、ファクシミリ」が7.0kgとなっている。
- ・1個当たり重量では、「5.映像用機器」が最も重く1.42kg/個、次いで「15.カ一用品」が1.38kg/個、「13.時計」が0.84kg/個と続く。

図表 37 品目別の個数・重量の計測結果（多度津町）

		①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1	携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピュータ	55	4.8	13.5%	6.3%	0.09
2	電話機、ファクシミリ	20	7.0	4.9%	9.2%	0.35
3	ラジオ	4	0.8	1.0%	1.0%	0.19
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	14	5.1	3.4%	6.7%	0.37
5	映像用機器	1	1.4	0.2%	1.9%	1.42
6	音響機器	31	11.6	7.6%	15.2%	0.38
7	補助記憶装置	0	0.0	-	-	-
8	電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9	電子辞書、電卓	21	1.6	5.1%	2.1%	0.08
10	電子血圧計、電子体温計	0	0.0	-	-	-
11	理容用機器	9	1.6	2.2%	2.0%	0.17
12	懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13	時計	3	2.5	0.7%	3.3%	0.84
14	ゲーム機	3	1.6	0.7%	2.1%	0.54
15	カ一用品	2	2.8	0.5%	3.6%	1.38
16	これらの付属品	137	24.6	33.6%	32.1%	0.18
17	その他(上記分類が困難なもの)	108	11.2	26.5%	14.7%	0.10
合計		408	76.7	100.0%	100.0%	0.19

(注1) ①個数、②重量、③1個当たり重量について、上位5品目について色つきのセルで表示（17.その他は除く）

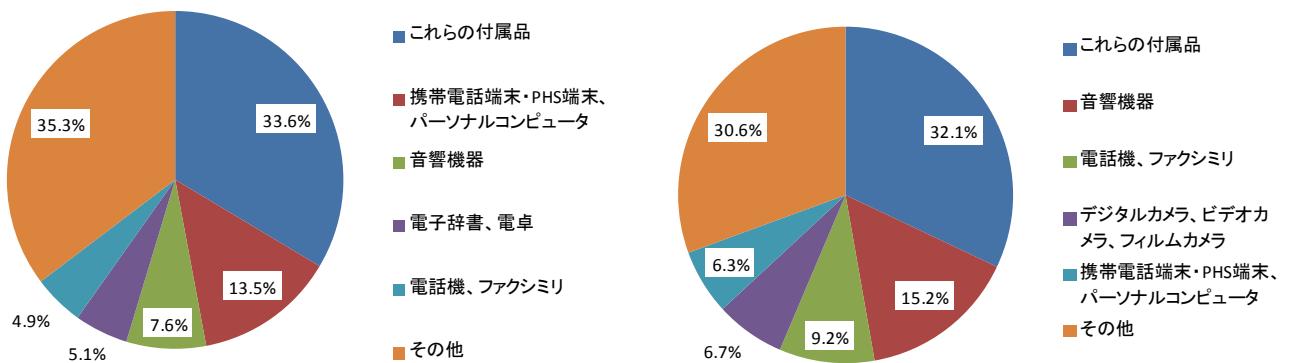
(注2) 品目は特定対象品目16品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 33.6% を占め、次いで「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 13.5%、「音響機器」が 7.6% と続く。「電子辞書、電卓」「電話機、ファクシミリ」を含め、上位 5 品目で全体の 64.7% を占めている。
- ・重量では、「これらの付属品」が最も多く全体の 32.1%、「音響機器」が 15.2%、「電話機、ファクシミリ」が 9.2% と続く。「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」を含め、上位 5 品目で全体の 69.4% を占める。

図表 38 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（多度津町）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	137	1	これらの付属品	24.6
2	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	55	2	音響機器	11.6
3	音響機器	31	3	電話機、ファクシミリ	7.0
4	電子辞書、電卓	21	4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	5.1
5	電話機、ファクシミリ	20	5	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	4.8
	その他	144		その他	23.5



## ス まんのう町

品目別の個数・重量の計測は、平成 25 年 11~12 月に回収された 162 個、40.3kg を対象に実施した。品目の分類は、ガイドラインに示された特定対象品目（16 品目）とし、「その他」として分類困難なものを計測した。

- ・個数では、「16.これらの付属品」が 94 個と最も多く、次いで「1.携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 16 個、「2.電話機、ファクシミリ」が 13 個と続く。
- ・重量では、「16.これらの付属品」が最も多く 8.5kg、次いで「2.電話機、ファクシミリ」が 8.3kg、「6.音響機器」が 6.9kg となっている。
- ・1 個当たり重量では、「6.音響機器」が最も重く 0.99 kg/個、次いで「9.電子辞書、電卓」が 0.80kg/個、「5.映像用機器」が 0.78kg/個と続く。

図表 39 品目別の個数・重量の計測結果（まんのう町）

	①個数(個)	②重量(kg)	①'個数割合	②'重量割合	③1個当たり重量(kg/個)
1 携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ	16	1.7	9.9%	4.3%	0.11
2 電話機、ファクシミリ	13	8.3	8.0%	20.5%	0.64
3 ラジオ	4	2.2	2.5%	5.6%	0.56
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6	2.1	3.7%	5.2%	0.35
5 映像用機器	1	0.8	0.6%	1.9%	0.78
6 音響機器	7	6.9	4.3%	17.2%	0.99
7 補助記憶装置	0	0.0	-	-	-
8 電子書籍端末	0	0.0	-	-	-
9 電子辞書、電卓	6	4.8	3.7%	11.9%	0.80
10 電子血圧計、電子体温計	1	0.1	0.6%	0.2%	0.08
11 理容用機器	1	0.1	0.6%	0.3%	0.12
12 懐中電灯	0	0.0	-	-	-
13 時計	2	0.3	1.2%	0.7%	0.15
14 ゲーム機	0	0.0	-	-	-
15 力一用品	3	2.2	1.9%	5.4%	0.72
16 これらの付属品	94	8.5	58.0%	21.1%	0.09
17 その他(上記分類が困難なもの)	8	2.3	4.9%	5.8%	0.29
合計	162	40.3	100.0%	100.0%	0.25

(注 1) ①個数、②重量、③1 個当たり重量について、上位 5 品目について色つきのセルで表示 (17.その他は除く)

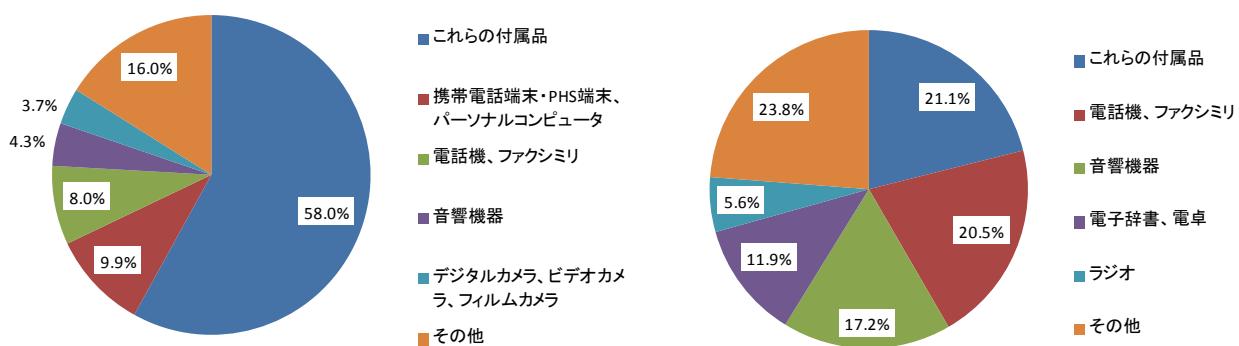
(注 2) 品目は特定対象品目 16 品目で分類しているが、表中は略称で記載している。

個数、重量のそれぞれ上位 5 品目の構成比を以下に整理する。

- ・個数では、「これらの付属品」が最も多く全体の 58.0% を占め、次いで「携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ」が 9.9%、「電話機、ファクシミリ」が 8.0% と続く。「音響機器」「デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ」を含め、上位 5 品目で全体の 84.0% を占めている。
- ・重量では、「これらの付属品」が最も多く全体の 21.1%、「電話機、ファクシミリ」が 20.5%、「音響機器」が 17.2% と続く。「電子辞書、電卓」「ラジオ」を含め、上位 5 品目で全体の 76.2% を占める。

図表 40 品目別の個数・重量の上位 5 品目の構成比（まんのう町）

個数の上位(5つ)			重量の上位(5つ)		
	品目	個数(個)		品目	重量(kg)
1	これらの付属品	94	1	これらの付属品	8.5
2	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ	16	2	電話機、ファクシミリ	8.3
3	電話機、ファクシミリ	13	3	音響機器	6.9
4	音響機器	7	4	電子辞書、電卓	4.8
5	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	6	5	ラジオ	2.2
	その他	26		その他	9.6



### (3) 中間処理の重量

回収された使用済小型電子機器等について、金城産業の協力を得て、金属類等の含有状況について整理を行う。

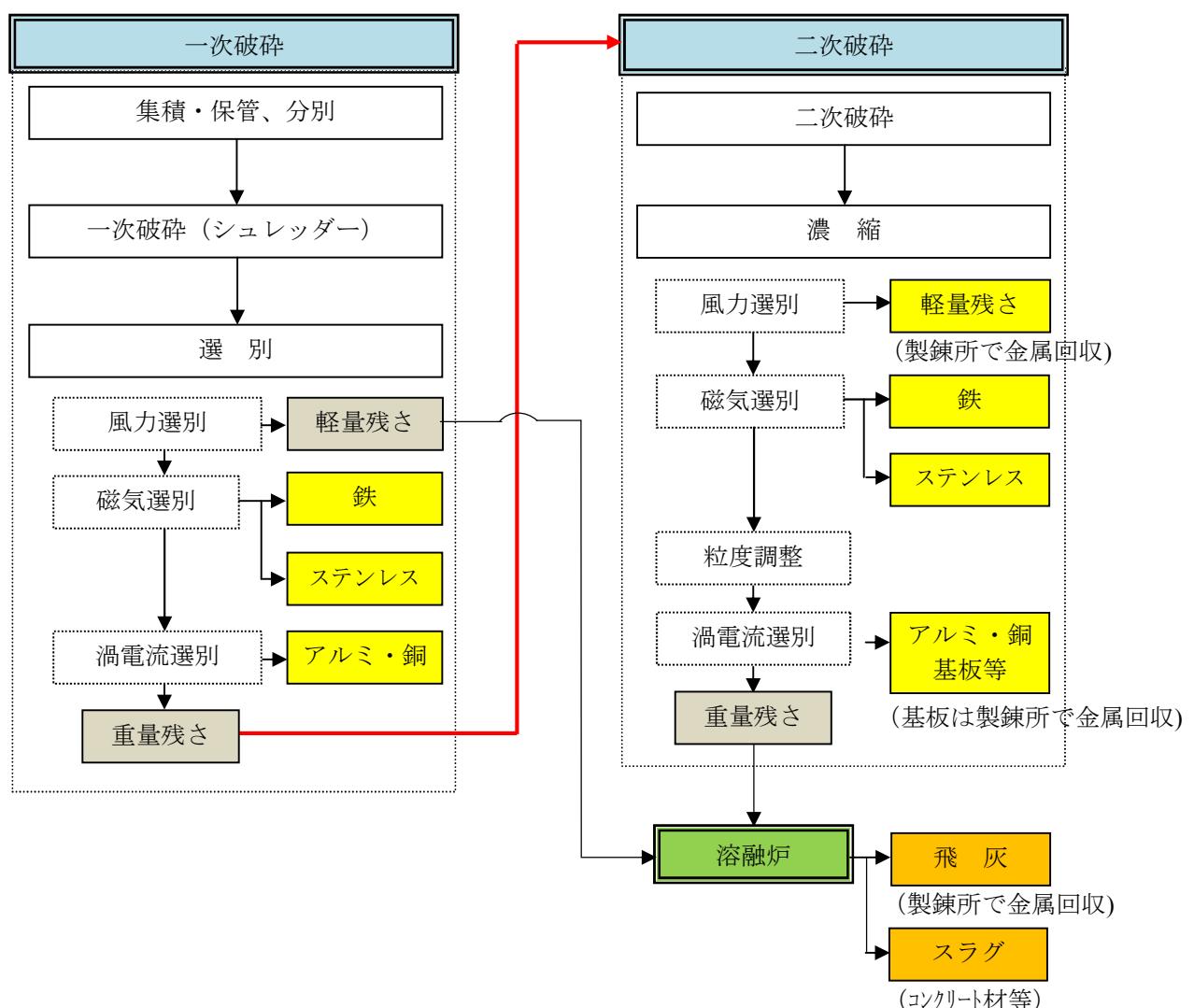
図表 41 に金城産業での小型家電類の中間処理のフローを整理する。

中間処理は大きく 2 段階に分かれる。一次破碎段階ではシュレッダーで破碎したのち、風力選別、磁気選別、渦電流選別にて「鉄」、「ステンレス」、「アルミ・銅」を得る。一次破碎において選別された「重量残さ」は二次破碎され、風力選別、磁気選別、渦電流選別にて「軽量残さ」、「鉄」、「ステンレス」、「アルミ・銅・基板等」を得る。

二次破碎で得られた「軽量残さ」、「基板」は製錬所で金属回収される。

なお、一次破碎で得られる「軽量残さ」、二次破碎で得られる「重量残さ」は廃棄物として製錬所にて委託処理、焼却・溶融され、「飛灰」は製錬工程でメタル回収、残りは「スラグ」としてコンクリート骨材等に再利用される。

図表 41 金城産業での中間処理のフロー



出典) 金城産業株式会社提供資料より作成

13 市町から回収された使用済小型電子機器等のうち、10~12月（3ヶ月）に回収されたものを中心に図表41のフローに従い中間処理した結果を整理する。

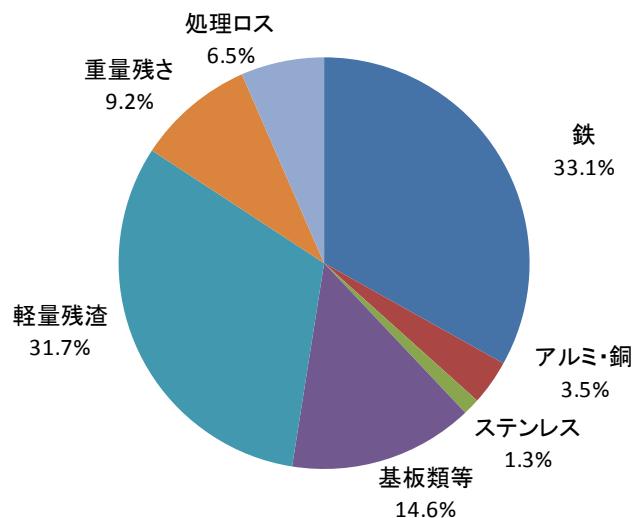
対象とする重量は4,080kgであった。中間処理した際の品種別の割合を見ると、「鉄」が最も多く33.1%、「軽量残さ」が31.7%、「基板類等」が14.6%と続く。上位3つで全体の約8割を占める。次いで、「重量残さ」が9.2%、「処理ロス」が6.5%、「アルミ・銅」が3.5%、「ステンレス」が1.3%となっている。

図表42 中間処理後の金属類等の重量（表）

	重量(kg)	割合(%)
鉄	1,351	33.1%
アルミ・銅	144	3.5%
ステンレス	53	1.3%
基板類等	594	14.6%
軽量残さ	1,294	31.7%
重量残さ	377	9.2%
処理ロス	267	6.5%
合計	4,080	100.0%

(注) 分類は金城産業株式会社での分類基準

図表43 中間処理後の金属類等の重量（グラフ）



### 3 住民アンケート

高松市、丸亀市、東かがわ市の協力を得て、住民向けアンケート調査を実施した。

高松市、東かがわ市では、回収ボックスを利用した市民を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査票は回収ボックス近くに設置し、その場で回答いただき、回収を行った。

丸亀市では、平成 25 年 10 月 27 日（日）に開催されたイベントにおいて、来場した市民の方を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査票は市職員が手渡しし、その場で回答・回収を行った。

#### (1) 高松市の住民アンケート結果（回収ボックス）

##### ア 実施概要

使用済小型家電の回収ボックスを利用した市民を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査票は回収ボックス近くに設置し、その場で回答いただき、回収を行った。

回答数は 118 件であった（内訳は、高松市役所 17 件、山田支所 7 件、塩江支所 8 件、牟礼支所 17 件、庵治支所 3 件、香南支所 3 件、国分寺支所 17 件、古高松出張所 12 件、林出張所 2 件、仏生山出張所 5 件、香西出張所 2 件、一宮出張所 2 件、環境業務センター 23 件）。

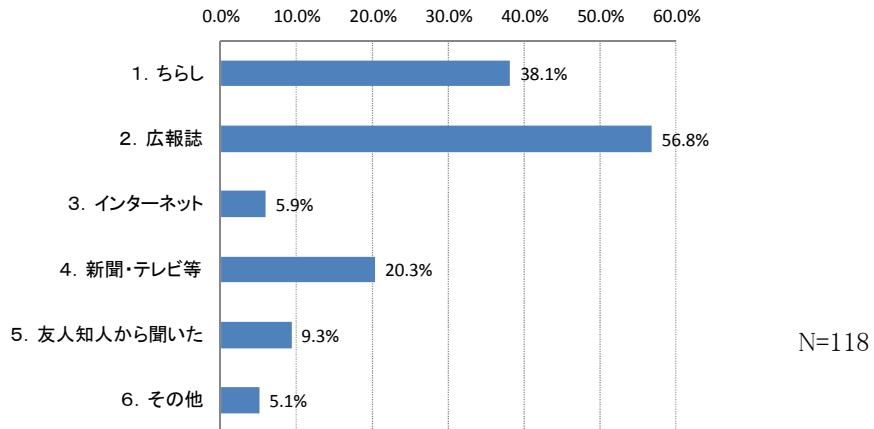
##### イ 結果概要

###### (ア) 小型家電回収の認知状況

「小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になられましたか？（問 1）」との設問に対し、「広報誌」との回答が最も多く 56.8%（67 件）、次いで「ちらし」が 38.1%（45 件）、さらに「新聞・テレビ等」が 20.3%（24 名）となっている。

「その他」（5.1%、6 件）では、“来所してみて” または “職場で知った” といった回答が挙げられている。

図 1 小型家電の認知状況（高松市）



（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は 100% とならない。

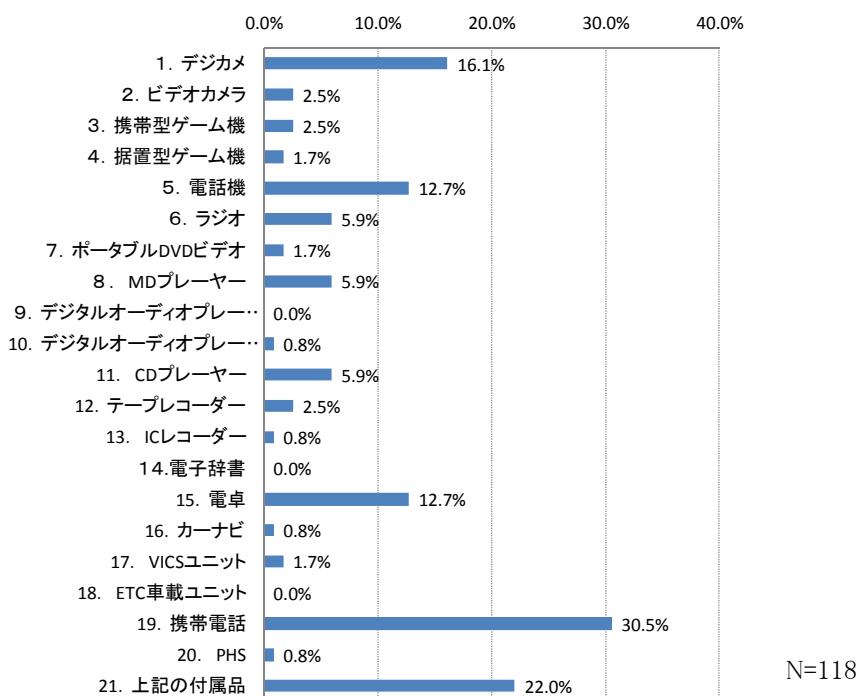
◆ 「その他」の具体的な回答

- ・支所に来所してみて知った（2件）
- ・職場で知った（3件）

(イ) 小型家電回収ボックスに投入した品目について

「どの品目を小型家電回収ボックスに投入しましたか？（問2）」との設問に対し、「携帯電話」との回答が最も多く 30.5%（36 件）、次いで、「上記の付属品」が 22.0%（26 件）、「デジカメ」が 16.1%（19 件）、「電話機」と「電卓」が同数の 12.7%（15 件）となっている。

図 2 小型家電回収ボックスに投入した品目（高松市）



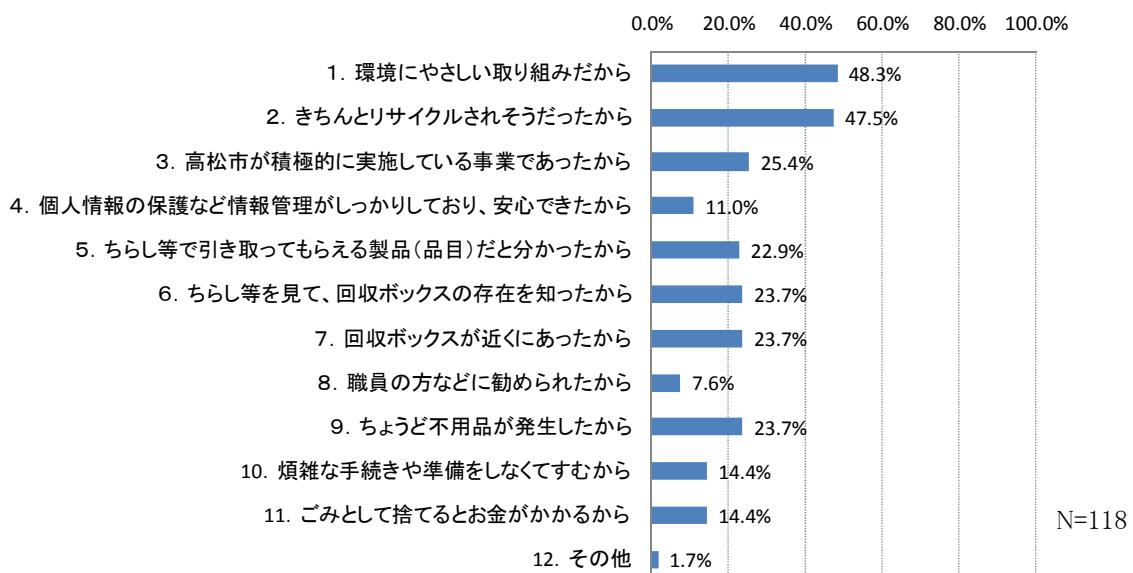
（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は 100% とならない。

また、自由回答の中には、「パソコンも回収可能としてほしい」「中型の家電も対象にして欲しい（例えば、コンポ、ステレオ）」といった要望があげられている。

#### (ウ)小型家電回収ボックスを利用した理由について

「小型家電回収ボックスを利用しようと思った理由を教えてください。(問3)」との設問に対して、「環境に優しい取り組みだから」を回答する人が最も多く、48.3%（57件）となっている。次いで「きちんとリサイクルされそうだから」が47.5%（56件）、「高松市が積極的に実施している事業であったから」が25.4%（30件）となっている。事業そのものの意義への共感、市の事業としての信頼感が利用へつながっていると思われる。

図3 小型家電回収ボックスを利用した理由（高松市）



(注) 本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は100%とならない。

#### (エ)投入した製品の使用頻度について

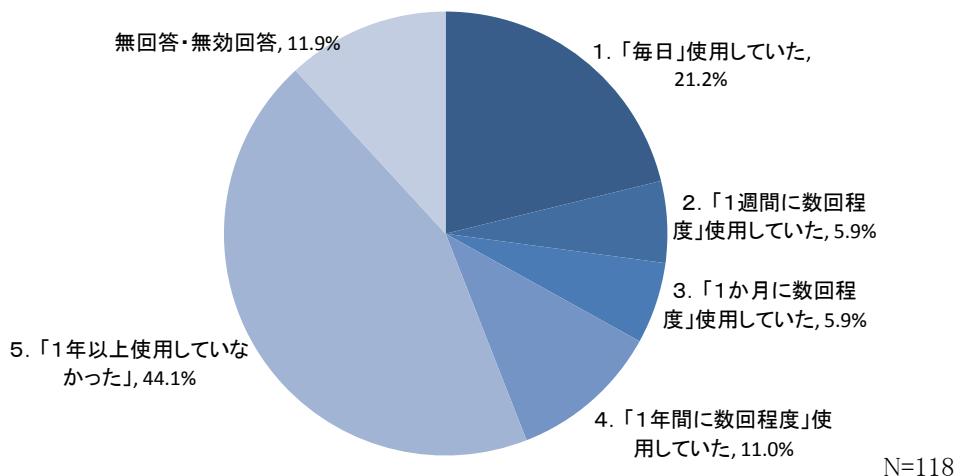
「小型家電回収ボックスに投入した製品の直前までの使用頻度を教えてください。(問4)」との設問に対して、「1年以上使用していなかった」との回答が最も多く44.1%（52件）、次いで、「毎日」使用していた」21.2%（25件）となっている。

回収ボックスによって回収されたものは、「1年以上使用していなかった」製品が約半数を占めており、退蔵されていた小型家電が多く排出されたことが推測される

一方、「毎日使用していたもの」という回答も2割以上存在しており、これは買い換え等によって不要になったものと推測される。（問3において「ちょうど不用品が発生したから」との回答が23.7%となっており、回答結果に矛盾はない。）

アンケート結果からは「排出された小型電子機器は、約半数は使用されずに退蔵されていたもの、残り半数は使用されていたが買い換え等によって不用になったもの」と推測される。ただし、品目によって排出前の状況は異なると想定されることに留意する必要がある。

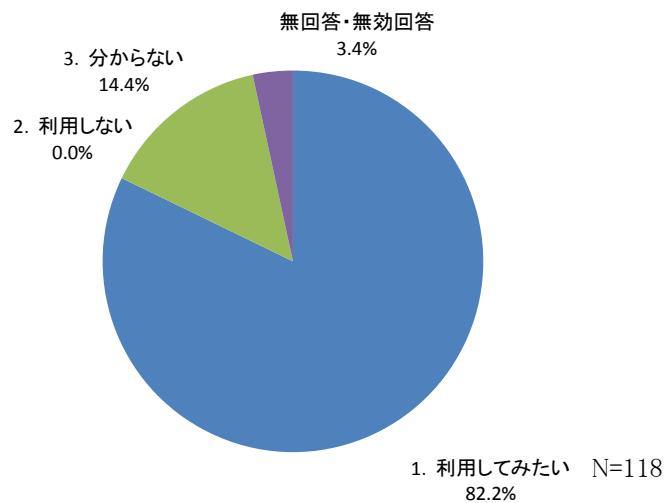
図 4 小型家電回収ボックスに投入した製品の使用頻度（高松市）



#### (才)小型家電の回収ボックスの利用意向・理由

「今後も小型家電回収ボックスを利用したいと思いますか？（問5）」との設問に對して、「利用してみたい」との回答が82.2%（97件）となっており、「利用しない」との回答はなかった。

図 5 小型家電の回収ボックスの利用意向（高松市）



## (力)小型家電回収・リサイクルに対する自由意見

自由意見としては、本事業趣旨そのものに対する肯定的な意見が挙げられている。

今後の利用拡大を考えたときに、設置場所の増加、利便性の向上（スーパー等への設置や土日の利用への配慮）、回収品目の増加への要望もみられた。また、現状ではPR不足も指摘されており、今後の工夫が望まれる。さらに、携帯電話といったものも回収することにより、「個人情報の保護」について、懸念する意見もみられた。

### ◆自由意見（問6）

#### 【意義に関するもの】

- ・資源の少ない日本にとって貴重な金属を回収する事は大切なことである
- ・大変便利
- ・今まで捨てるのに困っていたので助かりました。これからも利用します。
- ・携帯電話などは、ショップに持つて行くのが面倒であるので、近くに回収BOXがあると便利です。ごみとして捨てるよりは、資源として活用される方が、環境にいいと思うため、捨てるものがあれば協力したいです。
- ・良い取組だと思います。実際どれくらい利用されるかは分かりませんが、ゴミにせずに済むのでボックスに入れることで満足です。

#### 【回収品目に関するもの】

- ・回収品目をもっと増やして欲しい（5件）
- ・パソコンも回収可にしてほしい
- ・中型もOKにして欲しい（ex コンポ、ステレオ）
- ・大型の回収もお願いしたい

#### 【設置場所に関するもの】

- ・回収ボックスの設置個所を増やしてほしい（4件）
- ・スーパー等駐車場があり、土・日使える場所に置いてほしい。
- ・市内のコミュニティセンターでも回収できるように！
- ・利用しやすい場所（コンビニ、スーパー）にも設置を。（2件）

#### 【広報に関するもの】

- ・PR不足
- ・広く市民に周知し、ごみ分別のように、市民全体が協力しやすい状況に早く環境を整えられたら良いと思う。

#### 【その他】

- ・回収状況、要した経費を公表してほしい。
- ・個人情報がもれない様に!!

## 高松市 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。高松市は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、小型家電を持参いただいた皆様に、小型家電リサイクルの取組みに対するご意見をいただきたく、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

**問1** 小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？

(当てはまるものすべてに○)

- |              |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|
| 1. ちらし       | 2. 広報紙     | 3. インターネット | 4. 新聞・テレビ等 |
| 5. 友人知人から聞いた | 6. その他 ( ) |            |            |

**問2** どの品目を小型家電回収ボックスに投入しましたか？(当てはまるものすべてに○)

- |                             |                         |                |               |
|-----------------------------|-------------------------|----------------|---------------|
| 1. デジカメ                     | 2. ビデオカメラ               | 3. 携帯型ゲーム機     | 4. 据置型ゲーム機    |
| 5. 電話機                      | 6. ポータブルラジオ             | 7. ポータブルDVDビデオ | 8. MDプレーヤー    |
| 9. デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ) | 10. デジタルオーディオプレーヤー(HDD) |                |               |
| 11. CDプレーヤー                 | 12. テープレコーダー            | 13. ICレコーダー    | 14. 電子辞書      |
| 15. 電卓                      | 16. カーナビ                | 17. VICSユニット   | 18. ETC車載ユニット |
| 19. 携帯電話                    | 20. PHS                 | 21. 上記の付属品     |               |

**問3** 小型家電回収ボックスを利用しようと思った理由を教えてください。

(当てはまるものすべてに○)

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 1. 環境にやさしい取り組みだから                 |  |
| 2. きちんとリサイクルされそうだったから             |  |
| 3. 高松市が積極的に実施している事業であったから         |  |
| 4. 個人情報の保護など情報管理がしっかりしており、安心できたから |  |
| 5. ちらし等で引き取ってもらえる製品(品目)だと分かったから   |  |
| 6. ちらし等を見て、回収ボックスの存在を知ったから        |  |
| 7. 回収ボックスが近くにあったから                |  |
| 8. 職員の方などに勧められたから                 |  |
| 9. ちょうど不用品が発生したから                 |  |
| 10. 煩雑な手続きや準備をしなくてすむから            |  |
| 11. ごみとして捨てるとお金がかかるから             |  |
| 12. その他(具体的に )                    |  |

**問4** 小型家電回収ボックスに投入した製品の直前までの使用頻度を教えてください。

(当てはまるもの1つに○) ※複数ある場合は、最も代表的なもの1つを想定してご回答ください。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 「毎日」使用していた       | 2. 「1週間に数回程度」使用していた |
| 3. 「1か月に数回程度」使用していた | 4. 「1年間に数回程度」使用していた |
| 5. 「1年以上使用していなかった」  |                     |

**問5** 高松市として、小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後も、小型家電回収ボックスを利用したいと思いますか？(当てはまるもの1つに○)

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 1. 利用してみたい | 2. 利用しない | 3. 分からない |
|------------|----------|----------|

**問6** 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

~以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございます~

## (2) 東かがわ市の住民アンケート結果（回収ボックス）

### ア 実施概要

使用済小型家電の回収ボックスを利用した市民を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査票は回収ボックス近くに設置し、その場で回答いただき、回収を行った。回答数は 20 件であった。

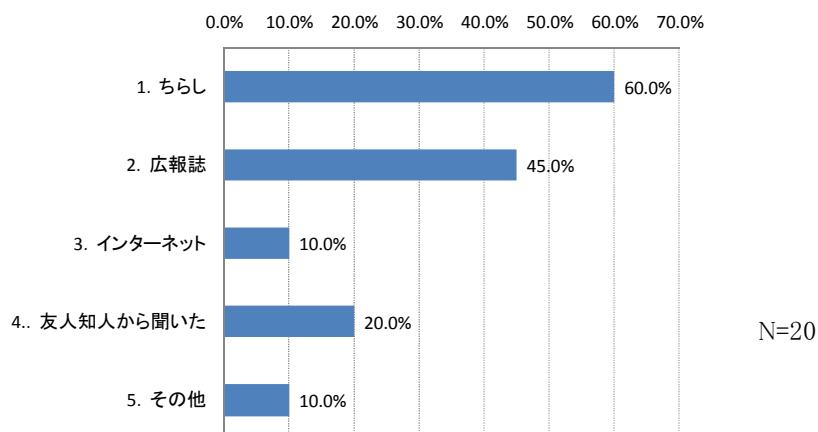
### イ 結果概要

#### (ア) 小型家電回収の認知状況

「小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？（問 1）」との設問に対し、「ちらし」との回答が最も多く 60.0% (12 件)、次いで「広報誌」が 45.0% (9 件)、「友人知人から聞いた」が 20.0% (6 件) と続く。

「その他」(10.0%、2 件) では、“テレビのニュース”、“職場においてあった”といった回答が挙げられている。

図 6 小型家電の認知状況（東かがわ市）



（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は 100% とならない。

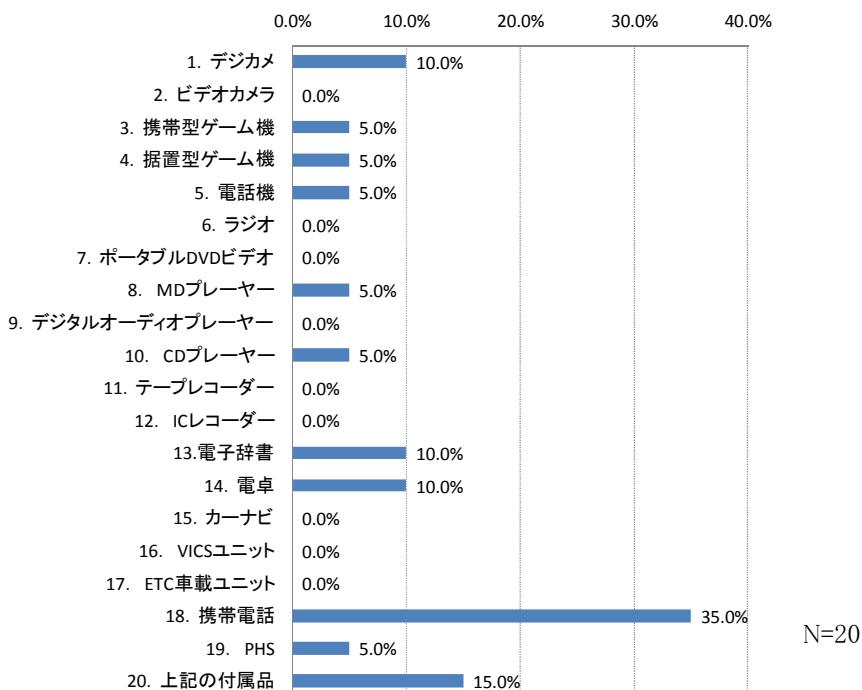
#### ◆ 「その他」の具体的な回答

- ・職場においてあった
- ・TV ニュース

### (イ)小型家電回収ボックスに投入した品目について

「どの品目を小型家電回収ボックスに投入しましたか？（問2）」との設問に対して、「携帯電話」との回答が最も多く35.0%（7件）、次いで、「上記の付属品」が15.0%（3件）、「デジカメ」「電子辞書」「電卓」がともに10.0%（2件）となっている。

図 7 小型家電回収ボックスに投入した品目（東かがわ市）



（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は100%とならない。

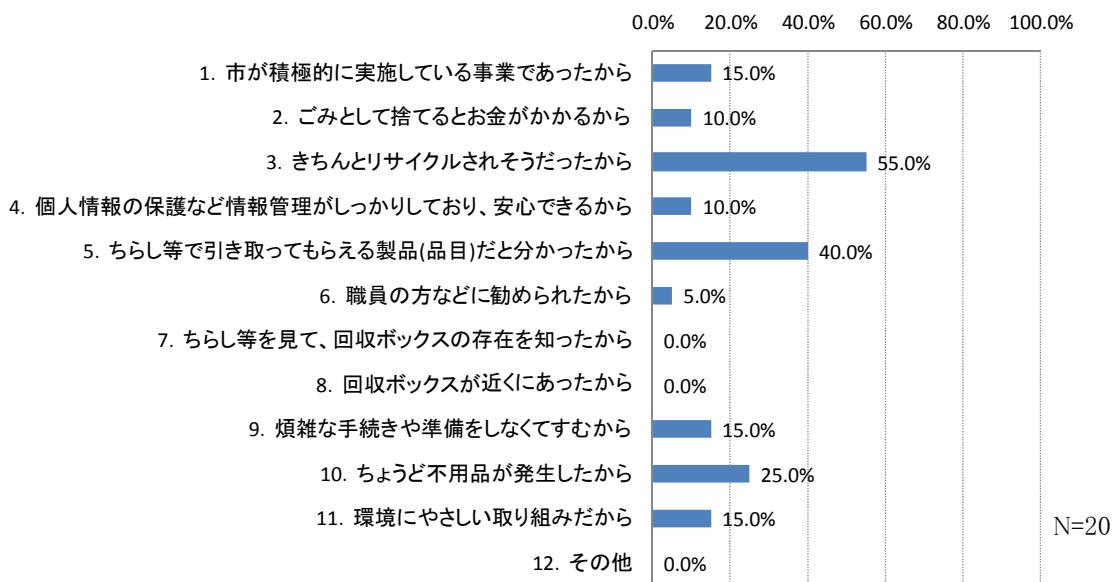
### (ウ)小型家電回収ボックスを利用した理由について

「小型家電回収ボックスを利用しようと思った理由を教えてください。（問3）」との設問に対して、「きちんとリサイクルされそうだったから」といった回答が55.0%（11件）と最も多い。この11件の回答のうち5件は携帯電話の投入者であり、住民の携帯電話のリサイクルに対する意識の高さとボックス回収の利便性の高さによって、排出が進んだことが推測される。

また、次いで「ちらし等で引き取ってもらえる製品(品目)だと分かったから」40.0%（8件）、「ちょうど不用品が発生したから」の25.0%（5件）、となっている。

全体として、市の取り組みとしての安心感、利便性、タイミングがその利用の要因ではないかと推測される。

図 8 小型家電回収ボックスを利用した理由（東かがわ市）



(注) 本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は100%とならない。

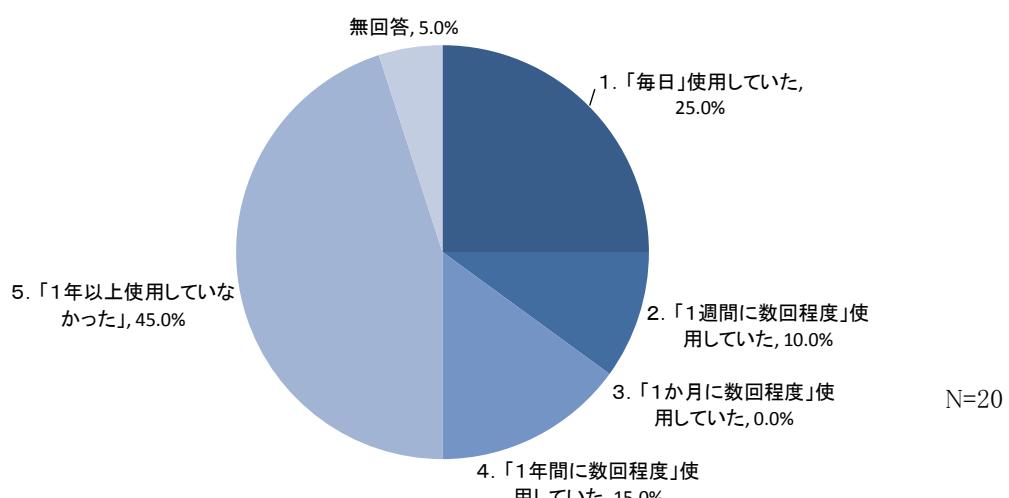
### (エ)投入した製品の使用頻度について

「小型家電回収ボックスに投入した製品の直前までの使用頻度を教えてください。（問4）」との設問に対して、「1年以上使用していなかった」が最も多く、45.0%（9件）となっている。回収ボックスで回収されたものは、「1年以上使用していなかった」製品が約半数を占めており、退蔵されていた小型家電が多く排出されたことが推測される

一方で、「毎日使用していた」という回答も25.0%（5件）見受けられ、これは買い換え等によって不要になったものと推測される。（問3において「ちょうど不用品が発生したから」との回答が25.0%となっており、回答結果に矛盾はない。）

アンケート結果からは「排出された小型電子機器は、約半数は使用されずに退蔵されていたもの、残り半数は使用されていたが買い換え等によって不用になったもの」と推測される。ただし、品目によって排出前の状況は異なると想定されることに留意する必要がある。

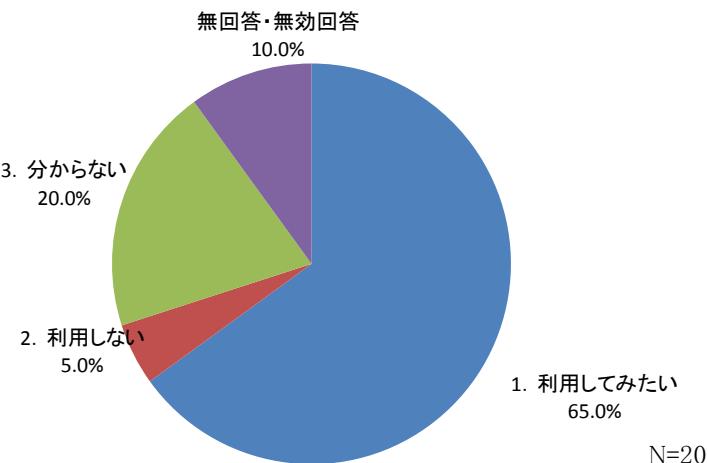
図 9 小型家電回収ボックスに投入した製品の使用頻度（東かがわ市）



### (才)小型家電の回収ボックスの利用意向・理由

「今後も、小型家電回収ボックスを利用したいと思いますか？（問5）」との設問に対して、「利用してみたい」との回答が65.0%（13件）となっている。「利用しない」も5.0%（1件）あったものの、概ね次回の利用も期待される結果といえる。

図 10 小型家電の回収ボックスの利用意向（東かがわ市）



### (カ)小型家電回収・リサイクルに対する自由意見

自由意見としては、本事業に対する肯定的な意見と、ボックスそのものに対する意見が挙げられている。投入口のわかりにくさについては、案内表示の仕方や形状の変更など工夫の余地はあるものと考えられる。

#### ◆自由意見（問6）

- ・環境にも市民にとってもやさしい事業だと思います。
- ・ボックスの投入口が少し分かりにくいと思う。

## 東かがわ市 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。東かがわ市は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、小型家電を持参いただいた皆様に、小型家電リサイクルの取組みに対するご意見をいただきたく、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

**問1** 小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？

(当てはまるものすべてに○)

- |            |        |            |              |
|------------|--------|------------|--------------|
| 1. ちらし     | 2. 広報紙 | 3. インターネット | 4. 友人知人から聞いた |
| 6. その他 ( ) |        |            |              |

**問2** どの品目を小型家電回収ボックスに投入しましたか？(当てはまるものすべてに○)

- |                   |           |                |                       |
|-------------------|-----------|----------------|-----------------------|
| 1. デジカメ           | 2. ビデオカメラ | 3. 携帯型ゲーム機     | 4. 据置型ゲーム機            |
| 5. 電話機            | 6. ラジオ    | 7. ポータブルDVDビデオ | 8. MDプレーヤー            |
| 9. デジタルオーディオプレーヤー |           | 10. CDプレーヤー    | 11. テープレコーダー          |
| 12. ICレコーダー       | 13. 電子辞書  | 14. 電卓         | 15. カーナビ 16. VICSユニット |
| 17. ETC車載ユニット     | 18. 携帯電話  | 19. PHS        | 20. 上記の付属品            |

**問3** 小型家電回収ボックスを利用しようと思った理由を教えてください。

(当てはまるものすべてに○)

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1. 東かがわ市が積極的に実施している事業であったから        |
| 2. ごみとして捨てるとお金がかかるから               |
| 3. きちんとリサイクルされそうだったから              |
| 4. 個人情報の保護など情報管理がしっかりとしており、安心できたから |
| 5. ちらし等で引き取ってもらえる製品（品目）だと分かったから    |
| 6. 職員の方などに勧められたから                  |
| 7. ちらし等を見て、回収ボックスの存在を知ったから         |
| 8. 回収ボックスが近くにあったから                 |
| 9. 煩雑な手続きや準備をしなくてすむから              |
| 10. ちょうど不用品が発生したから                 |
| 11. 環境にやさしい取り組みだから                 |
| 12. その他（具体的に）                      |

**問4** 小型家電回収ボックスに投入した製品の直前までの使用頻度を教えてください。

(当てはまるもの1つに○) ※複数ある場合は、最も代表的なもの1つを想定してご回答ください。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 「毎日」使用していた       | 2. 「1週間に数回程度」使用していた |
| 3. 「1か月に数回程度」使用していた | 4. 「1年間に数回程度」使用していた |
| 5. 「1年以上使用していなかった」  |                     |

**問5** 東かがわ市として、小型家電の回収事業を進めていく予定です。今後も、小型家電回収ボックスを利用したいと思いますか？(当てはまるもの1つに○)

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 1. 利用してみたい | 2. 利用しない | 3. 分からない |
|------------|----------|----------|

**問6** 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

~以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございます~

### (3) 丸亀市の住民アンケート結果（イベント開催時）

#### ア 実施概要

平成 25 年 10 月 27 日（日）に開催されたイベントにおいて、来場した市民の方を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査票は市職員が手渡しし、その場で回答・回収を行った。

回答数は 42 件であった。

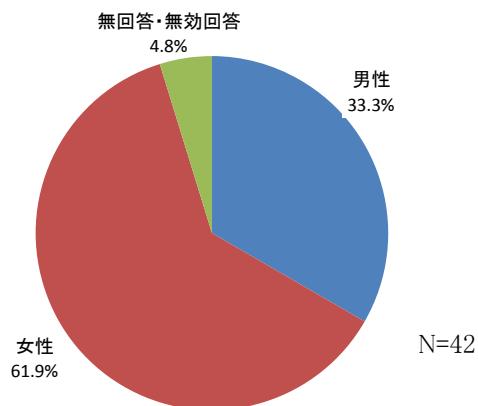
#### イ 結果概要

##### (ア)回答者の属性

###### 性別

回答者の性別は、「女性」が 61.9%（26 件）、「男性」が 33.3%（14 件）となって いる。

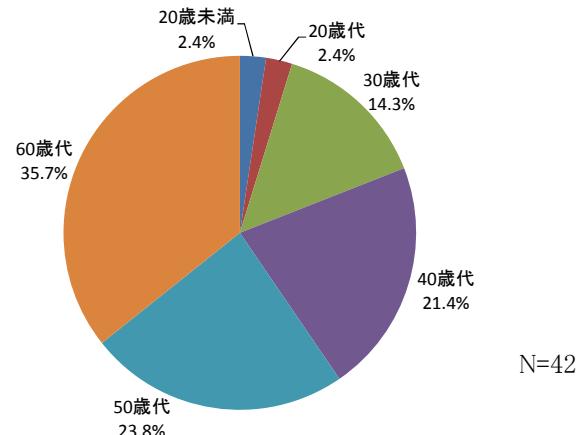
図 11 回答者の性別（丸亀市）



###### 年齢構成

回答者の年齢層は、「60 歳代」が 35.7%（15 件）と最も多く、次いで「50 歳代」（23.8%、10 件）、「40 歳代」（21.4%、9 件）と続く。

図 12 回答者の年齢構成（丸亀市）

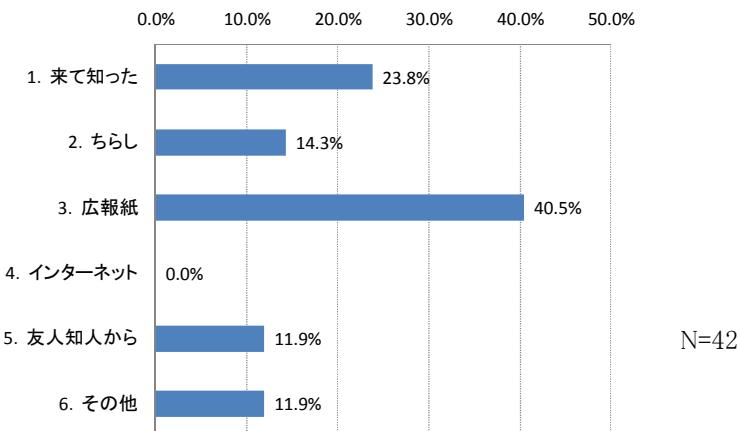


### (イ)小型家電回収の認知状況

「小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？（問1）」との設問に対し、「広報紙」との回答が最も多く40.5%（17件）、次いで「来て知った（事前には知らなかった）」が23.8%（10件）、「ちらし」が14.3%（6件）と続く。

「その他」（11.9%、5件）では、“テレビ”、“コミュニティセンターで見た”といった回答が挙げられている。

図 13 小型家電の認知状況（丸亀市）



（注）本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は100%とならない。

#### ◆ 「その他」の具体的な回答

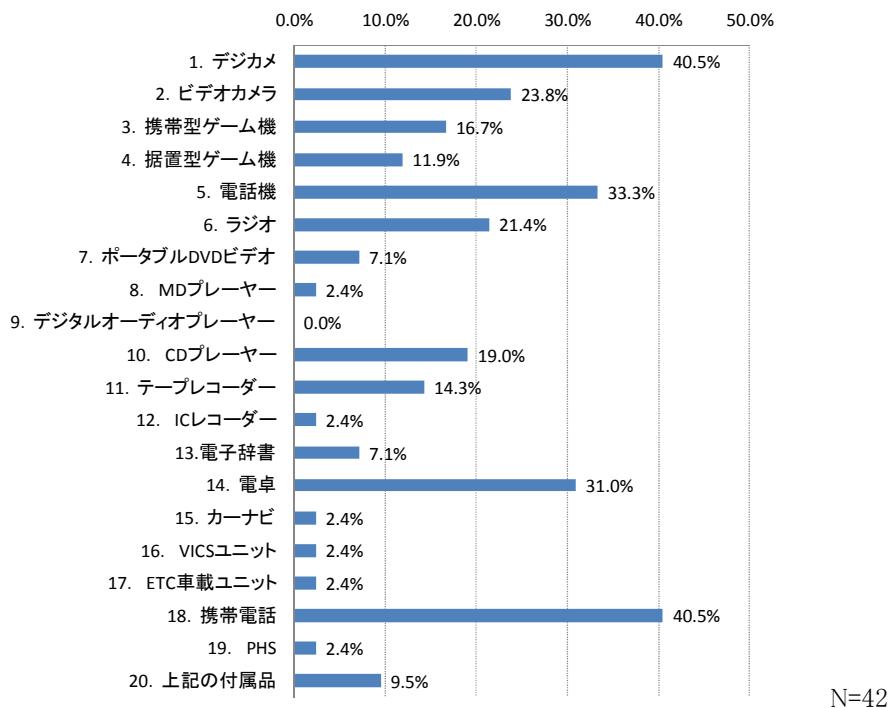
- ・ コミュニティセンターで見た
- ・ テレビ
- ・ ふれあいにある

### (ウ)小型家電回収時に利用したい品目について

「回収ボックスを利用するとしたら、どのような品目を持ってきたいと思いますか？（問2）」との設問に対して、「デジカメ」「携帯電話」との回答が最も多く40.5%（17件）、次いで、「電話機」が33.3%（14件）、「電卓」31.0%（13件）、「ビデオカメラ」23.8%（10件）、「ラジオ」21.4%（3件）と続く。

また、選択肢以外で利用したい品目としては、「パソコン・パソコン用品」（5件）、「プリンター」（3件）、「ワープロ」「おもちゃ」「充電式小型そうじき」「扇風機」「テレビ」といった意見が挙げられている。

図 14 小型家電回収で利用したい品目（丸亀市）



(注) 本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は100%とならない。

#### ◆その他の品目で利用したいもの（問3）

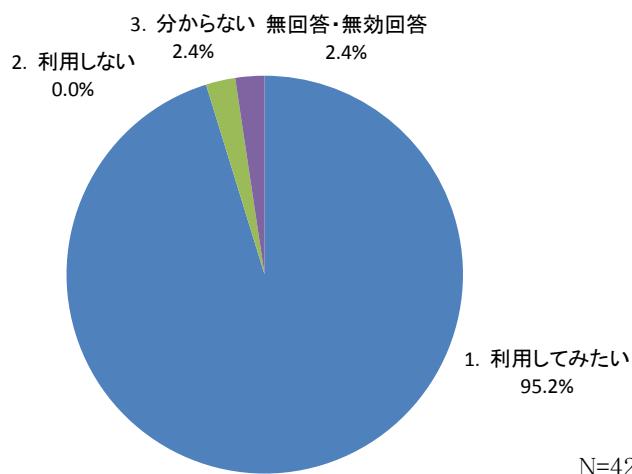
- ・パソコン・パソコン用品（5件）
- ・プリンター（3件）
- ・ワープロ、おもちゃ、充電式小型そらじき、扇風機、テレビ（各1件）

#### (エ)小型家電の回収ボックスの利用意向・理由

##### 回収ボックスの利用意向

「小型家電リサイクルのための回収ボックスを今後利用したいと思いますか？（問4）」との設問に対して、「利用してみたい」との回答が95.2%（40件）となつており、「利用しない」との回答はなかった。

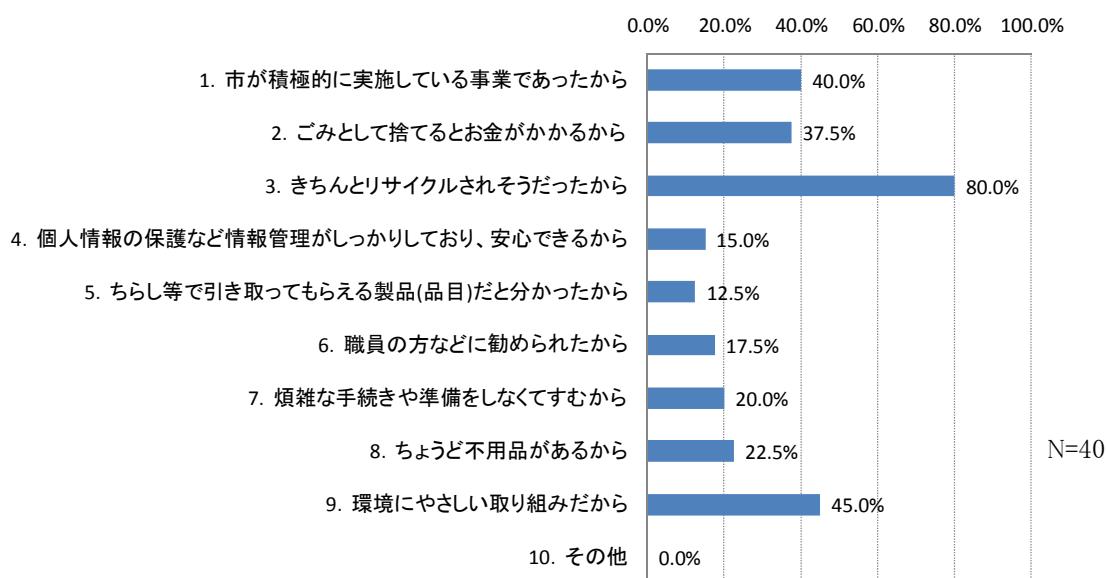
図 15 小型家電の回収ボックスの利用意向（丸亀市）



## 利用してみたいと回答する理由

「小型家電の回収ボックスを利用してみたいと思った理由を教えてください（問4-1）」との設問に対して、「きちんとリサイクルされそうだったから」との回答が80.0%（32件）と最も多く、次いで「環境にやさしい取り組みだから」（45.0%、18件）、「市が積極的に実施している事業であったから」（40.0%、16件）、「ごみとして捨てるとお金がかかるから」（37.5%、15件）と続く。

図 16 小型家電の回収ボックスの利用したい理由（丸亀市）



(注1) 「小型家電リサイクルのための回収ボックスを今後利用したいと思いますか？」との設問に対して、「利用してみたい」との回答（N=40）を対象。

(注2) 本設問は複数回答可（該当するものすべてを選択）としており、上記回答の合計は100%とならない。

### (才)小型家電回収・リサイクルに対する自由意見

自由意見としては、本事業に対する肯定的な意見が挙げられている。

広報の方法については、広報紙だけではなく、お祭り・イベント等でのアピールに対して肯定的な意見が挙げられており、また、市民の方に直接説明する機会が効果的との意見が挙げられている。

「個人情報の保護」について、気にしている意見も挙げられており、どのような個人情報保護の対策を講じているか市民への周知が求められている。

#### ◆自由意見（問5）

- ・どんどんすすめていただきたい。
- ・お金が多少かかっても使える金属など使いたい
- ・処分の仕方が解らないのが多いので助かります。
- ・個人情報の保護を十分担保してほしい。
- ・個人情報がどのような形で守られているのか、しっかりわかりやすく市民に周知すること。
- ・広報紙等など見ない人もいるので身近な啓発を考える。地域の祭りでアピールはいいアイデアと思う。直接言葉で説明してくれたら頭に入りますね。
- ・環境の教室をひらいてほしい。（交通安全教室みたいに）

## 丸亀市 使用済小型家電リサイクルに関するアンケート

環境省では、平成25年4月からの「小型家電リサイクル法」施行を踏まえ、使用済小型家電の回収に関する実証事業を実施しています。丸亀市は、実証事業対象地域の1つとして実証事業に参加、市民の皆様から不用となった小型家電の回収・リサイクルを行っています。

実証事業の一環として、小型家電を持参いただいた皆様に、小型家電リサイクルの取組みに対するご意見をいただきたい、アンケートにご協力をいただけますと幸いです。

**問1** 小型家電の回収を実施していることを、どのようなきっかけでご存知になりましたか？  
(当てはまるものすべてに○)

1. 来て知った（事前には知らなかった） 2. ちらし 3. 広報紙 4. インターネット  
5. 友人知人から聞いた 6. その他 ( )

**問2** 回収ボックスを利用するとしたら、どのような品目を持ってきたいと思いますか？  
(当てはまるものすべてに○)

1. デジカメ 2. ビデオカメラ 3. 携帯型ゲーム機 4. 据置型ゲーム機  
5. 電話機 6. ラジオ 7. ポータブルDVDビデオ 8. MDプレーヤー  
9. デジタルオーディオプレーヤー 10. CDプレーヤー 11. テープレコーダー  
12. ICレコーダー 13. 電子辞書 14. 電卓 15. カーナビ 16. VICSユニット  
17. ETC車載ユニット 18. 携帯電話 19. PHS 20. 上記の付属品

**問3** 問2で示した小型家電以外に、小型家電回収で持ってきてほしいものがありますか？(自由回答)

**問4** 小型家電リサイクルのための回収ボックスを今後利用したいと思いますか？  
(当てはまるもの1つに○)

1. 利用してみたい 2. 利用しない 3. 分からない

**問4-1** 問3で「1. 利用してみたい」と回答された方にお伺い致します。小型家電の回収ボックスを利用してみたいと思った理由を教えてください。(当てはまるものすべてに○)

1. 市が積極的に実施している事業であったから  
2. ごみとして捨てるとお金がかかるから  
3. きちんとリサイクルされそうだったから  
4. 個人情報の保護など情報管理がしっかりしており、安心できるから  
5. ちらし等で引き取ってもらえる製品（品目）だと分かったから  
6. 職員の方などに勧められたから  
7. 煩雑な手続きや準備をしなくてすむから  
8. ちょうど不用品があるから  
9. 環境にやさしい取り組みだから  
10. その他 (具体的に )

**問5** 使用済小型家電の回収・リサイクルについてご意見があれば自由にご記入ください。

**問6** 差し支えなければ、下記にもご回答ください。

性別	女性	男性				
年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上

~以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございます~

## 第4 実証事業結果の考察

前述の実証事業結果を踏まえ、異物混入対策、個人情報保護への対策、効率的な回収方法についての考察を行った。

### ○異物混入の状況と対策

#### (異物混入の状況)

- ・回収ボックスでの回収を中心に、異物混入状況について整理する（ここでは、「回収対象ではない使用済み小型電子機器」、「小型電子機器以外のもの」のいずれも）。前述「品目別の回収状況」(45~72 ページ)にて報告したうち、「17 その他」（丸亀市、宇多津町は「30 その他」）に整理されたものが異物となり、各市町でその割合は異なるが、全く確認されない市町 (0%) から、2割程度確認されている市町まで様々 である（いずれも重量割合）。
- ・また、各市町の回収ボックスから一次保管場所までの回収担当者へのアンケート調査（任意調査、7 市町、12 件の回答を得た）からは、「異物の混入割合は 2~3 割程度であった」との回答が最も多く（8 件）、品目別の組成調査の結果と、実際に回収ボックスから回収を担当されていた方の感覚・意見と齟齬はない。
- ・具体的な異物の内容について、品目別の回収状況の計測時の確認では、「使用済み小型家電以外のもの」の異物混入は限定的であったが、本実証事業での回収対象でない使用済み小型家電が一定量含まれていた。例えば、小型家電以外では、カセットテープ、ゲームソフト、プラスチック類・紙類のごみ、小型家電を入れた容器包装類などが、回収対象でない小型家電としては、掃除機（ハンドクリーナー）、懐中電灯、ひげそり、パソコンなどが異物として確認されている。（上記は、ピックアップ回収の直島町、幅広く制度対象品目を中心に回収する丸亀市、宇多津町以外の事例。）
- ・また、携帯電話のリチウムイオン電池（充電式）、時計などの一次電池などが内蔵された状態で排出されることも多く確認された。品目別の回収状況に関する調査時の確認では、携帯電話・PHS 等では、およそ約半数（5 割程度）の電池が内蔵された状態で排出されていた。電池類は回収時または中間処理施設での破碎時に火災・事故等に繋がる可能性もあり、住民の方に取り外して排出していただくことを徹底していく必要がある。

#### (異物混入への対策)

- ・本実証事業において確認された異物としては、「回収対象ではない使用済み小型電子機器」が多く、ちらしや回収ボックスでの案内等で丁寧に説明はしていても、住民にとってどの品目が回収対象なのか判断が難しい、または、“回収ボックスの投入口に入れば回収してもらえるのであろう”、“せっかく持ってきたから入れてしまおう” という心理が働いていることも推測される。（回収担当者アンケートからも同様の意見が確認される）
- ・住民向けアンケート調査から「回収対象品目を拡大して欲しい」との意見も挙げられており、異物混入を防ぐための啓発・対策を講じることと並行して、住民の小型家電

排出ニーズを踏まえた回収対象品目の見直し・検討も求められる。

## ○個人情報保護への対策

- ・本実証事業では「個人情報を消去の上、排出いただくこと」をちらし、回収ボックス・ちらしなどで明記・注意喚起した上で回収を行っている。
- ・住民向けアンケートにおいて、回収ボックスを利用した理由として「個人情報の保護など情報管理がしっかりとしており、安心できたから」との回答は10~15%であった。  
(ただし、個人情報を含む小型電子機器(例えば、携帯電話)等を排出した人のみが回答対象となるので他の回答との比較はできない)
- ・自由回答においては、「個人情報の保護を十分担保してほしい」「どのように保護されているのか市民に周知が必要」との意見が出されている。
- ・携帯電話においては、回収ボックスに携帯電話破壊工具を設置し、必要に応じて利用してもらうよう促している。回収担当者へのアンケート調査では、携帯電話の破壊は「ほとんど行われていなかった」が4市町、「1~3割程度」が1市、「5~7割」が1市、「ほとんど行われていた」が1町となっている。また、品目別の回収状況の計測時の確認では全体の3~4割程度が破壊されていた。
- ・個人情報の削除は、住民の自らの責任で行うことが原則である。住民が排出した時点から、市町での一次保管、中間処理事業者での保管・リサイクルの過程においては、回収された小型家電の管理徹底が行われているが、アンケート等でも一部個人情報に関する意見が確認されていることもあり、仮に住民が携帯電話を排出する時点で個人情報の消去を行わなかった場合には、懸念・リスクが生じるため、引き続き住民に対しての周知徹底していくことが望ましい。

## ○人口1人あたりの年間回収重量、効率的な回収方法について

- ・人口1人あたりの回収量(kg/人・年)について、小型家電リサイクル法の基本方針において、「市町村または認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標【平成27年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年(回収率約20%)】」とされている。

### (ボックス回収について)

- ・回収重量からみると、いずれの市町も1人あたり0.1kg/人・年(推計)未満であり、小型家電リサイクル法の基本方針に定められる目標と比するとその差は大きい。
- ・本実証事業では、回収対象品目を限定していること、回収ボックスの投入口に入ることなどの条件があり、また一般廃棄物の排出区分・有料化等の状況にも違いがあるため、単純な比較はできないが、他地域の実証事業と比較して、回収量が多い地域とは言い難い(例えば、山口県防府市では0.16kg/人・年の回収)。
- ・回収担当者へのアンケート調査では、多くの市町で「回収量が多いボックス」と「少ないボックス」が存在している。回収ボックスから市町の一次保管場所までの収集において、定期的な回収(例えば、1週間に1回)等を実施している場合には、効率化を図る余地があると考えられる。
- ・住民向けアンケートにおいて、「また利用したい」との意見が大部分をしめており、

利用しないとの意見は一部である。住民にとって利用しやすい回収方法であることが伺え、住民に対して利用促進を図るための啓発を継続し、定着させていくことも必要と思われる。

(ピックアップ回収について)

- ・直島町で実施したピックアップ回収は、ボックス回収に比べて1人あたりの年間回収量は多くなっている。
- ・他地域の実証事業においても、ピックアップ回収は、ボックス回収に比べてより多くの小型電子機器を回収できる回収方法であることが確認されており、本実証事業においてもその傾向が改めて確認された。
- ・ピックアップ回収の効率については、住民への広報・周知などより、ピックアップを担当する委託先事業者または町の職員の方の作業性などが重要になると想定され、中間処理事業者との連携・情報交換を通じて、どのような品目がリサイクル可能であるかなどを丁寧に共有、ピックアップ回収対象品目の見直しや作業性の向上などを進めることが期待される。

(以上)